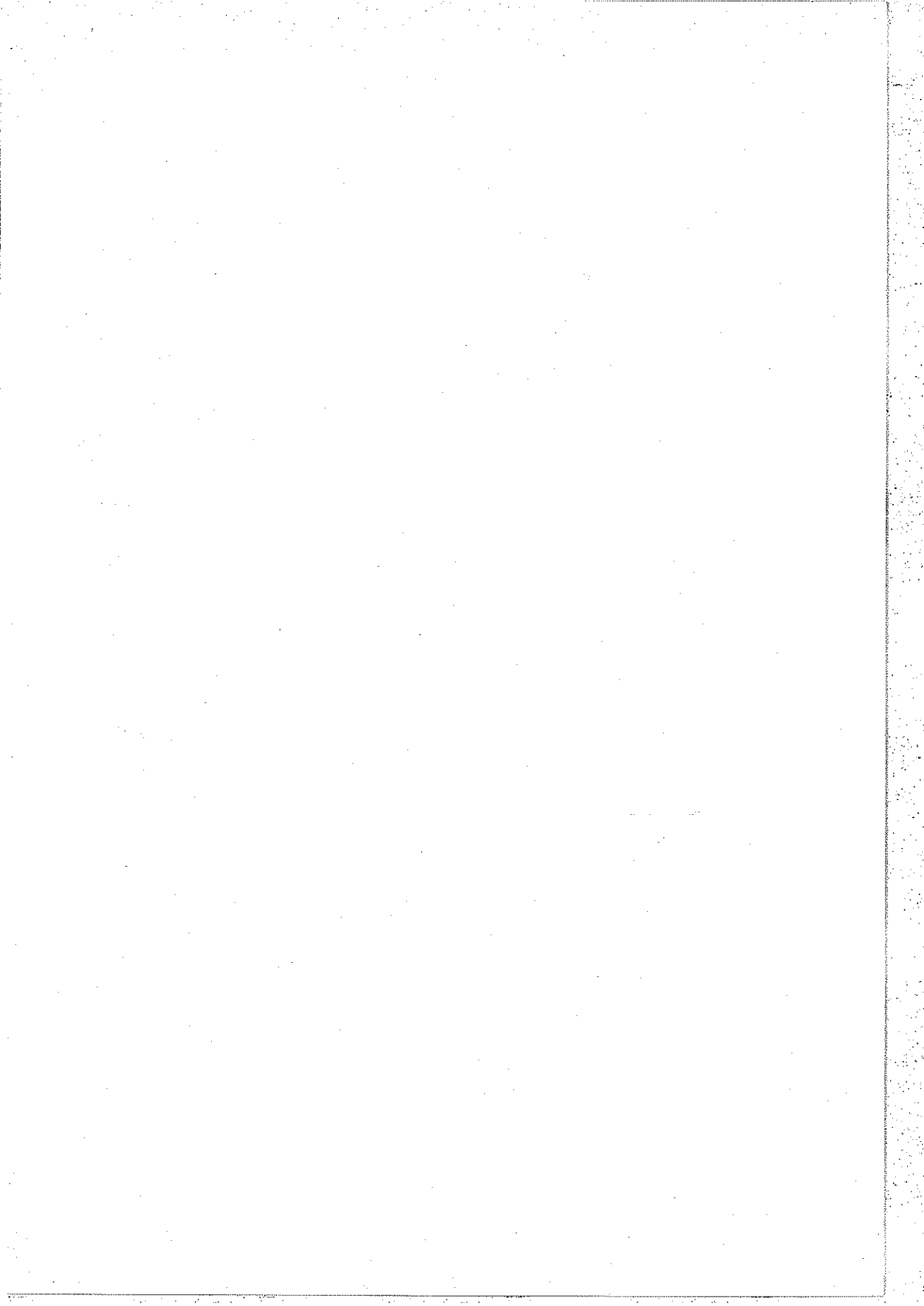


平成元年12月19日開会  
平成元年12月21日閉会

# 和泉市議会第4回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第4回定例会会議録目次

### 平成元年12月19日(火曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1 "
○ 議事日程	3 "
○ 開会宣告(午前10時00分)	5 "
○ 市長開会挨拶	5 "
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について (勝部津喜枝・早乙女 実・原 重樹)	6 "
○ 日程第2 会期の決定について(12月19日～12月22日 4日間)	6 "
○ 日程第3 一般質問について	
1番に 3番 藤原正通君	6 "
2番に 2番 須藤洋之進君	22 "
3番に 23番 原重樹君	30 "
4番に 18番 若浜記久男君	52 "
○ 散会宣告(午後4時06分)	65 "

### 平成元年12月20日(水曜日)第2日目

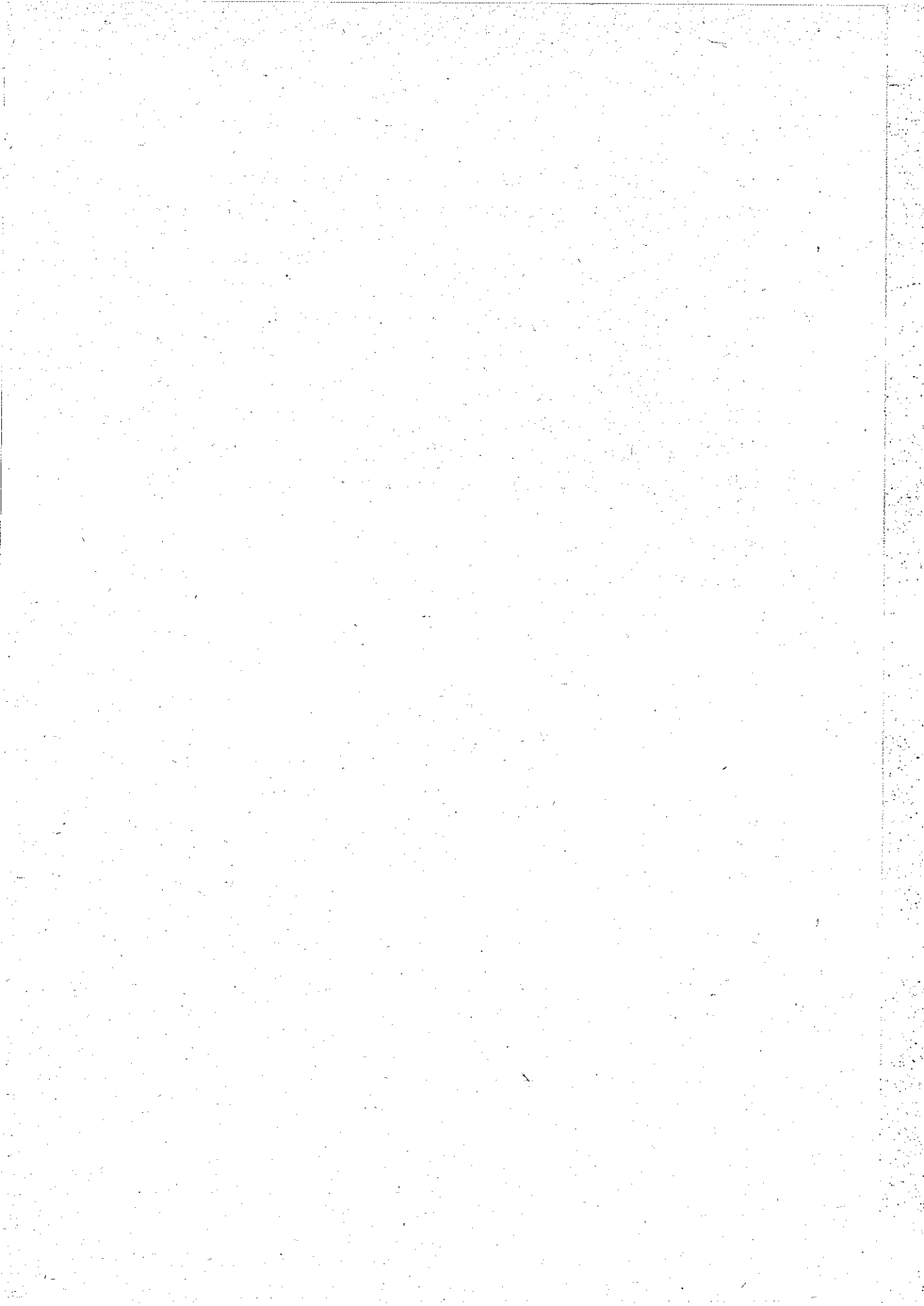
○ 出席議員・欠席議員	67 "
○ 議事説明員、その他	67 "
○ 議事日程	69 "
○ 開会宣告(午前10時00分)	69 "
○ 日程第1 一般質問について	
1番に 22番 早乙女 実君	69 "
2番に 25番 天堀 博君	95 "
3番に 7番 赤阪和見君	107 "
○ 散会宣告(午後3時20分)	122 "

### 平成元年12月21日(木曜日)最終日

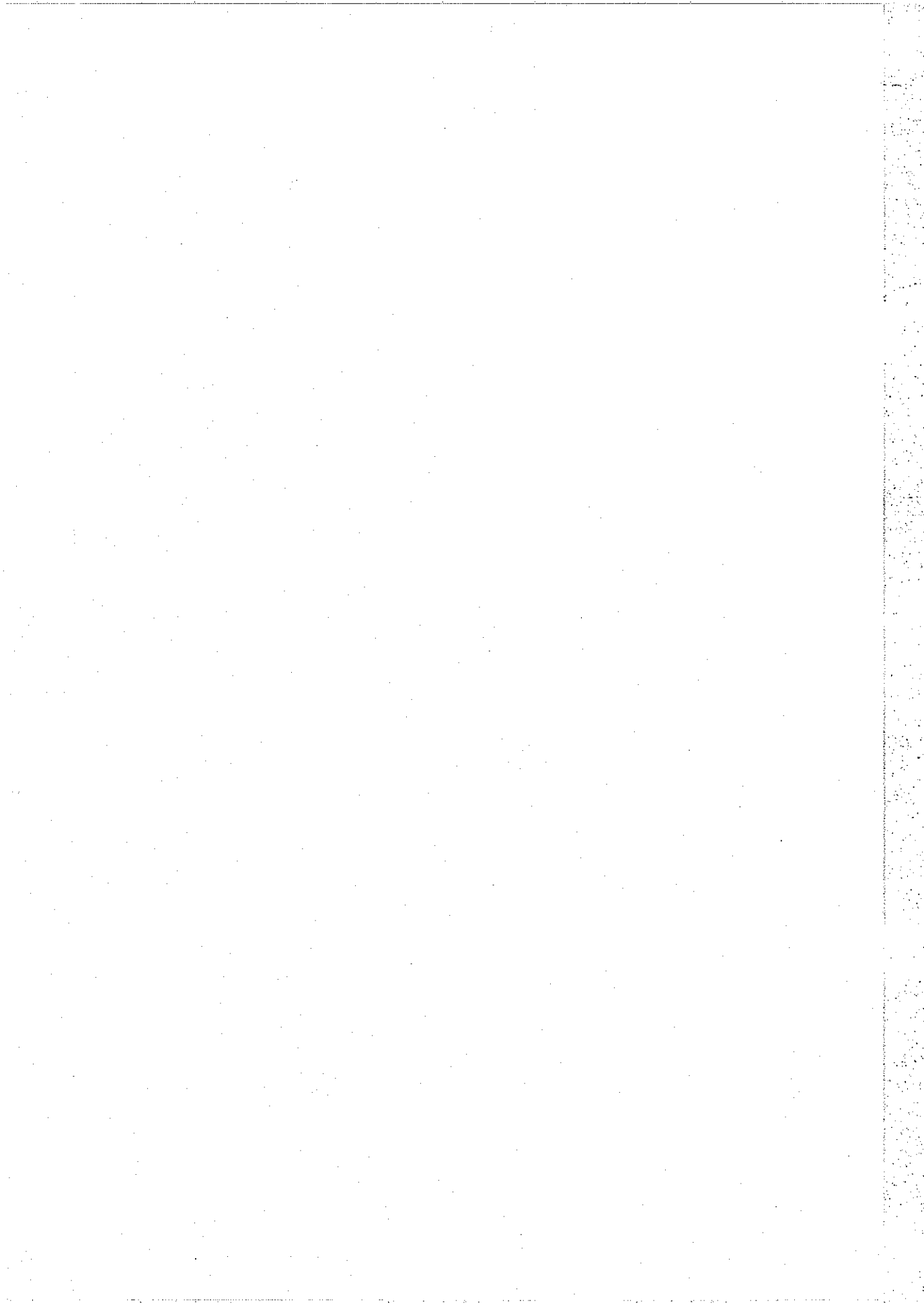
○ 出席議員・欠席議員	123 "
○ 議事説明員、その他	123 "

○ 議事日程		125頁
○ 開会宣告 (午前10時00分)		126 "
○ 日程第 1	(監査報告第28号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 昭和63年度 平成元年5月分)	一 括 上 程 127 頁 133 頁
○ 日程第 2	(監査報告第29号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成元年5月分)	
○ 日程第 3	(監査報告第30号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年5月分)	
○ 日程第 4	(監査報告第31号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年5月分)	
○ 日程第 5	(監査報告第32号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成元年6月分)	
○ 日程第 6	(監査報告第33号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年6月分)	
○ 日程第 7	(監査報告第34号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年6月分)	
○ 日程第 8	(監査報告第35号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成元年7月分)	
○ 日程第 9	(監査報告第36号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年7月分)	
○ 日程第10	(監査報告第37号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年7月分)	
○ 日程第11	(監査報告第38号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成元年8月分)	
○ 日程第12	(監査報告第39号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年8月分)	
○ 日程第13	(監査報告第40号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年8月分)	
○ 日程第14	昭和63年度和泉市水道事業会計決算認定について (認定第 1号)	
	(認定第 2号) (決算審査特別委員長報告)	
○ 日程第15	昭和63年度和泉市病院事業会計決算認定について (認定第 2号) (決算審査特別委員長報告)	136頁
○ 日程第16	(報告第19号) 専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	138 "
○ 日程第17	(報告第20号) 専決処分の承認を求めることについて (和泉市立小学校及び中学校設置条例等の一部改正)	141 "
○ 日程第18	(認定第 3号) 昭和63年度和泉市歳入歳出決算認定について	161 "
○ 日程第19	(議会議案第14号) 決算審査特別委員会設置について	162 "
○ 日程第20	(議会議案第15号) 決算審査特別委員会委員の選任について	163 "
○ 日程第21	(議案第49号) 泉北環境整備施設組合規約の変更について	165 "
○ 日程第22	(議案第50号) 和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉都市計画道路3・3・5和泉中央駅前線の街路事業の直接施行同意について	167 "
○ 日程第23	(議案第51号) 工事請負契約締結について (和泉市公共下水道池田下20-4号線他管布設工事)	172 "
○ 日程第24	(議案第52号) 工事請負契約締結について (王子第二団地8棟建設工事)	175 "
○ 日程第25	(議案第54号) 工事請負契約締結について (丸笠団地改善(二期)工事)	182 "
○ 日程第26	(議案第53号) 和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について	

○ 日程第27	(議案第55号) 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第56号)	194 括 上 201 程 頁
○ 日程第28	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例制定について (議案第57号)	
○ 日程第29	平成元年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について (議案第58号)	204 頁
○ 日程第30	平成元年度和泉市一般会計補正予算(第3号) (議案第59号)	240 "
○ 日程第31	平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (議案第60号)	242 "
○ 日程第32	平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) (議案第61号)	246 "
○ 日程第33	平成元年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号) (議案第62号)	248 "
○ 日程第34	平成元年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号) (意見第7号)	250 "
○ 日程第35	長期営農継続農地制度等の堅持に関する意見書 (意見第8号)	252 "
○ 日程第36	在日韓国人の法的地位向上に関する意見書	253 "
○ 市長閉会あいさつ		254 "
○ 議長閉会あいさつ		254 "
○ 閉会宣言(午後5時07分)		254 "



第 1 日





平成元年12月19日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番 池辺秀夫君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之
市長公室	役	坂口禮之助	総務部	次長	森利治
市長公室	入	中塚白	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	長	杉本弘文	財政課	長	阪豊光
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部	長	堀宏行
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	理事	中西優	同和対策部	次長	明坂文嘉
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	次長	鹿島賢昌	福祉事務所	次長	大宅清巨
秘書課	長	井阪和充	福祉事務所	次長	農端小一
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部	長	麻生和義
総務部	長	橘本昭夫	市民生活部	次長	岸田秀仁

市民生活部次長	坂田平之	病院事務局次長	谷上徹
市民生活部次長	池辺修次	消 防 長	角谷泰夫
産 業 部 長	松村吉堯	消 防 本 部 次 長	高宮武男
産 業 部 理 事	中西淳富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬喜広
産 業 部 次 長	高三一行	用 地 担 当 理 事 長	明坂貞士
産 業 部 次 長	藤原清司	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	藤原忠男
産 業 部 次 長	松林保	教 育 委 員 長	藤原喜久
建 設 部 長	浅井隆介	教 育 長	西川博之
建 設 部 理 事	山崎琢磨	管 理 部 長	逢野通有
建 設 部 次 長	谷俊雄	管 理 部 次 長	白樫欣達
建 設 部 次 長	赤田篤信	指 導 部 長	重野吉男
建 設 部 次 長	山崎精二	指 導 部 次 長	木村稔
都 市 整 備 部 長	萩本啓介	社 会 教 育 部 長	生田明郎
都 市 整 備 部 理 事	阪倉嘉一	社 会 教 育 部 理 事	竹田寿夫
都 市 整 備 部 次 長	三井義秋	社 会 教 育 部 次 長	中辻喜平
改 良 事 業 部 長	富田宏之	社 会 教 育 部 次 長	北野意継
改 良 事 業 部 理 事	笠木恒忠	会 計 課 長	藤木正道
水 道 事 業 管 理 者	田中稔	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高橋善夫
水 道 部 長	岩井益一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着本清
水 道 部 次 長	岸本孝二	監 査 委 員	庄司陽三
水 道 部 次 長	仲田博文	監 査 事 務 局 長	吉田義忠
病 院 長	竹林淳	農 業 委 員 会 会 長	森口種行
病 院 事 務 局 長	藤原光夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
議事係長	佐土谷茂一
調査係長	井之上光一
係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月19日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(平成元年12月第4回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言要旨

- ① 1番 藤原正通 議員
1. コスモポリス土地買取状況について
  2. 老人福祉及び心身障害者児福祉について
  3. ゴミ問題について
  4. ふる里創生資金運用について
  5. 地域整備について
    - イ 浸水問題について
    - ロ 道路問題について
    - ハ 公共下水道について
  6. 小田公園整備について
- ② 2番 須藤洋之進 議員
1. 市内公園設備整備について
  2. 青少年指導員と健全な青少年育成について
  3. 北信太駅前について
- ③ 3番 原重樹 議員
1. 行政サービスについて
    - ① 新庁舎問題について

- ② シビックセンターについて
- ③ サービスセンター等について
- 2. 中央丘陵開発について（財政問題）
- 3. コスモポリス問題について
- 4. 同和問題について
- ④ 4番 若 浜 記久男 議員
  - 1. 職員団体について
    - ① 構成とその運営について
    - ② 管理職との関わりについて
  - 2. 海外出張について
    - ① 効果とレポート提出について
    - ② 予算の計上と業務停滞について
    - ③ 条例制定の必要性について
- ⑤ 5番 早乙女 実 議員
  - 1. 医療ヘルパー派遣事業について
  - 2. 「関西国際空港建設事業内容の変更に関する環境保全上の意見」について
  - 3. 開発問題と行政責任
    - 女性の働く権利保障について —
    - ① 保育所入所について
    - ② 学童保育について
    - ③ 学校給食について
- ⑥ 6番 天 堀 博 議員
  - 1. 職員採用について
    - ① 来年度の職員採用試験について
    - ② 各部ごとの職員定数と実員数  
（臨時職員、嘱託職員、長期アルバイト等）
    - ③ 一部事務組合の各々の出向職員について
    - ④ 外郭団体や関係施設の職員について
- ⑦ 7番 赤 阪 和 見 議員
  - 1. 環境保全と連帯意識の向上
    - 健康を求めて —

(1) ゴミ減量計画と資源化について

- ① 市民意識の向上と行政の対応について
- ② 一般ゴミ・事業所ゴミ・産業廃棄物・散乱ゴミについて
- ③ 医療ゴミ等々、各種処理対策について
- ④ コンポスターの使用、紙資源回収補助について

(2) 緑化運動について

— 全市に緑道計画を —

(午前10時00分開議)

- 議長（出原平男君） おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆様方には年の瀬も押し迫り、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席届けのある議員さんは池辺議員さん、遅刻届けのある議員さんは穴瀬議員さんでございます。現在、23名でございます。
- 議長（出原平男君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成元年第4回定例会を開会いたします。

○

- 議長（出原平男君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

- 議長（出原平男君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） おはようございます。一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成元年和泉市議会第4回定例議会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわらず御出席を賜り、ただいま議会の成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げたいと存じます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、昭和63年度和泉市歳入歳出決算認定について外7件と監査報告13件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして御議決、御承認をくださいますようお願いいたします。

願いを申し上げる次第でございます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりますのごあいさつといたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、21番・勝部津喜枝君、22番・早乙女実君、23番・原重樹君、以上、3名の方を指名いたします。

○

○ 議長（出原平男君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月22日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの4日間と決定いたします。

○

○ 議長（出原平男君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、3番・藤原正通君。

（3番・藤原正通君登壇）

○ 3番（藤原正通君） 3番・藤原正通でございます。通告順に従って質問の要旨を説明させていただきます。理事者におかれましては明確なる答弁を願います。

1点目として、コスモポリス土地買収状況についてお伺いをいたします。

関西国際空港をインパクトとしての和泉市の自主財源確保、地域発展のため、原課では日夜、努力されていることと思いますが、最近の地価高騰により買収が困難な状況になったと聞き及ぶが、現時点での買収率は全体の何%で、何件の地権者の協力が得られたのか、先行きの見通しはどうか、見込みはあるのか、見込みがない場合、他の土地確保の考えはあるのかどうか。これは市にとって重要なことでもありますので、明確なる考え方をお聞かせ願います。

2点目に、老人福祉及び心身障害者児福祉についてお伺いをいたします。

高齢化社会を迎えつつあります現在、65歳以上の高齢者は9人に1人ですが、21世紀初頭には、4人に1人になると予測されております。このような高齢化時代は、年金や保険、

保健医療、家族関係を初めとして、社会福祉のあり方や都市づくりに至るまで、いまだかつて経験したことのない社会構造全般にわたる変化の時代を迎えつつあることは確実であります。しかしながら政府は、1人暮らしのお年寄りや寝たきり老人に対しての施設建設は無理であり、在宅福祉や介護を推進しておりますが、わが党の意識調査でも、家庭での介護は難しいと答えた方が6.2%あり、家庭での介護は可能と答えた32%を大きく上回っているように、世話をする意欲はあっても、経済的、時間的、住居の問題などで在宅介護の難しさを訴えております。

そこで、地方自治で考えなければならないのですが、現在、市のヘルパーは何名おられますか。また、具体的な活動はどのように指導されておられるのか。今後、どのように充実されていかれる方針なのか、お答え願いたいと思います。

心身障害児福祉につきましては前にも述べさせていただきましたが、心身障害児を持つ親御さんの願いとしては、親生存中とはもかく、親亡き後のことを考えると、わが子がどのようにして生活していくのかと思うと一番気がかりで、行政でよい施策をと強く願っておられます。その点、伏屋で平成2年4月に大阪ワークセンターが開所するとのことで喜ばしいことと思いますが、これで十分とは言いきれないと考えます。市として、今後、さらに心身障害児の方々のための職業的自立の促進と雇用、生活の安定化をどのように図っていかれるお考えなのか、具体的に明確なる答弁を願います。

3点目に、ごみ問題についてお伺いをいたします。

原課では、るる市民に呼びかけお願いもし、ごみの軽量化を推進しておられますが、思うようにいかないどころか、増大する一方であります。生ごみ収集は週2回の個別収集を原則としながらも、狭隘な道路では一定場所に集めての収集であり、その点での住民間のトラブルや苦情が多く、平等性から見ても、また、美的観からも、他市で実施しているコンテナ収集方式がいいのではないかと。また、不燃焼物大型ごみについてもコンテナ方式にした方がいいと思うが、いかがお考えか、お答えを願いたい。

4点目に、ふるさと創生資金の運用についてお伺いをいたします。

各市町村でもそれぞれユニークなアイデアや特殊な事情に基づいた計画が新聞紙上に報道されているが、市としても、市民からの要望や意見が寄せられたと思いが、何件寄せられたか。また、市としてのどのように計画されるお考えなのか、具体的にお聞かせ願います。

5点目に、地域整備についてお伺いをいたします。

(イ)として浸水問題であります。昨年9月の一時集中豪雨で市内各所で崖崩れや床下浸水があり、大変であったことは御承知のことと思います。現時点でも、降雨があるたびに府

中町内付近では、20年前の水路改修なので排水管が細いため水量を飲み切れずに逆流、民家の庭先に浸水し、ごみが浮いて困るとの苦情が寄せられています。部分的な改修では解決せず、根本的な対処が急務であると思いますが、いつごろ改善をする計画があるのかどうか、お聞かせ願いたい。

(ロ)として道路問題であります。市の計画道路もなかなか進展しません。黒観線については用地買収も90%終わり、平成2年度に着手されると聞き及びますが、泉大津阪本線はいつごろ完成の予定なのか。また、和泉中央線の井ノ口交差点より26号線に及ぶ間、観音寺三井団地間はいつまでと計画されているのか。ダイエー出店は別として、和気交差点の改良や横尾川堤防の道路化等はどのように考えておられるのか。朝日住建マンションの入居も始まり、交通停滞が一段と深刻になると予測されるが、その点、どのようにお考えか、明確なる答弁を願います。

(ハ)として公共下水道についてであります。本年4月に和気校区、国府校区全域と芦部校区の一部が公共下水道条例が制定され、12月1日より、小田町、和気町の一部が供用開始されることにより、各町会とも自分たちの町がいつごろ工事着手してくれるのだろうかという問い合わせがあります。和気校区各町会及び国府校区各町会の工事計画は年次的にどうなっておるのか、具体的にお答えを願います。

また、特に和気団地自治会より強い要望が出されていると思いますが、寺門第一団地、今福団地、和気団地の3団地の公共下水道切り替え工事をどのように考えておられるのか。1日も早く地域住民のために切り替え工事をして供用開始をしてほしいとの要望がありますが、大阪府住宅供給公社の方では、直接住民の方たちで市に話してほしいと言われ、住民代表の方々は大変苦慮されております。3団地に限り受益者負担金をどのように考えておられるのか。住民の強い願いとして、新しくできた住宅であるので状況が違うので、切り替えは無料にしてほしいと願っておられるが、この点、どのようにお考えなのか、明確に答弁を願いたい。

6点目に、小田公園整備についてお伺いをいたします。

昭和62年第2回定例市議会において質問をさせていただきましたが、心身障害者の雇用の場にもなるようにぜひ植物園を、と提言いたしました。その節、市長より「ラブホテル許すまじ」という基本的な考え方で話を付けたことが第1点。それから、小田公園との一体的な利用ができることから買い戻したという二面性があります。

ラブホテルを建てさせないという一面は成功しましたが、後の小田公園との一体的利用に関する指摘につきましては、「私の方から担当部局に対し、何とか小田公園との一体的な利



用について構造的な見地から促進を検討せよ、ということをお命じております。担当の都市整備部でも英知を絞っているところであります。その意味では、植物園的な利用も1つの案として含めさせていただき、せつかくの土地利用だけにぜひ小田公園との一体的な利用が図れるよう、生きた施策が実現するよう検討を深めさせていただきたい。御指摘のように推進を図ってまいりたいと思っておりますので、今しばらく時間をお貸し願いたいと存じます」という前向きな御答弁をいただき、はや2年6カ月が過ぎましたが、どのように計画されましたか。松尾川廃川敷暗渠化に伴う緑道整備により、小田公園と連動した名所名物にもなると提案し、原課でも完成に向けての図面まで作成していただいた経過がございますが、その後、どうなっておりますか、合わせて明確に御答弁をお願いします。

以上、自席での再質問の権利を留保いたしまして説明を終わります。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 市長公室理事（稲田順三君） それでは、第1点目のコスモポリス土地買取状況につきまして、稲田より御答弁申し上げたいと存じます。

本年6月より用地買取契約の前提となります国土法の届け出書をいただくため地権者宅を回り、195件中67件、全地権者の34.3%の方々から届け出書をいただいたところであります。また、届け出書提出後約6週間で許可が下りた後契約に入るわけですが、現在までの契約数は195件中46件、全体の23.6%、面積で10万8,400㎡、15.5%の方々との契約を済ませているのが現状であります。

しかし、最近の空港連絡道路、いわゆる空連道の大幅な単価改定が新聞等で発表されて以来、地権者の方々から単価が低いのではないかという御意見が出始め、国土法の届け出書への押印や契約を約束した地権者からも保留の意思表示がなされるなど、土地集約が厳しい状況に立ち至っているのが実態であります。このような厳しい状況をどう打開するのかわかるところですが、地元連合対策委員会の方々や顧問さん、地元選出の飯坂議員さんをはじめいろんな方々の御指導を得る中地元での地権者会議を開催し、地権者の生の声をお聞きしながら取り組んでいるわけであります。その地権者の生の声といいますのは、やはり最近の地価高騰が異常なものがあるので、現在、提示されている価格では非常に低いので、大幅な価格改定の必要があるのではないかという強い御意見をいただいているところであります。

一方、市といたしましても、地権者との個別交渉ではなかなか用地買取が進まない状況にあるので、何とか町単位の一括交渉をお願いしたい。一括交渉をお願いできるならば、市としても最大の努力をし単価改定に取り組んでまいりたい、このような御提案を申し上げているところであります。現在、地元連合対策委員会の役員の方々との調整を進めているところで

あります。今後、単価の見直しに向けまして府関係機関や事業主体の会社等と調整し、検討を行いながら、地権者皆様方の深い御理解と御協力を得、何とか早期に土地集約に取り付けたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 2点目の老人福祉、心身障害者児福祉について、福祉課金谷からお答えいたします。

まず、本市における家庭奉仕員制度でございますが、心身に障害者がございまして日常生活に障害がある老人、重度身体障害者を抱える家庭に対しまして家庭奉仕員を派遣、老人あるいは重度身体障害者の日常生活のお世話をします。そのことによってこれらの方々々が健全で安らかな生活を営めるようにすることができるよう援助するということが目的でございます。

先ほど、お尋ねのヘルパーの人数でございますが、本年度に1名増員いたしまして、現在、6名の非常勤を含め6名の方々を配置しております。具体的なサービス内容といたしましては、食事の世話、掃除、洗濯、整理整頓その他家事あるいは介護、相談助言に関することでございます。その際、われわれが指導を行ってまいっておりますのは、本人から申し込みを受けて派遣助成を決定するわけですが、介護に当たっては、お年寄りがわれわれの方に心を開けるように対応するというを常にモットーとして事に当たるよう、指導をいたしております。

次に、今後の充実方策でございますが、先生の御指摘どおり、高齢化社会が進展いたします中、しかも、在宅福祉の充実ということで在宅の老人が増えることが予想されます。その市民の需要動向に配慮しながら、サービス内容、人員についても充実するよう検討してまいりたいと考えております。

次に、心身障害者関係でございますが、雇用の安定あるいは生活の安定ということでございます。申すまでもなく、心身障害者の雇用の拡大につきましては、生活の安定を図る上からも、また、生きがいを高める上からも、まことに重要なことだと認識いたしております。これまでも種々の施策を講じておるところでございます。

障害者雇用に関しましては、障害者の雇用の促進に関する法律がございまして、その法律によりまして所定の職種に関しては、一定の障害者雇用が義務付けられ、また、そのようにして雇用した場合、所定の障害者雇用給付金が支給されます。われわれといたしましては、大阪府あるいは職業安定所、商工会等と協力しながら、各種の広報媒体を利用しその趣旨の普及に努めておるところでございます。

また、養護学校を卒業する年代になりますと、その養護学校の進路指導教諭との連携を図りながら、養護学校を卒業する者について就職ができる者につきましては、その就職先の確保に努めておるところでございます。また、就職が即困難であるという障害者につきましては、通所型あるいは入所型の授産施設に措置をいたしまして、就職ができるようになるまで各種の授産事業を行っているところでございます。とりわけ、無認可の通所授産施設につきましては、本市では大阪府の補助基本額を上回る運営補助をいたしております。

また、認可の授産施設関係につきましては、大阪身体障害者団体連合会というところが、本市内の光明池運転免許場の近くで身体障害者授産施設を建設中でございます。これは通所でも入所でもできる施設ですが、明年4月にはオープンする予定でございます。本市は地元市といたしまして、優先して入所あるいは通所ができるよう、障害者団体連合会の内諾を取り付けておるところでございます。

このほか本市独自の施策といたしましては、障害者が公共施設緑化あるいは除草を行うグリーンサポートセンターに対し、障害者の職業訓練委託を行っているところでございます。

現在、このように障害者の雇用の拡大あるいは生活安定に取り組んでおるところでございますが、先ほど申し上げましたように、単に収入の道を得るだけでなく、障害者の生きがいを高める上でも、一層これらの充実に取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。

○ 議長（出原平男君） 次の答弁。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 3点目のごみの戸別収集につきまして、環境衛生課岸田よりお答えいたします。

生ごみなど日常生活から排出される一般家庭の可燃ごみ収集につきましては、業者委託により週2回収集しております。収集形態は、原則として戸別により収集することといたしてございます。戸別収集が可能な条件として、収集車両が通り抜けできる道路形態であることが望まれます。したがって、行き詰まりになっているような場所または道路が狭くて車両が通れないようなところでは、市民の方に一定の集積場所までごみを持ち出していただいております。円滑な収集作業ができるよう御協力をお願い申し上げていく所存でございます。

しかし、路上駐車や迷惑駐車も多く、また、開発中の住宅地では、工事用車両の通行及び資材等が道路上に置かれていたりして戸別収集ができにくい場所や、委託業者の都合によりまして、市民の方々にステーションでの収集について御協力をお願い申し上げておる場所もございます。これらについても、戸別収集の実施について何の支障もなくスムーズな通行や作業が確保できましたら、路上駐車防止と市民皆様方の御協力をお願い申し上げ、対処してまいりたいと存じます。御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、御提案のありましたコンテナボックスでの収集につきましては、これに対応する車両の改善、また、設置場所や購入費用の負担問題等クリアしなければならないことも幾つかございますが、他都市の例も参考にしながら検討してまいりたいと存じます。

以上、ごみ問題につきましてお答えさせていただきました。御理解いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 次の答弁。
- 市長公室理事（稲田順三君） それでは、4点目のふるさと創生資金の運用につきまして、稲田より御報告申し上げます。

このたび、自治省より創設され全国の自治体に対して1億円の交付税措置が講じられました、いわゆるふるさと創生資金1億円事業の本市の取り組み状況でございますが、広く市民の方々の参加のもと事業を実施していくということで、事業の趣旨を生かすため、「広報いずみ」4月号及び5月号におきまして市民の方々よりアイデアを募集、合わせて本市職員全員に対しましてもアイデアを募集いたしましたところ、5月末日締め切り時点におきまして、135名から149のアイデアが出されました。

その寄せられましたアイデアの検討も含め、どのような事業を実施するかを決定するため、助役を委員長に関係部長級14名、計15名の委員から成る和泉市ふるさと創生事業検討委員会を8月11日に設置、現在まで4回の会議を開催してまいったところであります。また、委員会の中で委員事務局から幾つかの独自のアイデアも提案され、最終的には、160のアイデアを検討することとなったわけであります。

委員会における事業決定の手法といたしましては、まず、各委員にそれぞれのアイデアごとの採点を行ってもらふことといたしました。その採点の判断基準として6項目を設定、その基準に従ってそれぞれのアイデアごとに4段階のランク付けを各委員に行っていただき、その採点結果をもとに審議を行った結果、現在のところ、次の6つのアイデアに絞り込んだところであります。

1番目は、ふるさと館の建設や近在する玉塚山古墳の活用など、いわゆる黒鳥山公園の整備。2番目として、中央丘陵新駅周辺の中央公園内で本市の歴史が一望できる施設建設。3番目に、桜祭の実施、これは受け皿づくりも含めて検討していきたいということ。4点目として、市民の国際感覚の向上に向けての基金の設置。5点目は、青少年の家周辺での森林浴公園の整備。6点目としては、ふるさとの川拠点づくりであります。

これら6つのアイデアについてさらに検討を加え、絞り込んでまいっている最中でありまして、早い時期に決定を見ていきたいと考えておるところでございます。

なお、実施時期につきましては、決定次第財政当局と調整を図り、できれば平成2年度当初に予算計上をお願いしたいと考えておるところでございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 建設部理事（山崎琢磨君） 浸水対策と公共下水道につきまして、建設部から御説明申し上げます。

浸水対策でございますが、昨年8月の集中豪雨によりまして、特に府中地区につきましては、相当ひどい浸水がございました。この地区の公共下水道につきましては、府中西幹線と都市下水路府中北幹線の整備を行っておりますが、末端まで整備していないところがございまして、まだ浸水するところが相当ございます。整備の促進についてでございますが、平成2年度には、流域下水道が粉河線の府中駅に入るところまで来ますので、これの汚水と合わせまして、雨水事業も行っていきたいと考えているものでございます。

続きまして、公共下水道の計画でございますが、本市が所管しております流域下水道に関係する公共下水道の区域につきましては、雨水管の計画を52年度から、污水管につきましては62年度から着手しております。現在、流域下水道のうち和泉忠岡幹線、これは父鬼和気線の区域でございますが、この12月1日に供用開始をいたしました。これと合わせまして、和泉大津の粉河線に入る幹線につきましては、平成2年度中に供用開始の予定でございます。これに伴います公共下水道につきましては、先ほども申し上げましたように、第一負担区378ha、特に国府校区と和気校区でございますが、これを10年後を目標に施行いたしたいと考えてございます。

それから、和気3団地の公共下水道に接続する件でございますが、この団地の処理場及び受益者負担金等の諸問題につきましては、条件整備が必要でございます。受益者負担金につきましては、本来は、土地の所有者に負担していただくことになるわけでございます。そこで、団地の開発者である処理場の所有者である大阪府住宅供給公社に対しまして、受益者負担金を負担していただくよう協議を進めておるところでございます。

それから、若干、道路の件に関係いたしますが、榎尾川左岸についての御指摘がございましたが、この道路計画につきましては、ダイエーの建設に伴いまして、河川の管理者である大阪府と協議しておるところでございます。道路構造などにつきましては、どのようにするかはまだ明らかにされてございません。今後、業者より具体的な協議があれば、私ども前向きに対応しようというところでございます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路問題の市道部分につきまして、道路課谷よりお答えいたします。

まず、第1点目の泉大津阪本線でございますが、この事業を実施するには、国の改良事業としての補助採択が必要でございます。しかし、国の補助採択基準が1市1路線の中で進められております。現在、この改良事業が阪和東側2号線を事業実施をしておりますが、この路線は、現在、まだ用地買収中でございます、完了までには数年が必要でございます。したがって、この阪和東側線の事業完了のめどが立った時点で、阪本線の事業化等について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

2点目の和泉中央線の観音寺区間でございますが、この区間の事業計画につきましては、まず、事業手法といたしましては、住宅・都市整備公団が直接施行として国の補助採択を受け、事業の実施は市が行うことで現在、公団と協議を進めております。また、今年7月から道路築造工法につきまして地元説明も行っております。その中では、地権者からいろいろ意見、要望もいただいておりますが、今後とも精力的に協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、年度計画につきましては、今年度から5カ年計画で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 都市整備部理事（阪倉嘉一君） 井ノ口交差点から国道26号線間の都市計画街路和泉中央線の整備について、都市整備部阪倉からお答えいたします。

この区間につきましては、原道は泉大津粉河線となっております。この区間につきましては、後背地の和泉中央丘陵開発等に伴う周辺開発が進みますので、和泉中央線の整備の必要性が高まると考えられます。このため府に対しまして、その整備促進について要望しているところでございますが、当該区域は商業地域を通過しております、沿道には店舗等が密集立地しており、その移転等の関係で事業化には困難な課題を抱えており、なかなか事業化には至っていないのが現状でございます。しかしながら、市としてもその整備の必要性については認識しており、買い取り要望のある土地については、先行取得により対応するよう検討したいという考え方でございます。

また、市といたしましてもその整備促進の観点からも、府中駅前再開発事業を行うべく地元と協議を進めているところでございますので、再開発の促進について積極的に取り組まなければならないとともに、この計画の推進と合わせまして、大阪府に対しまして道路拡幅の

事業採択をお願いしてその実施が図れますよう、今後とも大阪府等関係機関にさらに要望していきたいと考えております。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 公園課長（樋渡颯治君） 小田公園につきまして、公園課樋渡よりお答えいたします。

先生より常々御指摘を受けております小田公園の現在の進捗状況につきましては、49年から国、府の補助を受けながら公園整備に取り組んでいるところでございます。現在の進捗率は、近隣公園として約1.6haのうち用地で約38%、施設整備で約63%でございます。限られた補助枠の中で整備に努めているのが実態でございます。

御指摘の当初計画に隣接地のラブホテル訴訟によります裁判の和解により取得いたしました約1,400haの土地利用につきましては、小田公園と一体利用を図る目的から本年2月、都市計画の変更を行い、本用地も含めた小田公園としての法手続を行い、平成元年度中に事業認可の手続を行うべく、大阪府と協議を行いながら作業を進めているところであります。

本用地の土地利用につきましては、先生から御意見を賜っております植物園につきましては、植物園は、本来、総合公園とか地区公園の4haから10haという大規模な公園に設置されるものでありまして、小田公園のような小規模の近隣公園での設置については、補助の適用は困難な状態にあります。しかし、小田公園の周辺が整備され、御指摘の福祉行政に関連して温室等の活用方法などの条件が整った時点においては、先生の御指摘も反映しながら整備に努めてまいりたく存じますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○ 3番（藤原正通君） 御答弁をいただきましたので、1つずつ再質問をさせていただきます。

コスモポリスの土地買収につきましては、非常な努力をされていることはよくわかりますが、先行き見込みがありますか。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 稲田より御答弁申し上げます。

先ほども御答弁を申し上げましたとおり、今、必死で地元の方々のお力添えもいただき、取り組んでいるところでございます。この事業につきましては、5.9年の総合計画に基づく60年からの長い歴史があるわけでございまして、この間、地元の方々に対しましては、産業基盤整備のためのコスモの必要性につきまして絶えず訴えてまいりました。その点につきましては、十分御理解をいただいておりますと確信するわけでございます。最近、単価改定など厳しい御意見をいただいておりますが、コスモの事業そのものにつきましては、何ら反対の御意見はいただいております中、何とか単価改定について、代替問題も含めまして地権者の方々と十分話し合いができるものという不退転の決意と、必ず成功させたいという確

信のもとで取り組んでおりますので、その点、御理解賜りたいと思います。

- 3番(藤原正通君) 努力されているのはわかるんですが、それぞれの市でも、すべての事業を進めていくことについては、大変な努力をされた上で結果が出ているんです。はなはだ市長に対して失礼とは思いますが、本当に和泉市にとってコスモポリスは大事な事業として位置付けされ、努力されているとは思いますが、私たちがいろいろ聞く中では、これだけ大事な事業であるのに、市長が一度も地権者のところにお願ひにも行かないというのはいかがかと思うんです。ただ、頼みに行けばいいというものではないが、事業を進めるに当たっては、市長自身がカリスマ的な存在になって、本当に市民から「この市長のもとで協力していけば裏切らない」という信頼感がどれだけあるかによって、それぞれの市でも事業の進捗が決まっていることは間違いありません。何も市長がお高くとまっているとは思いませんが、本当に和泉市の将来の発展を考えているならば、やはり地権者のところに行ってる説明、説得するという姿勢がなければなりません。原課の職員に任せているばかりでは、先行きが非常に案ぜられます。

昨年、私たち市会議員の選挙がありました。和泉市の将来の発展のため、いろんな公約を掲げて立った議員も大勢おられると思います。したがって、これは理事者だけに任せておけばいい問題ではないという認識のもと、強く意見、要望をさせていただくわけでございます。市長、どうでしょうかね。

- 市長(池田忠雄君) 藤原議員さんの御指摘と御要望をいただいたわけでございます。コスモポリスの事業につきましては、ぜひ実現をさせていただきまして、和泉市の産業の発展と飛躍を期していかなければならない大事な事業であることは、論を待たないところでございます。藤原議員さんの市長みずからが地権者のもとに足を運ぶべきというお説は、まことにごもつともでございます。ただ、いろいろと折衝過程の中、地元の対策委員会の設置もいただいております。その役員の方々とも数回、お目にかかって直接、私から委員長初め委員さんにも御説明をし、お願ひもしてまいりました経過もでございます。

全体の地権者のところに、という御指摘につきましては、今後の推移の中ぜひそうしなければいけない事態になれば、寄せていただく気持ちはございますが、私に代わって部課長初めそれぞれの幹部が寄せていただいておりますのが行政の組織でございます。最終的には、市政の責任者は私でございますので、そういう面は十分に心得てございます。今後の経過の中でお願ひに行く機会も多々あると思いますし、そのような場合には、ぜひ私からお願ひも申し上げてまいりたい、このような決意でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

また、この事業につきましては、先ほど、稲田理事から御答弁を申し上げましたが、地場



産業の繊維、人造真珠産業がそれぞれ低迷しておる中、コスモに先端産業を中心とする約50社の誘致を図っているわけでございます。この事業は用地集約が基本でございまして、用地集約が終わった時には、ぜひ実現させていただくよう熱願をしております。市挙げての事業でありますので、議員皆様方を初め地元の皆様方の御理解と御支援をこの機会にぜひお願いを申し上げ、私たちが不退転の決意で鋭意頑張ってまいりたいと存じます。

- 3番（藤原正通君） 鋭意努力するという御答弁をいただきましたので、これ以上申し上げませんが、和泉市の経常収支も悪い中、どうしても自主財源の充実確保のためこの事業を実現させていかなければ、和泉市にとって大変なことになると信じます。そのためには、市長として郷土和泉市の将来を思う中では、どれだけ地権者の御認識をいただくかという誠意にかかっていると思います。これが実現しないときには、場所を変えてでもコスモ構想だけは貫いていくんだという強い御決意をさらに深めていただきたいことを要望し、この点は終わらせていただきます。

2点目の老人福祉の件でございますが、6名のヘルパーさんが派遣されているということです。表現はまずいかもしれませんが、依頼があつて初めて派遣しているということですね。それだから6名で足りるわけですよ。しかし、一番大事なことは、在宅福祉をやろうとすれば、いかにしてお年寄りのお世話をするかということです。平成元年度に予算も付いて社会福祉協議会の方でもボランティアがどうか言われておりますが、民間にすべてを任せるだけでなく、市そのもののヘルパー制度をもっと検討する必要があるのではないかと。

他市では、ヘルパーさんが俗に言う依頼を受けて派遣するのではなく、寝たきり老人が何人市内のどこの地区にいるということを把握して対応していると聞きます。本市でも把握していると思いますが、そういうところにヘルパーさんが友愛訪問している。用事があつてもなくても、訪問しながらお年寄りとの接点をつくらなくてはならない。初めて来た人にもものを頼む気は起こりませんよ。親しくなる中で初めて物事を頼む心境になるんです。6名のヘルパーを依頼があつて派遣しているということでは、それではなかなかお年寄りの願いを満たせないと思いますが、その点、どうお考えですか。

社会福祉協議会でボランティアをつくって、と言いますが、家族の中でも親の面倒をみない人間が大勢いるというのに、みずから進んで他人の親をみるボランティアがそうはたくさんおりませんよ。だから、行政で対応していかなければならないというのが私の質問ですが、どうお考えでしょうか。

- 福祉課長（金谷宗守君） 御指摘の件につきましては、非常によくわかるわけなんです。先ほども申し上げましたように、特にヘルパーが訪問した際は、心を開いてお年寄りが付き

合ってくれるように、ということをもットーにわれわれも対応しておるわけでございます。他市では、常時、訪問している例はありませんが、一部で適時、様子を見ながら訪問しているという例もお聞きをしております。特に本年度から国の予算でヘルパー数が大幅に増員され、来年度も増加するという事をお聞きをするわけでございます。それらのことも考えまして、今後、高齢化社会が進む中、われわれとしてもヘルパーの増員も含め、在宅福祉の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。

- 3番（藤原正通君） 私の言うている意味は、地域の善良な心を引き出そうとするならば、市行政そのものが、模索しながら福祉行政の充実のために市民の協力を求めているかなければならない。市そのものが従来の形しかとらず、地域住民の団体に呼びかけるというところに問題があるという意味で質問をしております。

今、おっしゃったように国も府もヘルパーの増員をしますよ。消費税導入のとき、公明党が協力しなかったからどうのという一部の誤解もありましたが、そういう調整をしながら勝ち取った福祉施策の一環としてのヘルパー増員ですからね、よくわかってますよ。それも単にヘルパーの増員でなく、看護婦さんと保健婦さんの経験のある方で定年退職され、家庭で元気におられる方に地域ボランティアという形で社協の方でもやっているんだから、そういう地域の人たちだけに任せるのでなく、和泉市の福祉課としても努力され、訪問ヘルパーという形での充実のお考えはないか、と言ってるんです。だから、それがあるとかないとか、はっきり言ってもらわんと時間がありませんがな。

- 福祉課長（金谷宗守君） 先生のお言葉にもありましたように、地域福祉、在宅福祉を充実していくためには、地域ボランティアの充実、確保が不可欠であると考えております。そのためにも今年から地域ボランティア活動推進事業を始めさせていただきました。御提言の件でございますが、普通でも看護婦さんや保健婦さんの確保が難しいのですが、さらに、ボランティア精神を持った人の確保はより難しいと思います。その他難しい問題がありましようが、全体的なボランティアの育成強化を図っていかなければならないと考えておりますので、先生の御提言の分も含め1つとしてボランティア育成策の1つとして進めさせていただきます。今後、全般的に考えていきたいと存じます。

- 3番（藤原正通君） 意見だけ。

私の言うている意味を十分御理解いただいていない。私は、何も社協がやっているボランティアがいかんとは言っていない。社協がやっているボランティアも、今、こういうふうにしたらどうかと言うことも、お年寄りの心を開いていただく方法です。新しい地域ボランティアを集めて講習、教育するのは大変時間がかかるわけでしょう。だが、そのような地域に埋

もれ、隠れた人たちがおれば御協力願いたいという、人の善良な心を引き出すことによって福祉の充実を図っていく。その人たちは経験者ですから即戦力になりますからね。医療のことは、医療機関があるからいいんですが、寝たきり老人の介護とかのボランティア要員の充実には、そういう面に目を向けて市の方も努力をされたら、よりよい充実になるのでお考えいただきたいと言っているわけです。わかっていただけますな。お返事ください。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） ただいま先生から御提言をいただきました、いわゆる民間のボランティアの活用と市行政の在宅福祉の充実を同時並行的に取り組んでまいりたいと存じます。
- 3番（藤原正通君） 次に、私が一番お尋ねしたいのは、公園の問題は、福祉と課が違うとは思わないでください。何も天王寺公園にあるようなばかでかい植物園をつくれと言ってません。心身障害児の子供たちが働ける場所にしたならば、ということでの提言ですので、福祉課としては、私の言っていることについてどうお考えですか。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 小田公園のラブホテル跡地の利用との関連でございますが、障害者の雇用対策ということでは、かなり難しい問題があると思いますが、生きがい対策という点に重点を置きながら、公園課とも今後、意見調整を図ってまいりたいと考えております。
- 3番（藤原正通君） 端的に言って、都市整備部が検討して充実したものをつくる時、福祉の方で「それは無理ですわ」ということのないよう、きちんと連携をとって充実するような形に持って行っていただきたい。できない理由をほかのところの責任にすることなく、連動して前向きに進めていただきたい。給付金があります、と言うが、他市と比べて和泉市は低いと言われてます。本当に身障者児を持つ親御さんは、少しでもおカネが多いに越したことはないが、自分たちの子供の将来を考えていただく施策を一番望んでいるのです。和泉の消防が独居老人を友愛訪問したとき、手づくりの菊の福助を届けたということが新聞に載りましたね。和泉市の行政は非常にユニークだと高く評価されました。だから、福祉行政においても、単なるカネをばらまくだけでなく、本当の意味で心のつながりになれば、ということをお願いをしているわけですので、その点、十分御理解いただけますな。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） はい。
- 3番（藤原正通君） 3点目のごみ問題につきましては、るる検討していただきたい。ただ、コンテナ方式を提案したのは、住民の方が行儀の悪い捨て方ができなくなるということと、国際化の時代、ごみが道路のそばに山積みされているのは、美的感覚からいってもいかがなものかという観点から言いました。いずれにしても、市民のモラル的な協力がなければ

問題は解決しないという要素があるわけですから、その点で前向きに御検討を願いたい。

4点目のふるさと創生資金については、今、検討しておられるということですが、十分に意義があるようなものをつくっていただきたい。市民からのいろんな要望があったということですが、市自体もラーバンライフや遺跡公園の計画がありますから、どの場面に使うならば生きた形になるか、十分に御検討願いたい。

5番目の地域整備の浸水問題につきましても、平成2年にそういうことをしていかれるということですが、大変だろうとは思いますが、成功するようにお願いいたします。

それと、道路問題ですが、阪本線については、大体何年ぐらいでできるお考えですか。それだけちょっと。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 現在、街路事業は東側2号線を行っておりますので、1市1道路という中、このめどがついた段階で次の事業計画を具体的に検討してまいりたい。したがって、現段階で御答弁を申し上げるまでのめどを立てる検討はしてございませんので、御了解を賜りたいと思います。
- 3番（藤原正通君） 返事ができにくいということですが、都市計画道路を進めていかななくてはならない関係上、それに伴う修繕等が起きた場合、計画街路だからどうのこうのじゃなく、ある程度までできるということがあり得ると認識していいわけですか。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 必要性を加味いたしまして、実施は可能と思います。
- 3番（藤原正通君） 中央線のカンダンの方の5カ年計画というのは間違いありません。それから、井ノ口までの間は商店があるから、ということは、前にお尋ねしたときと今回のお返事が大分違ってきますので、確認したい。前のときは、先行投資はなかなかむだがあると言われました。今回は、先行投資でも10年計画とお聞きしましたが、既に6年経過しています。今の説明では駅前再開発に合わせて、と言われましたが、駅前再開発というのは何年かかりますか。
- 都市整備部理事（阪倉嘉一君） 駅前再開発は現在、地元に対して説明会等を行いまして、地元の方でも世話会という組織ができてございます。市として最初に計画案を提示したときに、平成7年度を目途にやっていきたいと御説明をしておりますが、再開発の場合は、地元の合意を得ることが第一でございますので、この年度については、一応、この程度の御答弁しかできないことを御理解いただきたいと思います。  
それから、先行買収につきましても、部分的に地元権利者から用地買収をしてほしいというご要望があれば、市としても府に先行買収をお願いしたいと考えております。
- 3番（藤原正通君） 中央線につきましても、駅前再開発と合わせて、というお考えはわ

かりますが、駅前再開発とからめてとなるともつと時間がかかると思います。中央丘陵の町開きになれば大変なことになるので、これは駅前と切り離し、カンダンと合わせてできるだけ工事が進むように努力していただきたい。

それから、和気の交差点の槇尾川の問題については、ダイエーと切り離してやるお考えですか、と聞いたわけなんです。ダイエーが来ようと来ようまいと、現状の和気の交差点はものすごく混雑しております。言葉は悪いですが、市の職員があの川を走ってるんですよ。それほど大変なんですから、道路課としても御努力をお願いしたいと思います。

公共下水道ですが、念を押すようですが、それぞれ年次的にということは無理かと思いますが、10年間に全部できるということですから、それでいいと思います。

また、和気団地の件ですが、供給公社と交渉してできるだけ住民の負担にならないよう、という御答弁をいただいたのですが、それでいいんですか。

- 建設部理事（山崎琢磨君） それで大体は結構ですが、本団地と同じような団地が若干ございますので、先例となる可能性もございますので、先生の意を体して努力してまいりたいと思います。
- 3番（藤原正通君） 当たりさわりのない答弁ですが、要は、いろいろ事情もあり、類似した団地もあると思いますが、この3団地に限っては特別な事情がありますので、よろしく御配慮願いたい。最善の努力をしても供給公社が言うことをきかないときには、一部受益者負担もあり得ますね。はっきりしときましようや。
- 建設部理事（山崎琢磨君） ないとは申しませんが、類似の団地もございますので、そういうことがないように最善の努力をしたいと考えるわけでございます。
- 3番（藤原正通君） ないというふうに解釈させていただきます。

最後に、小田公園ですが、決してごっつい植物園をつくれと言ってない。近隣公園で温室をつくった公園がないということは認識しております。しかし、あの土地を1億4000万円で買収したとき、「和泉市はカネがあるな」という批判も一部の市民から出ましたが、今となっては地価高騰で大変貴重なものやと思います。その大事な用地ですので、単なる公園ではなく、身障者の人たちの雇用の場になるよう、有意義な公園づくりをぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。あやふやな答弁でなく、きっちりしたお答えをいただければ、それで終わりたいと思います。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 小田公園につきまして、都市整備部長の萩本からお答え申し上げます。

先ほど、福祉の所長から生きがい対策の充実といたしまして、公園課とも意見調整をして

いきたい、という答弁がございました。私どもといたしましても、できるだけ関係部局の専門的な御意見、御協力もいただく中、そういった公園ができますよう鋭意努めていきたいと思っております。

- 3番（藤原正通君） 前向きな答弁をいただきましたので、意見だけ述べさせていただきます。

そういう形の公園をつくっていただきたいと思いますが、後々の運営の問題や、また、身体障害者の人たちが働いたとき、花などきれいなものを見れば人間は意識的にほしくなりますので、そういうものを売店で売っていったらどうかと思います。「あんな小田の辺びな場所で人が来るかいな」という心配もあります。しかし、全国的な身体障害者の福祉対策といって回覧がよく来ますが、何回も来ると買わないようになりますが、最初のうちは皆協力しております。したがって、和泉市がユニークな形でそういうものをつくったら、善良な和泉市民はどっと花を買いに来ると思いますので、どうか市長、ひとつ前向きに御努力のほどをお願いいたします。

以上で終わります。

- 議長（出原平男君） 次に、2番・須藤洋之進君。

（2番・須藤洋之進君登壇）

- 2番（須藤洋之進君） 2番・須藤です。通告に従いまして質問させていただきます。何分、不慣れなものですので、趣旨説明その他の要旨についてイレギュラーなものがあるかもわかりませんが、その辺のところはよろしく御協力をお願いいたします。

まず、市内公園設備整備についてお尋ねいたします。

信太山丘陵の一角に堂々と構える黒鳥山公園でございますが、現時点では、恐らく市内随一であり、しかも、全体計画面積の半分しか開設されていない現在、計画どおり完成すれば今の倍の大きさになるようなので、大いに期待し、その完了が楽しみに待たれるところでございます。また、市制30周年記念事業の一環として、噴水、滝、川等見違えるようなグレードアップを図られ、桜の時期には、近郊各地より市民の多くが集まって広く親しまれ、公園としての機能が十二分に果たされているように思われます。

しかし、ただ1点、私は公園内にあるトイレの設備について非常に残念に思うわけであり、また、冬季は利用者が少なく、気温も低いので臭気は押さえられますが、気温の上がる春先から夏、秋にかけ、また、この時期が利用者が一番多いわけですが、そのときに臭気と汚れがひどく、せっかくの楽しみが一遍に吹き飛んでしまうという不愉快さがあります。このよ

うな観点から、ぜひ市内随一を誇る公園をさらに充実させるべく、水洗トイレに改良していただきたいのですが、その考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

次に、公園とは一般の人々がゆつくり休み、また、楽しんだりするために設けた庭園であると私は解釈するのでありますが、ゆつくり休むにしては、余りにも緑の芝生が少ないように思われます。休むベンチすら、あの規模では皆無に等しいように思われますが、芝生の充実についてのお考えがあるのかどうか、お答え願います。

最後に、市内に公園が幾らあるのか、教えていただきたい。それぞれの公園に名前があるのかどうか。特に小さな公園には、名前のない公園があるように見受けられます。「一寸の虫にも五分の魂」と言います。公園は生きています。小さくとも一生懸命に頑張っております。どうか名前を付けて愛情を持って可愛がってやってください。私からもお願いいたします。

次に、青少年問題であります。次代の社会、すなわち21世紀をにらむ青少年の健全な育成は今日的課題であり、また、少年非行の低年齢化は、世界的に見ても、また、わが国においてもその傾向が著しく、憂うべき問題であります。学校ではいじめ、校内暴力、また家庭内暴力、万引き、喫煙、シンナー等の薬物使用その他にも目に余るものがあります。毎日の新聞紙上にこういった事件が出ない日がないぐらいであります。こういった問題に対して、市青少年指導員の方々は日夜をついて、時には寝食を忘れ、青少年の健全な育成指導に深い御理解と御活躍、御協力が心から敬意を表わすものであります。本当にありがとうございます。本当にありがとうございます。

そこで私は、この問題を市が地域青少年問題協議会の事務局ではなく、一步も二歩も前に出てこの大きな問題に取り組んではいかなものか。と申しますのは、今の地域の青少年指導員の方々と手を組みながら市職員としての青少年指導員を養成、1校区最低2名、計18名が担当するようにしてはいかなものか。このための指導員には、市職員1,300余名の中から愛情と情熱を持った人が最も望ましい。何と云っても、思春期の多感な子供たちの多くは、基本的には、愛情の飢えからもそういった方向に行くのであって、各中学校にはそれぞれっぱな生活指導の先生がおられますが、あくまでもそれは教師であるわけで、学校、家庭、社会が一体となってやらなければならない問題で、このうちの社会というのが、地域ボランティアの青少年指導員の方々では限界があると思います。したがって、それをやるのが行政ではないでしょうか。いかがお考えか、お聞かせ願います。

次に、青少年指導員の方々が全市で何人活動しておられますか。そして、報酬があるのかないのか。あれば幾らか、教えてください。また、任期はあるのか。選任方法はどうか。

以上の点をよろしくお願ひいたします。

次に、北信太駅前についてであります。まず、最初に要望を申し上げます。今の青少年問題と若干関連しますが、冬場はともかく、暖かくなると駅周辺が不良化の温床になりやすい。その対策として駅前に派出所を設置してほしいとの要望があります。このことは、阪和東側線が南一番踏み切り、いわゆる高石線まで開通し、風通しがよくなった関係から、駅前を通る車の交通量が激増した中、それをにらんでの関係もございませう。また当面、そういった時間帯の警ら強化してほしいということですので、地元からも警察を初め各方面にお願ひにあがるということですが、市からも警察に働きかけてくださるようお願いする次第でございませうが、この要望についての御見解をお聞かせください。

次に、お聞かせ願ひたいのは、東側線の計画は最終駅前までとなっているようですが、今でもその計画はおありかどうか、そのとおりですか。

また、北信太駅前整備についてであります。公団の鶴山台町開きに合わせるように駅前にバスのロータリーができ、再開発により整備計画があったように聞いておりますが、その計画は今でもあるのかどうか。あれば、それがいずれ可能かどうか、お聞かせください。

また、本市では府中駅前再開発に懸命に取り組んでおられ、北信太はその次とか、それどころでないと思われませんが、それはそれなりに理解はできますが、なかなか納得はでき得ません。最後に、それに合わせて鶴山台から駅前線が現在泉南線まで、できた当時からそのままの姿ですが、このとき公団より泉南線から西へ駅前までの道路、いわゆる駅前線の道路整備負担金としておカネが支払われているはずですが、それは幾らでどうなっているのか、お聞かせください。並びに駅前線の計画はまだあるのかどうか。特にバス利用の住民の皆さんは、現在のバスの乗降がちぐはぐな形で利用され大変不便を感じておられます。それであえて申し添えておきます。

以上、再質問の権利を留保して要旨説明を終わらせていただきます。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 公園課長（樋渡頭治君） 市内公園施設整備について、公園課樋渡よりお答え申し上げます。

現在、公園課が管理しております公園は市内130カ所、面積約62haでございます。まず、第1点目の公園の便所でございますが、便所が設置されている公園は、比較的大きい近隣公園クラス以上の8公園に12カ所の便所が設置され、そのうち6カ所が水洗、残る6カ所は汲み取り式でございます。年間を通じ週1回定期的に清掃を行っており、春秋のシーズンには、状況によっては毎日行っている公園もあります。



御指摘の黒鳥山公園については3カ所ございますが、実態として、1カ所の便所につきましては建設されてからかなりの年月が経過し、建設当時の公園利用者と、現在の一定整備の整った公園利用者の数は相当増加しております。特に春の桜の時期には利用者が多く、はえ、悪臭等の問題があります。水洗便所の設置につきましては、排水経路など多くの問題がありますので、設備の改善など日常の管理において便所の発生公害の駆除を行い、気持ちよく利用できるよう今後、努力してまいりたく存じておりますので、よろしくお願ひいたします。

2点目の幼児が安全に遊べる芝生公園の設置につきましては、黒鳥山公園全体の計画12.1haのうち現在、6.5haを供用開始しております。現在、全体の用地買収に鋭意努力してまいっているのが実態でございます。全体計画の中では、若干、芝生広場も計画いたしておりますが、御承知のように現在、開設されている部分は一定の多目的の広場で、遊具の設置場所以外は、傾斜部分がほとんどでございます。幼児の遊べる安全で平坦な一定の面積を確保することは困難な状況でございますが、現状の中で検討を加えてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

3点目の公園の園名板につきましては、現在、管理しております130カ所で新しく設置いたしました公園には、それぞれ園名板を設置しておりますが、かなり以前の宅地開発公園においては、設置されていないのが実態でございます。公園管理上の問題からも必要でございますので、今後、調査いたしまして、年次的に設置してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思ひます。

以上です。

- 議長（出原平男君） 次。
- 社会教育課長（西岡政徳君） 青少年問題につきまして、社会教育課西岡からお答えいたします。

青少年の健全育成、特に非行問題につきましては、非常に憂うべき状態であることは、私も十分に認識しておるところでございます。それに対しまして、和泉市の青少年問題協議会並びに校区青問協、青少年指導員、さらに、各地域の青少年育成団体及び学校等、それぞれが一体となって取り組んでおるところでございます。その活動に対しまして、行政としても感謝いたしておるところでございますが、行政としてもさらに努力を続けていきたいと思っております。

御指摘の市職員をそれぞれ2名、合計18名を青少年指導員として選任し専門的に、という御提言でございますが、現在、青少年指導員につきましては、地域の校区連合町会長さんの推薦に基づきまして、8名の市職員が青少年指導員として地域の中でリーダー的存在とし

て活動しております。そして、これらの職員が引き続き青少年の健全育成に取り組み、さらに、他の職員も今後、地域の中で青少年問題に鋭意取り組み、地域のリーダーとして信頼されるような存在になっていくことを求めていると思っております。

また、中学校の生活指導の先生方でございますが、当然、学校においても青少年の健全育成、非行防止に取り組んでおりまして、先生方も御活躍されておるところでございます。しかし、われわれといたしましても、この先生方とさらに連携を密にしていきたいと存じます。また、各学校においても地域の青問協に加入されておりますので、その方々ともより一層連携を取りつつ、地域の青少年の健全育成、非行防止に取り組んでいきたいと存じておるわけでございます。

次に、青少年指導員でございますが、現在、市内に150名の指導員さんがおられます。その報酬でございますが、年間8400円をお支払いしております。任期は2年。選任方法でございますが、校区連合町会長さんに推薦をお願いいただき、市長が委嘱しているものでございます。今後、なお一層青少年指導員と私ども、また、校区青問協、市青問協が一体となって取り組んでいく考えでございますので、よろしく御理解を願いたいと思います。

- 議長（出原平男君） 次。
- 市長公室長（杉本弘文君） 3点目の北信太駅前派出所設置についての御要望でございますので、市長公室よりお答え申し上げます。

派出所となりますと先生御承知のとおり、警察の管理になる問題でございます。和泉警察署にその計画をお尋ねいたしてみましたが、近年、警察官の採用が非常に少なく、和泉署の警ら課においても、増員が見込めない状況にあるということでございます。そのような中で現状、駐在所が6カ所、派出所を11カ所持っておりますが、警ら担当の警察官の事情から、新しく派出所を設けることが非常に難しいという状況でございます。したがって、現段階では、派出所の計画も持っていないという回答でございます。

なお、警備については、現在の派出所を中心に万全を期しているということでございます。このような実態等を報告申し上げますとともに、市民からの要望ということで働きかけを、という御質問でございますが、要望を受けとめる中、今後とも努力いたしてまいりたいと考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

- 議長（出原平男君） 次の答弁。
- 計画課長（中屋正彦君） 北信太駅前につきましては、計画課長中屋より御答弁させていただきます。北信太駅前線、阪和東側1号線の高石線から北信太駅前までの区間、北信太駅前再開発の考え方につきましては、それぞれ関連いたしますので、合わせて御説明をさせて

いただきます。

まず、北信太駅前線の延長事業化の計画見通しはどうか、ということでございますが、都市計画道路北信太駅前線につきましては、昭和41年4月、北信太駅前を起点として都市計画道路上伯太線の交点に至る計画延長1,290m、計画幅員16～20m及び北信太駅前広場3,000㎡を合わせて都市計画決定がなされたものでございます。このうち大阪和泉南線から上伯太線に至る延長約1,080mの区間につきましては、昭和43年、鶴山台住宅開発計画と連動いたしまして事業着手、昭和47年度に完了いたしましたものでございます。

また、残区間である御指摘の大阪和泉南線から北信太駅前までの延長約210m及び駅前広場の整備についても、引き続き事業化を図るべく地元説明会等を行ったものでありますが、地元町会並びに関係権利者との調整の問題、また、貝吹山古墳の保存問題等によりまして事業化に踏み切れない事態となり、今日に至っているものでございます。

今後の対応につきましては、関連して御質問をいただいております北信太駅前再開発あるいは阪和東側1号線の残事業区間とも密接に関連いたしますことから、北信太駅前再開発の考え方と合わせて御答弁申し上げます。

駅前再開発につきましては、土地の合理的かつ適正な高度利用を図ることにより、駅前広場、都市計画道路等の都市基盤施設の整備と駅前周辺地区の整備を一体的、総合的に行い、地区の再生、活性化を図ろうとする事業でございます。しかしながら、再開発事業につきましては、ヒト、資金を初め地元合意の形成、法手続、工事期間等について、非常に長期にわたる膨大な事業でございます。このようなことから、本市における再開発計画につきましては、まず、現在、取り組んでおります和泉府中駅前地区の事業化のめどがついた時点で、北信太駅前地区における地元熟度を見ながら検討してまいりたいと存じます。

また、北信太駅前線及び阪和東側1号線の残事業区間についても、駅前地区の市街地における事業であることから、周辺地区を含めた町づくりの観点に立って、駅前再開発計画の検討の中で合わせて対応してまいりたく存じますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 財政課長（阪 豊光君） 住宅公団と北信太駅前線整備の関連での金銭授受並びに用途について、財政課よりお答え申し上げます。

御質問のとおり、鶴山台団地開発に伴う北信太駅前整備の一環として、昭和49年7月、住宅公団より3億円を収入しております。用途につきましては、昭和50年度に駅前線並びに駅前無料駐車場用地の取得等の事業の充実に2億円を予算化、残金1億円を基金に積み立てております。今後の用途につきましては、事業化時に一般財源として活用いたしたく存じ

ておりますので、よろしく御理解くださいますよう御答弁に代えさせていただきます。

- 2番(須藤洋之進君) 黒鳥山公園のトイレについては、春から夏にかけて毎日のように係員に御苦勞をかけているということでございます。それで対応が十分ならいいんです。しかし、なぜ私がこのような質問をしたかといいますと、実は、この夏に2人ほど近所の子供を連れて黒鳥山公園に行ったとき、子供がもよおしましたのでトイレの場所を教えたんです。ところが、子供たちがすぐに帰って来たので、不思議に思って聞くと、どうやらできる状態でないようなんです。そこで私も見に行ったんですが、悪臭よりは汚れがひどかったというふうに思いました。

公園というのは、心身ともにリフレッシュしてこそ、初めて公園に行ってよかったと一家団らんができるわけです。それができなかつたわけで残念なんです。それが費用の面で行き詰まっているというならば、やはり市民の血税を還元するというよりは、その整備は当然だと思えますので、よろしく願いいたします。合わせまして、下水道と水洗トイレは、その国の文化のバロメーターになるのではないかと考えます。初めて私が視察させていただきました浜松の墓地公園は、「これがトイレか」と思うような建物がありました。まるで休憩所のようなトイレが設置されております。和泉市でも今後、6~7カ所に公園をつくっていく計画があると聞いておりますが、そのときには、ぜひともそういった点の配慮を十分にいただきたく思いますが、いかがお考えでしょうか。

芝生も同じような考え方でございます。子供ともどもボールを蹴ったり、遊んだり、取っ組み合いをしたりする場所が黒鳥山公園にはなかなかございません。傾斜の部分は危のうでございます。今、平坦な部分が少ないという御答弁をいただきましたが、決してないわけではありません。平坦な真ん中の部分を芝生にすれば何とでもなると思えます。その辺の検討としてはどうか。かなりおカネもかかると思いますが、もし、あの部分をオールグリーンにするにはどれぐらいの費用が必要か、おわかりであれば、教えていただけますか。

- 公園課長(樋波頭治君) 公園の便所の水洗化ということでございますが、先ほども御答弁いたしました。排水経路という点の難しさが1点ございます。

それと、芝生の費用面ですが、大体平方メートル当たり野芝、張り芝で850円から870円が直接の工事費でございますので、実際に発注いたしますと、その1.7倍ぐらいになるかと思えます。面積の大きさによって変わりますけれども、御理解願いたいと思えます。

- 2番(須藤洋之進君) 遊具が置いてある平坦部分の面積は幾らぐらいありますか。
- 公園課長(樋波頭治君) 申しわけございませんが、御指摘の件につきましては資料を持ち合わせておりません。

- 2番(須藤洋之進君) 500坪ぐらいじゃないですか。調べて掛け算すればすぐわかりますね。できるようでしたら、一応、前向きに検討していただくようお願いしておきます。
- 公園課長(樋渡頭治君) 面積につきましては、5,000㎡ぐらいかと思います。この広場は、多目的広場ということから現状のような形になっているわけでございます。
- 2番(須藤洋之進君) 大体わかりました。それから、ベンチをもう少し増やしていただいたらいいかと思しますので、その辺のところもよろしく願いいたします。

それから、青少年指導員の件でございますが、青少年指導者というのを毎年、府で募集しておりますが、これは本市の青少年指導員とは違うわけですか。

- 社会教育課長(西岡政徳君) 青少年指導者を府で募集しているという点につきましては、私どもは情報を得ていないわけでございます。青少年指導員制度と申しますのは、昭和28年、府で青少年指導員講習会がございまして、その終了者を青少年指導員に認定したという経過があるようでございます。ただ、青少年指導員の認定制度そのものにつきましては、現在はなくなっていると聞いております。ただ、府におきまして年に1回ですか、青少年指導者養成研修というのをを行っております。その研修を終えられた方につきましては、終了証書を交付しているように聞いております。
- 2番(須藤洋之進君) 年に1回、府の施設で1泊2日ぐらいの講習をし、卒業証書を渡して青少年指導者に任命、その方々が指導員になってもらう場合もあるということですね。
- 社会教育課長(西岡政徳君) そうです。
- 2番(須藤洋之進君) 任期が済みますと、何か感謝状か記念品をお渡ししているんですか。
- 社会教育課長(西岡政徳君) 任期切れで再任されない方につきましては、感謝状を贈っております。
- 2番(須藤洋之進君) なぜこういうことをお聞きするかといいますと、実は、私も昭和30年、31年に府の青少年指導員に任命され、報酬1,000円をいただいて2年間、やったわけでございます。その制度は既になくなっておりますが、手前味噌になりますが、大したことはないんですが、会社から頂いた額の中にちょっと社長のサインをした影物があるんですが、それが引っ越しの荷物にちゃんと付いてきてまして、今でも飾っております。そういうことがございます。

こういった方々は、後々まで社会にボランティア精神を発揮して奉仕したということで引き継がれる1つの名誉になると思います。その辺で何か感謝状ではなく、ちょっとした記念品になるようなものを贈ってはどうか。竹田館長もおられますが、久保惣美術館の裏では、

窯があつて絵付けをやる場所がありますが、市長の直筆でもいいですし、あるいはそのときの非行防止の標語が何かでもいいが、記念品に添えてお渡しの方が子供や孫の代まで末長く残りますからね。子供や孫が「お父ちゃんやおじいさんはえらかつたんやな」と尊敬されますので、その辺のところでは行政の温かみを出していただきたいと思います。これはぜひともやっていただきたいと思います。

それから、年額8,400円の報酬につきましては、これで十分と考えているか、と聞く方が酷だと思いますし、現時点で見たら、報酬として出すのは余りにも失礼かと思いますが、もう少し1万円とか、切りのええようにしていただきたいとお願ひしておきます。

最後に、北信太駅前については、非常に難しい問題がありすぎるぐらいあると思います。ぜひとも私が死んだ後でもいいから、計画を残さずに必ず実現していただく努力を願ひたいと思います。

そのときにまつわる金銭については、3億円という明確な数字を出していただき、内訳も示されました。現在のバスの利用の実態は、乗る場所と降りところがちぐはぐな形になっておる不便さがありますので、ぜひ乗降が1つの場所のできるように御努力を願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

- 議長（出原平男君） ここで、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時04分再開）

- 議長（出原平男君） 午前に引き続きまして一般質問を行います。

23番原 重樹君。

（23番・原 重樹君登壇）

- 23番（原 重樹君） 23番原です。通告に従ひまして一般質問を行います。

まず第1番目の行政サービスについてでございますが、その1番目、新庁舎問題について。これは新庁舎の建て替え問題についてですけれども、市会選挙後、突然に市長から提案をされまして、当時で7年後を目指して建て替える。そして、その後の議会等でも答弁がありましたように、そのために約50億円を用意しなくてはならない、そのための基金を積み立てるなど明らかにされ、既に1年数カ月が過ぎようとしております。しかし、いまだにどうしていくかという具体案も示されないうまきでおります。そこで、新庁舎について現在までの取り組み状況についてお答えをお願いいたします。

2つ目のシビックセンターについてですが、いただきましたシビックセンター構想の資料

によりますと、行政サービス面では、市役所、出張所、総合福祉センター、公民館、図書館等々になっております。この点は、その後公団とも話をされておるといふふうに思いますが、この点での進捗状況もお聞かせ願いたいと思います。

また、市としてシビックセンター内の行政サービス機能をどの程度に考えているのか、お答えを願います。

3番目に、サービスセンターについてでございますが、現在、一部電算化がまだであります。こういう点も整備しつつ、今後取扱業務項目あるいは内容を充実させていく考えはないのかどうか、今後どのようにしていくのか、その方針をお伺いいたします。

次に、2番目に中央丘陵開発についてです。特に財政問題について質問をさせていただきます。

まず第1点目は、既に工事が進み、一部では販売もしているのに、全体の費用や販売価格も何もわからないというのが実態であります。今までに明らかになっている全体での数字は、この中央丘陵の開発を審議した都市計画審議会の当時の資料に基づきまして質問したとき、推計として出ている数字です。つまり用地費850億円、工事費340億円、関連公共事業で340億円、借入金の金利で1,320億円、その他で550億円、合計で3,400億円という数字でありました。

委員会でも聞いて明確な答えはありませんでしたので、今数字を質問しても、多分その数字が出るということはないと思いますので、確認だけさせていただきたいと思います。

1つ目は、いつになればこうした全体の数字が出てくるのか、お知らせを願いたいと思います。

さらに、市として販売済みの価格について理解しているのか、わかっているのかどうか、あるいは全体のこうした数字、おおよその数字でしょうか、わかっているのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、中央丘陵開発についての2番目は、行政需要の増大は財政面でどうなっていくのかという問題であります。新しいまちができ、人口が増えれば、当然経常経費がかかります。この市財政に与える影響について試算しているのかどうか、お尋ねをいたします。

また、中央丘陵によって学校やその他投資的な経費が今後どれほどかかるのか、お答えを願います。

次に、大きな3番目のコスモポリスの問題についてです。現在、土地の異常ともいえる値上がりの中で、土地買収が大きな問題になっております。午前中の一般質問にもあつたとおりであります。私はこのコスモポリス問題で、こうした問題と視点を変えて質問をさせてい

ただきたいと思います。

私もこの1年余りの期間の間に特別委員会等でも質問をさせていただきましたが、その対応について大変疑問を持っております。

簡単に経過を申し上げますと、今年2月の決算委員会のときに、いずみコスモポリス予定地の担保価値が低いということで、銀行が融資を渋っているため、府が貸し付けをしたという報道がされました。これに対して天堀議員が当時質問をいたしました。市理事者の答えは、「事実無根の報道である」

というものでした。しかし、実際には、その後、報道どおりに、株式会社いずみコスモポリスに32億円余り、大阪府中小企業団地開発協会に62億円の貸し付けが行われ、そして当時の見積もりでいえば、用地買収の約50%が府から貸し付けられたということになるわけです。

また、委員会で示された資料の中で、大阪府中小企業団地開発協会と共同で事業を進めるという内容を見つけまして質問をしますと、「当初からの計画です」というのみでした。そしてその後、団地開発協会が独自に整備構想を発表したことが新聞報道されまして、さらに今回の開発特別委員会でも質問しましたように、9月に報道されました団地開発協会の整備構想の中にあつた大阪府立産業技術総合研究所が、どういうわけか、中央丘陵に誘致されることになったということで市長が説明をしたわけです。

このように、この1年ほどの動きを見ましても、私どもには理解できない内容がたくさんあります。しかもこの間、こうした問題について理事者からの説明は一度もなく、疑問に思いまして、質問を始めて答えをいただくということでありました。議会に対してこのような対応の中で、市長は前回の委員会等でも言われましたように、債務を抱えるような失敗はあり得ない、だれも失敗すると思つてはいないので、債務を抱えたときの取り決めなど出資者の中でする必要はない、という趣旨のことを言われました。大変自信を持ってこの事業を進めております。しかし、私どもには自信どころか、わからないところがたくさんあるというのが今の実態であります。

そこで、改めて質問をさせていただきたいと思います。

まず第1番目は、大阪府中小企業団地開発協会と株式会社いずみコスモポリスの関係を再度御説明願いたいと思います。

2つ目には、この団地開発協会が策定・発表した新団地の整備構想なるものを市及び株式会社いずみコスモポリスは持っているのかどうか、持っているとしたらなぜ議会に示さないのか、御説明を願います。



3番目に、先端技術産業といえども、今や地下水の汚染あるいは大気への汚染、公害が問題になっているときであります。いずみコスモポリスへ誘致する企業は、クリーンな企業を売り物にしておりますが、それでは一体どこで歯どめをかけているのか、基準等を決めているのかどうか、決めておれば示していただきたいと思います。

4番目には、誘致企業に対しての税など優遇策を検討すると当初なっておりましたが、その辺の検討がどこまでいっているのか、お伺いをいたします。

最後の4番目、同和問題についてです。今までより同和事業の問題につきましては意見を申し上げてきましたが、私どもと市長の基本的な見解の相違もあり、いまだに不公正な同和行政が続いております。しかし、地対財特法も残すところ2年余りです。最近の理事者の答弁を聞きますと、ハードな面はめどがついたが、ソフトな面がまだまだこれからというふうに理解しております。しかし、各市の状況を見ましても、ソフト面も含めて、今見直しが検討され、実施されている状況もあります。

そこで1つ目として、本市ではあと2年という中で、同和事業をどうしていこうとしているのか、見直しをする気があるのかどうか、お伺いをいたします。

2つ目には、個人給付事業等については、現在既に見直しているものもあるというふうに私は理解しております。例えば、自動車の運転免許取得事業については、学生などを申し込み資格者から外しているなどの文書を見たことがありますが、個人給付事業等の点は現在一体どういうふうになっているのか、答弁をお願いを申し上げます。

以上ですが、自席からの再質問の権利を留保して、終わります。

- 議長（出原平男君） 理事者、答弁。
- 市長公室理事（稲田順三君） それでは、第1点目の行政サービスについてのうち、1番の新庁舎問題について稲田より御報告申し上げたいと思います。

まず、現況でございますが、本年6月13日に、助役を委員長として、部長級職員28名を委員として庁舎問題検討委員会を発足させたところであります。また7月28日には、関係各課の課長級12名によります庁舎問題検討小委員会を設置いたしまして、新庁舎建設に向けての検討を開始いたしましたところであります。続いて8月8日には第2回の庁舎問題検討委員会を開催して、小委員会においででの検討事項について報告いたしましたところであります。

その内容でございますが、まず、近隣都市の新庁舎建設に係る経過及び規模等を報告いたしました。近隣各市の新庁舎の建設の状況でありますけれども、昭和51年には高石市が、続いて昭和55年には泉大津市が、そして昨年3月には河内長野市が新庁舎を建設いたしました。また堺市につきましては、昨年3月に新庁舎建設の第1期工事に着手いたしていると

ころであります。

次に、これらの新庁舎の規模でありますけれども、堺市につきましては地上23階、地下4階、高石市の場合は地上5階、地下1階、泉大津市の場合は地上6階、地下1階、河内長野市におきましては地上8階、地下2階となっております、近年の市役所の庁舎につきましては高層化が図られてきておるといふ状況であります。

これら各市の状況を参考といたしまして、今後規模等についても調査研究をいたしてまいりたい、このように考えるわけであります。

次に、スケジュールであります、まず基金条例の制定を初めといたしまして、議員先生方によります特別委員会の設置なり、各界代表によります審議会、そして建設準備室等の組織を順次設置するなど新庁舎建設に向けて推進していきたいと考えております。現時点におきましてはそのような調査段階で終わっておるわけでありまして、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

- 都市整備部次長（三井義秋君） 2点目のシビックセンターにつきまして、都市整備部の三井からお答えいたします。

中央丘陵の新駅周辺の約23ヘクタールのシビックセンターの計画につきましては、昨年度和泉市の「基本構想」ということで作成いたしました、所管の特別委員会に報告し、本年6月、住宅・都市整備公団に対しまして市案として要望いたしてまいりました。現在のところ、公団としての構想案は示されておりませんが、シビックセンターの機能は、泉北鉄道が1駅延伸される予定の平成7年を目標に一定の整備を図る必要がありますことから、平成2年度より公団と和泉市において、シビックセンターに関する具体案について、専門家も含め検討委員会のような組織をつくって、検討・協議を進めてまいる計画でございます。

次に、シビックセンター内の行政サービス部門につきましては、今後新しくつくる検討委員会または和泉市の各部局とも調整を図りながら進めてまいりたく存じますが、基本的には、市の中心部にありますシビックセンターでありますので、本市の丘陵部または山間部の行政サービスが可能な施設整備を考えておりますが、今後検討する中で、関係部局とも十分協議して進めてまいりたく存じますので、よろしく願いいたします。

- 市民生活部次長（坂田平之君） サービスセンターに関する御質問につきまして、市民課坂田よりお答え申し上げます。

議員先生方並びに関係者皆様方の御指導、御協力を賜りましてありがとうございました。おかげさまで、本年4月1日横山、光明台地区にサービスセンターを開設することができま

した。横山光明台サービスセンターにファクシミリを設置し、市民課と専用電話回線で接続し、最も交付条件の多い住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の即時交付事務の処理を行っております。本庁窓口の緩和と遠隔地の住民の利便性を図ることによりまして市民サービスの向上に努めてまいっているところであります。

次に、利用状況でございますが、11月末日現在の横山サービスセンターでの延べ取扱件数につきましては、2,983件、1日当たり1.6件となっております。昨年度までの市民課事務取扱所時の約2.3倍増となっております。次に、光明台サービスセンターでの取扱件数は、4,619件、1日当たり2.5件と、広範な地域にわたる市民の皆様方に御利用いただいているところであります。したがって、市民サービスのなお一層の向上を図るべく、取扱業務の内容等について種々検討を重ねているところであります。

また、サービスセンターの設置につきましては、平成元年2年度の早い時期に、南松尾、鶴山台地区に設置いたすべく、地元役員さん、関係者皆さん方にご協議をいただいているところであります。市民サービスの向上を目指して努力いたしてまいる所存でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 都市整備部次長（三井義秋君） 大きな2点目の中央丘陵開発についての御質問に対しまして、都市整備部の三井からお答えいたします。

中央丘陵の開発に伴います資金計画につきましては、現時点での試算では、先生御承知のとおり、用地費、工事費、利息、事務費などを合わせまして約3,400億円と聞き及んでおります。今後、長期的な事業を進める中で、物価の上昇、金利の変動などによって見直すことも考えられます。また分譲価格につきましては、通常的一般宅地につきましては、一般公募により価格は設定され、公表されることが通常でございますが、新住宅市街地開発法の規定によりますと、基本的には公募を原則としながら、公益的施設または特定業務施設などについては、公募をしないで、譲受人を決定するものとして定めることができると規定されております。

処分価格につきましては、ただいま申し上げましたとおり、公益施設及び特定業務施設用地など大規模用地で公募をしない用地の処分価格につきましては、公団では公表しないこととなっておりますが、新住法による処分価格の設定に当たっては、土地の取得費、建設に要する費用、利息、事務費等を基準として、その宅地の位置及び品位、用途並びに周辺の類似等の地価公示などを勘案して、適正な価格で処分計画を立てて、建設大臣の認可を受け、決定することとなっておりますので、御理解賜りたく存じます。

もう1点の財政評価につきましては、本事業の用地買収を行ってまいりました昭和57年当

時、検討資料として作成いたしました。現時点までかなりの年月が経過しており、社会、経済の変化によって状況が変わっておりますことから、現在、公団に対しまして、現時点での財政影響評価の見直し作業を進めるべく協議を行っているのが現状でございます。

ただ、現在まで進められております各地のニュータウン状況では、ニュータウン開発後十数年で財政的に好転する旨の状況から、われわれといたしましては開発に伴います公共公益施設に対する公団の建て替え制度など、また国の補助金を積極的に導入いたしまして、財政負担の軽減を図ってまいりたく存じますので、よろしく御理解賜りたくお願いいたします。

以上です。

- 市長公室理事（稲田順三君） それでは、3点目のコスモポリス問題につきまして、稲田よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の団地開発協議会との関係であります。和泉市コスモポリス計画は、春木・久井町の丘陵部約3ヘクタールに先端技術産業団地を開発しようというもので、その事業主体は、1つは公共団体及び民間会社19社が共同出資いたしておりますいわゆる第三セクター、株式会社いずみコスモポリスであって、残る1つは大阪府中小企業団地開発協会です。団地開発協会と株式会社いずみコスモポリスとは、それぞれ受け持つエリアを全体面積を1対2の割合で区分して、前者は団地開発協会の出資目的に基づきまして主に中小企業向けに、後者はそれ以外の企業向けに、それぞれ先端技術産業団地として開発することといたしておるわけでありまして。

また、2点目の先般の日経新聞の問題であります。今年9月21日付の日経新聞に記載された府中小企業団地開発協会の新団地開発構想なるものは、現在のところ、市としては入手をいたしておりません。その後、同協会に問い合わせましたところ、協会が中小企業向けの団地の整備構想をまとめるために、現在、民間会社に調査委託して、そのたたき台となる原案を作成中であり、その一部が新聞報道されたものとお聞きいたしております。

現在、市といたしましては、コスモポリスの土地集約に全力を傾注している状況でありまして、一定の土地集約の見通しがついた段階において、団地整備構想等の具体的なプランニングを行っていきたい、このように考えておるところであります。

なお、整備構想なるものは、主に中小企業向けの新しい産業団地のプランであります。株式会社いずみコスモポリスといたしましても、コスモポリス全体のまちづくりなり土地利用等々の観点から、直接、間接に関係する部分が多くあろうと思っております。今後、府、市及び株式会社いずみコスモポリス、また府の中小企業団地開発協会の四者によりまして、そのたたき台をもとに十分検討、調整してまいりたい、このように考えるところであります。

それから3点目のクリーンな企業の誘致の関係でありますけれども、いずみコスモポリス計画は、21世紀のモデルとなるような公害のない先端技術産業団地を形成しようとするものであり、現在のところ、非用水型かつ非公害型の生産系を中心とする研究所、工場及び情報部門を約50社程度誘致したいと考えております。

計画の実施に当たりましては、事業者において所要の環境アセスメントを行い、地域社会と調和のとれたまちづくりを進めることといたしております、昨年のアセスメントの現況調査に引き続きまして、今年度は予測調査を行っております。

今後、市環境保全条例の理念を休しつつ、公害のない企業が誘致できるよう、また開発に当たっては地域住民の皆様方に生活障害を与えることのないよう、専門家の御意見を聴きながら、アセスメントの調査のチェック、評価等を行うとともに、将来公害のないクリーンな企業の誘致方を講じてまいりたい、このように考えるところであります。

それから4点目の企業誘致に対しての税の問題でありますけれども、いずみコスモポリスにより良い優良企業を誘致し、理想的な先端技術産業団地を形成するためには、今後、企業立地に関するさまざまな方策を検討しておく必要があるかと思っております。お示しの税制上の優遇の問題もその1つであろうと考えておりますけれども、これにつきましては、和泉市だけの問題だけではなく、岸和田市、泉佐野市のコスモポリスにも大きな影響を与えるということになりますので、今後、府及び関係市と十分協議、調整しつつ、より良い企業誘致のための方策を見出してみたい、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

- 同和対策部長(堀 宏行君) 4点目、同対部に対する御質問でございますが、総論的な話でございますので、同対部長の私からお答えさせていただきます。

まず、同和事業の現状につきましては、ただいま先生お話しいただきましたように、ハード面の事業推進につきまして議員皆様方の深い御理解と御支援、また地元住民等の御協力を賜りまして、相当の効果を上げることができ、また残り2年余の現行法の期限内には何とか見通しが立てられるまでにこぎつけました。しかしながら、地区内の環境整備に一定のめどを立てました今日こそ、これらの改善された環境を地域の今後はどう反映させるかが問題でございます、このことがただいま先生の御質問の趣旨かと理解するものでございます。

このことにつきましては、昨年来市長より「これからの地域のあり方について」というテーマで検討を命じられておまして、私といたしましてもこの内容を大きく分析いたしまして、地域の活性化をいかにするか、2点目に、遅れておりますソフト面での事業の推進をいかにするか、3点目には個人給付的の事業の検討をどうしていくか、4点目には約1,650戸

ほどの改良住宅その他の維持管理体制をどうするか、この4点に大別いたしまして、それぞれ内容を検討すべく、現在市内の関係部課によりまず検討委員会を近く組織、発足させるつもりでございます。そのそれぞれにつきまして検討委員会で検討してまいりたく考えてございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 23番(原 重樹君) 一応答えていただきましたので、大きい行政サービスのところを先にお伺いをしておきたいと思えます。先に確かめておきたいのですが、新庁舎問題で答弁がありました。検討委員会なり小委員会なり等々で、他市も含めて規模とか経過についてということやって、現在調査中も含めてやっているということですが、この検討委員会なり小委員会というのは新庁舎の問題でやっているということですね。それだけ先に確かめておきます。

○ 市長公室理事(稲田順三君) そのとおりでございます。

○ 23番(原 重樹君) 市長よく聞いておいてほしいのですが、私はなぜ行政サービスのところにシビックセンターやサービスセンターまで入れたかという問題ですが、先ほどの答弁の中でも、例えばシビックセンターは今後各部局とも協議をして進めていくのだということ言われておりました。それからサービスセンターにつきましては、残りの分のそういうものにしていくということ言われていましたが、実際には、見ておきますと、今の答弁がございましたように、新庁舎はそういうことやっているということなんです、全体が総論になってないんです。総合的になっていない。そうすることが今必要じゃないかというのが私の本来の意見なんです。提案なんです。

それぞれ、シビックセンターはシビックセンターで公団との兼ね合いもあって、都市整備部がやる。サービスセンターは、住民からの要望もあって、発車しました。それで市民課等々がやっているということになるわけですが、実際は、これからのものといえば、シビックセンターもまだ検討次第だし、各部局とも検討を重ねていかなければならんというのが今の実態でしょう。しかし、新庁舎の建て替えだけはしますよということが既に1年以上前に出されているわけです。

本来ならば、これは例えばの例ですよ、シビックセンターにどれほどの機能を持たせるかということでは、先ほどこちよつと山間部云々という話がありましたけれども、本当にシビックセンターそのものを支所的なものにするのか、あるいは出張所的なものなのか、今やっているサービスセンターのちよつと毛が生えたと言ふ言葉は悪いですけども、そういうものにするのか、そういった機能の違いによって全体も変わってくるし、サービスセンターがどう配置されるか、そこでどれだけのものがやられるかによってこれも変わると思うんです。

その中で庁舎の建て替えが果たして必要なかどうか。狭隘になりましたというのが最大の理由ですからね、狭くなっているから広げないといかん。もちろん必要かもわかりませんよ。確かに狭隘であることは事実ですし、結果論として必要になるかもしれません。しかし、今のやり方というのは、そういった全体論がなく、庁舎の建て替えだけがあるというのが今のやり方だと思うんです。

せっかく検討委員会なり小委員会なりつくっておられるんだから、その辺、全体論を含めて検討して、それで新庁舎はどうなんだというその中の1つとして僕はやるべきだと思うんです。いかがでしょうか。

○ 議長（出原平男君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 行政サービスについての3点にまたがりますそれぞれ連関性の中で御質問でございますので、私から総括してお答えをさせていただきたいと存じます。

御案内のとおり、新庁舎問題につきましては、建設後30年余が経過をいたしまして、人口5万人余で出発しました和泉市も、今人口15万人足らず、約3倍近くの人口でございます。行政需要は山積みをお願いしております。建て継ぎ、建て継ぎでまいっておりますので、老朽化と狭隘性の中で建て替えをしなければならん。これは大きな命題だと議会でもいろいろ御指摘もいただいてまいりましたが、私もそのように存じまして、そういうことの中で、昨年、御案内のとおり、余りにも狭隘なるがために市民の皆さんに御迷惑をかけている、あるいは職員も仕事がしにくいという中で、分庁舎2つを皆さんの御理解を得る中で設置をさせていただいた。分庁舎をつくらざるを得ないところに立ち至っているわけでございます。そういう情勢の中で、新庁舎を建て替えなきゃならんという大きな命題の中で取り組みをいたしておるのが庁舎問題の実態であるわけでございます。御理解をいただいておりますと私には存じております。

ただ、中央丘陵の中にシビックセンターゾーンという、新駅周辺の商店街を主体としての中にいわゆる出張所的なものもつくってまいらなければならない。これは新庁舎とは関係はあるといたしましても、それで新庁舎がどうという問題ではなからうと。2万数千人の新しい人口増のところに出張所は設置しなければならないということの中で、この公共施設とともに、公団と協議に入っているということも事実であります。新庁舎問題とは切り離れた時点での問題ではなからうかと、このように割り切って考えておまして、これはこれなりに、新住民に対する2万数千人の社会増に対する役所としての一つの機能を持たせるということで、出張所的なものとしてこれからの協議に入っていくというわけでございます。

また、サービスセンターは御案内のとおりであります。20万都市を控えております本市

といたしまして、やはり30年余を経過して、5万人で出発した本庁舎でございますが、今で約3倍の人口、その行政需要に対応する、市民のメッカとしての庁舎という位置づけを考えた場合に、新庁舎問題にはこれはこれなりに真剣に取り組んでいくべきだと。分庁舎の問題と機を一にして取り組みを開始しなければならん、このように実は考えまして、唐突というお叱りはちょうどいいと思いますが、打ち上げさせていただいたわけでございます。

先ほど稲田理事からお話を申し上げましたとおり、今後は財源をめぐる問題、あるいは庁舎を思い立って建てるのは、普通は10年という歳月が当たり前でございますが、スピード時代でございます。昭和63年に打ち上げさせていただいたので、切りのいいところで、70年を目途と私は申し上げたわけでございます。平成で申し上げたならば、その後年号が変わりましたので、平成7年を目途ということで置きかえさせていただいているだけでございます。7年間を目途にさせていただいて、新庁舎問題を募進させていただかなければならない。

その中で、今後基金の問題もございまして、またその道行きの中では、議会にも御無理をお願いして、庁舎問題の検討特別委員会も時期を見てお願いをさせていただきたい、このように存じておるわけでございます。また審議会も必要になってまいります時点で、各界代表の皆さんを網羅してお願いをいたしたい、このように存じております。

ただ、庁舎問題というのは、軽々に扱いますと政争の具になりますので、基本的には、この場所での建て替えを一つのポイントにさせていただきたい。現在考えているという点で、山へ持っていくのかとかいろいろな御意見もあろうかと存じますが、現状は、ここで建て替えるということを基本にして話を進めてさせていただかないと混乱を招くのではないかと、このように実は考えて、今、助役を委員長として、まず理事者間でいろいろと検討せよということで取り組みをさせていただいております点、御理解をいただきたい。

他の総合的なこととのならみ合わせは、当然、理事者としていたしてございますけれども、これはこれで、20万都市を控えんとする本市市民のメッカとしての庁舎ということでございますから、ぜひこれは大事な問題として取り組みを強化させていただきたい、このように存じております。

他との連携についてのお尋ねでございますが、他と他でそれぞれ協議をし、進めてまいります。庁舎は庁舎として、それらの総合的な上に立って建てさせていただきたい、このように存じております。どうか御理解をいただきまして、一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。この3点、総括して私の答弁にかえさせていただきたいと存じます。よろしく。



- 23番(原 重樹君) 市長に答弁をいただくと時間がなくなって困りますのでね。言うことはいっぱいあるんですが、ほかのをやる時間がなくなりますので、意見だけにしておきますけれども。

市長、1つは、市長が改選後すぐに発表されましたが、確かに唐突だということで、当時穴瀬議員からも一般質問を受けましてやっています。そのときの会議録によりますと、「これから財源問題も煮詰め、あるいはプロジェクトでの審議を通じ、近いうちに議会に特別委員会の設置もお願いし、建設場所の問題等について御協議を相賜る中、より良い構想としてまとめさせていただきたい、こういう考え方であります。」、こういうふうに言っているんです。

私は最初、前で言いましたように、いまだに何もないと。しかも、近いうちに計画を立てると言っていない。構想をつくると言っているんです。そのために議会に意見も賜りたいというふうに言っているんです。構想の段階です。それが1年有余たっても何にもないという中で、そういうものを含めてすべきだというふうに私は思うんですけれども、ただ、なぜできないかという、お金だと思えます。50億だか何ぼだか知りませんが、結局そのめどがまだついていないということで、そういうことも一切ひっくるめまして僕はすべきだと思えます。

今市長の言われたところ、もう再質問はしませんけれども、シビックセンターは、2万数千人だか新住民の——もちろん周りもあるでしょうから、2万数千人ではないでしょうけれども、そういうことは言いませんが、新住民に対するものとして考えていると。

最初、都市整備部が言われました中味は、そういうことを含めて、山間部も含めて可能にしていくということと言われました。これ全く違うんです、機能の中味が。どこまで範囲をするかということとは違うんです。私はあえてここで質問しませんけれども、そういった機能の違いによって全体も変わってきますよということを使うんです。庁舎そのものが老朽化したり狭隘であるので建て替え云々ということは、僕は否定はしませんし、必要かもしれません。しかし、本当に一番大事なところは何かといえば、シビックセンターあり、あるいはサービスセンターあり、庁舎も建て替える。どういう配置にしたら、市民が本当に便利で、本当に役立つものになるかどうかということがポイントだと思うんです。だから、そういうことも含めて、庁舎の問題も含めて、総合的に本当にやる必要があるだろうと。

例えば今だったら、實際上庁舎は企画部がやっています、サービスセンターは市民課です、シビックセンターは都市整備部ですということになってしまっておるわけで、本当にそういうものを総合化させて、そして議会にも構想の段階で相談するというふうに使われているわ

けですから、特別委員会なりなんなりを早く設置してやるべきだと思うんです。

しかも、答弁の中で言われてましたけれども、すべてが平成7年を目標にしているんです。なぜかといえば、総合計画で人口20万の都市になるわけです。そういう計画なんです。そのときにどうあるべきかということは、総合的に検討しなくてはならない問題だというふうに思いますので、この点は意見として申し上げておきたいと思います。

次に、中央丘陵の問題に移りますが、御説明をいただきましたけれども、漏れていた分を先に聞きます。

まず、数値的な問題で、和泉市当局は例えば中央丘陵が売った部分をつかんでいるのかどうか、承知しているのかどうか。言われぬ数字らしいのであえて聞きませんが、承知しているのかどうかという点が抜けてましたので、お聞かせを願いたい。

それから、投資的な経費の問題を言いましたが、そういうものも検討しているのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（出原平男君） 理事者、答弁。
- 都市整備部次長（三井義秋君） 答弁で漏れていた分につきまして御説明申し上げます。

現在までの段階で、一部、特急便といえますかそういった形で何件か公団としては処分してございます。その数字につきまして私ども現在まで把握をしております。

それから、その公表の問題がいろいろあるわけですが、公団としての扱い方としては、新住法の中で特別分譲という範疇に入るものでございます。先ほどもちよっと特別分譲についての基本的な処分方式について説明をさせていただきましたが、何を申しまして、個別の処分条件という中での処分認可を受けた部分でございますので、公表はしていないものでございます。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

それから、財政の影響に関する投資的な問題でございます。先ほどもちよっと触れさせていただきましたが、内部の検討資料といたしまして、昭和57年に一定の影響の試算をしております。ただ、その後の中で、特に昭和57年と申しますと、当初昭和59年に都市計画の決定をいたしたわけですが、都市計画の決定あるいは昭和61年の都市計画の変更ということ、それから開発スケジュールの変動とかそういったもの、あるいは将来における公共公益施設の計画変更に伴います対象の変動といったようなことで、かなり前提条件が変動してきたわけでございます。平成4年のまち開きもございまして、現在の時点で一定の影響の試算をすべきではなからうかということで、現在公団とも協議をいたしております。

- 23番（原 重樹君） 公団と協議を進めているということですが、公団につくってもらおうという発想で言っているわけですか。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 財政の影響評価をする場合には、非常に専門的なスタッフの加入も必要でございますし、それだけの手当ても必要でございますが、何を申しまして、和泉市当局としてのいろいろな財政に関する資料あるいはそれに対する協力といったものがございまして、具体的にどういった形での処理をしていくか、今後の検討になりますが、かなり両方の力を合わせないとできないという要素がございまして、どちらかといいますと共同でやるような作業になると思います。

○ 23番（原 重樹君） つくると言っていますから、ぜひともつくっていただきたいというふうに要望しておかないとしようがないわけですから、しておきますが、そこで1つだけ意見を申し上げておきたいと思います。

例えば、今年10月の議会でも、市長は一般質問に答えて、経常収支比率を改善するためにということと答えられました。税収を上げるために、中央丘陵などを開発しているという趣旨の、土地の値上がり問題、評価の違い等々を出して答えておりました。

結局、今市長がおっしゃっている中味というのは、固定資産税の増など入ってくる話ばかりなんです。税収は上がります、評価が変わると、当たり前話なんです。多くなります。出ていく話の一つもないんです。だから、ちゃんと財政のそういった見通しも立ててしないといけませんよというのが私の意見なんです。

最初に答えを聞きましたら、十数年で好転するということが言われました。財政負担の軽減を図っていくために、公団などに——もちろん学校等でしょうが、建て替え施行等お願いしていくというふうに言われました。ということは、財政負担が相当かかるということです。にもかかわらず、言っている内容といえば、ほんまにすばらしいこととなります、税も増えます、財政もよくなります、バラ色ばかりなんです。その辺はきちっとした形で対応していかないと……。われわれとしてはそればかり聞かされているわけです。市民はええとこの部分だけ聞かされているわけです。どれだけ負担がかかるということは一つも出ていないというのが今の現状なんです。

せっかくですから、一つの例を申し上げておきたいと思います。堺市で泉北ニュータウンをやられましたが、もちろん後追いでしたが、影響評価をしている企業局がつくった分厚い本をいただきました。その中に載っていました。

これを見ますと、昭和45年から65年——来年は平成2年になりますが、それまでの試算をしてあります。どうなるかといいますと、自主財源——税収等ですね、それから地方交付税が収入になっているんです。で、経常的経費が幾らかかってどうなるかとなっているんですが、これは先ほどの話にもありましたけれども赤字なんです。単年度で黒字になるのが

15年後の昭和59年です。それから累計で黒字になるのが昭和65年です。自主財源と経常経費だけを比べればずっと赤字です。この表の限りでは。

もちろん和泉市の状況と泉北ニュータウンの状況というのは、時代も違いますから、一概に言われませんが、なぜ一生懸命こんな表をつくったかという理由がまた書いてあります。

堺市財政の当時の赤字——つくった当時の話ですが——の原因は泉北ニュータウンにあるという議論が出た。そういう議論が出るくらい大変だったから、ほんまにどうなのかということ調べた。そういうふうに書いてあります。先ほどの答弁も含めて、それほど負担のかかるものなんです。途中は当然かかると思うんです。全部まちがででき上がったら別問題としても、開発途上のときは当然かかってくると思うんです。その辺を無視した形で、会議等も含めて、本当によくなる話ばかり言われるのはつり合いがとれないし、かなわん、そういう発想だけではいかんのではないかということなんで、先ほど言いました、そういった推計をきちっと出していただくとともに、そういうところの、市長、発言等も含めて、ここは気をつけていただきたい。これは意見で終わっておきます。

次に、コスモポリスについてですが、最初に確かめます。1対2の割合で団地開発協会とコスモポリス株式会社がやっていくのだということで御説明がありました。エリアを分担してという話もありましたが、今でいいますと、全体が約100ヘクタールで、地図上で、こっちはコスモポリスですよ、こっちは団地開発協会ですよというふうにきっちりなっているのかどうかということが第1点です。

それから、先ほどの団地開発協会が出しました整備構想のことですが、市として入手していない、そこまでできていない、たたき台みたいなものなんだと言われていましたが、僕は入手すべきだと思うんです。なぜかといえば、新聞報道の中味はそんなものと違いますよ。本当に詳しいですよ。例えば支援センターが36億円かかるなど、賃貸し研究スペース100平方メートルを実質用意するなど、その他細かいことが書いてあるんですよ。なぜこれがたたき台なの。実際にはあるんじゃないの。それを実際にどうなっているか、入手しないというのは僕はおかしいと思うんです。全くもうこの部分は団地開発協会任せなのかどうかということ。

それから3つ目のいわゆるクリーンの問題です。この問題につきましても、最初アセスをやったというのは、この開発で全体に及ぼす影響の話は、当初いただいた分だろうなという気はしますが、今含めて、環境アセスをしているということなんです、その意味がもうひとつよくわからない。

私の言いましたのは、企業そのものが来る、その企業が適合しているかないか、適合さ

せるかさせないかというその基準をどこで決めるのだということを聞いたわけです。そういうことをやっていますかということを知っているわけです。

例えば、最近フロンガスがどうのこうのといろいろ問題になりますね。そういう作業はだめとかいいとか含めて、そういった実際のことが決められているのかどうかという問いなんです、正確にお答えを願いたい。

3点確かめておきます。

○ 議長（出原平男君） 答弁。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 第1点の問題につきましては、エリアは決まっております。

それから第2点目の問題につきましては、新聞報道については、民間のコンサルタントに委託する場合には細かい分析をいたしております。しかしこれは、きちっとした、例えば団地開発協会のものになっておるということではないのでございまして、それをもとにして、団地開発協会は団地開発協会としてのいろいろな考え方を示していく、そのたたき台である。だから、われわれも入手いたしておりませんし、団地開発協会としても対外的に出すということになっていないということでもあります。

それからクリーンの問題ですが、この問題については、今後土地集約を当然していくわけですし、その段階においてより良い企業を誘致していく、そのような制度を確立していくということを今後の検討課題として取り組んでおりますので、その点よろしくお願い申し上げたいと思います。

○ 23番（原 重樹君） くだいようですが、もう一回確かめておきます。

団地開発協会と株式会社いずみコスモポリスとの関係からしたら、1対2、3分の1と3分の2ということですね。団地開発協会の方が、通常でどちらか知りませんが、3分の1土地の買収をし、造成し、販売するということになっているわけですね。改めてちょっと確認だけ。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろとお尋ねでございしますが、簡単にお答え申し上げます。

新聞報道というのはスクープ記事もあるわけでもございまして、私は新聞報道必ずしも正しくないという観点で、いろいろな日刊紙の記事は拝見することもございまして。ただ、スクープの記事ですので、団地開発協会も市に対して、これは決まったものではないという申し開きがございました。また、銀行の融資云々がしんどいという問題も全然なかったということは事実でございまして、はっきりと申し上げておきたいと思っております。

ただ、いずみコスモポリスについては、株式会社いずみコスモポリスが3分の2の開発、団地開発協会が3分の1の開発、そういうことでの取り決めの中で——団地開発協会というの

は、御案内のように、大阪府の外郭機関でございます、しっかりしたものでございます。先端産業の各社を誘致する中で、中小企業向けのエリアも大事ではないかと、こういう意味合いでの話の中で団地開発協会が御協力をいただいているという御理解をひとつお願い申し上げておきたいと思えます。

したがって、買収も3分の1、3分の2、販売も3分の1、3分の2というエリアがござりますが、それらは府、市、とりわけ地元市である本市がコントロールをして、今後の事業の推進に邁進をして、より良い先端産業団地を本市に立地させていただきたい、このように存じておりますので、この際明確にお答えをいたしておきたいと思えます。

なお、新聞記事の中で3分の1云々は、御案内のとおり、最終的には、和泉市の中央丘陵部の約3万坪の約6カ所に分散しておりますすべての産業総合技術研究所として、本市に平成5～6年ごろを目途に建てていただくように決定しております。したがって、団地開発協会のコスモポリスのエリアの中ということは、そういう一事を見ましても、事実無根であるということで御理解をいただきますればありがたい、このように存じておりますので、念のために申し添えておきます。

もっとたくさんお答えしたいのですが、時間の関係で簡単に申し上げました。

- 23番(原 重樹君) せっかく御答弁をいただいたんですが、市長の答えるような答弁じゃないので、これから市長には伺いませんが、最初に私が言いましたのは、こういう理解でいいですかという確かめをしたわけです。団地開発協会が3分の1の土地を買収して、そこを造成して売らんだということになっているわけですねということをもとに確かめたいんです。そのことを先に。
- 市長公室理事(稲田順三君) そのとおりでございます。
- 23番(原 重樹君) そうすると、市長、いろいろと今言われましたけれども、団地開発協会が3分の1土地を買って、造成して売ります。あとの3分の2はいずれコスモポリスが買って、造成して売ります、こんな認識をだれ持っているの。皆さん担当者は知りません。われわれ議員はだれ持っているの。例えば今、地元で一生懸命土地を売ってくださいと言って交渉をしているわけでしょう。団地開発協会に売らんとおっしゃってますか。どうなんですか。
- 市長公室理事(稲田順三君) これは6月9日に決定いたしました。その次の開発特別委員会にも御報告申し上げました。当然、地元地権者の方々に対しては二本立てで買収しております。1つは株式会社いずみコスモポリスであり、1つは団地開発協会という形で、地元の地権者の方々の御理解を得る中で用地買収を進めているという状況でございます。
- 23番(原 重樹君) ほんまにそうなのと言いたいね。私はずっと開発の委員会をやっ

てきました。そのときに私、たまたま、これです、「株式会社いずみコスモポリスの概要」というのがあって、これのところに、今までと違って、「大阪府中小企業団地開発協会と共同して本事業を進める」と書いてあった。「こんなんにいつなったの」と聞いたら、「当初からです」と。これで終わりですわ。

これは大変変でしょう、言ってみたら。それを議員さんらは知ってますか、明確に。先日開発委員会をしました、その中で、だれが100ヘクタールのうち66ヘクタールか何ぼか、3分の2は株式会社コスモポリスというのはそれしか要らないわけでしょう。もちろん実際の買収なりなんなりはいろいろ市もかんでいきますからやるとしても、そういうことでしょう。後は団地開発協会がやるわけでしょう。そういう認識になっているというふうに理解してしますの。どうですか。

- 市長公室理事（稲田順三君） 確かにこの事業につきましては、朝も御答弁申し上げましたとおり、昭和60年からいろいろ研究調査をしてまいりました。その経過の中で、いろいろ推進機構なり企画室が検討して、いよいよ6月9日に事業を実施開始した。これでもって、1つは団地開発協会、1つは株式会社いずみコスモポリスということで、その3分の1、3分の2ということでお互いに持ち分を持ってやる。確かに市が用地買収の責任を持っております。市が責任を持って用地集約をする。その用途集約をするについても、当然、先ほど申しましたとおり、株式会社いずみコスモポリスと団地開発協会の二本立ての契約をいただいている。当然、地元の地権者の方々にはその点を説明いたしまして、契約を進めているという状況でございます。

先般の開発特別委員会、9月でしたか、このときにも確かに先生から御指摘があったわけでございますが、その段階では、6月9日に既に決定したということで御報告申し上げたとおりであります。

- 23番（原 重樹君） 決定したとか決定せんとかいうのはいいんです。中味を本当に報告しているかどうかです。議長さん、これは私、そんな認識になってないと思うんですよ、今の議員さん。地元の方はどうなのか知りませんが。

そういう上で、コスモポリスの会社が全体100ヘクタールのあれを先端技術産業を誘致してやるのだという認識だと思うんです。そうではないということでしょう。それなら、団地開発協会と株式会社いずみコスモポリスがどういう取り決めになってますの。

逆に、団地開発協会がこういうことが可能だったら、その部分が可能だったら、はい、この土地は大林組、はい、この土地は大成建設、そういうふうにもやれるわけでしょう。そういうふうになるんじゃないですか。そういった疑問だったくさん出てくるんですよ。

一体そういうものがどうなっているんだということになるでしょう。

だから、議長さん、一回前にきちっとそれなりに話をしたとは言っておりますけれども、実際の認識がそうになっていないと思うんです。だから、特別委員会等をもう一回きっちりやり直していただいてね、もちろん委員長さんとも検討させてもらうということになるでしょうけれども、はっきりと認識した上で、もう一回きちっと説明してもらわないとあかんと思うんです。納得できない。いかがですか。

- 市長（池田忠雄君） 説明についての行き届かない点はおわびをいたしたいと存じますが、一般の特別委員会でも申し上げましたように、コスモポリス構想というのは、府市協調で民活で進めさせていただいているわけございまして、用地集約の責任は本市が持って、今地権者のところにお伺いをしていると。そういう民活の株式会社いずみコスモポリスで府市協調を進めていく中で、中小企業向けの団地開発なり先端産業的なものも大事だということの府、市の話の中で、いろいろと会社とも御相談する中で……。実は府の外郭団体でございまして、決して民間の企業ではございません。大阪府の団地開発協会もこの中に加わっていただきまして、重要な役割も果たしていただこうということの大阪府と和泉市の話、あるいはまた株式会社いずみコスモポリスの取締役会での話、いろいろなことを総合して、そういうことに相なってまいったということは事実でございます。一般的に、株式会社いずみコスモポリスで行っていただいているという理解があるということも事実でございますが、その内訳として、2対1の割合で、内部的に話をさせていただいて、取り組みもさせていただいた。ただ、和泉市といたしましては、株式会社いずみコスモポリスといい、団地開発協会といい、すべてにわたって市としては発言権を持ち、コントロールもさせていただきつつ、より良いコスモポリス団地開発を進めてまいるという一元化は本市でとらせていただけるものと責任を持って思っておりますので、決してややこしいことではなっているものではございません。

ただ、説明の不足という部分につきましては、今後よく御説明をさせていただきたいと思っておりますが、基本的には変わるところがございませんので、御理解を相賜りますればありがたい、このように存じます。

- 23番（原 重樹君） 議長さん、市長の方から説明の至らなかつたところはどうことと言われましたが、市長さん、よく聞いておいてね、納得いかない。なぜか。理由を言いません。

今年の3月議会で天堀議員が同じような質問をしています。中味は違いますが、府が団地開発協会あるいはいずみコスモポリスに出資しました。あるいは出資比率の問題、いわゆる



事業実施会社になってのね、その問題で質問をしております。

そのときに、地元議員にすら何にも資料提供がないじゃないか、何も報告されてないじゃないか、どういうことだということで質問をしているわけですが、「御指摘の点につきましては、われわれといたしましても十分認識するところであります。」これは稲田さんです。「予算委員会で変更する部分は御説明を十分にしたいというふうに考えている」と、こうおっしゃった。で、天堀議員が「予算委員会が終わってからやったら、結局、知らないで済んでいったら、予算委員会を通り過ぎてしまう。言い逃れじゃないか」と。そうしたら市長が答えている。何と答えているか。「議会での御審議のあり方につきましては、御指摘を胸に置きまして、議長さんとも御協議をさせていただき、対応させていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。」こういうふうに答えている。一緒じゃないですか、3月議会と。何にも胸に置いてないです、実際の対応は。

それで今また、議会に対しての報告が云々ということ言われても、これは納得がいかない。同じことを言われたにもかかわらず、また繰り返しているわけです。議長さん、これはほんまにもう一回きっちり委員会でも開いて説明させる、今の認識を一致させておくということが私はどうしても必要だと思うんです。いかがですか、議長さん。私はそうしていただきたい。

- 議長（出原平男君）正副議長とよくご相談を申し上げまして……。
- 23番（原重樹君）並びに委員長さんもおられることですから、委員長さんとも相談していただいて、ぜひともきちっとしていただくということが必要だと思います。

私、今もうこういう事態になっていますので、先ほど言いました細かい中味——この開発協会がどうなっていくのか、いずみコスモポリスとどういう取り決めをされているのか、そういうことについても何もお聞かせ願ってません。その辺も含めて聞きたいと思いますので、そういう機会をきっちりつくっていただくということで、お願いを議長さんにしておいて、ここは終わりますが、本当に二度とこんなことを繰り返さないようにしていただきたい。きちっと報告をしていただきたい。そのことは強く、抗議も含めて、要望しておきたいと思えます。

最後に、同和問題についてですが、同和問題については、一定基本的な点、検討委員会を含めてやるのだということと言われてました。4点に及んでするのだということと言われてましたので、簡単にちょっとお聞かせを願いたいのは、1つは、こういうふうに見直す、検討させるということでいく必要性は一体何なんだというところを……。必要性といいますか、どうして検討することになったのかというところ辺の理由をお聞かせ願いたいのと、それか

らいつまでに検討をするのかという点、日程的な点をお願いしたいと思います。

それから、個人給付の問題でいきますと、私が例で出しました自動車の取得の問題がありました。時間の関係もありますから詳しいお答えは結構ですが、1つだけ、これは同対部で答えていただくとありがたいのですが、いろいろな個人給付があります。もちろん減免措置とかいろいろほかにもありますが、これで質問しますと、部局が多岐にわたりますので、一々質問はしませんが、現在一体どうなっているのか。よくもらう資料の中には、これこれの事業は対象者はこれだけで、これだけお金がかかりましてということなんです、私の聞いているのは、今の例えば申し込みの範囲とか、今の基準とかそういったものがどうなっているのかということを知りたいので、そういった資料をまとめて一回提出をお願いしたいと思います。そういうものがされるかどうか、その点だけお願いします。

- 同和対策部長（堀 宏行君） 端的に、見直しあるいは検討をこの機会になぜしなければならぬかというお話でございますが、これにつきましては、私、最初の答弁でも言わせていただきましたように、ハード面では相当の効果を上げ、一定の市街地あるいは団地形成等ができてまいりましたので、それをもとにして、この中でこの地域の将来像をつくっていくのかということで、この4点を決めたわけでございます。

したがって、先ほど言いましたように、地域の活性化、それからさらに遅れておりますソフト面の事業の推進、あるいは個人給付については、府下の各市でも行ってございますが、見直すべきは見直す、続けるべきは続けるという検討をしていくという時期かと思えます。

また、改良住宅につきましては、平成2年度中には目的の戸数が達し終わると思っておりますので、これらにつきましては、今後どういうふうに移管していくのだということを検討するのだということでございます。

それから資料につきましては、内容等をいろいろ検討させていただきまして、議長さんのお許しを得て、出せる部分については出させていたいただきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

- 23番（原 重樹君） 聞き漏らしたかもしれませんが、いつまでというのは……。検討そのものは。
- 同和対策部長（堀 宏行君） 組織につきましては、私のいささか私見もございまして、今年度中にその組織づくりをしまして、明年度、明後年度2年間で現行法が終わりますので、その2年間のうちには何とかの形をつけていきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○ 23番(原重樹君) 同和につきましては、今までから見解の相違ということで、やっても平行線になると思いますので、やめておきますけれども、今僕らが聞いているだけでも、隣の堺市あたりでも改良住宅の家賃だとか同和保育料等の見直し等の答申が出たとかいうふうに聞いています。もちろん堺市とは、体制も含めていろいろ違いますから、そのまま云々ということではないですけれども、ぜひとも見直しすべきところはきちっとしていくというのが今求められているということで、期待はしておりますが、しかし、本市では今までが今までですから、やってきた中味がそうですから、そうですかというふうには簡単にいかないんですが、よろしくというだけで終わるわけにはいかないので、見直しをする上での基本的な点だけ意見として、今までからも申し上げておりますけれども、申し上げておきたいと思っております。

1番は、やはり行政の主体性だと思うんです。見直しの場合も。結局そういう主体性を持つかどうかというところ。特定のいわゆる運動団体のオーケーをとってからではだめなんだということをきちっとしていただきたいということです。これをするには大変なことだということを行っているわけですから、果たしてそうなるかということは非常に疑問ですが、基本はやはりそうだとということです。

これを基本として、同和対策そのものが今の時点で、結局、今までプラス効果を含めて、個人給付等々を見ましても、もちろんそれが全部否定されるものではないというふうに思いますが、今やプラス効果とマイナス効果が逆転しかねないという状況です。だから、特別策から一般対策へ移行していくということを基本にしてやっていただきたい。もちろん今の一般対策そのものが低いですから、そうした一般対策そのものの内容充実も含めて検討をすべきであろうというふうに思います。

さらに、地域住民の自立意識を促進させる。同時に、行政のすることというのは、同和問題を解決するそのものじゃないんです。同和問題を解決していく条件整備だというあたりはきちっと押さえておいてほしいと思います。市長、頭をかいていないで、きっちり聞いておいてほしい。基本的な点でございますから。

言うことはたくさんありますが、列挙すると長くなりますし、今までも申し上げておりますから再度言いませんけれども、こういうことを基本にして、本当に当たり前の市政ができるようにきっちり見直しをしていただくことを要望して、終わっておきます。

以上です。

○ 議長(出原平男君) ここで暫時休憩をいたします。

(午後2時19分休憩)

(午後3時04分再開)

- 議長(出原平男君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

なお、先ほど原議員の一般質問の中で、私から「正副議長と相談して」と申しあげましたが、言い誤りでございまして、「正副委員長と相談して」というように訂正させていただきますので、どうか御了承をいただきたいと存じます。

それでは、18番若浜記久男君。

- 18番(若浜記久男君)(登壇) 18番若浜です。

通告に基づき質問の要旨を説明いたします。

御承知のとおり、社会情勢の変化、流れの中で労働界の再編成が行われ、それぞれの思想、信条のもと新たな運動が展開されております。それに伴い、労働側の思惑をも含め、紛争の火種が起り得る危惧も懸念されるところであります。本市におきましても例外ではなく、同様の状況が起り、2つの労働組合が存在し、活発な労働運動、組織拡大運動が進められ、競合していくものと考えられます。

今までの職員団体の内容、状況等については、条例施行法による限りの知識しかなく、この機会を契機にゼロからの勉強が必要と痛感し、質問を行うところであります。

そこで、まず第1点であります。旧職員団体の現在の構成とその運営はどのようになっているのか、お尋ねをいたすところでございます。

次に、2番目であります。御案内のとおり、庁内及び出先機関を含め、職員団体の発行する「日刊いずみ」に、現職の管理職の方がその組織を支持する立場から寄稿され、組合員はもとより、非組合員の中からもひんしゆくを買い、批判の声が大きくなるところでございます。このような行為が許されるのか、地位を利用した管理職、公務員としての疑義があるのではないかとこの相談もあるわけでございます。私もこの真意を図りかねておりますので、初めに市長の立場からの御答弁をお願いいたします。

次に、大きな2点目の海外視察についてお尋ねをいたします。

近年は、視野を広める、国際交流を高めるとの大義名分のもと、官民を問わず大変盛んになっております。本市においても最近特に多くなっているようです。そのことについては格段申し上げることはございませんが、海外視察も、旅行も有意義との声も多い中で、しかし、公務員となると話は別でございまして。納税者の市民感情から見れば、あからさまに物見遊山だと批判を受ける、反対すべきではないかとの手厳しい指摘も受けるところであります。なぜなのか。簡単なことであります。市民に明らかにすれば理解も得られると確信をするこ

ろであります。

今の状況を考えますと、われわれにとっても議会の視察、予算書に計上されている以外は全く不明であり、だれがいつ、どこへ、費用は何のためという具合に決算書にも上がっていない。これでは大きな期待は持てないと思うわけでございます。

そこでお尋ねをいたします。まず初めに、ここ最近の昭和62年度、63年度、平成元年度の外郭団体の要請で10件程度参加されておられるわけでございますが、目的等を含めて御答弁をお願い申し上げます。

次に、どのような効果があったか、報告書の提出は義務づけてあるのか。

次に、公務ということであれば、予算的な処置はどうなっているのか、あわせて御答弁をお願い申し上げます。

さらに、長期的な出張となるわけでございますが、業務の支障等はなかったのか。

最後に、海外視察、出張等についてはどのように取り扱っておられるかをお尋ねをいたしまして、質問の趣旨説明を終わります。

答弁いかんによっては再質問の権利を自席において留保させていただきます。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 若浜先生の御質問に鹿島から御答弁いたします。

まず、職員団体の件でございますけれども、和泉市職員労働組合が1,196名、新しく12月5日に発足しました和泉市職員組合が130名ということで理解しております。両組合とも公平委員会への登録はされていないと聞いております。

それから、その運営ということでございますが、これは労働組合自身がやるわけでございますけれども、運営ということで専従の問題がございます。専従の問題についての考え方を御答弁しておきたいと思っております。

地方公務員法においては、第55条2の規定によりまして、登録を受けた職員団体の役員として、職員は任命権者の許可を受けて専ら従事することができる旨定められているところでございます。本市におきましては、地方公務員法の同条を、目的論的に解釈いたしまして、登録団体はもちろん、非登録団体においても、良好な労使関係を維持していくために団体交渉に応じているものと同じ理由から、非登録団体にあっても、登録団体に準じて専従許可を与える立場をとっているものでございます。府下の各都市におきましても同様の措置をとっているもので、もちろん専従許可を与えている期間は、いかなる給与も支給せず、退職手当の算定の勤続期間からも除くものでございます。したがって、法の趣旨を勘案して、給与を支給せずに、職務専念の義務を免除することで専従許可を与えているわけでございます。

それから3点目でございますが、新組合の結成の時期に、既存の組合の機関紙に投稿された管理職の問題についてでございます。地方公務員法においては、管理職の職員とそれ以外の職員が一緒になって職員団体を組織することができず、もし管理職とそれ以外の職員が同一の職員団体を組織すれば、それは地方公務員法上の職員団体とは言えないと規定されています。先般一部の管理職が職員団体の機関紙に寄稿した件を御指摘されているものと思われませんが、地方公務員法においては、管理職がその地位を利用して職員の動向を規制した場合等の規定はございません。がしかし、幾ら言論の自由が、あるいは表現の自由があるといえども、先生おっしゃいましたように、労働戦線の微妙な時期であり、その言論につきましても、法には抵触するものではないものの、立場上慎重を期すべきであるとの認識に立っているものでございます。

それから次に、海外の出張、研修の件でございます。出張てんまつ、報告書の現状と実態について簡単に触れさせていただきます。

海外へ出張命令を受けた者は、帰庁後、職員旅費条例施行規則に基づいて出張てんまつ報告書を提出しなければならないことになっております。昭和63年度以降13名の職員を海外へ出張命令いたしておりますが、てんまつ報告は提出されております。ごく最近の分でまだ上がっていない人たちもいますが、もうすぐ上がるだろうというふうに考えております。

それから、昭和63年度では13名がしたがって海外へ出ていったということになります。

それから効果、それから出張の位置づけでございますけれども、人事研修命令以外の海外研修につきましては、各部課におきまして職務上の必要から、公務能力の開発、向上を図る上で、公務の職務命令によって出張いたしておるものでございます。

それから次に、予算の件でございますが、元年度におきましては当初予算で300万円ほど計上させていただきました。これは当初でございましたので、職員分、特別職分を一括して計上したわけでございます。ただ、職員研修の場合には、人事課予算から出る場合、あるいは、先生も御承知かと思いますが、大阪府市町村振興協会等から経費の要らない場合と、またコスモポリスのようなところで、その団体が負担していくものというふうに、大きく3つくらいに分かれているところであります。今回、現年度で見ますと、人事が研修目的で旅費を負担したものであるというのは3名程度でございます。

それから海外出張等の旅費の件でございます。外国旅行の旅費については、国家公務員の例に準じて、その都度市長が定めることになっております。通常、国家公務員の場合は、単身赴任で海外へ旅行する機会が多く、市の場合、集団での視察もしくは出張のため、国家公

務員の例がそのまま当てはまるかどうか問題も残り、実際には旅行社へ旅行費用を支払う、また団体の一員として負担金を払い込むというふうな方式をとってございます。

それから4点目の業務の停滞がどうかという問題でございます。これは、職員の海外出張も公務であります、海外出張中の通常業務においても極力支障を来さないように配慮しているものでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 18番(若浜記久男君) 先ほど1,196名と130名ということをお答えいただいたわけですが、この中に組合が人件費を支給しているいわゆる専従者がおられると、こういうことですね。これらの方々について、目的論的とか何かおっしゃったんですけど、理解にちょっと苦しむわけなんです、法的には何ら問題がないと、こういう御答弁をいただいたというふうに理解してよろしいですか。

2つとも未登録団体だ、だけど地公法には違反していないと、こういうおっしゃり方ですかね。ちょっとその辺。

- 市長公室次長(鹿島賢昌君) 地公法自身に違反しているかどうかの問題については、先ほどの私の答弁では触れておりません。繰り返して申し上げますと、登録を受けた職員団体の役員として、職員は任命権者の許可を受けて専ら従事することができる旨規定されている。そして、目的論的云々という言葉がございましたけれども、これは、登録はしていないけれども、労働組合としての実態があるんだというふうに御理解願えればと存じます。

- 18番(若浜記久男君) 一問一答一みたいな形で非常に申しわけないんですが、専従者がいらっしゃるということで、どういう立場の方なのか。私ここに名簿をいただいておりますので、その専従者の方の役職と名前をお答えいただきたいんですが、その点よろしく願いいたします。

- 市長公室次長(鹿島賢昌君) 現在、職免の許可を出しているのが2名でございます。労働組合の職名でいきますと、1名は職労の書記長の前田さんでございます。それから1名は執行委員の小畑さんでございます。

- 18番(若浜記久男君) 2名が専従ということで、市の方から給料は支払っていないということでございますね。

そうしましたら、ほかに職場を離れて組合の業務につかれていまする方はございませんか。あるということの答弁なのか、ないという答弁なのか、その辺の答弁いかんによっては、彼らの所属している職場の担当部課長の皆さん方にもお尋ねせないけませんので、その辺で、実際に専従の届け出、あるいはないのか、その辺を明らかにしていただきたいと思っております。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君）職務専念の義務を免除しているのは2名でございます。先生から職場を離れて云々ということがございますけれども、職場の労働組合の役員ということになりますと、通常の組合員と違って、仕事がさらに増えるものと思われれます。すべて免除というような形ではありませんけれども、各職場長において一定の配慮はしているのではないかとこのように推測するところでございます。

○ 18番（若浜記久男君）ということは、職場の所属長に届け出はなくとも、組合業務が忙しいというようなことで職場を離れていらっしゃる方があり、このようにございましょうか。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君）いえいえ、そのようには断定しないわけです。私ももっているわけではございませんので、一定の配慮は職場でしているのではないかとこのように推測しますということでございます。

○ 18番（若浜記久男君）答弁しにくいというふうに思います。だけど、現実には、このように形で職場を放棄されておられる役員の皆さん方、私、ここに何件かチェックした書類も持っております。証拠もあるわけなんです。

しかし、その件については後ほど触れていきたいというふうに思うんですが、この専従者のお2人——1人の方については私は全く面識がないし、名前も初めてお聞かせをいただいたわけなんです。職場が市民生活部健康課というところにあるというふうに理解するわけなんです。現在この方はどこにいらっしゃるのか。例えば市の業務から全く離れておられるということであれば、何年何月和泉市を離れておられるのか、この点をあわせてお答えをいただきたい、このように存じます。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君）健康課云々という先生のお言葉でございます。小畑さんでございます。勤務先は健康課。ただ、昭和62年11月から衛都連の書記長をやっておられるというふうに承知しております。

○ 18番（若浜記久男君）昭和62年11月1日から衛都連に出向されておられる。その前はどのような立場で組合業務に専従されていたのか、その辺の御答弁も欲しかったわけなんです。いかがでしょうか。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君）健康課勤務で、執行委員あるいは三役等をいたしておられるところでございます。いわゆる許可の専従と申しましょうか、職務専念義務、あわせて、51年当時からは継続はないわけでございますけれども、例えば8カ月があるとか、あるいは1年、あるいは3カ月やるとかというような具合で参っております。

○ 18番（若浜記久男君）ということは、トータルでいたしますと、相当な年月を要してい



るんじゃないかというふうに思うわけです。先ほどから御答弁をいただいて、法的云々という御答弁はいただけなかったわけなんです、この問題については地公法に抵触すると、私自身はそういうふうなとらえ方をいたしておるわけなんです、そうしますと非常に納得できないと思うんです。だけど、今までの慣行なり、あるいは見解の違いということもあると思います。これから十分に私どもでも調査をいたしますし、その必要性もあるやに確信をします。そういう意味において、この件についてはしばらく留保して、質問を変えてお尋ねをしたいと思います。

特に、先ほどから組合の業務という繁忙の中から、一定の職制にあつては目をつぶっておる部分があつて、職場を離れておられる方も相当あるやに聞いておるわけです。その辺で、仮にそういうものを暗に認めるにしても、朝出てきて到着して、そして組合に行くということでは、幾ら同じ組合員の皆さんがその方の業務のフォローをしてやるにしても、これはやはり問題があるんじゃないかと思うんです。

今、その職場にあつてこの役員の皆さん方は非常にまじめな方ばかりでしょうが、仕事をしながら組合の仕事をする、これがやはり建前だと思うんです。私は彼らのそういう当たり前なんだという気持ちは絶対に許すわけにいかんと思うんです。そういう意味では、職制の部課長の皆さん方あるいは係長の皆さん方は、朝出勤をした、そうしたらどこに行く、どういふ仕事をやるんだと、これくらいの掌握はしていただきたい。

私は同じ労働組合のいろんな立場の方々とも接触しております。これは組合サイドから見れば、多くの皆さん方に、言葉は適切ではありませんが、やみ専従、非常にやればいいという見方の部分もあるわけなんです。しかし、これは民間の場合で、公務員ということになると違ふんです。そういう意味で、例えば1日専従する、大会に2日専従する、そういうときには休暇願を出すなりそういうやり方。そして一定の、例えば短時間——1時間とか2時間とかそういう部分についての配慮をしていただけるなら、私はあえてそこまで質問もしない。こういうふうな気持ちでもあるわけなんです。

私がなぜこれだけしつこく言うのかと皆さんは思っているらっしゃると思うんですが、あなたたちは彼らの行動を全く承知しておられない。だからこういう形で推移してきておると思うんです。一例を挙げますと、彼らは和泉市職員労働組合という大きな字を書いた、マイクの大きい車がありますが、持っております。もともとそれも違法なんです。政治活動することも禁じられておるわけですが、昼の日中に堂々とあの車を持ち込んで、政治活動を含めて街頭演説をやっているんですよ。社会党を非難、攻撃することはよろしい。言論の自由という立場の中から結構だと思ふんですが、実際にこういう行動を納税者、市民の皆さんが見

たらどのように感じると思いませんか。税金をもらいながら遊んでいるじゃないかと、こういう見方もできるんですよ。

現実には、去年の夏、府営住宅の伯太住宅といいますが、あそこの公園の一面で昼間やっていた。私ずっと聞いていました。時間も全部チェックしています。写真を撮っておらんのだけが残念なんです、こういうことをやっておるんですね。私はその人に言いました。「えらい頑張っているやないか」。「聞いてたんか」——凶太い態度ですよ。法律違反ということ、それを彼が全く知らないのか、知ってやっておるんだしたら、これはもう大変悪質だと思うんです。こういうことでは市の職員労働組合の存在も危うくなっていくと私は思うんです。これについての当局の見解だけをお聞かせ願いたいと思います。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 先生からいろいろ今御指摘を受けたところでございます。私どもといたしましては、1つは、良好な労使関係が必要であろうと思っております。ただし、先生が御指摘されているように、地公法第35条は、「職員は、勤務時間中は全力を挙げて職務に専念する義務がある」というのも、基本的な大きな問題でございます。ただし、「次の場合、勤務時間中の組合活動を行うことができる」というような規定等もございます。それらを十分に、御指摘、あるいは地方公務員法等の趣旨を踏まえて、検討すべきは検討していくべきであろうというふうに考えているところでございます。

- 18番（若浜記久男君） 法的な問題を出されました。確かにこれは地公法に抵触しております。これは明らかだと思うんですよ。だけど、非常にそういう部分においては疑問の点がたくさんあるわけです。ここでは厳しく指摘をしながら、この問題についても今後留保させていただきたいと思っております。この件についてはこれで終わらせていただきます。

次に、「日刊いずみ」の件について、あえて市長の御見解をいただきましたわけなんです、この件について御答弁する気持ちはございませんか。見解を。

- 市長（池田忠雄君） 若浜議員さんから非常に端的なお尋ねでございます、先ほど来人事当局が申し上げておりましたように、良好な労使関係の慣行も大事、ただし折り目もつけていかなければならない、そのように私も思っておりますので、基本的に、前段の先ほどの問題につきましては、今後とも私も心して対処をいたしてまいりたい、このように存じております。

それから2点目の管理職の者が「日刊いずみ」に投稿した件についての市長の見解ということでのお尋ねでございますが、確かに、投稿のあった直後でございますが、議員さんから公室長に「上司に伝えておけ」ということでのお申し出があったということで、私のところに報告が参ったのも事実でございます。10月20日過ぎであったと記憶をいたしておる

ところでございます。その時点ではまだ、労働戦線のいろいろなことが労組間でいろいろと取り沙汰をされていきつつあるような時点ではなかったかと記憶をいたしております。

ただ、先ほど人事当局の者が御答弁をいたしましたように、法的に問題のある件ではないということが1つ言えると思います。ただ、結果論的ではございますが、労働戦線に非常にいろいろと問題ある時期における管理職の態度としては心すべき点があるのではないかと、このように私も存じておる次第でございます。率直な見解をとということでございますので申し上げておきたいと思っております。

○ 18番(若浜記久男君)市長の御答弁と申しますか見解をいただきました。

私もこの問題については、こと個人に関することでもございまして、非常に質問したい面もあるわけなんです、重大なことでもあるというふうに私は位置づけておりますので、あえて質問をさせていただくわけなんです、ここにサイン、署名してあります。現職のあれも書いてあります。顔と名前が一致しないのですが、どなたですかね。

そういうことで、組合の機関紙に管理職が投稿することは法的には何ら問題はないと。確かにそうかもしれません。だけどこれは、組合費の財政の中からこのピラをこしらえているんです。ということは、新しく組織を結成された人たちのお金もこの中に入っているんです、これを投稿されたときには、そういうふうなこともあるということを知ってほしいと思うわけです。特に管理職に。

さっきわからなかったんですが、この議会に出ておられるだろうということで、恐らく管理職というふうに思っています。そういう方たちが率先してなのか、組合から要請されてなのか寄稿された。立派な作文ですね。私はこの真意がどうしても理解できない。そういうことで、この件については、さっき市長もおっしゃいましたが、私はすぐに公室長、あなたのところに真意を、そして釈明する部分があるならということで、私の一存で申し上げました。あなたはどういうふうにとられたのか、私は非常に疑問に思うわけです。市長を含めて幹部の皆さん方と当人たちと一緒にその真意をお聞きいただいて、私は私のところにフィードバックしてくださいというふうに申し上げた。しかしながら、この件については全く公室長からの私どもへの説明はなかった。だから、個人的なことではあるけれども、私がこういう形で取り上げなければしょうがないわけです。

これは、あなたたちに、ああ、たかが若浜のことや、ほっとけほっとけというような気持ちがあったとすれば、あるいは雑談的な中から何ら報告もなかったということであれば、非常に残念でもあるし、こういう重大なことを軽々しく取り扱ったことに非常に不信感を持っております。こういうことは二度とないだろうと思っておりますが、今後はどんな些細なことでも

文書をもって明らかにすることを皆さん方にお伝えしておきたい、このように思います。

それから、これに投稿された方たちにお聞きをしたいわけですが、その辺で、管理職の心構えというか定見というようなものは、辞書にも何にもついてません。広辞苑にはついてるかも知りませんが、管理職としての考え方を奥村富彦さんと中川鉄也さんにお聞きをしたい、このように思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（出原平男君）はい。
- 25番（天堀 博君） 緊急発言です。ただいまの問題は、私は質問者外でございますが、当局の答弁にも法そのものには触れていないということでありまして、今ここでそれぞれの当人からの真意その他見解を述べさせるという点については問題があるというふうに思いますので、取り下げてください。
- 18番（若浜記久男君）私は、今緊急動議、これは皆さん方に諮っていただければいいわけですが、これが法に触れているか触れていないか、これは今から明らかにしていくわけですが、私の見解と当局の法に触れていないという考え方が述べられておりますが、実際にこれは裁判をしてみないとわからんというふうに思うわけです。だから、あえてこの寄稿された真意を聞く中から、管理職としていかにあるべきか、この辺についても触れていくわけでございますので、今の件については私は納得できません。
- 25番（天堀 博君） 討論する必要もないんですけども、私はその辺の答弁なり釈明は、市長なり市の理事者、執行権者そのもの問題でありますから、その辺の答弁でこれは終わるべきものだというふうに考えるわけです。
- 18番（若浜記久男君）これが仮名なりイニシャルで出ているんだったら構いません。だけど、これはスターみたいなサインですよ。はっきり名前が出ているんですよ。その意図があつての投稿であるわけですから、これはやってもらわんと納得できません。
- 議長（出原平男君）はい、市長。
- 市長（池田忠雄君） 若浜議員さんの御指摘もごもっともな点があるわけでございますが、理事者を統括いたしております私の立場から重ねて御答弁を申し上げたいと存じますので、御理解を相賜りたいと存じます。

管理職のあり方としては、職員を統括して、市政執行に邁進していく、これが私の補佐役であります職員の中の管理職の置かれている立場でございます。それぞれの職分に応じてそれぞれのセクションを任しておりますけれども、仕事に専念をいたしておると私は存じておるわけでございます。

ただ、今御指摘のございました「日刊いずみ」でございますが、私は読んでおりませんが、少なくとも労組の機関紙であるわけでした、その中に、今御指摘の面名につきましては、市職労の元役員であったのは事実であります。今は管理職でございます。そういう中で、恐らくは寄稿を頼まれて、OBとしての所見を述べたのではないかと私は推察をいたしております。

ただ、公室長から私の手元に、若浜議員さんからこのようなお申し出があったという申達がございました。それは10月末でございまして、労働戦線が分裂するしないということのまだ前段での時期ではなかったかと思えます。たしか自治労の労組が結成されたのは12月5日でした、10月の下旬であったと思えます。そういう中で、いろいろな意見があるんだなど実はそのときには理解があったわけでございますが、今申し上げますように、管理職といえどもOBでもございまして、後輩から寄稿を求められたということで文章を書いたのだなど。

ただ、法にそれが即触れるものではございません。しかし、管理職としては、今申し上げますように、職場を統括し、市政執行に当たっていくという大本からいたしましたならば、そうした行為というのは管理職としては好ましいことではないな、心しなければならんことではないかというぐらいでございましたので、そのときに本人を呼んで、話をするということはいたしておらないのは、今申し上げたようなことでございます。そういうてんまつでございました。

したがいまして、管理職としてのあり方と寄稿の問題、これらについての若浜議員さんからのお尋ねでございますので、私から管理職を統括する立場での私の所見を申し上げて、御理解を深めていただければありがたい、このように存じます。

- 18番（若浜記久男君）答弁をいただけないので、これ以上私も申し上げるわけにはいかないわけですが、管理職という立場は、まず労働意欲を高める、そして働く環境をよくしていく、これはやはり和だと思えます。私は個人的に、中川さん、福祉事務所長は非常に立派な方だと思えます。職場の和にひびが入らんようにとちゃんとうたっているんです。これでは逆にひびを入れるようなものです。全く矛盾していると思えます。

これは、私と皆さん方との考え方が違うわけですから、当然いろいろな角度からの見方が異なるわけで、一致するわけにいかないわけなんです。そういう面では本来なら、これを投稿された以上は、旧市職労、新市職労——自治労というんですか、そういうところの感情をお聞かせ願いたいと思っておったわけですが、やむを得ません。何ら御答弁をいただけないということは非常に残念であるわけですが、すけれども。

常に働きやすい環境づくりをしていただきたい。これは管理職の基本的なものだと思います。これを管轄する市長の責任でもあるわけですから、その点をひとつ十分肝に銘じていただきたいと思います。もっと本当は言いたいわけですが、これが明らかになった中で、今の市職労に対して批判的な、この暗い組合から抜きたいなという方もあったと思うんです。今の130名以外にも。私のところにも来ています。だけど、うちの偉いさんがこういうあれをしておると。福祉事務所の所長という立場になると、配置転換とか休日の問題とかいろんな問題の権限も有しておるわけなんで、現場の人たちもその辺で暗にプレッシャーをかけられたという部分もたくさんあったと思うんです。これは事実だろうと思います。そういう面で今後、何度も言うようですが、これらがないように、言論の自由だからということで間違った方向にとっていただかないように。

そして最後に、非常に問題もあるということ指摘しながら、今後平等の立場の中で、2つの労働組合が存在して、より良い労働組合を組織あるいは運営をしていくという中で、皆さん方もそういう目で平等に見詰めてやっていただきたいということをお願いを申し上げます。この件については終わります。

次は、海外出張ですが、この件については、時間も来ておりますので簡単にお伺いしておきたいと思います。

資料を私はいただいています。大阪府の外郭団体あるいは第三セクターの招待等の視察がほとんどです。公務というふうに位置づけられた答弁をいただいたわけなんです。これはどういうことなんですか。例えば旅費だけは外郭——例えば大阪府振興協会というのは宝くじのあれですか、あるいは商工会、コスモポリスとか、そういうところが旅費だけを出して、後のパスポートの申請なり、あるいは欠勤中の有給扱いなのかどうか、パスポートの申請あるいはそのほかの申請の費用は和泉市が持つという解釈でよろしいわけですか。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君）私が最初に御答弁申し上げたのは、1つは研修で参加するという部分でございます。研修は公務出張の取り扱いをいたしておる。それから研修以外の仕事で行くもの、明らかに公務でございます。そういったものを含めて公務であるというふうに御答弁をさせていただいたところでございます。
- 18番（若浜記久男君） もっとはっきり答えていただきたい。雑費とかそういうのを含めてどうなっているのか。
- 市長公室次長（鹿島賢昌君）パスポートなんかの費用でございますが、入っている場合もあり、入っていない場合もあるということでございます。
- 18番（若浜記久男君） 例えばすべて招待側にあると。ない大部分については市の方が

らと、こういうこともあるということですね。

対応としてはちよっとおかしいなというところもあるわけで、だから私は最後にこの問題について項目の中に入れておったと思うんですが、条例制定なり規約——今、国家公務員の規約を内規の中で運用しているというような御答弁だったと思うんですが、これからも海外旅行は多くなっていきます。特に関西新国際空港の地域ということもあって、いろんな形での出張なり視察なりが多々あると思うんですが、その辺でそういうきっちりしたものが絶対必要だと私は思うんですよ。この近隣でどこもないというのであれば、それに先駆けてやることだっていいんじゃないかと思うんですよ。

やはりこの辺の問題があるから、市民がただ遊びに行っているんじゃないかというふうな見方しかとらないんですよ。職員さんだったら、まじめに勉強してきはるんだろうというふうな見方をします。ところが、議会だったらそういうわけにいかんのです。すべて遊びだというふうにししか見てくれません。

質問の内容が支離滅裂になって申しわけないんですが、皆さん方は遊びに行くわけじゃないんでしょう。ゴルフをしに行くわけじゃないんでしょう。そうしたら、何を勉強してきたかというようなことが、「広報いずみ」に年間何回出ますか。寄稿文なり感想文なりを載せる。そして非常にまじめに勉強してきている。これは税金を使ってもいいというようなあれが市民に定着してくるなら、また和泉市の議会を見る目も変わってくる。市民の批判もだんだん薄れてくると思うんです。

せっかく報告書を出していただいているということなんで、どこでどなたが保管されているのか、私たちも見たいんですよ。議会では、この間の議運の中で、報告会の場所をつくれという御提議がありました。非常に私感心しました。皆さん方の中からではなくて議会から出てきた。これは私も本当によかったなと思っています。こういう考え方になっています。

だから、その報告書をみんなが見れるように、あるいは市民全員が……。『広報いずみ』というのは効果あるんですよ。皆さん見えています。ごみが何月何日に出てくるとか、職員の給料、市長の給料何ぼ、議長は何ぼ、報酬から全部載っている。全部知ってくれているんです。これだけ市の『広報いずみ』はいいんです。だからそういうところに載せていただけたらなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君）前段の先ほど私が申し上げた旅費の件でございますが、簡単に国家公務員と比較することが難しいので、実際は旅行社へ費用を払い込むとか、団体の一員として保管金を払い込むとかいうふうな形を今とっておるところでございます。したがって、国家公務員の例に準じて、何とか支度金とかいうような形で要綱程度を整備する必

要が将来にわたってはあつてはあつてはないかと事務当局としても考えているところでもあります。今後の問題として理解していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 18番(若浜記久男君) それで結構なんです、国家公務員というのは身分、地位は違ふんです。それで運用の仕方がばらばらだと思ふんですよ。例えば市長は特別職だから、国家公務員では総理大臣ですか、一機借つて飛んでいく、そういう扱ひになるんですね。例えばの話ですよ。和泉市の親分じゃないですか。総理大臣です。国家公務員あるいは特別職ということになってきますと、いろんな解釈の仕方があります。だから、そういう面であつてはきちつとしてもらいたい、やつた方がいいですよという御提言を申し上げたんです。

あと、報告書の件はどうでしょうか。考え方はできませんかということですよ。

- 市長公室長(杉本弘文君) いずれにいたしましても、市職員として公務出張でございます。したがひまして、広報に載せるかどうかは別といたしましても、庁内に配付できるような考え方でもつて、あるいは議員さんにもお渡しできるような報告書とかレポートをつくつてまいりたい、このように考えます。

- 18番(若浜記久男君) ありがとうございますと言ひたいのですが、一言私に演説させていただきたいのですが、実は4、5日前、私のところに日中友好協会とかいう名刺を持つた方が面接に来られました。議員さんの中にも相当知つていらっしゃる方がいらっしゃると思ふんですが、その方が「大金を使つて議員さんみんな南通市に行つた。その辺での効果はどうだつたのか、これからどうするのか」と、基本的な面でいろいろおっしゃつたわけなんです。私は残念ながら諸般の事情で南通市行きは辞退させていただきましたし、その後の経過は全くわからないというのが実態でございますし、担当されている職員さんを探したわけですが、いらっしゃらなくて、その方に何ら御説明もできずに、お帰ひいただいたということがありました。

いろいろみんな勉強に行かれたということも、職員の皆さん方も随行という形で行かれておりますので、その内容が今どういふふうにつながつていふのか、今後はどういふふうに対応していくのだということをおつたつていただけたら、私たちがそれなりの対応ができると思ふわけですよ。そういう面で、スタイルはいつでもいいわけですが、できるだけ教えていただきたい。何らかの形でオープンにさせていただくことをお願ひいたしまひして、時間も経過しましたので、これで質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

- 議長(出原平男君) お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思ひますが、



これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(午後4時06分散会)



第 2 日



平成元年12月20日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番	池辺秀夫君
-----	-------



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	総務部理事	大塚孝之
取入	役	坂口禮之助	総務部次長	森利治
市長公室	長	中塚白	総務部次長	奥村富彦
市長公室	長	杉本弘文	財政課長	阪豊光
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部長	堀宏行
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部理事	向井洋
市長公室	理事	中西優	同和対策部次長	明坂文嘉
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室	次長	鹿島賢昌	福祉事務所次長	大宅清臣
秘書課	長	井阪和充	福祉事務所次長	農端小一
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部長	麻生和義
総務部	長	橘本昭夫	市民生活部次長	岸田秀仁

市民生活部次長	坂田平之	病院事務局次長	谷上徹
市民生活部次長	池辺修次	消 防 長	角谷泰夫
産 業 部 長	松村吉堯	消 防 本 部 次 長	高宮武男
産 業 部 理 事	中西淳富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬喜広
産 業 部 次 長	高三一行	用 地 担 当 理 事 長	明坂貞士
産 業 部 次 長	藤原清司	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	藤原忠男
産 業 部 次 長	松林保	教 育 委 員 長	藤原忠男
建 設 部 長	浅井隆介	教 育 長	西川喜久
建 設 部 理 事	山崎琢磨	管 理 部 長	逢野博之
建 設 部 次 長	谷 俊雄	管 理 部 次 長	白樫通有
建 設 部 次 長	赤田儔信	指 導 部 長	重野欣達
建 設 部 次 長	山崎精二	指 導 部 次 長	木村吉男
都 市 整 備 部 長	萩本啓介	社 会 教 育 部 長	生田稔
都 市 整 備 部 理 事	阪倉嘉一	社 会 教 育 部 理 事	竹田明郎
都 市 整 備 部 次 長	三井義秋	社 会 教 育 部 次 長	中辻寿夫
改 良 事 業 部 長	富田宏之	社 会 教 育 部 次 長	北野喜平
改 良 事 業 部 理 事	笠木恒忠	会 計 課 長	藤木意繼
水 道 事 業 管 理 者	田中稔	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高橋正道
水 道 部 長	岩井益一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着本善夫
水 道 部 次 長	岸本孝二	監 査 委 員	庄司清
水 道 部 次 長	仲田博文	監 査 事 務 局 長	吉田陽三
病 院 長	竹林淳	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病 院 事 務 局 長	藤原光夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次 長	河原茂隆
議事係長	佐土谷茂一
調査係長	井之上光一
係 員	田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月20日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長(出原平男君) おはようございます。議員の皆様方には、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席届けのある議員さんは池辺議員さん、遅刻届けのある議員さんはいません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(出原平男君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(出原平男君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承のほどをお願い申し上げます。

- 議長(出原平男君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、22番・早乙女実君。

(22番・早乙女実君登壇)

- 22番(早乙女実君) 22番・早乙女でございます。発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

第1点目に、医療ヘルパーの派遣事業についてであります。昨日も藤原議員さんから御質問もあったわけですが、高齢化社会ということが言われております。何も先の遠い話ではな

く、現実に寝たきり老人をお抱えの御家庭とか、痴呆性老人、いわゆるボケ老人とも言われておりますが、そうしたさまざまな困難や課題が、現実的には横たわっていると思っております。こうしたことに行政がどう対応していくかの姿勢は、市民生活にストレートに反映していくことになるだろうと思っております。他市でやっている事業が和泉市ではやられていないとか、あるいは打ち切られているということが行われているとするならば、これは大変なことだろうと思えます。まさに行政上の差別につながっているとも言えるのではないかと思います。

そこで、あえて過去の話を蒸し返すようで申しわけないんですが、このたび、私ども日本共産党議員団は、来年度予算編成に当たりまして予算要望書を提出いたしました。その中でいろいろな福祉行政についても、他市の状況なども比較検討し具体的な要求項目を挙げました。その中で気が付いた点で御質問をさせていただきます。

まず、数年前まで行われておりました医療ヘルパー事業についてお聞きをしたいと思えます。仄聞するところによれば、昭和60年7月の年度途中で打ち切れ、61年度予算からは予算計上もされず、廃止されたと聞いております。このことについて間違いはないでしょうか。廃止に至る経過について御説明願いたいと思えます。また、この医療ヘルパー事業を現在もまだ実施している府下の自治体はどこにあるのか、具体的に市名を挙げてお教えいただきたいと思えます。

2点目、「関西国際空港建設事業内容の変更に関する環境保全上の意見」についてです。関西新空港の建設が進められておりますけれども、その中で事業変更も行われると新聞などでは報道されております。先日の産業文教委員会協議会でわが党の勝部議員も質問をしております。関西空港株式会社が提出いたしました事業変更届け、これに対します各自治体の意見紹介が大阪府から行われたわけですけれども、その通達が環境の第269号だと思えますが、市としてどのように取り扱われ、どのような結果報告を出されたのか、まず、お聞きをしたいと思えます。また、その内容が知らされておりませんので、空港会社が示した事業変更の内容についても、かなりの量だと思えますが、簡単にポイントのみで説明をしていただきたいと思えます。

3番目に、開発問題と行政責任、とりわけ女性の働く権利保障という観点から御質問をさせていただきます。女性の社会参加は近年、大変目ざましいものがあります。また、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、略して女子差別撤廃条約とも言っておりますが、これが締結、発効して約4年が過ぎようとしております。働く女性に対する権利保障はまだまだ不十分で、条約の完全実行が望まれていることは、認識の一致するところだろう



と思います。

ところが、和泉市における状況を見ておりますと、市としての基本的な対応が非常におくれているのではないかと感じるが多々あります。今回、一例を挙げますと、和気町に建設されました高層マンションへの行政の作業を見ておりますと、そのことを強く感じるところであります。

そこで、お聞きをしていきたいと思います。こうした開発計画が認可されて具体的に進められたわけですが、開発計画が出されたとき、いわゆる指導要綱に掲げられております公益施設関係の基準等の協議はどのように行われているのでしょうか。また、今回の和気町の朝日住建のマンション建設の申請が出された時期、そして、市の事前協議が行われたとき、個々の原課でどのように対応されたのか、お教えてください。

これは、①②③に分けてお聞きしますが、まず、保育所の問題につきましては、当初計画で保育需要というか、希望者がどの程度増えてくるかと予想されていたのでしょうか。また現在、12月段階で既に入居が始まっております。来年1月も含め、最終的にどの程度の入所希望者がいると予想されているのでしょうか。そしてまた、新しく転入されてくる方々も含め、希望者の全員入所は可能かどうか、お聞きをしたいと思います。

②の学校関係につきましては、とりわけ学童保育についてであります。校区につきましては、和気小ではなく国府小となったわけですが、その理由等について、議会の審議等もあったと思いますが、当時、私はおりませんでしたので、簡単で結構ですので御説明をいただきたいと思います。その時点でいわゆる学童保育との関係で、先ほどの保育所と同じですが、どのように予想されて検討されていたのか。そしてまた、現時点での予想はどのようにされているのでしょうか。中途からの希望者が受け入れてもらえる可能性があるのかどうか。また、来年度4月からの国府小での学童保育の対象児童の全員が入所できる可能性があるのかどうか、具体的にお答えを願いたいと思います。

③は、直接和気町のマンション建設とは関係ありませんが、冒頭述べました働く女性の権利保障という観点から非常に大事だと思っております学校給食についてお聞きをしたいと思います。これも先日の産業文教委員会でわが党の勝部議員が質問をいたしました。いわゆる中央丘陵開発に伴う新校における学校給食の運営形態について御検討、さらに、中学校給食全般のあり方について、委託も含めて検討している旨の回答もされたと聞いております。直接ではございませんので、もし、そのとおりであるならば大変なことだと思いますので、その辺のところを具体的に再度、御回答願いたいと思います。

以上で第1回目の質問をさせていただきました。回答によりましては自席から再質問をさ

せていただきます。

- 議長（出原平男君） 福祉事務所答弁。
- 福祉課長（金谷宗守君） 第1点目の医療ヘルパー派遣事業につきまして、福祉課金谷からお答え申し上げます。

そのうちの1点目の廃止に至る経過及び理由でございますが、その前に、医療ヘルパーの主な業務といたしましては、心身に障害のある老人に対しまして、体の拭き清め、帯衣の交換、食事・栄養あるいは機能回復など、主治医の指示を受けて看護指導を行うことでございます。この医療ヘルパー派遣事業は、従来より大阪府の単独補助により実施されてきたものであります。

そこで、お尋ねの第1点目、廃止に至る経過でございますが、去る昭和58年2月、老人保健法が施行され、保健婦の訪問指導制度が創設されました。これに伴いまして大阪府では、保健婦の訪問指導制度が医療ヘルパーの業務と重なり合う部分が多いということで、速やかに老人保健法による保健婦の訪問指導制度に移行されるよう、また、そういうことによって医療ヘルパー派遣制度を廃止されたいという各市町村に通達指導が行われました。折りも折、本市では1人しかいなかった医療ヘルパーが昭和60年7月に退職することになりましたので、かねてからの大阪府の指導もございましたので、この退職を機会に廃止させていただき、保健婦の訪問指導制度に一本化したような次第でございます。

このようにして本市では、昭和60年7月に医療ヘルパー派遣制度を廃止いたしましたけれども、他の市におきましては、現に雇用している医療ヘルパーが保健婦の資格を有していない等の問題もございまして、保健婦の訪問指導制度への移行、合わせて医療ヘルパー制度の廃止に至らなかった市もかなりの数に上ったことは確かでございます。そのこともありまして、医療ヘルパー派遣制度に対する大阪府の補助は、当初の指導とは異なり現在も継続されております。

そこで、2点目の現在、補助を受けて医療ヘルパー派遣制度を引き続き行っている市の状況でございますが、堺市、泉大津市、吹田市、摂津市、寝屋川市、交野市、柏原市、羽曳野市、河内長野市、以上の9市でございまして、老人保健法の施行当時に実施していた18市のちょうど半数に該当するわけでございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 産業部次長（藤原清司君） 関西国際空港建設事業内容変更に関する環境保全上の意見につきまして、交通公害課藤原より御回答申し上げます。

本件につきましては平成元年8月28日、関西国際空港株式会社より大阪府知事あてに大

阪府環境影響評価要綱に基づく届け出がございました。

なお、9月4日付で大阪府知事より事業内容変更に関する環境保全上の意見につきまして、市に紹介があったものでございます。

まず、今回の変更の内容でございますが、いろいろあるわけでございますが、要約いたしまして大きく4つになってございます。まず、1点目といたしましては、エプロン用地における夜間駐機、通常、ナイトステーションと呼んでおりますが、これの専用スポットを削減いたしまして、そのかわり旅客の乗降及び貨物の積み降ろし用スペース、通常、フローティングエプロンと呼んでおりますが、これで汎用を高めたいというのが1点でございます。

2点目といたしましては、旅客ターミナルビルにおける安全性確保のため、国際線出発、到着場所を分離したものでございます。これらに伴う土地利用の変更といたしましては、旅客ターミナルビルの20万㎡から41万㎡に変更したものでございます。

3点目といたしまして、休憩室等の管理施設を充実したものでございます。土地利用といたしましては、管理施設が12万㎡から20万㎡に変更したものでございます。

4点目といたしまして、電力システムの安全性確保及び省エネルギー化のための熱永久発電システムの規模の見直しでございます。この施設の内容変更といたしましては、3,000キロワットのガスタービン2台と蒸気ボイラー5台を当初予定していたものが、2万キロワットのガスタービン2台と蒸気ボイラー3台に変更したものでございます。

また、休憩室等の設置によりまして廃棄物処理施設の変更、これは焼却炉でございますが、これの変更も一部行っております。内容といたしましては、一般廃棄物1日60トン処理と汚泥の1日30トン処理を各1台、計2台を当初計画をしておりましたものが、一般の廃棄物と汚泥用を併用いたしまして、1日60トン処理するものを2台に変更してございます。

以上が、土地利用及び空港施設等の規模の変更と空港諸施設の内容の具体化に伴う工事工程の一部見直しが主な変更内容でございます。

これらの事業内容の変更に伴う環境面について、私どもが調査をいたしました。今回、大気及び水質に与える影響が主なものでございます。大気につきましては、電力、熱供給施設で燃料が当初予定より増加しておりますが、施設面で大気汚染防止対策、脱硝処置、再循環等によりまして、当初の予測より汚染物質の排出量が上回らないという予測になっております。市といたしましてもこれらを検討するため、空港会社に対しまして汚染物質算出方法等の資料提出を求め、検討を行ったものでございます。また、水質についても、休憩室等の施設充実によりまして、施設面積の増加により排水量の増加が生じますが、これについても空港会社に説明を求めましたが、当初予定では、不確定要素を見込んだ排水量を立てていた

こと。また、今回、給水等の再利用によりまして、用水、排水には変化は生じないものであるということでございます。

これらの検討結果によりまして、本市としては、本市の環境保全上の見地から、空港関連施設から排出される大気汚染物質、また、大気の影響に関しては、変更に係る環境影響の軽減等の対策が立てられておりまして、変更後の環境影響は当初の環境影響の枠内におさめており、変更内容のとおり、環境保全に配慮されるならば、本市の環境に著しい影響を与えるものではないと考えております。しかし、近年の大気汚染状況、また、空港関連施設における大気汚染防止対策につきまして万全を期するよう指導するよう、10月31日付をもって大阪府知事に答申したものでございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 福祉事務所次長（農端小一君） 3点目の開発問題と行政の責任の1番目の保育所入所問題につきまして、児童課農端よりお答え申し上げます。

和気町サダンパークに関する要入所措置児童数の予想人数でございますが、当初、東急建設が計画しておりました時点で約70名と想定しておりました。一方、現時点では、建設戸数の減少などもございまして、60名弱と想定しているところでございます。

2点目の入所希望者全員の入所措置が可能かどうか、とのお尋ねの件でございますが、現時点では、お約束はいたしかねます。今後の申請の状況を見た上で周辺の保育所及び他市委託も含め、可能な限りの措置を講じなければならないと考えているところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次の答弁。
- 管理部次長（白樫通有君） 教育委員会関係で校区の変更と学童保育の2点の御質問があったと存じます。まず、総務課白樫より校区変更について御説明申し上げます。

先生の御指摘のとおり、原則校区といたしましては、和気小学校となるわけなんです。今回のサダンパークの開発計画を見ますと、児童生徒の発生対象戸数が803戸ということから、児童生徒数の発生率を計算すると、和気小学校の施設といたしましては対応が不可能であり、増築についても場所がないということから、教育委員会といたしまして検討するところであります。したがって、国府小学校の施設内容を見ますと、保有教室が36、実学級が25で保有教室に余裕があることから、この校区の就学区域の変更をもって対応しようという考えに至りまして、昭和62年11月5日に本市適性就学対策審議会に御諮問申し上げまして、3回の審議会を開催していただき、62年12月2日に国府小学校校区に変更

するという事で御答申をいただいた次第でございます。

以上が、校区変更の理由でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 社会教育課長（西岡政徳君） 学童保育、すなわち留守家庭児童会の件につきまして、社会教育課の西岡からお答えいたします。

留守家庭児童会の開設につきましては、開設4条件の充足をもって開設する。また、運営につきましては、現在、一定の方針のもとに行っておるわけでございます。その中で各クラブ40名ということで一定の定員を規定しておりますが、特に本年度は、光明台、国府、和気につきましては、一定の事情等がございまして定員増を行い、現在に至っておるところでございます。

その中では、地域が開発されましたら各クラブの児童数が変更するのは当然でございますが、特に国府小学校区において大規模な開発が行われたことによりまして、学校の生徒数が増加すれば、当然、留守家庭児童会への入会希望も増えるものと思われず。現実に入会希望者がどれだけ出てくるかは、各クラブそれぞれの事情等によりまして、生徒数に占める比率がまちまちでございますので、国府についても、どの程度の入会希望者が出るかについての予測は、現時点ではできないわけでございます。

そして、途中入会ができるかどうかということでございますが、これも定員枠がございまして、その定員内でありましたら中途でも入会していただけるという、従前からそういう方針で臨んでおります。そして、4月時点で全員が入所できるかどうかという御質問ですが、これについても、一定の定員枠がございまして、その定員までは入会していただけますが、もし、オーバーした場合には、順次、上級生から御辞退を願うという方針になっております。

- 議長（出原平男君） 次の答弁。
- 学事課長（石本博信君） それでは、学校給食につきまして、学事課長石本からお答えいたします。

せんだって、「日刊いずみ」の組合ニュースで学校給食につきまして、中央丘陵開発に伴う新設校でなく、中学校給食も行革の対象に、という見出しで産業文教委員会で中学校給食が和泉だけだ、今後の検討の中心課題とする云々という重大発言があったということで報道されました。このことについての真意の御質問であります。教育委員会が産業文教委員会協議会でお答えした真意は、委員さんの方から、学校給食問題について、中央丘陵に関係なく行政改革の1つとして検討しているというふうな受けとめていいのか、という質問に対しまして、中学校給食を実施しているところは府下の市町村でも数少なく、教育行政の中で現

在、行っている小中の給食を将来とも維持していくということになれば、効率的な運営ということが大前提になってまいる、というふうにお答えしたものでございます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 都市整備課参事（上出 卓君） 3点目の開発問題と行政責任のうち、開発申請協議のルールと手順について、都市整備課の上出からお答え申し上げます。

宅地分譲及びマンションの開発に際しましては、都市計画法の開発許可または建築確認申請の法的な許認可申請に先立ちまして、市の条例でございます宅地開発指導要綱による申請協議をいただくことになっております。これによりまして、公共公益施設の整備その他につきまして、市独自の基準に沿って御協力をお願いし、もって良好な生活環境を確保していくとするものであります。

実際の協議手順でございますが、まず、申請者の方が開発事業の相談の窓口へ来られた際、開発指導要綱の要旨についておおむね御説明を行います。次に、開発協議申請書を實際上、計画図書として提出して来られますので、開発内容に伴いまして必要な関係課に各書類を内示し、意見、問題等について文書で集約いたします。これは審査内容が多岐にわたり、かつ専門的であることから、各原課の意向を直接把握することが必要であるとして、従前から行っている例でございます。

各原課からの意見の漏れがないかどうかのチェックをした後、開発者にこれを示しまして開発内容の修正をさせるとともに、各原課と直接意見調整を行います。次に、各課との意見調整がすべて完了した時点でこれらをまとめ、市長と申請者の名前によりまして覚書を締結し、必要な負担金の納入も行っていただくこととなります。これにより市との開発協議はすべて終了したこととなりますので、この後の開発許可申請なり建築確認申請書の經由事務を行っているのが現行の開発協議手順でございます。市の関係各課との協議と負担金の納入をいただいた後、法的手続きの經由事務を行っていくというルールを確立いたしてございます。

なお、御指摘の和気町朝日住建のサダンパークマンションについても、ただいま申し上げましたルールにのっとり協議が成立した後に建設工事を行っているものでございます。ただ、当初は東急建設からの申請でございまして、その後にさきの協議が成立いたしました後に朝日住建がその権利を譲り受けることとなったため、昭和62年に改めて同社から協議申請書を提出させ、各課において内容の再度チェックを行った後、協議が成立したものでございます。

なお、具体的な時期でございますが、昭和58年11月に東急建設より1,022戸の申請がございまして、その後、約1年後の59年に東急建設と協議が成立いたしました。その中で先ほど申し上げました公園、教育施設その他の整備についての内容が確立されたということでございます。その後、改めまして62年4月に朝日住建さんから継続してこの開発をやってきたいという申し出がございまして関係課に再度協議、同年8月、協議が成立いたしました。ただ、開発戸数につきましては、当初1,022戸でございましたが、若干、減る模様でございまして、ただいまのところ941戸に減っており、あともう少し増減があるかもわからないということで、最終の戸数については未確定ですが、一応、941戸ということになってございます。

以上でございます。

- 22番（早乙女実君） 今回は、1つつやらさせていただきます。

まず、最初の医療ヘルパー問題からいきたいと思います。老健法がらみで医療ヘルパーが廃止されたという御説明ですが、課長のほうから老健法による訪問指導と医療ヘルパーの派遣制度は若干違いがあるようにおっしゃいましたが、ちょっと確認させていただきます。医療ヘルパーの方では、いわゆる主治医の指示とおっしゃいましたが、老健法による訪問指導では、医師との関係はどうなっておりますか、その辺だけ先にちょっと。

- 市民生活部次長（池辺修次君） 健康課池辺よりお答えいたします。

老健法による訪問指導に際しての医師との連携につきましては、訪問指導に当たっては、主治医との連携を図り、その指導のもとに実施するとなっております。

- 22番（早乙女実君） なぜ、あえて聞いたかといいますと、最初、私も医療ヘルパーと老健法に基づく訪問指導制度との違いがよくわからなかったもので、具体的に福祉や健康課で聞いている中で、さきの年度途中での廃止問題にぶち当たったんです。大変よく似た制度ですが、現実的に市民が受けるサービスの面になると微妙に違ってきておりまして、ありがたいというのが消えちゃっている面がある。具体的に主治医の指示に従って、というのが医療ヘルパー、老健法による訪問制度は、医師と連携を図りその指導のもとに実施するという、これは医療行為ではないわけです。その辺の医療ヘルパーそのものの活動が、寝たきり老人とか介護を受ける側からすれば、単なる指導ではなく、主治医の指示に基づく細かいところまでやれるということになっています。それが非常にあいまいな形で、年度途中でお止めになったということで、安易に廃止したんじゃないかという気がしまして、具体的に読み込んでいったんです。

61年度の予算委員会でこの中途退職問題あるいは予算が消えているということで若干、

質疑があったようです。現実的に読みますと、今の御答弁と同じように、福祉と健康課それぞれ理事者から答弁があったわけです。一方の側は、この事業は老健法で肩代わりできます、と明確におっしゃっておりまして、もう一方は、それは老健法では扱いません、とおっしゃっている。論議としては、そこで終わっているんです。具体的に言いますと、そこのところを論議しておくべきだったと思いますが、逆に言うと、理事者も制度的に余りつかまないう府の指導もあって、1人のヘルパーさんがおやめになったということで、渡りに船とばかり打ち切ったんじゃないか。

これはうがった見方ですが、予算委員会の答弁そのものが、担当者自身がかん違いをしている。私どもが素人っぽい見方していると、間違うのは当たり前だと思う。逆に言うと、市民サイドから見れば、他市では安易に打ち切らずにやっているのも重層的に手厚いサービスが可能になる。ヘルパーの廃止も含めて具体的にやられていたはずで、それが60年度で切ったということで、はっきり言えば4年間、和泉市で医療ヘルパーや訪問活動そのものが、他市よりも低い状態で経過してきているわけで、行政の執行者として非常にあいまい無責任ではないかと思えます。きっちり制度としてつかんで市民的に対応していかなければならない。

極端に言えば、府が打ち切ったから市も打ち切らなくてはならない規則は絶対はないわけです。単費でもできます。それこそ、市の特性を出していくとか、市民に対して、うちは福祉宣言都市で、具体的に福祉はこれだけ重視してやっているんだ、というアピールすることもできたはずで、それなのに、原課対応も含めてあいまいなままに廃止されてしまったわけです。そこで、もう一度聞きますが、廃止された医療ヘルパーの補助基準額はこういう水準だったんですか、その点だけお聞かせください。

- 福祉課長（金谷宗守君） 補助率としては3分の2でございます。当時は、他のヘルパーも同じ3分の2でございます。ただ、補助基本額につきましては、多少差がございます。64年度は多少変更されましたので、63年度でお答え申し上げますが、老人に対する家庭奉仕員あるいは障害者の一般家庭奉仕員につきましては、補助基本額が13万2,930円でございます。医療ヘルパーにつきましては、それに1万円を加算した額となっております。
- 22番（早乙女実君） ありがとうございます。昨日の藤原議員さんの質問にもありましたようにボランティア的なことも含め、市の制度を充実させるための基本額としては、決して安いものではない。むしろ条件的にはいい額だと思います。当時は、この制度を充実させていく上で、この補助金はかなり大きな意味合いがあったと思います。一般的には低いでしょうがね。その点、原課そのものの認識もあいまいな中で途中で打ち切られてしまったわけです。この点が問題じゃないかということで、あえて具体的に復活せよ、ということまで言



いたいいんですが、そのめども含めて聞いておきますが、当時の認識のずれが今でも尾を引いているんじゃないかという危惧もいたします。その点について再度、お聞きしておきたい。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 1点目の医療ヘルパーの派遣事業を再度、開始するか、という御質問でございますけれども、医療ヘルパーの派遣事業を再開することは、現在のところ、考えてございません。

○ 22番（早乙女実君） 健康課と福祉で意見が違っていた点について。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 当時は、私の方も予算委員会の質疑を読ませていただきましたが、確かにそのように受け取れる発言もしております。福祉の医療ヘルパー担当といたしましては、すべてが老健法による保健婦の訪問指導によって行い得るものとは考えてございません。御指摘のとおり、医療ヘルパーで行っていた一部については、老健法による訪問指導で行われ得ますし、あるいは他の一般のヘルパーで行われる部分もございます。また、医療機関で肩代わりするものもございます。これらの3つをもってほぼ対応できるものと考えているものでございます。

○ 22番（早乙女実君） 最後に要望だけ。

予算委員会の質疑を読ませていただきますと、課長の答弁は、ちょっと言い逃れのなところがあるように思います。これ以上は突っ込みませんが、明確なる認識の違いというか、間違った認識で答弁をし、そのまま予算委員会が終わっているというのは、非常に重要な問題だと思います。最終的には、現時点で府の方も具体的に見直し作業を進めておるような情報も入っておりますが、今の答弁では、復活は非常に難しいということです。しかし、この4年間を過ごしている中、非常に大きな問題が出てきているように思います。府下の半分の市が打ち切らずにそのまま残し、より住民に対するサービスの向上ということでいろいろ考えておられる。この辺の先を読むとか、単に切ってしまうて済みますか、あるいはより福祉の充実を図る方向はないかといういろいろ考えているという、この差が非常に大きく出ていると思います。理事者におきましては十分に反省していただき、今後、そうしたことのないようにしていただくとともに、市独自の具体的な福祉施策の充実を検討されていくよう要望しておきます。

2番目の空港アセス問題ですが、昨日もわが党の原議員さんがコスモ問題で質問いたしましたが、この問題も本当に不思議な気がします。本来であるならば、空港対策特別委員会あるいは総務委員会、産業文教委員会、公害問題に絞れば交通公害対策特別委員会などの別の場がありますが、はっきり言いまして、どこの委員会にも報告がなかった。各委員さんに資料が渡っているか、と聞いても、渡っていないという。委員会に報告がありましたか、と聞

いても、うちの勝部議員が聞いて初めて答えたというような状態でやっている。だから、昨日のコスモに限ったことではないわけです。いわゆる議会そのものの審議に対して理事者の方々はどう考えておられるのか。阪南各市でも、委員会も開かず、府から意見を求められて答申を出したのか、まず、そのことについて回答していただきたい。

- 産業部次長（藤原清司君） 今の御指摘でございますが、委員会に提出しなかった理由につきましては、先ほども申し上げましたように、環境面におきまして、電気ガス及び焼却炉などが窒素酸化物に大きく影響するものでございます。しかしながら、量が増えておりますが、機械施設、例えばガスタービンにおいては水噴射と脱硝処置、また、ガス再循環等の改善によりまして、数字的に申し上げますと、当初7.5 PPMのものが今回、5.5 PPMに20%ほど改善されてございます。こういうことからいろいろ検討した結果、昭和61年度当初における環境影響評価の枠内であると判断いたしまして、今回、事務処理をしたものでございます。

なお、2点目の阪南の状況でございますが、区域として8市5町でございます。私どもが調べた範囲では、議会委員会等に報告しているのが5市、していないのが8市でございます。報告しているのは、空港を中心とした地元市でございます。

- 22番（早乙女実君） 余り数字的に突っ込んで聞きたくはないんですが、逆に言いますと、今みたいな数字について、本会議の一般質問でなぜやらなければならないのか。細かい数字データを含めてやるのが委員会じゃないですか。そのための交通公害対策委員会であり、空港対策特別委員会ではないんですか。そうでなかったら、何のために置いてあるのか。

しかも、和泉市からはデータももらえないので、私どもは、共産党の府議団に言いまして、各市が出した回答と空港会社そのものがお出しになった変更案ももらいました。このようなばかなことはないでしょう。しかも、既に府に対して回答をされている。新聞報道もされております。「和泉市さんはどう御回答されたんですか」と公害に関心の深い市民から聞かれたとき、私どもは何と答えたらいいんですか。「私は知りません。委員会にも報告がありませんでした」と市民にお答えしなさい、と理事者の皆さんはおっしゃるんですか。何のための地方議会ですか。まさに昨日のコスモの問題と全く一緒です。

しかも、先ほどの御答弁の中では、数字的にわからない点が少しあったので空港会社にデータ請求をしたと言われました。そこまでやっておられるわけですから、そういう点に疑問もあるわけです。府議団からもらった資料を見ても、御説明がなかったところでも疑問があるんです。委員会では、非常に専門的な委員の方がやられたんで、わかりにくい御答弁だったようです。私どもは素人ですよ。素人だから素人の目で見てもわからないことを明らかにし

ていく中、住民要望にも盛り込んでいく、これが議会制民主主義ではないでしょうか。

はっきり言いまして、産業廃棄物のところで当初案では、焼却炉と一般廃棄と汚泥という形で別々にデータを出しております。いわゆる一般廃棄物では硫黄酸化物50PPM、汚泥が30PPMですが、変更案では一般廃棄物、汚泥の合算で30PPMになっております。その場合、なぜ合算で30PPMになるのかについてお聞きをしても、これは和泉市当局の方では答えられませんよ。委員会等で論議をし、必要であれば空港会社から来てもらってもいいわけですし、後日に資料を出させるとか、それがまさに議会制民主主義ではないでしょうか。

それで5市がやって8市がやらなかったとおっしゃる。空港に近いところがやっていると言われました。私はお隣の高石と堺に電話で聞きました。堺市では、空港対策特別委員会の質疑を期日が月末に間に合わなかったので、翌月にわたって審議をして答えを出し、府に待たせているわけです。泉佐野や泉南市が待たせたと違います。高石市は、その期限内に特別委員会を開いて回答しております。この点について、和泉市の当局者はどうお考えになっているのか、お聞きをしたい。

- 産業部理事（中西淳富君） ただいまの御指摘でございますが、先ほど、次長が申し上げましたように、やはり環境保全面の見地から十分に検討はさせていただいております。現実の問題といたしましては、当初の環境影響評価の枠内でおさめるということで、事務局で処理させていただいたわけでございます。御了承をいただきたいと存じます。
- 2番（早乙女実君） はっきり言って承できません。昨日のコスモの問題と全く一緒です。私どもにデータそのものをお出しになってない。もう一度委員会を開くなりしてきちんと資料を提出し、府に対する意見を撤回せよ、とまでは言いませんが、資料そのものを全議員に配付するのが議会のルールでしょう。それすらしないで回答だけしている。府議団から高石の回答資料も逆にもらいました。要望事項が6点にわたっており、しかも、通過都市になるということで直接、今回の変更には関係ないところも含めまして市としての基本的な要望を出しております。新空港事業は予算的に膨大なもので、環境に対する影響がいかに大きいのか、バックデータも含めて膨大な量が出ています。チェックしたら大変ですが、あえてそれに近いところまでやれ、という要望を出しているんです。それが本当の行政の姿勢でしょう。それをせずに、単に御理解を賜りたい、ではとても納得できない。市長初め理事者の明確な答弁と、それぞれの常任委員会も含めて各委員長さんに相談するなりして、きちんとした御回答をいただかない限り納得できません。
- 産業部長（松村吉堯君） 御指摘をいただき、痛み入ります。先ほど、次長なり理事から

お答え申し上げますように、当初の空港の環境影響評価につきましては、昭和61年3月、空港対策特別委員会で御審議をいただき、御了承をいただきました。今回の変更案につきましても、その枠内であるという上に立ちまして、事務処理をさせていただいたというのが実情でございます。今後、議長さんともよく相談させていただきますので、よろしく御了承をいただきたい存じます。

- 22番（早乙女実君） 相談の結果どうなるかお任せしますが、昨日と全く同じ展開なんです。そういう姿勢が、何となく和泉市の行政の根底に流れているように思えてなりません。絶対に改めていただくことを再度要望し、この件は終わります。

次に、開発問題でございますが、これも頭にくると言うんですか、確かに今度、引っ越してこられる方は、和泉市にとっては新住民です。もちろん、今、お住まいの14万市民とのあつれきはわかるんですが、逆に考えると、この開発をお認めになったのは和泉市当局なんです。しかも、先ほどの開発の方からの答弁では、それぞれ原課におろして意見集約をしたという経過の流れを御説明いただきました。施主の変更はありますが、最初の協議成立が59年。今、平成元年ですから5年ほど経過している。もちろん、その間に建物が建ったということですよ。

ところが、現実の協議の中では、そこまで立ち入っては聞きませんが、どんな協議、合意がなされていたのか。本当に住民サイドでお考えになったのかどうか。それぞれの原課では、自分のところの所管事項に対してきちんと本当に住民サービスを高めるためこうしなさい、ということは当然あるわけです。保育所の措置は、緊急性の強いものから入れていく。今度、引っ越してこられた方で共働きで親もいないとなれば、その子供を第一義的にみるわけでしょう。また、自営業の方で年齢的に65歳に近い方で、今まで入れていた在園児の子供が、逆に言うと、はみ出してくることもあり得ますね。原則的には、在園児をとるということもおやりになっている努力は認めますが、それがないとは言えない。サダパークの1,000戸の世帯数は大きいものがあると思うんです。

この5年間にどういうことをやられたのかを細かく聞きたいんですが、時間の関係でおいときますが、私も開発問題は勉強不足もあって余り得意ではないのでおいときますが、指導要綱を読ませていただきました。1,000戸以上になれば、集会所、保育所、幼稚園、小中学校等、それぞれの規模については別途、市長と協議の上で決定するという、先ほど御紹介のあった文章があります。それをお認めになったからこそ、対応できる考えたからこそ許可をおろされたと思うんですが、そうではないんですか。

端的に言いますと学童保育ですが、予想もつかないとおっしゃった今年の状況からいって

も、定員オーバーになるのはわかっております。今年の4月、1年生、2年生、3年生が40人を超えましたので、1年生、2年生はまるまるみましようが、3年生をどうするかとなり、2クラスにした。指導員さんを増やせば簡単ですが、そうしなかった。そして、抽選をさせた。外れた子供はどうなったか。その中で当時、学童保育の会長さんをやっておられた方が、そのはざまの中で自分の子供を辞退させました。さらに、老夫婦がいなくて共働きなのでどうしても預けたいという、府中団地の大阪府の公務員の方ですが、どういうことになったのかと聞きますと、3年生の子供を和気小にとつてもらいましたという。距離的にいえば歩けないことはないが、あの川沿いを5時過ぎに家を通り越して和気小まで歩いて行く、こんなことをやらせたわけです。今の通常の学童保育の定員の枠内でそういうことが起こっているんです。

たまたまサダンパークの1,000戸という、名前はどうでもいいが、それをお認めになって、その影響が出るのはわかっているわけでしょう。これは来年度予算で予算を付けても間に合わない。63年度の当初予算で予算を組んで各原課で対応していかないと来年4月には間に合わない。学童保育では2クラスにするとか、他市ではやっているところがありますが、そういう行政水準を上げていく努力をお考えにならなかったのかどうか。この開発問題にからめてね。最初は、58年11月に申請が出たんでしょう。

さらに、保育所問題でも国府第一保育園は、和泉市の中では唯一のプレハブ園舎が残っている園です。前の児童急増のときに建てたままで放っておいた。これを増築をする、あるいは借地をして園庭を広げない限り、狭い園庭がさらに狭くなり、プレハブの上にさらにプレハブになってくる。それでも間に合えばいいんですが、いまだに何もやられていない。どう考えても希望者が増えることはわかっている中、来年4月には絶対に間に合わないことがはっきりしている。

この2点について、開発問題に絡めてどのように検討されているのか。先ほど、開発の流れの中で原課のそれぞれ意見を集約、それがまとまった段階で最終的に協定を結んだわけだと思いますが、どうなっているのか、明確に御答弁を願います。

- 社会教育課長（西岡政徳君） 留守家庭児童会の件でございますが、そもそも留守家庭児童会につきましては、当初の答弁でも申し上げましたとおり、開設4条件の充足を基本に開設しているということで、本年度もそういう形できたわけでありまして。一定の開発で当然、児童数が増えてくる区域が出てくることは事実でございます。その辺についても一定の考え方で検討しているわけです。

ただ、御指摘のございました国府校区の会長さんが辞退されたということですが、光明台

の問題もございまして、本年度については40名の定員にこだわらず、1名でも2名でも多く受け入れをしたいという中で、それぞれ調整して48名の定員ということで地元の保護者の方々にお願いしたわけでございます。その中で抽選という方法もこちらから御提示申し上げまして、保護者の中で議論されましたが、最終的には、国府についても抽選でもやむを得ないということで、会長さん自身が辞退すれば1名でも枠が広がるということで辞退されたと聞いております。

この仲よしクラブの件につきましては、従前から問題があるという形で認識しておりますが、現行方針の中でとり得る手段を考えております。本来、留守家庭児童会というのは、保護者の方が月間の大部分において、児童が学校から帰ったとき留守になっている状態の家庭の子供を対象にしたものでございます。例えばおじいさんやおばあさんが家にいるとか、上級生のお姉さんやお兄さんがいる家庭、あるいはまた、せっかく入会しても途中でやめられるとか、それなりに家庭で世話ができていくケースもございます。今後は、家族構成や勤務形態なども詳しく調べまして、適用性の度合いもきちんと把握していきたいと思っております。また、そういう特殊な事情があるところにつきましては、当然、40名程度という定員にこだわらず、教室の広さ等物理的な問題もございまして、その範囲内において定員増も行っていきたいと思っております。

先ほど、他市でも2クラブということで行っているという例があるということでもございましたが、それはごく一部だと思います。詳しい資料では調べておりませんが、近隣においても、ほとんど1校区1クラブということでございます。和泉市の場合、先ほど申し上げました開設4条件を基本に開設しておりまして、現在のところ、その方針のもとで運営しておりますので、御理解いただきたいと思います。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） それでは、保育所関係につきまして、中川より御答弁させていただきます。

保育園の入園の申請でございますが、来年1月末締め切りというぐあいになっております。それと、朝日住建については941戸のうち何世帯がこちらに転入されるかどうか、その辺のところまではよくわかっておりませんし、しかも、一部市内での転入、転居もあると聞いております。年齢別の申請状況を見た上で判断をしていきたいと考えております。

保育園につきましては、国府第一保育園が場所的には一番隣接してございますが、保育園は、小学校などと違いまして校区は規定しておりませんので、周辺の保育園について、多少保護者の送迎で不便を来すかもしれませんが、国府第二保育園、和泉保育園、芦部保育園、すいせん保育園、寺門保育園等においても、今以上に何名かの収容が可能だと判断しており

ますので、申し込みの状況を見ながら対応していきたい。

なお、保護者の希望と受け入れ先の市町村との協議が整えば、他市委託についても検討してまいりたいと思っております。

これだけの大きな建設がありながら、国府第一保育園について原課として今まで何をしておったか、という御質問もございましたので、若干の取り組みの経過だけを御報告申し上げたいと思います。

国府第一保育園は昭和46年4月1日開園。鉄筋コンクリート造り2階建て687㎡。2年後の48年4月、当時、かなり保育園の入所希望者が多いということもございまして、プレハブ園舎68㎡を増築しております。いろいろやり方があるわけですが、そのプレハブ園舎もかなり老朽化しておりますので、われわれとしても、このプレハブ園舎を建て替える必要があろうというぐあいに考えております。これらを含めやるとすれば、現在、1億円程度のおカネが必要だと見ておるわけです。

したがって、これらにつきましては可能な限り、国、府の補助金の獲得がわれわれの当然の仕事であると考えまして、2～3年前よりこの問題について大阪府と事前の協議を重ねております。現在、府の見解はなかなか厳しいものでありまして、3点ほどに分けて申し上げますと、厚生省補助ですが、国の福祉施設の建設補助の近年の傾向といたしまして、老人施設、障害者施設等に多く注がれ、保育所関係の建設補助は、大幅に減っているのが第1点でございます。

第2点は、これは府とも大分意見が分かれるところですが、厚生省などの考えといたしまして、将来、園児が増加するであろうという想定では、国庫補助の導入は非常に厳しいという立場をとっております。

3点目として、今回、国府第一保育園のプレハブ園舎を建て替えることになれば、合わせて既設園舎との問題もありますので、既設園舎の大規模改築等についても検討しなければならぬわけですが、それらの大規模改築については、民間保育所を優先するという立場をとっております。そういう府の見解については、私たちは決して納得するものではございませんが、残念ながら現時点では、国府第一保育園の増改築補助金獲得の感触は得ていないというのが現状でございます。しかし来年になれば、当然、申請申し込み等もかなり出てくると思いますので、さらに来年度に向けて努力を重ねてまいりたいと考えております。

- 22番（早乙女実君） あと給食問題もありますので、学童保育と保育所問題は大体終わりにしますが、一言だけ。

私がこの質問の当初に女子差別撤廃条約の観点で質問をすると言いましたが、皆さん方の

御回答を聞いておりますと、結局のところ結果オーライ、何とかおさまればいいんじゃないか、と言えばちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう感じがいたします。本当に親の気持ち、働く女性の権利保障をどう考えてえておられるのか。それを全部聞いていると時間がなくなります、読んでおられる皆さんには釈迦に説法かもしれませんが、昭和60年7月1日、発効は7月25日ですが、女子差別撤廃条約の第11条第2項のC項、親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加等を両立させることを可能とするため、必要な補助的な社会的サービスの提供、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること、と明確にうたっております。これを日本国政府は締結したんです。そしてこれに基づき女子差別撤廃の行動計画などを具体的にづくり、和泉市でも準備室の係もできたということです。

こういう基本的な精神が、今の皆さん方の答弁を聞いていると、本当に貫かれているのかどうか。共働きをして収入も増えるのだから何とかなるんじゃないか、男手一つでやっとな方が大変なんや、という気持ちもありましようが、そうじゃないはず。女性の社会進出を保障する権利保障なんだという観点なんです。このことをお忘れにならないようにしていただきたい。もちろん、結果オーライにならないと困るんですがね。

それにもまして、この開発申請が出てから4～5年たっているという行政の後追いがはつきりしているんです。さらに今後、市長を先頭に中央丘陵もおやりになるし、府中町へマンションが出てくるとか、最近では、山手の方でもマンション建設が動いておりますので、それに伴って行政需要がどんどん出てきます。逆に言えば、今回の分が最初の例かもしれない。これが済んでよかったなんて言っていると、本当に和泉市へ入って来る人がなくなりますよ。少し高いが、岸和田へ行けば保育もちゃんとみてくれるとなるかもしれない。総合計画の人口20万なんて飛んでしまうかもしれない。その辺のところをよくお考えになって、冒頭に言いましたように、働く女性の権利保障という観点で対応されていくよう要望しておきます。

学校給食については簡単にしておきますが、日刊ニュース云々ではなく、私は勝部議員の質問に対するお答えについて聞いたわけですし、日刊ニュースの訂正をしてもらうつもりはなかったんです。これも今の女子差別撤廃条約と同じ観点なんです、中学校給食も含めて大変だとおっしゃる。しかし、私の主観で言えばおカネがかかってもいい。次代を担う子供たちに安全な食品を提供して健やかに育てるだけのバランスのとれた栄養価の高いもの、それが家庭ですべてできているかとなります。和泉市の栄養士会のニュースの中にも明確に書かれております。現実的に家庭でやるのはほとんど無理。そのためにも学校給食で母親と子供たちに対する教育的配慮があるんだ、とおっしゃってます。



そういうことを考えると、本当に先ほどの答弁を額面どおりに受け取っていいのかどうか。本当にそこまで御検討になって委員会で御答弁されたのかどうか、もう一度再確認の意味でお聞きしたい。いわゆる教育の一環としての学校給食の観点から何を検討されようとしているのか、その辺が私どもによくわからない。

具体的な質問をもう1点。大阪府下の実情をおっしゃいましたが、日本全国の中で中学校給食をしているのは何%ですか。

以上2点。

- 管理部長（逢野博之君） 先程、課長からお答え申し上げましたが、基本的なことについて私の方から御説明申し上げます。

まず、この学校給食問題がクローズアップされてまいったのは、一定の運動団体が各地域でピラを配ったことが契機でございます。その背景は、私どもが産業文教委員会でお答え申し上げましたが、和泉市の行政改革大綱の中でも、学校給食問題が具体的な項目として提言されております。そういうものを背景にああいう運動に発展してきたのであろうと理解しております。私も産業文教委員会の段階では、検討している旨の発言をさせていただきました。当然、われわれの責務で検討しているわけでございますが、その検討している基本的な事項について申し上げます。

学校給食は、教育の一環であるという基本的な考えは堅持しております。その学校給食そのものが教育的効果に果たしている役割、また、先ほど御指摘がございましたように、社会的な使命を持っていることも認識しております。この学校給食の年々増大していく費用について、いわゆる教育の一環としての学校給食を今後も継続、維持、発展させるためには、これから中央丘陵開発の中では、小3、中2の新設が予定されております。現在、62年度決算ベースでは、学校給食は父兄負担と公費負担で運営されておまして、その比率は半々、市が8億円、父兄負担も8億円という内容になってございます。

その公費負担は、光熱水費等の管理経費も含まれておりますが、大半は人件費でございます。先ほど申し上げましたように、教育の一環としての認識を持ち、他市に誇れる学校給食を今後とも維持、継続していくためには、やはり現行の行政サービスを低下させず、何とか経済効率を図っていかなければならないという観点で検討しておるのが実態でございます。したがって結論的には、現在の給食そのものが質の低下を招かず、何とか経費節減を図れないかどうかを検討しているわけでございまして、この点は御理解いただきたいと思っております。新設校から適宜、試験的にそういう方向を打ち出し、成功すれば、既存の学校にも適用していきたいというのが、現在の基本的な考え方でございます。

それから、全国的な中学校給食の普及については、後ほど、課長から御答弁を申し上げます。

今、教育委員会で学校給食問題に取り組んでおります基本的な検討事項は、ただいま申し上げましたように、現在の行政、教育水準を低下させずに何とか効率的な運営ができないものかという観点に立って、維持、継続していきたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

- 学事課長（石本博信君） 全国の中学校給食の実施状況は、63年5月1日現在、大阪の方は率が悪いんですが、62.2%になってございます。
- 22番（早乙女実君） 質問はしませんが、意見だけ申し上げます。

基本的に水準を下げないけれども、教育の一環として……、とおっしゃいました。そこで、最終的に何が出てくるかとなると人件費だとおっしゃる。これはおかしい理屈だと思いますので、あえて反論だけします。

人件費を削るということは、いわゆる給食調理員さんの運用形態を変えることですが、調理員さんは教育者ではないという認識なんですね。学校給食あるいは給食調理員さんの果たす役割は、単なる食事をつくっておられる人だという御認識をお持ちじゃないか。先ほどの全国的には60%という御回答も含めて、今年の12月に和泉市の教育委員会と和泉市の小中学校栄養士の会の編集発行の「コミュニケーションランチ学校給食だより」のコピーをもらいました。うちの子供も学校へ行ってますのでいろんな献立表を持って帰ります。あるいは昨日ですが、芦部小学校の「PTAだより」を持って帰りました。その中でPTAの試食会の記事が載っておりました。いわゆる先生方、親と子、調理員さんなど、学校給食を取り巻いている、あるいは給食にかかわっているすべてが教育の一環なんです。

そのところで人件費の削減によって恒常的雇用でない人が入ってくると、子供と調理員さんの触れ合いの分野が減ってくるとどうなるかという問題です。これは全国で既に導入され、いろんな事例が挙がっております。この間、質問をするために本を買って一晩で読みました。東京・品川などを初め、いい例、悪い例もあります。ちょうど下の食堂と同じで、選択制と称し、おカネで自由に好きなものを買っていいという中学校給食を導入したところがあります。月額数万円の親の負担になったそうです。毎日、おカネを渡して食堂で好きなものを食べなさいということで、何を子供が一番食べたか、ラーメンライスなんですね。これで本当に健全な教育の一環といえるかどうか。民間委託も含めて学校給食の運営形態の検討の行き着く先がそこなんです。

これは理事者の方もお読みになったらいいと思います。「こんな学校給食がいいな」と石

尾中の生徒さんが書いてますが、それでも要望は出しているんです。アルミだと、おかずなどを入れる食器が熱くなって持てなくなりますので陶器にしてくださいなど、これはもちろん調理員さんの協力が要ります。また、小学校ではグループで楽しく食べられたのに、中学校では後ろを向いて叱られてしまった。グループだと後ろを向かないでいいし、もっと楽しく食べられるのに、と子供は子供なりにいろいろ考えております。

また、栄養士さんの言葉も載っております。最近、児童生徒の中でよく骨折があると聞き、給食試食会でカルシウムについて学習した。さらに、これは一番大事だと思うんですが、学校給食で目立つものということで、調理員さんが投稿しておられます。「私たちは、できるだけ子供たちの食べる時間に合わせてその日の献立を見て調理の手順を決めています。味付けは薄味に心がけています。実際には、1,100食を超える大量調理で、釜等の設備、時間や人員の制約もあり、思うようにはなかなかでき上がりませんが、5人が力を合わせてよりよい給食を目指して努力と工夫を重ねております」。

最後に、「子供たちが給食缶を返しに来るとき、当番の人がありがとう、御馳走様、と元氣よく食缶や食器を返しに来てくれます。おいしかったと言ってくれる子供もいますが、そのときは思わず顔がほころびます。ときどき、遅くなってすみません、と食器を返しに来る子供もいます。おいしかったのかな、体の調子が悪かったのかな、今までおかずとにらめっこしていたのかな、と気になります」。

ここまで今の調理員さんは子供と触れ合っているんです。民間委託は派遣事業ですから、その都度調理員さんが変わります。慣れた調理員さんをより大変なところへ回すとかでね。民間の場合、コストの関係で幾らでもやっていますので、本当に理事者がおっしゃった水準を下げないということが現実に可能かどうか、私は無理だと思います。あえて言うならば、先ほど、福祉事務所長もおっしゃいましたが、国の算定基準について、政府に対して補助金カットの問題も含め、市長を先頭に上に向けてものを言っていくことが必要ではないでしょうか。今の地方財政のあり方の問題にメスを入れていくべきではないでしょうか。

中学校給食の完全実施は、皆さんが努力して大阪府下にも誇れるものにしたんでしょう。いまさら、何を検討するんですか。自信を持って国に補助金をもっと増やせという運動をなさるべきではないか。住民運動でビラが出たとおっしゃったが、その趣旨をさらに生かすため市としてもビラを出すなり、御見解を発表するなりし、まさに和泉市挙げてよりよい学校給食を実現していくという観点に立って運動をしていくべきだと考えております。

この意見を申し上げまして、私の一般質問を終わります。



○ 議長（出原平男君） 次に、25番・天堀博君。

（25番・天堀博君登壇）

○ 25番（天堀博君） 25番・天堀です。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

今回は、職員採用に絞っての質問であります。職員採用につきましては、とにかくさまざまなよからぬことも含め噂が出るわけでありまして。今回は、市職員について、これは教育委員会、水道、病院などの企業会計を含むわけですが、及び一部事務組合、関係施設、外郭団体等を網羅して、その職員の配置状況について、これには臨時職員あるいは非常勤嘱託員、アルバイト等の実態等も明らかにしていただきながら、問題点を探ってみたいと考えるわけでありまして。

現在、来年度、平成2年度の職員採用試験が行われておりますが、これの総受験者数と職種別の受験者数、それから、職種別の第一次合格者数についてであります。採用予定人員は、当初の願書に載っておりますので省略しますが、それに変わりはないかどうか。変更があるとすれば、その理由について述べていただきたいと思っております。

今回の試験が現在、どの段階まで進んでいるのか。それから、今回の試験の最終発表はいつごろになるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

さらに、これにかかわっておりますが、以前は任用委員会でしたが、名前が採用委員会に変わったそうですが、この委員会のメンバーの氏名を公表していただきたいと思っております。

そして、今回の試験に関しまして、この採用委員会なるものが、当初からどのようなかかわり合いをして現在に至り、最終までどういうかかわり合いを持っていくのか、会議等の状況も含めてお聞かせを願いたいと思っております。それから、これは以前にも申し上げたことがあるんですが、一部他市でもとっておりますが、この採用委員会に労働組合の代表を加えていく意思はないのかどうか、改めてお聞かせ願いたい。これは意思がある場合でも、ない場合でも、いずれにしてもその理由を明らかにしていただきたい。

この件での最後は、冒頭に申し上げましたように、とにかくいろんな噂がされるわけでありまして。われわれは不正はないと考えておりますが、この点について、ないと言い切れるかどうか、改めてお聞かせを願いたい。

以上の点についてよろしくお願いをいたします。

2番目は、各部ごとの職員定数と実員数であります。これは臨時職員、嘱託職員、長期アルバイト等を含めてであります。この長期アルバイトというのは、実際にはなかなか判別が難しいと思っております。いわゆる同じ人物で恒常的なアルバイトになっている場合と、その部署

で人が変わりながらも恒常的に何人かアルバイトを採用している場合があると思いますので、その両方を含めて出していただきたい。

今回は、かなり全般にわたって質問を出してございまして、数字もたくさん出てきます。事前に資料等もいただいておりますので、細かい各部ごとの数は資料でいただいておりますので、条例上の定数で一般会計の市長部局で何名、実員数が何名という形でそれぞれお答えを願いたい。各部ごとの数字は、こちらの資料で見させていただきます。それから、非常勤嘱託員、アルバイト等を含めこれも総数で結構ですので、できるだけ新しい時点のものをいただきたいと思います。

次は、一部事務組合でありますけれども、各々の出向職員数についてです。これは私が承知している限りでは、泉北環境整備施設組合、泉北水道企業団、湾岸下水道の3つだと思いますが、それぞれについての出向職員をお聞かせ願いたい。それから、逆出向といいますが、そちらから和泉市へ出向されている方がいるのかどうか。あるとすれば、どの事務組合から何名がどの部署にきているか。それから、その人たちの身分がどうなっているか。もし向う側の一部事務組合の職員であれば、今後の切り替え等があるのかどうか。過去の例があれば、参考のためにお聞かせ願いたい。

次は、4番目の外郭団体や関係施設職員についてであります。外郭団体といいますが、私もどういうものが外郭団体になっているかというところ辺りがありますが、いわゆる公共施設管理公社あるいは公園緑化協会がそうであろうと思います。それから、関係施設と言いますのは、いわゆる和泉診療所ですが、これは和泉市が建設、その運営は、運営委員会という民営でやっております、以前にも問題点を掘り下げておりますが、それ以外にあれば出していただきたい。久保惣美術館などは結構ですが、市が直接関係している施設で条例に載っていない、おかしい、ややこしいものも含めて関係施設と呼んでおりますが、他にあればそれも含めて出していただき、それぞれの職員の定数と実員数、臨時や嘱託職員、アルバイト等について、給料表によって決めているところもあるようですので、その辺も合わせてお聞かせを願いたいと思います。

以上、大まかには4点でございますが、かなり全般的にわたっておりますので、資料もいただいておりますが、的確、簡潔に御答弁をいただき、自席からの再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 人事関係につきまして、鹿島からお答えいたします。

最初に、来年度の職員採用についてであります。一次試験受験者総数と一次試験合格者

数ということでございます。上級事務職の受験者数が44、一次試験合格者が11、初級事務職52と8、保母職33、8、調理員101、10、用務員33と5、常直用務員4と4、作業員7のうち5、守衛2と2でございます。

採用予定数に変わりはないか、ということでございますが、現時点では、採用予定数に変更はございません。

また、現在、どの段階まで進んでおるか、ということでございますが、12月12日に第二次試験を実施、現在、集約作業を行っているところでございます。

最終発表はいつごろか、ということでございますが、年内の12月25日前後を予定いたしております。

それから、採用委員会の名前でございますが、採用規定の中にあるわけでございますが、委員長が助役、委員は収入役、教育長、水道管理者、総務部長、同和对策部長、それから、保母職がございますので、保母のみ福祉事務所長、人事関係の課長以上の職員、市長公室長、市長公室担当理事、市長公室次長兼人事課長ということになってございます。

それから、今回の採用試験で採用委員会はどのようなかかわり合いをしているのか、ということでございます。和泉市職員採用委員会規定に基づきまして、受験者の能力の実証を得るための職員採用試験の実施等、職員の採用に関係するすべての事項にかかわるものでございます。

それから、最終までどのようなかかわり合いを持っているのか、という御質問でございます。職員採用試験について、一次の筆記試験、二次試験の口答試問あるいは身体検査等、地方公務員法に定められた競争試験の方法により、受験者の適性、能力、一般的あるいは専門的知識および適応性の判断により合格者を決定しているもので、最終までかかわるものでございます。

それから、次の御質問でございます職員採用委員会に労働組合の代表を加える意思はあるか、という問題でございます。職員採用試験につきましては、任命権者の権限と責任において行うものであるとの認識に立っているものでありまして、現在のところ、職員採用委員会に労働組合の代表を加える考えはありません。

それから、不正はないと言えるかどうか、ということでございます。失礼ながら、法に基づいた厳正な競争試験であり、不正など入る余地はありません。

次に、条例定数と実員数及び臨時職員、嘱託、長期アルバイト等を示せ、ということでございます。先生のもとへ資料をお届けしておりますが、条例定数は合計1,763でございます。内訳は、議会10、市長部局の一般が880、病院会計333、国保会計17、下水道

会計10、市長部局合計が1,240となります。水道90、選管5、監査3、公平3、教育295、農業委員会4、消防113、条例定数は合計1,763でございます。

実数でございますが、議会10、市長部局合計1,244、内訳は一般890、病院327、国保会計17、下水道会計10でございます。水道の実数が81、選管4、監査3、教育284、農業委員会4、消防112、合計1,742名でございます。

それから、アルバイト等の総数でございますが、一番近い時点での数ということでございますので、11月1日に調査をいたしておりますものをお答えしたいと思います。これらにつきましては、保育所の産休、育休、病休あるいは学童保育等を含めた数字を調べましたので、その点御了解いただきたいと思っております。

11月1日現在でいわゆる臨時職員が94。それから、非常勤と言われるものが117名でございます。また、恒常的アルバイトはあるか、ということでございますが、非常に難しい問題でございます。私どもは、アルバイトの配置については、臨時的なものであるということあるいは補助的なものも含めて配置をしているわけでありますが、労働組合との交渉でも出てくるわけでございます。一部あるのではないかとということで、例えば受け付けのところの業務などは、臨時か恒常的と言われれば、臨時と理解をしているところでございます。

それからの、事務組合との関係での出向職員でございますが、12月1日付で申し上げますと、泉北環境整備施設組合への派遣が1名。泉北水道企業団への派遣が所長1名と職員1名の計2名。南大阪湾岸流域下水道組合へ1名派遣しております。それから、逆派遣と申しますか、泉北環境整備施設組合からの受け入れ1名、建設下水道課に所属しております。

次に、その人の身分の切り替えはあるか、過去の例は、という御質問であったように思います。一部事務組合との人事交流につきましては、地方自治法の規定でいわゆる自治法上の派遣と言いますか、これらの職員につきましては、第252条の17に定めがございまして、その身分は、派遣元及び派遣先の両方を合わせ持つ併任ということでございます。併任と申しますのは、通常、協定書を交わして数年間に限り行われるので、特別の事情がない限り、併任が解かれ派遣元に戻ることとなります。過去の例ですが、派遣元と本市の協議の上、人材育成等公益上の必要から派遣元の一部事務組合を退職、本市に採用された職員もございす。しかし、最近あるいは今後としては、原則としてこういったことは考えておりません。

人事課からの御答弁は以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 財団法人和泉市公園緑化協会につきまして、都市整備部長萩本からお答え申し上げます。

協会といたしましては、職員の定数は定めてございません。ただ、発足当時に寄附行為の中で常任理事を1名置く、としておりますので、常任理事として、局長を兼ねまして1名置いております。

なお、発足の62年6月に非常勤嘱託の4名の方々をそれぞれ常勤職員として身分移管をいたしまして、その方々が4名でございます。

なお、昨年度4月から事務補助といたしまして、アルバイトを1名雇っております。

また、職員につきましては、協会としての給料表に基づいて給料を支給いたしております。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 社会教育部次長（中辻寿夫君） それでは、管理公社事務局より御報告申し上げます。管理公社の委託を受けている施設は6施設でございます。まず、中高年齢労働者福祉センター、いわゆるサンライフでございますが、その中にはOB職員2名、プロパー職員2名、非常勤職員1名、計5名でございます。

次に、光明池球技場でございますが、プロパー職員2名、臨時職員1名、計3名でございます。

光明池運動場でございますが、プロパー職員1名、臨時職員1名、計2名でございます。

光明池緑地運動施設でございますが、プロパー職員1名、臨時職員1名、計2名でございます。

前のコミュニティセンターですが、OB職員3名、臨時職員1名、計4名。

なお、コミュニティセンターには、社会教育部より1名の応援を出しております。

次に、コミュニティ体育館でございますが、OB職員2名、臨時職員4名の計6名でございます。

以上、管理公社職員の総数は、臨時職員も含め22名でございます。

なお、定数の関係でございますが、公社職員につきましては、定数の規定はございません。ただし、各施設の原課と調整をいたしまして、また、人件費等については財政当局と話し合いをし、人数を調整してございます。

以上です。

- 議長（出原平男君） 次。
- 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、和泉診療所の職員につきまして御報告申し上げます。

職員定数につきましては定めておりません。職員につきましては、職員数30名、常勤嘱



託医師2名、アルバイト2名、計34名でございます。

- 議長（出原平男君） 一般質問の途中であります、再質問は午後いたしました、お昼のため休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（出原平男君） 午前に引き続き一般質問を行います。  
天堀議員の再質問からお願いいたします。
- 25番（天堀 博君） 先ほど、いろいろと数字を御答弁いただいたんですが、その中で平成2年度職員採用試験実施状況等については、総数の採用予定者32名に対しまして276名が受験、一次試験合格者が53名ということです。一次試験合格者の職種別の人数も出ておるんですが、それぞれの職種によりましてかなりアンバランスもあります。試験内容が難しかったとか、いろいろあるかとは思いますが、その採点方法、一次試験合格者の点数は何点以上、としているのか、その辺をまずお聞かせ願いたいのと、いわゆる助役さんが委員長である採用委員会では、この会議を頻繁に持ち、その都度、試験の採点結果について、一次で言いますと最終的には53名となっておりますが、個々に審査をやっている状況なのかどうか。あるいは二次試験の面接が既に12月12日に終わり、これの集約作業中であるということですが、25日前後には発表するという事です。この間、それぞれについての審査をどういうふうな形でやっていっているのかということ事です。

まず、以上の点について再答弁を願います。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君） まず、採点方法等でございますが、一般教養のみに終わる職種と、一般教養と専門知識の2点に分かれる問題でございます。一般教養につきましては、五者択一をとっている関係で、大体50問程度になっておるところでございます、それと専門とを合わせまして、合計点数をはじいて行うわけでございます。職種によりましては得難い職種であったり、一般職種であったりということで、事務局といたしましては、約1.5倍をめどにその職種によって、あるいは点数の配分等によって合格者と申しますか、そういったものを決めていくことにしております。

個々に審査をしていくのか、という点については、第1点でお答えいたしましたように、得難い職種等につきましては、現実問題の処理を含めまして、特によけい残したりということでございます。年々、成績によって違うわけでありますが、少なくとも一般教養につきましては、50点満点で計算いたしますと、25点ぐらい以上は絶対には必要ではないかという

目論見を持っておる関係でございます。

それから、固まって個々に審査をするのか、という点につきましては、付託されている人事課が資料をそろえまして各委員さんにお話することになっております。

以上です。

- 25番(天堀 博君) 採点は人事課で行うということですね。その時点で人事課の職員さんに不正はないと思いますのでそのまま採点がされていき、基本としては、1.5倍ぐらいのところをめぐりに点数を弾き出しているということです。例えば給食調理員さんの場合は、101名が受験して10名しか採用しないというところ辺は、受けた人数が多かったし、あるいはまた、一般教養だと思いますが、試験の内容が受けた方にとっては難問だったのではないかと解釈するんです。それと、守衛さんが1名採用予定に2名が受験、一次試験に2名とも合格しているというところ辺は、先ほど言われた条件なり背景があつてのことだろうと思うので理解できます。それで集計されてきたものを会議的にテーブルを囲んで10名余の方々がいちいち決めるのではなく、点数がこうだからこの人を採用した、あるいは採用しなかった、ということを持ち回りで点検しているということですね。二次試験も同じような結果になるわけですね。

先ほど、不正はあるか、と聞いたことについては、法に基づき厳正にやっております不正の入る余地はない、と言われておりますが、いつも噂的なものがいろいろあるんです。とるに足らないと思いますが、こういう投書も来るんです。11月27日付で和泉郵便局の発信で「天堀 博」あてになってます。発信人が和泉市民となっておりますが、和泉市民といつても、赤ちゃんからお年寄りまでおりますので探すわけにもいきませんが、内容は、よく言われている噂的なものです。「この採用にメスを入れてほしい。公共のものなのにえらいさんの権力、議員の権力で採用が決まるのはおかしいのではないか。11月に採用試験をしたが、大半が決まっているのではないか。採用された者から1人300万円のカネが動いていると聞いている」とまで書かれております。以前にも300万円とか言われておりましたので、そんなところ辺が相場かなと思いますが、それが本当に動いているかどうか証拠を確かめたことはないから、推測の域を出ないわけですがね。

たまたま廊下で顔見知りの職員さんと立ち話をしました。名前を挙げるとぐあい悪いので伏せますが、今年、その人の子供さんが高校を卒業されるという。議員さん、どこかええ勤め先はありませんか、と言われるので、一次試験の申し込みの前だったので、市役所を受けたらどうか、と言いますと、そんなもの、受けたかて最初から通らへん、言われます。どこの高校へ行っているのか聞くと、大阪府下8学区の公立高校の中ではそれなりのところへ行

っておられます。受ければ、専門的な問題は別にして、一次試験の一般教養の50点満点であれば、25点ぐらい以上は必要と言われる状況はカバーできるのではないかというぐらいの子供さんです。それでも受けないと言われる。受ける前から決まっているので、子供に悲しい思いをさせるだけや、と市の職員さんですらそう言われているんです。

採用試験が体質的にそうなっているとすれば問題なんですね。以前にたしか採用試験問題で私がやったときには、答案用紙は鉛筆書きですね。極端に言えば、消しゴムで消して書き直すことも不可能ではない。やっているとは言いませんが、そんなことまで疑われるんです。採用委員会では持ち回りではなく、皆が寄って、これはどうやこうや、と論議をする必要があると思います。

また、採用委員会は任命権者が決めることだから労働組合の代表参加させない、と答えられましたが、他市でも一部でやっているように、やはりその辺の代表も加えて正確に判断され、しかも不正はない、間違いがないということを実証する裏付けというか、体制を取る必要があるのではないか。採用委員会の委員長である助役さんを含め、御答弁を願えたらと思います。

- 助役(坂口禮之助君) 御指摘、御提言をいただいておりますが、試験前から合格者が決まっている、ということは、採用委員長として摩訶不思議なことだと受けとめております。実際に一次試験合格者が決まり、二次試験の通知を出すときまで、委員長の私ですらわからないわけです。市の職員の中でそう言われることは、不思議なことです。どういう気持ちでおっしゃったのか、お聞かせ願いたいと思います。

実際の採用試験と申しますのは御承知のとおり、第一次試験の筆記試験は一定の○×方式のもの、専門的知識の内容に分かれております。昔は作文もやったんですが、作文そのものの採点が難しゅうございまして、恣意が入る可能性があります。見方によって80点とか70点というふうに、一定の基準がございせんので、現在はそういうものを廃止し、明確に採点が自動的に出てくる方式をとらせていただいております。あるいは消すこともできるじゃないか、というところまでなると、試験を担当している職員を信頼する以外にありません。私は、そんなことは決してないと天地神明に誓って全面的に信頼をしております。

その意味合いから現在行っている方式を踏襲しておるわけでございますが、いわゆる一次試験合格者について、採用委員全員で個々のレポートの内容を点検、審査してはどうか、という御意見でございます。今回の場合も、一次試験合格者53名の職種によって問題の内容が異なっておりますので、時間的にロスがございせんので、計算上、間違いがあればすぐ発見できますので、そうしたことをやらなくても人事当局が責任をもって採点し、集約した点

数を信頼してやるべきであると考えております。

ただ、同じ方式をとっておりますが、二次試験の面接につきましては、採用委員全員によりまして1人1人面接し、人事課長が中心になって質問をし、他の委員も適宜お聞きをしながら人物評価をして採点、個々の委員が一定の細かく数項目に別れている採点基準がございますが、それに基づきまして、10人の採用委員がそれぞれ御自分の判断で10点満点から0点まで採点をいたしております。その結果を人事当局が集計をいたしまして、一次試験の結果と総合し、受験番号何番の人は何点という形で決めるわけでございます。その場合、むしろ二次試験の方に重点を置き、上から何人と合格者を決める方式をとっております。この点につきましては、ここ数年、この方式をとっております、特別大きな支障はないと理解しております。今後もそういう方式を継続してやっていきたいと思っております。

それから、職員労働組合の代表を入れてはどうか、という御提言でございますが、この点につきましては、過去何回か職員労働組合からの要請もあり、協議してまいりました。結論的に申し上げますと、人事課長が御答弁申し上げておりますように、職員採用試験は任免権者に専属する権限であり、かつまた、現在も任命権者から委託を受けたわれわれが、本当に厳正公正にやっている中では、あえて労働組合の力を借りなくてもいけるんじゃないか。その権限は、任命権者が踏襲すべきであるという見解に立っております、現時点では、採用委員会に労働組合の代表に入っていただく考えは持ってございません。

以上でございます。

- 25番(天堀 博君) 採用委員会のあり方は、会議方式によっていないというところ辺りは、一定の問題点が残ると思います。持ち回りだということですが、その中で甲乙が付け難い人が出てきた場合、それをどこで切るか。例えば1点違いで落ちる人もおれば合格する人もいる場合、その受験者が可哀想だというよりは、面接しているときはそれぞれ点数を入れますが、各委員長なり収入役さんと話し合いはしていない。この人はどうやとは言うていない。その辺の最終的な判断は、会議によって明らかにしていった方がいいんじゃないかと考えるんです。これは一応、提言ぐらいにしておきます。その点からも、組合の代表を入れてより正確なものにしていくことが大事ではないかと思いますが、この問題に関しましては、この辺で終わります。

ただ、意見として言うておきたいのは、これは私的な見解かもしれませんが、そういうふうに職員さんが思われたり投書がきたりすることは、どうもわかりにくい点があるからだと思います。天地神明に誓ってそんなことはない、とおっしゃいますが、われわれが聞き及んでいるところでもそうですし、實際上、こんなことを言うのは、ここにおられる市の幹部に

対して失礼ですが、市の幹部の御子息なり関係者の方々がかなり就職されているという面もひとつはあるんです。その点では、襟を正すべきところは正さなければならないと意見として言うておきます。

次に、条例定数の問題の確認ですが、いただいた資料の中では、市長部局で合計1,240名の条例定数に対して、実員数が本年4月1日現在でプラス4の1,244名となっております。そして、消防などその他を含めた総トータルで1,673名の条例定数がマイナス21の1,742となっておりますが、その辺の違いについて。また、一般会計で880が890になっているとか、その辺の違いがなぜ起きているのかについても説明していただきたい。

- 市長公室次長(鹿島賢昌君) 条例定数を見る場合でございますが、合計定数を重きに置いておるところでございます。と申しますのは、毎年、縮小するところが出たり、あるいは拡大しなければならない部門が出たりして、会計間異動が激しゅうございます。そういった関係で細かく項目数を調整いたしますと、その都度、条例定数を変えなくてはならない。したがって、一定の落ち着きを見たところで、条例定数について議会の手を煩わしたという考え方をとっておるところでございます。

それと、条例定数の合計が1,763に対して実職員数がマイナス21ということでございますが、その差が実職員数が少ないと解釈していただければと存じます。ただし、各原課においては、プラスのところもあれば減っているところもございます。それらをすべて集計いたしました結果が、21足りないということで御解釈いただいてもいいかと存じます。

- 25番(天堀 博君) 次は、臨時職員とアルバイトも含めた非常勤嘱託員の問題ですが、トータルで臨時が94、非常勤117名ということですね。特に多いのは、いろんな事情があつて保育所関係が多いのはやむを得ないと思いますが、問題は解放センターでして、非常勤嘱託員が10名と突出しております。それから、図書館の臨時職員4名ですが、これが図書館業務の運営自体に非常に支障を来しておるところもございまして、これはきちんとした正規の職員を配置すべきだと思います。社会教育部の30名の非常勤嘱託員は、学童保育関連だろうと思います。他の部分的な問題は別にして、今回は触れませんが、かなりの臨時職員と非常勤嘱託員がおるといふ実態だけを明らかにし、その辺の問題点を述べておきたいと思ひます。

一部事務組合につきましては、泉北環境へ1名、泉北水道企業団へ2名、南大阪湾岸北部流域下水道へ1名ということで派遣されております。それから、泉北環境から建設部下水道課へ1名が出向の形で派遣されてきておりますが、身分が元と派遣先の併任ということで、特別の事情がない限り、一定の期間が過ぎれば元に帰るといふことですね。今回、泉北環境の

下水道地域の変更に伴いまして、泉北環境施設整備組合の下水道部門自体の職員問題が出てくると思いますが、今のところ、どういう見通しを持っておられるのか。そういう人たちについては、過去には身分の切り替えがあったと聞いておりますが、今後は、原則として考えていないということですが、その辺についても明らかにしていただきたい。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 泉北環境整備施設組合の御指摘の問題でございますが、正式にはまだ伺っておりませんが、見解を述べさせていただきますと思います。

地方自治法第286条による一部事務組合の規約の変更があった場合、泉北環境整備施設組合が業務の縮小に伴い職員数の減少の措置を講じた場合、一部事務組合の職員といえども地方公務員法の適用を受けるところから、同法第28条第1項4号の規定によりまして、組合管理者名で当該職員を免職することが法の建前とするところであります。

しかしながら一方、地方公務員法が職員に安んじてその職務に専念させるべく、職員の身分保障の原則を貫いている趣旨にかんがみ、任命権者によって免職という最後の手段を講じることなく、例えば他の職種への配置替えの配慮をすることなど、免職回避の措置をすべく努力する義務があるとの見解に立っているものでございます。したがって、組合側の免職回避の努力の結果、構成市たる本市に対して身分を引き継ぎしてほしい旨の協議があれば、組合構成市の本市の都合によってその職員を委嘱したものでありますので、これを優先的に採用する取り扱いをすることが道義的にもなっているものでありましようし、地方公務員法第17条第5項においても同様の規定も見受けられることから、構成市である本市においても、この受け入れに応じていく必要があるというふうに考えておりますので、よろしく御理解を願いたいと思います。

- 25番（天堀 博君） という答弁なんです。そのぜひは問いません。もし問題があれば、別の機会にやりたいと思います。要は、そういう形で今回の場合で言えば、泉北環境整備施設組合の職員が、ここではどんな形態で採用されたかは、私たちは知りません。その職員さんが免職をされるということで、構成市である例えば和泉市なり泉大津、高石のそれぞれ市で優先的に採用されることが道理になつていられるわけですね。そうしますと、一部事務組合に採用された職員さんが、和泉市の職員になり得るといことなんです。ですから私は、今回は全体的な趣旨に立っておりますので、採用そのものについては厳正、しかも長期的な視野に立って正確に扱わなければならないと考えておるわけなんです。この点もよく頭に入れて対処していただきたい。問題があれば、またやっていきたいと思ひます。

次は、外郭団体とか関係施設ですが、例えば外郭団体の1つである公園緑化協会と和泉市公共施設管理公社、それから、関係施設として出ております和泉診療所の全部が、不思議な

ことに定数が定めてないんですね。その事業内容によって必要なときに必要な分だけとなるんでしょうが、和泉診療所の場合は特殊な事情があります。アルバイト2名を含めて職員総数が34名。そのうち市の職員が24名なんです。これは前にも問題にしましたが、市職員24名のうちいわゆる市から給料を払っているのが9名、診療所支払い分が15名と資料をいただいております。運営委員会が雇用している職員が8名、このうち2名がアルバイト。常勤嘱託医師として歯医者さんと内科のお医者さんが1名ずつの計2名。これは市から給料を払っております。その他にパート医師が10名おりますが、これは診療所が支弁をしておるといふふうに非常に複雑になっております。

以前に指摘したのは、運営委員会が雇用している職員が、正規の職員に採用されてくるという問題があったわけです。それと、市の支払い分9名は、市民生活部の職員を外向させているのではなく、民営で行っている和泉診療所に職員を配置していると解釈しているんですね。それと、診療所支払い分15名の職員は、同じ職員さんであっても、逆にそこへ外向させているんだというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

- 市民生活部長（麻生和義君） 御指摘のように、24名のうち市の支弁職員は9名でございます。これは市から市民生活部への配置ということになってございます。診療所支払いの15名は市職員でございますが、診療所支払いということで経費負担の観点から考えまして外向させており、その間、いわゆる地方公務員法上の休職の取り扱いということで措置をいたしておるものでございます。

以上でございます。

- 25番（天堀 博君） ところが、和泉診療所については、この前にもかなり詰めてやりまして、収支報告とかいろんなことを宿題にしております。運営規則もないんですね。私は厚生病院委員長でもあるので、資料も取り寄せて見ますと、目的の第2条に「委員会は同和事業の趣旨に基づき、次の事項を遂行することを目的とする」と診療所の管理運営に関する事など6つほど出してありますが、これも和泉診療所運営委員会規則であって、運営規則でもなんでもない。しかも、市から給料を払っている9名の指揮命令系統は、所長が岩見先生、事務局長が吉村辰正氏が持っているという、けったいな形になってます。その辺が非常に問題になっていますが、依然としてその形が続いているので、来年度あたりはどのようにしていくのかも含めて改めて宿題にしておきます。ここでも定数を決めていないということは大きな問題だと思います。

外郭団体についても定数の定めはないわけですね。公園緑化協会は職員さんは5名、事務局長1名、局長補佐1名、係員3名、他にアルバイト1名ということです。係員3名は、正

式な公園緑化協会の職員にしているわけですが、当初はそうでなく何かスライド的に、とおっしゃったが、確認のためもう一度お聞きしたい。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 公園緑化協会は62年6月にできたわけですが、それまでの1年間、非常勤嘱託として公園課の中で公園の維持管理に当たっておられましたが、協会の発足に当たりまして、非常勤嘱託当時の日常の勤務評価が非常にいいということで、本人の希望も含め協会に引き継がせていただいたということでございます。
- 25番（天堀 博君） 本人の希望なり、評価もいいということですが、後管理公社も出てきますが、先ほどの噂とか何とかが出てくるのは助役さん、そんなところにもあると思います。私や他の議員さんもよく聞かれると思いますが、「市役所にアルバイトがありませんか」とね。「アルバイトなんてしょうがない、交通費も出ないし」と言っても、アルバイトに行ったら正規の職員にしてもらえると市民の皆さんが思い込んでいることが、そういうところにも出てくるんですよ。

定数の定めがない。理事会で決めたのか知りませんが、ここでもアルバイト1名という方が来られているか知りませんが、この人も成績がよくて評価がよければ、正式な係員にもらえるかもしれません。公園緑化協会や管理公社は、恐らく給料表も一般の市の職員の給料表よりは低いだらうと思いますが、一たん、そういうことで当てはめていけば、低くてもそれなりに上がっていくわけでしょう。いわば、準公務員並の扱いになってくる。スライド的に職員にしたというところ辺りに問題があるんじゃないか。公募したとか採用試験がどうかの理由があればいいんですが、その理由が明らかにされないで、単なる日常的な評価がいいだけで、別にその人たちが悪いとは言っていないがね。

公園緑化協会という市の外郭団体は、理事長が都市整備部長、その後は連合町会長や連合婦人会長、商工会会長など、市の重要な団体の長の方々が理事あるいは監事に座っておられます。管理公社もすべてが市の幹部職員が理事になっておられます。そういう外郭団体にアルバイトに雇われますと、準公務員みたいなものになってしまうとなると大変なことだと思うんですが、その辺はどう考えているんですか。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 公園緑化協会につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、公園課当時、非常勤嘱託として4名の方々が、1年以上前から公園の維持管理に当たってこられたということがございまして、たまたま、協会の発足時にそういった皆さんの御意向を伺いながら、成績も勘案させていただいて採用を決定させていただいたということでございます。それ以外に理由はございません。
- 25番（天堀 博君） それ以外の理由はないわけですので、この辺が非常に不信を抱く



ところになるわけです。済んだことやから水に流すとは言ってませんよ。しかし、そういう経過できているわけですから、今後は、どうされるのか。定数を決めるのかどうか。市長、きちんと定数を決めてきちんと運営をしなければ、何のために公園緑化協会をつくったのかわかりませんよ。どんどん正式な職員を雇って膨らませていくんやったら、従前どおり、都市整備部でやっつけばいいわけでしょう。アルバイトなり非常勤嘱託員を雇い、専門の担当者をつけておけばいいでしょう。それをわざわざ公園緑化協会にしたということは、われわれとすれば安上がりで済ませようということに意見はありますが、それは今回は別にして、そういうことでスタートしたものをなぜそんなふうにするんですか。非常勤嘱託員の成績がよかったから正規の職員にスライドしたというようなことをね。今後は定数を決め、職員を採用する場合公募で試験をし、構成されている理事なりで採用委員会を設けて選ぶなり、正式な形でやっていくようにするのかどうか、その辺もお聞かせ願いたい。

- 都市整備部長(萩本啓介君) 公園緑化協会につきましては、発足いたしまして2年余の実績を持つわけですが、公園も年次的に増え、取り扱い業務も増えております。現時点でどういった形で定数を決めていくかの問題がございますが、やはり定数は、決める方向で検討しなければいけないと思います。たまたま、協会発足当時には、そういった形の選考評価もさせていただきますでしたが、今後は、定数を決める中、増員等の問題も出てまいると思いますが、そういうことにつきましては、原則として公募が望ましいと考えております。
- 25番(天堀 博君) 宿題としてお約束ください。来年度からとか、それまでは増やさないと増やさないとね。いつまでに定数を決め、公募するんならその時点からやります、というふうにきちんとしてください。
- 都市整備部長(萩本啓介君) 年度的にそういった問題につきましては、平成2年度からの対応になろうかと思えます。
- 25番(天堀 博君) それまでは今の体制でいきますね。
- 都市整備部長(萩本啓介君) はい。
- 25番(天堀 博君) もう1つの外郭団体である公共施設管理公社について、これも同じことなんですが、一応、表でいただいているんですが、以前、たしか「奥様もしもし新聞」が何かで中高年齢労働者福祉センター、いわゆるサンライフの職員のことが問題になったことがあります。ここの職員としては、職員OBが2名、公社の正式な職員が2名、非常勤1名の計5名です。そのほかに光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設、コミュニティセンター、コミュニティ体育館を管理運営されておりますが、ここでもいわゆる公務員を退職され、あるいはその時期を早めるということで、63歳ぐらいまで厚生年金等の

支給の妨げにならないということを勘案し、一定の低い給与で働いていただくのがそもそもの目的やったと思います。今のようにたくさんの施設を運営管理されるということではなかった。安上がりでやっていく点については意見はありますが、そういう大きな目的がありました。

現在もそういう方々が7名おられますが、正式な公社職員が6名とほぼ同数おられます。それから、非常勤嘱託員1名、アルバイトというか臨時が8名。臨時職員が何名おられてもかまいませんが、そういうふうが増えてきております。特にこの表では、コミュニティ体育館はその内容からいいまして、それぞれ専門的な方に手伝ってもらえばいいんですが、「広報いずみ」の12月号にも「爽やかに体力づくり」としてスポーツ教室が始まります、と募集をしておりますね。そんなとこら辺で技術を持った方が必要かと思えます。サンライフ和泉でも、特別な方に来てもらってやっておりますので、そういうアルバイトも必要かもわかりませんが、現在4名、全部で8名おられますが、将来的にどうなるのか。

また、これを公園緑化協会じゃないが、OBではなく、正式な公社職員として採用された6名についての問題点はそれなりに含みながら、そんなぐあいに広がっていくんじゃないかという懸念があるわけです。原則的には、官庁のOBを中心に始められたわけですが、実態にそぐわないという問題も出てくるかもわかりませんが、その辺とのかかわり合いで今後、どうされていくのか。

先ほどの公園緑化協会と同じですが、きちんと定数を決めて公募するなり、それこそ内部の理事さんは市の幹部職員ばかりですので、そういう方々による採用委員会なりをつくってきちんとやっていく方式をとられるのか。もし、そうするならば、いつまでにやられようとするのかの時期、それまでは今のままの体制でいくのかどうか、その辺を明らかにしていただきたい。

- 社会教育部長（生田 稔君） 管理公社を預かっております生田から御答弁を申し上げます。

今後の公社運営ということと、管理公社の最初の目的に反しているのではないかと、という御指摘だろうと思います。まず、現在の管理公社に委託されております各施設の人員につきましては、御案内のとおり、御答弁申し上げたとおりでございます。したがって、公社の今後の運営につきましては、その陣容でもってやってまいりたいと存じます。

また、アルバイトの職員についてはどうするのか、とになってまいると存じますが、アルバイト職員の人数については、公社の正規職員の必要人員としております。したがって、公社職員の採用も行っていかなければならないと存じる次第でございます。

また、後段のメリットというか、公社設立当初の目的ということになりますと、OB職員とプロパー職員とのバランスになってこようかと存じますが、先生の御指摘ごもっともと存じます。特に体育館施設につきましては、先生も少し触れられておりましたが、貸し館業務だけではなく、体育施設全体について、市民に心よく利用していただくため、市民の健康の保持増進、体力づくりの指導面での技能的な資質も要求されてまいるかと思えます。同時にスポーツ教室等の開設準備、体育器具の整備等、今後、生涯学習としてのスポーツを志す人たちとの密接な連携などがかなりウエートを占め、ハードな業務となつてまいるかと存じます。そうしたことから現状、OB以外の若い職員が多くなると存じますが、ただいま御指摘の問題につきましても、今後の運営に十分留意し、努力してまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解賜りたいと存じております。

最後に、例えば任用委員会的なものをつくってはどうか、ということになりますと、私ども公社としては、全体的な視野から検討していかなければならないと存じますので、この点につきましては、しばらく時間をいただきたい、かように存じる次第でございます。

- 25番(天堀 博君) 多少、質問に対してお答えをいただいている部分もありますが、的外れなどところもあります。体育館職員については、それなりの人材が必要なわけですね。これはそのとおりだと思います。極端な話、公務員を退職された60歳前後の方ばかりを揃えても大変だと思いますので、若い人材が必要だということについてはね。しかし、例えばコミュニティセンターには1人の市職員が応援に行ってますし、市民会館と両方やっている1の方が別に技術的な応援にも行っていただいている。実際上の応援は1.5人か2名になるわけです。体育館なら体育館に市の職員でそういうのを配置するということをなぜ考えないのかということです。それから、百歩譲って公社職員として採用するんだということであれば、なぜきちんとした形で公募しないのか。

先ほど、公園の問題でも言いましたように、アルバイトに行ったらそのまま市の職員に採用してもらえろという風潮が、あなたがたがつくってしまっているんじゃないですか。だから、きちんとしなさいと言うてんです。これは今回の職員採用の問題だけではなく、全体的にその辺があやふやになっておりまして、定数も決まっていない。和泉診療所の問題などもあるからよけいなんです。あれは同和問題という特別なことがありますから別ですが、そういう点をはっきりしてください。コミ体の4名も含めて8名のアルバイトの人たちを、そのままスライド的に採用することは考えていないというお考えなのかどうか。

- 社会教育部長(生田 稔君) 管理公社設立の経過から御説明申し上げますと長くなりますが、コミュニティ体育館は平成元年3月29日に竣工、財団法人和泉市公共施設管理公社

に維持管理のを委託されたわけです。そして、4月1日オープンということの経過がござい  
ます。当時としては……。

- 25番(天堀 博君) 時間がないので、端的に聞いていることに答えてください。
- 社会教育部長(生田 稔君) 今後の問題といたしましては、必要な人員ということで申  
し上げましたが……。
- 25番(天堀 博君) 今のアルバイトを採用するのかもしれないかを聞いているわけです。
- 社会教育部長(生田 稔君) 8名については、今後、採用していきたい存じます。そう  
いう保健体育関係に精通した経験のある人たちを推薦してはどうかと考えているわけでござ  
います。また、そういった理由の中で、各施設長の方からも適切な要望推薦が上がってき  
ておりますので、前向きに検討してまいりたいと存じます。
- 25番(天堀 博君) これはえらいことですよ。きちんと公募して体力テストなどいろ  
んなことをすれば、もっと優秀な人材も来るんじゃないでしょうか。プロパーの職員として  
準公務員的な扱いをされるんでしょう。理事長は生田部長ですが、市長はカネを出している、  
あるいは使用料をもらっている方なんでしょう。そんなところにカネを出すんですか。
- 市長(池田忠雄君) 公社設立の趣旨につきましては、御案内のとおりでございます。公  
務員を定年退職された経験豊富なOBの方々でもって発足いたしました。しかし、いろいろ  
と扱っております体育館とかの必要性が増大する中、OBだけでは賅い切れない市民需要の  
もとでの管理運営があるということで、御指摘のようなOB以外の職員の問題、それから、  
アルバイトの問題が派生をしていることであろうと存じております。したがって、公社  
としての機能を持っております管理公社に対しては、市長としても公社の理事会もあること  
ですので、その場でよく検討させまして、管理公社の運営に遺憾のないよう対処させてまい  
りたい、このように考えております。今日のところは、そうした今後の運営につきましては、  
理事会の中での検討ということで私の方から指示をしてまいりたい、このように思います。
- 25番(天堀 博君) 市長からの指示ということで再度、理事会で検討するということ  
ですが、この辺の結論は、新年の次の議会まで持ち越してくれますか。それとも、議案審議  
の関連質問でもやりますよ。
- 教育長(西川喜久君) 貴重な時間の中でお願いをするんですが、公社の運営については、  
3月時点で教育委員会の社会教育部に移管をされたものでございます。どの施設についても  
ほとんどが社会教育施設でございまして、特に体育館施設が多うございます。以前より各議  
員さんからこれら施設についての御意見等につきましては、管理公社に申し上げるというこ  
とでなく、教育委員会そのものに御意見なりを賜ってまいりました。教育委員会といたしま

しては、その都度、管理公社という態度をとらず、教育委員会そのものが御意見に対応して今日までまいったわけでございます。

先ほど、お話がございましたコミ体につきましては、確かに4名のアルバイトがおります。勤務実態も朝9時から夕方5時まで2交替制でやっております。3月時点で移管を受け、4月1日オープンという関係から急遽、職員の張り付けが必要な中、OBの2名の方は、幸いにして学校の校長、教頭の方に来ていただいたんですが、4名の方についてはアルバイトで今日まで回ってまいりました。

その後、最近に至りまして、先ほど、理事長からもお話がございましたが、施設長からこの4名のアルバイトについては一生懸命にやっていたいており、体育施設ということからあらゆるそれぞれの研修にも自主的に参加をさせていただいておりますので、アルバイトそのものの位置付けよりは、何とか正規の職員に位置付けをし、働きやすい希望の持てるようにしてもらえないかという、私あてにも要望が上がってきております。したがって、私どもといたしましては、そういう熱心な方であれば、できる限り施設長の要望にこたえるべく努力してはどうかという判断を私もいたしまして、理事長にひとつ検討してもらいたいという御提案を申し上げてきております。

そこで、天堀議員さんから職員採用について御意見をいただいておりますけれども、この点につきましては、ひとつ施設長の気持ちも十分に汲む中、いろいろと御意見はあろうかと思いますが、一応、検討させていただきたいということで御了解いただきたいと思っております。

- 25番(天堀 博君) 明日の決算の総括質問の中で人事問題についてやらせていただきます。施設長という名前が出てきましたが、施設長は市長の御身内の方ですが、この方はOBです。なぜアルバイトとして雇った方々については熱心だというだけで、他に理由がありませんよ。これは公園緑化協会の場合でもきちんと公募して採用しなさい、襟を正しなさい、と言うてるでしょう。それが全然わかってない。明日は時間制限がありませんので、この質問は明日に譲ります。

- 
- 議長(出原平男君) 次に、7番・赤阪和見君。

(7番・赤阪和見君登壇)

- 7番(赤阪和見君) 7番・赤阪でございます。環境保全と連帯意識の向上と健康を求めてであります。

現在、全世界が地球規模で環境破壊が大きな問題となっております。私たち1人1人が加害者でもあり、被害者でもあるわけです。利便性を求めて自動車の乱用、プラスチック製品

の氾濫、使い捨てカイロ、缶、瓶、ライター、紙おむつなど全く切りがありません。最近の報告では、丹頂鶴がジュースやビール缶のプルパックを飲み込んで死の原因となったと言われております。また、全国の各市町村あるいは事業所は、ペーパーレスを目指したOA機器の増加によって、特に東京都では紙製品のごみの増加に驚き、再生紙のコピー紙の使用を計画しております。また、5億円をかけてごみ減量PRをすると発表しております。

昨年3月、最新設備の焼却炉が、都が清掃4カ月サイクルを決め計画しましたが、3カ月で突然止まってしまった。調査したところ、原因はアルミが解けてドストルの間から流れ落ち切れずにつららのように下がり、すべてのドストルを埋め尽くして動けなくなり、否応なく3カ月で止まってしまったということです。

また、最近の新聞のコラム、投書、また、一般記事の中でごみ環境問題が掲載されていない日はないと言っても過言ではありません。12月11日などは、5紙のうち3紙までがコラムで取り上げております。

また、私たち1人1人が環境問題を考えるとき、肩ひじの張ったことではなく、身の回りの小さなものであってもその1つ1つに取り組むことが大事ではないでしょうか。しかし、気にはなっているもどうすればいいか、自分に何ができるかわからない。したくても、その近辺にそのような制度がなく、場所もなく、だれもやっていない。また、自分1人ぐらいは、と思っている人が少なくないと思うものであります。今こそ、行政が市民の健康を守り、コミュニケーションを生み出す1つの手段として、ごみの減量化、資源化に取り組まなければならない時期であります。

そこで、以下の項目について質問をいたします。

一般家庭ごみについて、市内年間総重量と過去5年間ぐらいの推移。その可燃性ごみの組成をパーセントでお示し願いたい。紙類、木片、わら類、繊維類、プラスチック類、雑物、不燃物、水分等々に分けて御報告願いたい。

次に、事業所ごみについてはどれぐらいの量になるのか。特に繊維ごみについては、最近の科学の発展とともに化学製品による炉の痛みは、プラスチック類と同じような悪影響があると思われるが、どのような対策を立てているのか、お伺いしたい。

市役所から出る紙切れごみはどれぐらいになるのか、使用量はどれぐらいと推計されているのか。また、年間のコピー紙は何枚ぐらい使用されておるのか、お聞かせ願いたい。私は、特にコピー紙については、紙のリサイクルを図るため、再生紙の使用を和泉市でも始めるべきであると思うが、いかがでしょうか。

次に、散乱ごみについて、空き缶、空き瓶の買い上げ制度が本年4月より月1回の実施が

なされておりますが、幾つの団体が登録され、今まで毎月搬入された団体数は幾つになるか、お答えを願いたい。また、総持込み量は幾らになるか、お答え願いたい。

また最近、産業廃棄物の中で自家処理であるとの考えから、和泉市内で建築廃材を処分するところが多く見られますが、市としてどのように掌握し、指導監督されているのか。また、何か所に及んでいるのか、それらについて適切であるかどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、厚生省が発表した医療廃棄物処理ガイドラインによれば、感染性を生じる恐れがある廃棄物を感染性廃棄物と位置付け、一般廃棄物と区別をして完全処理を義務付けております。現在、本市内の病院の廃棄物処理はどのようになっているのか。実態把握をどこまでされているのか、御答弁を願いたい。

以前は、「ごみは文化のバロメーター」と言われましたが、最近のごみ量は非常に大きなものがあります。そこで、コンポスターについて提言しました。このコンポスターというのは商品名でございますので、今後は、生ごみ処理堆肥化装置「コンポスト」と言わせていただきます。1トンのごみ処理経費が2万5,000円、1キロ25円もかかるわけでありまして。幸い、市内の住宅の中にはある程度の庭があり、近くに家庭菜園や田んぼをつくっておられる人がたくさんあります。そのようなできる環境にある人たちに昔のように山へということではなく、コンポスト化する器具によって生ごみの減量を図っていくべきであると考えます。毎日の生ごみを容器に入れて出せる、また、ごみ袋もいらないという、一石三鳥にも四鳥にもなります。そこで市としては、この容器購入に対して助成する考えはないか。また、試験的に協力をしていただける家庭を決め実施してはどうかと提案しますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、紙資源回収補助については、空き缶、空き瓶回収と同様、市民ボランティアの育成、コミュニケーションの深まり、ものを大切にすることを育て、使い捨て時代から今、すべてのものに命を与え、自然の摂理にかなう心を育む観点から、今一步、集団回収に協力を願わなければなりません。焼却物、一般廃棄物への混入度が高くなり、減量どころか最近、古紙の価格低下から集団回収を止めている団体も出てきております。一般ごみに含む紙質が増量されている実態であります。1キロ25円もする処理費を考え、あるいは紙を焼却する際に出る高温による炉の痛みを考えると、補助を出しても、今後のごみ行政にとってプラスにはなっても決してマイナスにはならないと確信いたしますが、いかがでしょうか。

最後に、緑化運動についてであります。中央丘陵開発、コスモポリス計画、ラーバンライフリゾート計画、池上遺跡公園その他市内において今後、今までにない大きな開発が始まっております。今、総合計画を実施し、未来に夢のある計画を立てていかなければ、大きな

禍根を残すことになってまいります。そこで私は、開発と開発を結ぶ車道だけでなく、開発地域の端から端までの歩行者専用道、緑道を取り入れ、開発地域と開発地間、開発地と次の開発される場所をセットしていく。そのように隣接地を今後の開発計画の中につなげられるようにすべきであります。光明台の歩行者専用道のように、ここからここまでと終点をつくることはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

私は、行政とは尻取ゲームのような「ん」のないものだと思います。どこまでも続いていける行政、未来に残していく行政という観点から、この計画を特に実施していただきたいと要望いたします。

再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） ただいま御質問のありましたごみ減量化計画と廃棄物に関する諸問題につきまして、市民生活部岸田よりお答えさせていただきます。

ごみのリサイクルを前提といたしました分別収集は処理過程の負担軽減に役立っており、さらに、御質問の趣旨にありましたように有価物回収の別ルート化、すなわち民間の廃品回収業者等を活用しての別ルートでの回収は行政の負担軽減につながり、ごみとして処分される量の抑制が期待できるものであろうかと考えておりますが、受け皿的な業者選定の問題や、近年の円高基調で業者の経営も不安定な状態であり、売却価格等が必ずしも一定してございません。また、回収されるものが全体的に下落傾向にあれば業者が回収を手控えたり、取引価格も急落するなど、経済情勢の影響をまともに受けやすく、回収システムが崩壊する恐れがあります。したがって、行政といたしましてのサポートがどの程度必要かという難しい一面もあり、導入については、より慎重に検討していくことが望まれます。

しかし、ごみの資源化、有効利用は、最終処分場の延命化、省資源、省エネルギーの促進、ごみ処分経費の負担軽減などの効果が期待できるものであり、これらの推進の一端は、ごみの排出抑制、分別収集、集団回収への住民協力により支えられるものと、及びごみに関する住民の理解を深め、協力を求めていくとともに、ますます重要となってきたものと認識しております。今後、積極的に啓蒙、啓発に努めてまいりたいと存じます。

また、泉北環境施設整備組合の焼却場へ搬入されているごみの組成分析についての御質問がありましたが、ただいま資料の持ち合わせがなく、早急に作成して議長さんとも相談の上、提出してまいりたいと存じますので、御了承のほどをお願い申し上げます。

また、組成に関して紙の占める割合等の御質問もございましたが、今申し上げましたように資料の持ち合わせがないため詳しいことは申せませんが、本市を含めて泉北3市の区域内



では、大規模な事務所、事業所がそれほど多くないので、紙類が占める割合は特に注目されるほど高くないと思われませんが、全国的に見れば、都市部におけるオフィスオートメーションの進展などを背景に紙類を中心とした事業系ごみが増加し、ごみ量の急激な増加傾向が見られるようになってきていると思われまます。泉北環境に搬入されるごみのうち事業系のごみの中では、地域の特性から繊維くずが多いものと推定されますが、一般ごみと事業系ごみが混載して搬入されておりますので、詳しいデータはございません。

また、事業系ごみは、一般ごみと分離して収集運搬していくべきとの御指摘もございましたが、これは収集運搬に際しまして、一般ごみ専用車あるいは事業系ごみ専用車といったように二種類の車両を用意しなければならず、また、同じ収集コースを2台の車両が走るなどという非合理的な面も生じますので、これらのことから収集手数料の増加につながったりすると、市民の皆さんにも御迷惑をかける恐れもあり、現時点では、分離収集は考えてございません。

次に、医療系のごみに関することですが、現状は、許可業者が他の可燃物と混合収集しており、排出につきましては、収集作業員が感染することのないよう丈夫な容器に入れて完封して出していただくよう、市から医師会に依頼しております。この医療系ごみにつきましては、この秋に厚生省から処理ガイドラインが発表され、近日中に大阪府で説明会が開催されることになっております。本市といたしましては、厚生省、府の指導、他市の動向等をながめながら対処してまいりたい存じます。

次に、生ごみの減量化に役立つためコンポスターの使用を奨励しては、との御提案及び学校等で試験的に使用しては、とのことですが、本庁舎敷地内でも食堂の生ごみを入れ、現在、試験的に使用しており、どのような結果が得られるか研究中であります。

なお、学校での試験使用については教育委員会とも協議を行い、導入の検討をしてまいりたいと存じます。

次に、古紙の回収問題ですが、この回収活動等について、従前から地域の子供会などの団体が行う集団回収及び各家庭単位でのちり紙交換などの利用により別ルートでの回収が確立されており、減量化への大きな役割を果たしているところであります。しかし、昭和60年以来、買取価格の低落傾向におきまして、集団回収を行う団体の減少や回収業者が出張しての収集を取り止めたり、再生の市況悪化による資源化の低迷、都市化、核家族化に伴うボランティア活動に対する住民協力の度合いの脆弱など、資源化方策を阻害する新たな要因が生まれるなど、従来からの集団回収が消極的になってきていると聞いております。

市といたしましては、集団回収等による回収が把握できてませんが、古紙、それも新聞、

雑誌が中心であろうと考えております。最近、新聞への折り込み広告が増加するなど、家庭内でも紙が溢れる状態にもなっており、今後もボランティア活動による地域団体との集団回収が引き続いて実施されるよう、また、新たに取組まれますようお願い申し上げてまいりたい所存であります。また、古紙回収に対する助成金については、現段階では、制度化することは考えておりませんので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

今後、ごみ減量化を進めるためには地域住民の御理解と御協力が必要不可欠であり、このためごみの減量化の推進について啓発、普及に努めるとともに、消費者団体なりコミュニティー活動、社会教育分野の関係者との連携を図り、幅広い取組みも検討してまいりたいと存じます。

なお、庁舎内で使用した紙の廃棄及び再生紙を利用していく等の問題につきましては、関係部局とも連絡を取り協議をしましてまいりたいと存じます。

また、本年4月から実施いたしました散乱空き缶回収協力金交付要綱による回収活動等の9月までの半年間の実施状況でございますが、団体の登録数は126団体、搬入された空き缶量は83トン135キロ、個数に換算すると184万7,447個です。このほか空き瓶が24トン余、空き缶と空き瓶の混合が2トン余となっており、これに対してお支払いした協力金の金額は、380万3,134円となっております。これらの数字は、9月23日に実施した環境美化キャンペーンの分も含まれてございます。

126団体のうち4回以上も搬入していただいた団体が11団体、ほとんどの団体は1～2回の搬入団体でございます。この回収活動に対しましても、現在、月1回の受け入れであります。それを増やしてはどうか、という御指摘もございますが、体制の問題もあり、受け入れ方法等を含めまして検討してまいりたい、かように存ずる所存でございます。

最後に、産業廃棄物に関する御質問でございますが、解体業者が排出する建設廃材の処理につきましては、この建設廃材は、法律上で産業廃棄物として取り扱われる場合もあれば、業者の自家処理であるとみなされる場合もございまして、その処理方法によりまして法律上での扱いが異なってきます。また、これを屋外燃焼させて処理する場合は届け出が必要ですが、住民の方々からの苦情があった場合は公害担当者とも連絡を取り、府の協力も得ながら指導してまいりたいと存じます。

以上、質問の順序に合わせてお答えすべきところでありますが、それぞれ関連性がございましたので、回答が前後いたしましたこととお許し願いたいと存じます。御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 次。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 緑化運動につきましては、いわゆる緑道と言いますか、歩線のネットワークについての端的なお尋ねでございますので、私の方から概略の御説明を申し上げます。

現在まで和泉市におきましては、緑のマスタープランを持っておるわけでございますが、その中の緑道なり歩行者専用道なりについて一定の計画を持っております。例えばダイヤモンドトレードあるいは緑道の中におきましては、槇尾川、松尾川を中心としての緑道のプランも持ってしております。歩行者専用道につきましては、いろんな角度から一定の路線を決め、歩行者専用道としてのプランを持っております。その中には、中央丘陵内で2線ほど計画決定した歩行者専用道もございますし、また、御指摘のありました光明池の中の歩線について市道認定をした分もございます。

いずれにしても、計画分野におきましては、開発地と開発地を一定の形でネットワークしていくという御趣旨でございますが、現在のプランにつきましては、その点が少し不十分な部分もあるわけです。今後、コスモの計画決定も近く予定されているところでございますので、その中で緑のマスタープランの見直しも考えてまいりたい、かように思います。

- 7番（赤阪和見君） 先に緑道、緑化についてやらさせていただきます。

特に緑道、歩行者専用道路については、なるほど開発のときにつくられています。何千人、何万人の開発でも、区間を限定したものが歩行者専用道として散歩道とかの計画がされております。特に車道と分離した形で、駅へのアプローチ道路として歩行者専用道になる。そういうことで伸びたうどんのようにブスブスなんです。続いてこない。先ほども言うたように、尻取遊びの「ん」のない行政、どこまで行っても続いていく行政ですね。市長は4期目。後やるかやらんかは知りませんが、4期やった市長がここまでつくってくれたが、5期目の市長でここまでできるんだという、夢と希望のある行政を考えてもらわないかん。何や知らんが、伸びたうどんのような行政であったら、面白みも楽しみも夢もありません、というのが私の発想です。

緑道というと、20mも30mもの幅でズボンと抜いたのが緑道と勘違いしております、私はそうは思っておりませんが、歩行者専用道路から緑道へ乗れる。その緑道から今度はまた歩行者専用道があつて公園へ入る。その公園からまた河川の緑道があるところへ入り、それが中央丘陵の端から端まで、西部地域から今度はコスモへ、さらに、反対とか賛成は言いませんが、ゴルフ場の中に入っていく。そこからラーバンリゾートに乗り、そして、それが青葉台に乗り、光明台へ乗り、できれば全市的に行けるような計画について、今、おカネを付けよとは言いません。しかし、今ある計画の中でそれをやっつけていかなければ、尻取

ゲームに負けてしまいますわ。「新聞」というたら負けるが、「新聞紙」というたらつながります。そういうふうな行政が考えられないかということです。そして、その緑道の中には、緑化運動でいつも提案しておりますが、誕生の森とか成人の森など、皆が愛着の持てる計画を本当にしていただけるかどうか、御答弁をいただきたいと思います。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 先ほど申し上げましたが、今、プランがございますが、必ずしも、先生が御指摘のような十分ネットワークする状況にはなっていない部分がございます。一定のネットワークするためには、起伏や地形あるいは景観的ないろんな要素があると思われるので、そういった点も含めまして再度の検討もさせていただきたいと思います。

また、おっしゃっておられます植樹の運動につきましては、われわれもそういう面では、市民参加は、基本的に歓迎するわけでございます。ただ、誕生日とか成人の日などの記念のメモリー植樹等について、他市の状況等について把握しておりません。できましたら、成功事例あるいは失敗例などをまず把握させていただき、勉強させていただきたいと思っております。

- 7番（赤阪和見君） 特に伸びたうどんにならないよう、今後とも行政が続いていくような期待を持たせる形を考えていただきたいと要望だけをしておきます。

次に、ごみ問題ですが、今の答弁を聞いてますと、基本的に一般家庭ごみの年間総重量と可燃性ごみの組成成分を全くつかんでいなくてごみ行政がよくやれますね。今、和泉市内の人がどのような生活をしているか、そういう成分がわからずして、むやみやたらに集まるやつはしょうがないという感覚でやっている人が、今後、啓発、啓蒙すると言われますが、何を啓発、啓蒙するんですか。

先ほども言いますように、気にはなっているがどうすればいいかわからない。自分に何ができるかわからない。それを寄せたとしてもどこへ持って行っていいかわからない。数量が少ない過ぎるからですが、それが一般家庭の悩みです。そこで団体を組織するとかになります。また、昭和61年以前に別ルートの拡充はされておりますが、最近、価格の変動から、あるいは円高の影響から紙類が非常に多くなってきた。一方、やめる人も出てきたと言いながら、また、集める人が消極的になってきたと言いながら、紙類を排出する企業が少ないので、他市で問題になっているほど紙類は増えてません、という答弁です。本当に答弁をもうたんやら気になります。

そこで、1つずつやらせていただきます。事業系のごみはどのぐらいの量になるのか。最近の繊維ごみは化学薬品が入っているので、プラスチック類と同じような悪影響があると思います。特に最近、PPで織られたじゅうたん等の切れ端が相当量出ておりますので、

どのような影響があるとお考えか。

また、市役所から出る紙類のごみはどれぐらいか。コピー紙は何枚ぐらい使用しているか。あるいは再生紙の使用を訴えましたが、その答えももらってません。

もう1点、126団体のうち4回以上が11団体ということですが、毎月搬入された団体数は幾つあるのか。また、総持込み数が83トン、空き瓶24トン、空き缶と空き瓶の混合が2トン、それに支払った金額が380万円ということですが、キロ当たり幾らについているのか、ちょっと計算してください。

産業廃棄物の建築廃材の現状についてどのように把握されているのか。何件ぐらいの自家処理をしているのか。また、それが適切かどうか、指導監督はどこがされているのか、について聞いてます。

それと、厚生省のガイドラインに基づく和泉市内の病院の医療ごみの処理はどのようにされているか、その実態を把握されているかどうか。また、それが混載されているというだけですが、危険性はないのかどうか。堅牢な容器に入れて出してもらっているのですが、全然汁気は出ないという意味の答弁をいただいたが、それは別ルートでない限り、なんぼ堅牢なものでも全部放り込むわけですから、つぶれますよ。絶対につぶれないような堅牢なものとなると、鉄の入れ物でもつくらない限りできませんわ。一般ごみと一緒にピットの中に混入されておりまして。また、感染性の廃棄物が混入されているのが現状です。泉北環境で上からちゃんと消毒液をまいてるんなら別ですが、そんなこともしていません。府の指導あるいは他市の動向がどうのと言われますが、他市もへつたくれもない。気が付いたところからきちんとやっていくべき問題ですわ。本当に前向きにやっているのかどうか。上級官庁から流れてくるものを受けてやることも大事ですが、危険だと思えば早急に手を打つべきではないか。

さらに、一般ごみの処理費が1キロ25円かかっているわけですから、幸い、和泉市の山手へ行けば庭も広いので、コンポストを置いてやれる家庭もたくさんあります。昔はみかん山に穴を掘って埋めたり、川へ放かしたものですが、生ごみだけやからいけた。しかし、今はビニールごみがありますから、そういう処理はできません。すべてごみとして出される。そういう家庭をピックアップして協力願える体制をつくってはどうか、こういうお願いをしております。

以上、再度の御答弁をお願いいたします。

- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 一般家庭から出されるごみまたは事業系のごみにつきましては、後ほど、資料を議長さんと相談申し上げましてお渡ししたいと思います。

一般家庭から出されるごみの中に炉の障害となるものにつきましては、先ほど、PPとか

の御質問も出されておりましたが、アルミ缶とか溶けやすいものが網の目に詰まって空気が送れなくなり、消火率が悪くなっているのが現状でございます。われわれも月1回の回収に際しまして、鋭意、市民の御協力を求め、有効に回収させていただけるように努力をしていきたいと思っております。

2点目の医療系ごみの件ですが、確かに市民から出される一般ごみと医療系のごみは混載されております。それにつきましては、ピットの消毒も必要かとは思いますが、収集するパッカー車も、そのように検討してもらう時期にきているのではないかとということと、この22日に大阪府の説明会がございますが、その中で参考になる御意見もいただけるならば、今後、いろんな改革もしていかななくてはならないと思っております。医療系のごみの焼却処理についての考え方も、今後の大きな課題だと踏まえて検討してまいりたいと存じます。

また、4月から実施しております空き缶の回収について、126団体あるということをお知らせさせていただきましたが、その回収の状況を御報告させていただきます。0回が12団体、1回73団体、2回が17団体、3回13団体、4回7団体、5回が3団体、6回1団体でございます。380万円の数字につきましては、トン当たり4万5,000円ぐらいになっていると思っております。

それと、コンポストの使用につきましては、先生から御指摘をいただいている中、非常に勉強不足で申しわけございません。現在、庁舎内で食堂から出るごみについてコンポストを1台使用しております。約80日間ほど使用しておりますが、食堂から出るごみについては、ドラム缶一杯ぐらいの大きさですが、8分から9分程度たまっており、ぼつぼつ腐敗してきているのではないかなという感じですが、はっきりしたデータは持っておりません。今後、そういうデータを収集、教育委員会とも相談申し上げ、学校の残飯等の処理が可能かどうかも協議をしていく中で検討してまいりたい、かように思っております。

- 総務課長（池辺 功君） 庁舎内で発生いたしますごみは、年間約16トンでございます。
- 総務部次長（奥村富彦君） 契約課で契約いたしましたコピー機を使っているところの紙の使用量でございますが、詳しい推計は、それぞれの機械の場所で行っておりますのでよくわからない分もありますが、大まかな数字でございますが、平成元年4月から10月までですが、枚数で92万3,995枚、年間を推計いたしますと、約160万～170万枚が印刷されていると理解しております。これは本庁及び南北分室、教育委員会の分を集計させていただきました。
- 産業部次長（藤原清司君） 産業部からお答えさせていただきます。  
御指摘の産業廃棄物の中で屋外燃焼処理をしているものにつきまして御報告させていただ

きます。

市内で屋外燃焼処理をしているのは、5～6カ所と確認してございます。これらは全部自家処理でございます。これらに対する指導といたしましては、廃材、紙、草等でございますが、これらを分別して資源再利用をさせるため、木材チップ業者へ持って行くなどを指導、また、燃焼物の減少等に努めているところでございます。現場の指導といたしましては、燃焼時間の厳守、燃焼物に禁止されておりますごみ、プラスチック、皮革、廃油、廃液等が入っていないかどうかの指導も行っております。もちろん、周辺から苦情が出ないような措置も指導してございます。

以上です。

- 7番（赤阪和見君） 特に事業所ごみで再答弁をいただけなかったが、プラスチックと同じような悪い影響があると思います。事業所ごみの把握をしていかなければ、今後のごみの焼却体系が変わってくると思います。毎回、業者が一般ごみを集めるときに混載してくるから、どういうものが入っているかわからないということです。先ほど、それは分けられないという実態はわかりますが、そこには、空き缶、空き瓶とか、燃焼性不適性が混入する過程が非常に事業所ごみに多いわけです。

一般家庭ごみは分けようという気持ちがありますが、事業所ごみの収集過程が違うし、業者によって値段の差が大きい。言ってくれたら指導すると言われますが、ここら辺の量をはっきり把握していただきたい。最近、プラスチック容器がなくなり、全部ごみ袋ですので、難しい点があるかと思いますが、事業所から出るごみを入れ物に入れるとかの形で御指導願えれば非常にありがたいと思います。そこで、鑑札的なものを市から出してごみのバケツに張り、市から業者に対して何杯だから払うとかの形をとれないものか。

プラスチックと同じのような悪い影響があるか、これはごみの発熱量が増して焼却量を減らさなくてはならない。燃えすぎてね。また、焼却過程で燃えなくて溶けてしまい、それがドストルを止める原因になっている。化学物質ですからドストルの腐食がひどい。塩化ビニールの水素ガスが発生して腐食がひどいという障害が起こる。そこで事業所ごみの適切な処理方法を考えるためには、どれぐらいの量が集まっているのかという点について、泉大津や高石も合わせて検討してもらわなければならないと思いますが、そのような検討を3市でされているかどうか、その点を確認したいと思います。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） まず、第1点目の従量制ごみの取り扱いにつきましては、確かに先生から御指摘いただいている点についての仕分けについて、どのように処理収集していくのかについては、今、ここで答えにくいんですが、その1点目として、料金問題

の解決につきましては、何らかの方法があるということは、私の方で確信するデータもご  
います。特に従量制ごみの判断は非常に難しいので、市民の方の協力を得、私どもと業者が  
立ち会いのもとで料金を決める方法がごございます。そういう方法で過去に解決させてもらっ  
た件もごございます。その方法で従量制のごみについては、料金改定、条例どおり収集できる  
よう、行政が業者指導してまいりたいと思います。

それから、事業系ごみの量については、私の方で重量を調べるのが非常に難しい問題で、  
そのデータはごいませんが、市が収集したごみの量、業者が収集したごみの量、直接市民  
が搬入されたごみ量等は把握しておりますので、御報告させていただきますでしょうか。

- 7番(赤阪和見君) 要りません。最初のごみの成分、事業系ごみはきっちり掌握のでき  
るようにしてください。そこにおカネをかけたとしても、今後の対策がしやすくなりますの  
で、次の議会ぐらいまでにそういう研究をしていただきたいと希望しておきます。

それから、市役所から出る紙切れごみの量が16トンあるということは、紙の使用量です  
か。

- 総務課長(池辺 功君) 公文書等の端切れ処分をしたものです。
- 7番(赤阪和見君) 紙のリサイクルを図るための再生紙の利用につきましては、170  
万枚ほど使うということですが、ここで問題になるのは、再生紙の方が高いんです。悪い紙  
の方がね。その実態は、今、写真のカラープリントが1枚18~20円ですが、白黒が30  
~40円と高いんです。なぜか、となります。しかし、ちょっと考えればわかるように、利  
用数が非常に少ないわけですから、昔のままの技術しかないのです。そこに技術料が乗って  
くるのです。進歩して自動化されてないので高いというのが現状です。再生紙もなかなか難し  
い問題があります。今、非常に好景気でカネ余り現象の中、B4の55キロ1枚が2円10  
銭、中質紙で古紙が40%ぐらい混じったやつも同じ2円10銭です。

これは高い安いというよりは、写真と同じように、あえてすべての環境にまつわる形であ  
るならば、再生紙を使っていくべきではないか。これを僕が契約課の方になんぼ質問をして  
もだめなんです。やはり理事者の姿勢が問題であります。その点で古紙の入った再生コピー  
用紙の使用の検討をこの際、行うべきではないか。再生紙を使用することによって、わずか  
でも小さなせいぜい170万枚ぐらいの和泉市でも全国的にアピールし、少しでも古紙を使  
うことによって再生紙のコストが下がっていく。その先駆けとして、東京都は再生紙を使  
おうという方向にあります。

1トンの紙をつくるのに20~30本原木が切られる。地球のオゾン層の破壊、砂漠化と  
いう悪影響が出ていることは、新聞・テレビで報道されておるとおりです。その点では、市



行政は営利を目的としません。市民の大事な税金で安くいい紙を使っていくのはいいが、その後にくるつけが私ども人間に及ばないように考えていくのが行政ではないか、そのように考えるわけでございます。コピー再生紙を使うことによって紙詰まりが多くなるとかいろんな問題があります。しかし、なぜこのような紙を使わなければならないかを考えることが大事ではないかという形があります。

そこでもう1点、市の紙の使用方法についてお聞きしますが、今回の決算書は中質紙、予算書は上質紙を使っておりますが、どのように紙の質を考えているのか、わかる人からお答え願いたい。

- 総務部次長（奥村富彦君） 全部の印刷についてはございませんが、一定部分の発注を担当しておりますのでその状況を申し上げますと、特に紙質がどういうものについてはどうだという基準を設けて使用していることはございません。したがって、それぞれの発注する担当課が発行するものによって判断し、私どもの方に「この紙を使ってくれ」ということでして、それに従って注文をしているという格好になります。
- 7番（赤阪和見君） この紙を使ってくれ、という理由は何か、お聞かせ願いたい。端的に言いますと、身内の局長から答えてほしいんですが、議会の議事録は中質紙です。このような紙を使ってくれ、ということで出されると思いますが、その理由について。決算書は上質紙です。なぜそのように仕分されておるのか、お伺いをいたします。
- 市議会事務局長（北野敦雄君） 北野からお答え申し上げます。  
議会議事録の紙質ということでございますが、実際のところ、ただいま聞くまでは、私自身も深く考えたことはございませんでした。その理由は、裏表の印刷になる関係もあろうかと思いますが、特にその理由は、私が答える範囲ではございません。
- 会計課長（藤木意継君） 会計課長藤木からお答えいたします。  
現在、決算書について中質紙を使っている理由につきましては、明確な理由はございません。ただ、以前からそういう形でできておりますので、そのとおりを継続しているだけでございます。
- 総務部理事（大塚孝之君） 予算書に関するお尋ねでございますが、大塚からお答え申し上げます。  
以前は、もうちょっと質の悪い紙を使っていた時期がございます。ただ、予算書は裏表印刷でございますので、薄い紙でございますと裏に写るといった傾向がございましたので、たしか3年ぐらい前からよい紙を使っております。
- 7番（赤阪和見君） 監査報告は上質紙ですね。その紙がどんな質の紙であろうが、限ら

れた予算がありますが、現実的には、紙の値段、予算は一緒なんです。しかし、両面印刷の場合55キロのコピー紙ではだめ、75キロを使わなくては写ります。しかし、不思議なことに55キロの中質紙であれば裏に写らない。本当に16トンも出され、燃やされているという点から言えば、無駄が重なり合っている感じです。紙1枚を使うにも考えなければならぬ時代がきているということです。紙の焼却処分といいますが、重要書類の中には、その年月によっては燃やさなければならないものもあるかと思いますが、大型のシュレッダーを買って和泉市からは紙のごみは一切出さないというぐらいのこともしても、総トータルでは引き合う以上にプラスになるんじゃないか。どんどん下がっている古紙価格が高値にはなくても、安値安定する方向性を考えて使う気がないかどうか。また、燃やすのではなく、シュレッダーで処理して資源に回す心構えないかどうか。市長、時間がないので短くて結構ですからお願いします。

○ 市長（池田忠雄君） 御提言をいただき、感じ入りました。再生紙と新しい紙の値段が同じぐらいということも初めて聞かせていただきました。勉強になりました。おっしゃるとおり、地球規模で資源が失われ、環境破壊が進んでいることは世界中の課題でもございます。先進国日本にとっても同時に大きな課題でございます。また、その中における和泉市でも考えていかなければならない共通の課題でもあるという心構えとして、私も以前から考えておりました。今回、紙の問題について、ここまで詳しく御指摘をいただき、勉強させていただきましたことは、深く感じ入った次第でございます。御提言をいただきましたことにつきましては、その趣旨を体しながら省資源、リサイクルの問題につきまして、市民からお預かりしている税金で少しでも安くいいものを使っていくという1つの命題がございますので、その接点をどのようにして求めていくかについても、御意思を体して検討させていただきたいと存じます。

○ 7番（赤阪和見君） 市長からの答弁もありましたので、各部ではよろしく願いいたします。使用する側でその趣旨を体していただくことを希望しておきます。

その問題とは別に、先ほど、ごみ資源回収が消極的になってきた、という答弁をいただきました。値段が下がってきているので集める業者も減ってきているという実態の中、紙のごみが増えていることも事実であります。そこでなおさら、高い値を出せ、と言うのではないが、ある市では、1トン処理するのに2万5,000円、1キロで25円の処理費がかかっているということです。そうなりますと、キロ10円まで補償しようやないか、すなわち3円なら市が7円の補償をする。そこまでやれとは言いませんが、そうしても、何千トンという回収を上げれば、これは市民の税金から払うわけですが、各種団体が潤うのですから無駄遣

いでも何でもありません。そして片方では、ごみが減量されていくということがあります。

今回、空き缶で10何万円というおカネをいただいた子供会があるそうですが、空き缶というのはこんなにおカネになるものかという思いです。私も「和泉市を美しくする会」に登録させていただいてますが、3万7,000円ほどになりました。本当に空き缶1つ1つが大きなおカネになっていく。それとて、1個2円で買い上げておりますのでドン当たり4万3,000円についてますが、この4万3,000円は、どぶに捨てたおカネではありません。和泉市の各種団体、ボランティアを育てていくわけです。

本来ならば、こういう空き缶を集めておカネにするよりは、1日でええんやったら1万円出しておこう、5,000円出すとかいう、日当から比べれば微々たるものですが、そういう点からボランティアの育成だけでなく、和泉市からごみをなくすことを考えていかなければならない大きな転換期がきていると思います。次長からも答弁がありました。市役所内でコンポスターを置いている。約80日、毎日放り込んでもまだ一杯になれへん。8分ぐらいで止まっているという結果が出ているそうです。やはりどういうふうにしたらいいかという試験をする限りは、毎日、何キロ放り込んだかぐらいは、もうちょっと気をつけて考えるべきですよ。毎日、どれだけのごみを放かしてるか、今日1日でも一杯になりますよ。毎日、どれぐらい入れて、あのコンポスターがどれぐらい下がったのかについて検討してくださいよ。

市行政の検討というのは、隣のおばちゃんがやっているのとは違いますよ。これだけの頭数を揃え、議員さんもおられる中、毎日入れてるだけでは検討も研究にもなりませんわ。市職員の中でも、1台ほしいんです。それだけうまいことごみが消えるんやったら1回やってみます、ということをやっている方もおります。そこで、たとい10軒の一般家庭でも協力しよう、一度やってみましょう、ということぐらいの検討、研究をするぐらいの気持ちでと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市長、これは議長にもお願いしたいが、この質問からちょっと離れるかもしれませんが、大事なことです。離れる理由を言うと半時間ぐらいかかるので言いませんが、昨日、若浜議員さんが「日刊いずみ」のことで公室長に対して質問されましたが、そのときの市長の答弁では、「私は読んでおりませんが……」と言われました。このような問題を読んでもいないのにしゃあーしゃあーと答弁をするということはいかかなものか。それでコメントが寄せられるような問題であるのかどうか。その点が非常に気がかりでございますので、最後に苦言だけ申し上げておきます。答弁をいただくとぐあいが悪くなくてもいけませんので、後ほどいただくとしてね。

要は、ごみ問題については、先ほどから言っておりますように、アフリカに「地球は未来の子供たちからの預かり物である。私たちのものではない」という有名な言葉があります。その点では、私も加害者です。市長、あなたは最近、たばこの加害者でなくなっただけで、加害者であるという認識のもと、今、自分が捨てた1つのごみがどうなっていくかを常に考えていけるような人間になりたいという気持ちでごみ問題に取り組んでおりますので、どうかひとつごみ減量化に向けて意のあるところを検討していただきたいことを希望しておきます。

- 議長（出原平男君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆様方の御協力、ありがとうございます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

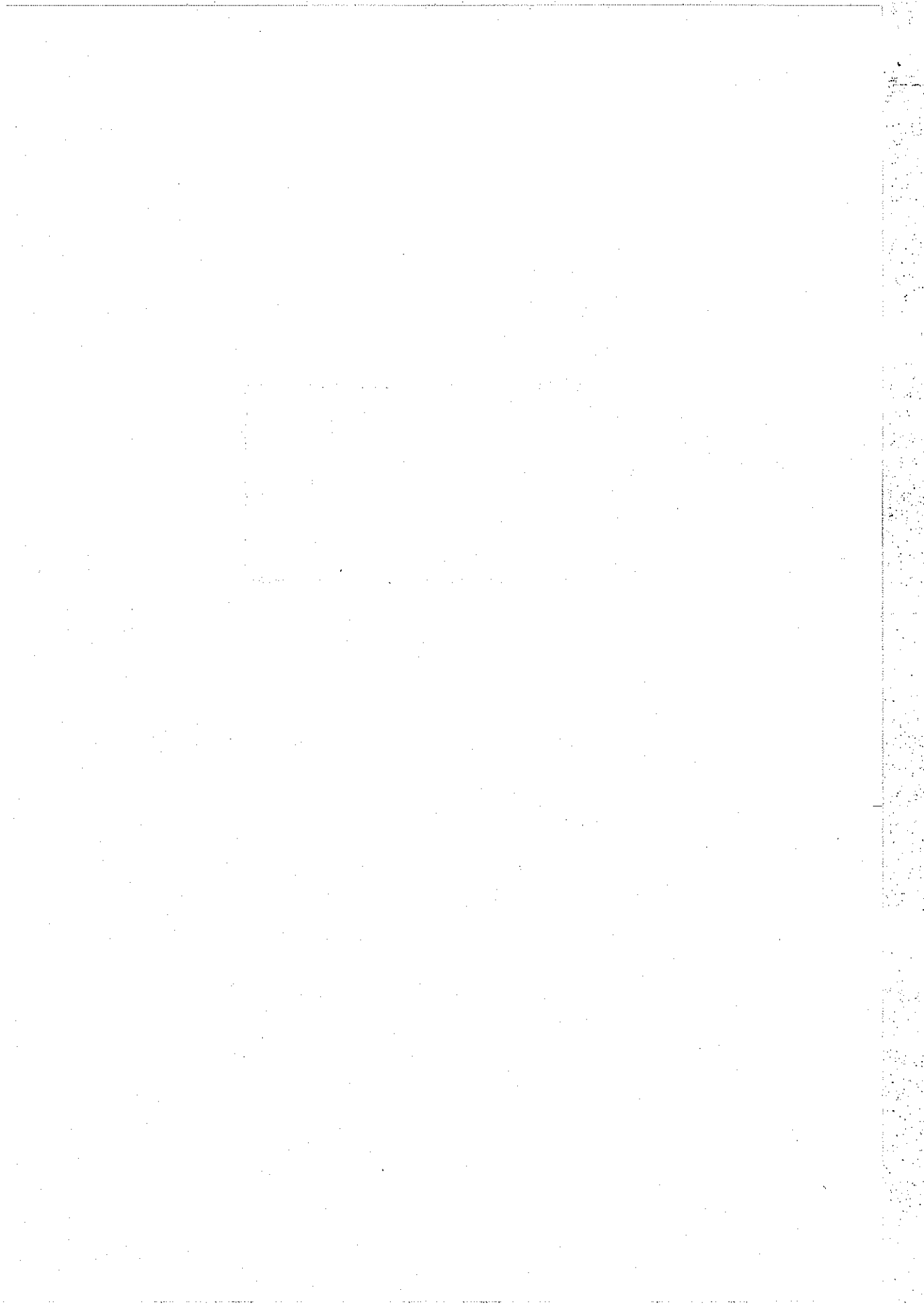
御異議ないものと認めます。

なお、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後3時20分散会）

最 終 日



平成元年12月21日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番	池辺秀夫君
-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之
市長公室	役	坂口禮之助	総務部	次長	森利治
市長公室	入	中塚白	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	長	杉本弘文	財政課	長	阪豊光
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部	長	堀宏行
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	理事	中西優	同和対策部	次長	明坂文嘉
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	次長	鹿島賢昌	福祉事務所	次長	大宅清臣
秘書課	長	井阪和充	福祉事務所	次長	農端小一
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部	長	麻生和義
総務部	長	橋本昭夫	市民生活部	次長	岸田秀仁

市民生活部次長	坂田平之	病院事務局次長	谷上徹
市民生活部次長	池辺修次	消 防 長	角谷泰夫
産 業 部 長	松村吉堯	消 防 本 部 次 長	高宮武男
産 業 部 理 事	中西淳富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬喜広
産 業 部 次 長	高三一行	用 地 担 当 理 事 長	明坂貞士
産 業 部 次 長	藤原清司	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	藤原忠男
産 業 部 次 長	松林保	教 育 委 員 長	藤原忠男
建 設 部 長	浅井隆介	教 育 長	西川喜久
建 設 部 理 事	山崎琢磨	管 理 部 長	逢野博之
建 設 部 次 長	谷 俊雄	管 理 部 次 長	白樫通有
建 設 部 次 長	赤田篤信	指 導 部 長	重野欣達
建 設 部 次 長	山崎精二	指 導 部 次 長	木村吉男
都 市 整 備 部 長	萩本啓介	社 会 教 育 部 長	生田稔
都 市 整 備 部 理 事	阪倉嘉一	社 会 教 育 部 理 事	竹田明郎
都 市 整 備 部 次 長	三井義秋	社 会 教 育 部 次 長	中辻寿夫
改 良 事 業 部 長	富田宏之	社 会 教 育 部 次 長	北野喜平
改 良 事 業 部 理 事	笠木恒忠	会 計 課 長	藤木意継
水 道 事 業 管 理 者	田中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高橋正道
水 道 部 長	岩井益一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着本善夫
水 道 部 次 長	岸本孝二	監 査 委 員	庄司清
水 道 部 次 長	仲田博文	監 査 事 務 局 長	吉田陽三
病 院 長	竹林 淳	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病 院 事 務 局 長	藤原光夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦 雄
次 長	河原 茂 隆
議事係長	佐土谷 茂 一
調査係長	井之上 光 一
係 員	田 村 隆 宏



本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月21日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1.	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和63年度 平成元年5月分)	P. 1
2.	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成元年5月分)	P. 11
3.	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年5月分)	P. 21
4.	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年5月分)	P. 27
5.	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成元年6月分)	P. 32
6.	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年6月分)	P. 42
7.	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年6月分)	P. 48
8.	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成元年7月分)	P. 53
9.	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年7月分)	P. 63
10.	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年7月分)	P. 69
11.	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成元年8月分)	P. 74
12.	監査報告 第39号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年8月分)	P. 84
13.	監査報告 第40号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年8月分)	P. 90
14.	認定 第1号	昭和63年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
15.	認定 第2号	昭和63年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
16.	報告 第19号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 1
17.	報告 第20号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市立小学校及び中学校設置条例等の一部改正)	P. 5
18.	認定 第3号	昭和63年度和泉市歳入歳出決算認定について	P. 12
19.	議会議案 第14号	決算審査特別委員会設置について	別紙
20.	議会議案 第15号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
21.	議案 第49号	泉北環境整備施設組合格約の変更について	P. 13
22.	議案 第50号	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉都市計画道路 3・3・5和泉中央駅前線の街路事業の直接施行同意について	P. 18
23.	議案 第51号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道池田下20-4号線他管布設工事)	P. 21
24.	議案 第52号	工事請負契約締結について (王子第二団地8棟建設工事)	P. 24
25.	議案 第54号	工事請負契約締結について (丸笠団地改善(二期)工事)	追加 P. 1
26.	議案 第53号	和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について	P. 26

日程	種別及び番号	件名	摘要
27	議案第55号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 3
28	議案第56号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 19
29	議案第57号	平成元年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	追加 P. 24
30	議案第58号	平成元年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	追加 P. 29
31	議案第59号	平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	追加 P. 74
32	議案第60号	平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	追加 P. 83
33	議案第61号	平成元年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 94
34	議案第62号	平成元年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 113
35	意見第7号	長期営農継続農地制度等の堅持に関する意見書	別紙
36	意見第8号	在日韓国人の法的地位向上に関する意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(出原平男君) おはようございます。議員の皆様方には、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席届けのある議員さんは池辺議員さん、遅刻届けの議員さんは松尾議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(出原平男君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(出原平男君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承のほどをお願い申し上げます。

○

- 議長(出原平男君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より日程第13までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年度平成元年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年8月30日

監査委員 庄 司 清  
同 坂 口 敏 彦

記

1. 検査実施日 平成元年8月30日
2. 検査の対象 昭和63年度平成元年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年8月30日

監査委員 庄 司 清  
同 坂 口 敏 彦

記

1. 検査実施日 平成元年8月30日
2. 検査の対象 平成元年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第30号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235号の2第1項の規定により、平成元年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年8月30日

監査委員 庄 司 清  
同 坂 口 敏 彦

記

1. 検査実施日 平成元年8月30日
2. 検査の対象 平成元年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第31号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年8月30日

監査委員 庄 内 清  
同 坂 口 敏 彦

記

1. 検査実施日 平成元年8月30日
2. 検査の対象 平成元年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年9月28日

監査委員 庄 司 清  
同 坂 口 敏 彦

記

1. 検査実施日 平成元年9月28日
2. 検査の対象 平成元年6月分の出納状況
3. 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第33号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年9月28日

監査委員 庄 司 清  
同 坂 口 敏 彦

記

1. 検査実施日 平成元年9月28日
2. 検査の対象 平成元年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第34号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年9月28日

監査委員 庄 司 清  
同 坂 口 敏 彦

記

1. 検査実施日 平成元年9月28日
2. 検査の対象 平成元年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第35号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235号の2第1項の規定により、平成元年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年10月27日

監査委員 庄 司 清  
同 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成元年10月27日
2. 検査の対象 平成元年7月分の出納状況
3. 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第36号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年10月27日

監査委員 庄 司 清  
同 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成元年10月27日
2. 検査の対象 平成元年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第37号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年10月27日

監査委員 庄 司 清  
同 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成元年10月27日
2. 検査の対象 平成元年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第38号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年11月29日

監査委員 庄 司 清  
同 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成元年11月29日
2. 検査の対象 平成元年8月分の出納状況
3. 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第39号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年11月29日

監査委員 庄 司 清  
同 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成元年11月29日
2. 検査の対象 平成元年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。



監査報告第40号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年11月29日

監査委員 庄 司 清  
同 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成元年11月29日
2. 検査の対象 平成元年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第28号より第40号までの報告を終わります。

- 議長（出原平男君） 日程第14「昭和63年度和泉市水道事業会計決算認定について」と日程第15「昭和63年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本件については、去る10月第3回定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を藤原委員長にお願い申し上げます。

（決算審査特別委員長登壇、報告）

- 決算審査特別委員長（藤原正通君） 去る10月に開会されました第3回定例会において「昭和63年度和泉市水道事業会計決算」並びに「昭和63年度和泉市病院事業会計決算」認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る11月6日委員会を開き、慎重審査を行いました。その経過並びに結果につきまして、

概要を取りまとめて御報告申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計の順に審査を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案の際説明されていることから、水道事業会計の収入支出を一括して直ちに審査に入りました。

まず、配水管工事関係について、ライニング工事の現在までの実績と残事業量並びに今後の布設替え工事の方針について。また、アスベスト管、いわゆる石綿管の実態と改善計画、合わせて安全性についてはどうか、との質問に対し、ライニング工事については、昭和63年度末までに主として供給管を中心に1万6,602mが完了し、残りは1万4,714mであり、今後、年間1,000mから1,500m程度施行していきたい。

また、石綿管は、現在、配水管総延長の11.9%に相当する4万4,051mが布設されており、今後、年に1,500mから2,000m程度布設替えの計画である。

石綿管の安全性については、大気中から呼吸器系を通して体内に吸い込まれる分についてのみ発ガン性が取りざたされており、石綿水道管からの溶出に関する報告は受けていない、旨の答弁がありました。

次に、営業収益の中で消火栓の補償金並びに営業外収益の営業補助金など一般会計からの繰り入れがなされているが、この目的と根拠はどうなっているのか。さらに、今年度より実施した福祉料金減免制度の申請と承認件数の状況並びに一般家庭使用水量の実態についての質問があり、これに対し、一般会計からの繰り入れについては、消火栓維持補償費として350万円、消火栓新設負担金として750万円、営業補助金として1,000万円の合計2,100万円であり、このうち消火栓関係については、水道法等に基づく繰り入れ措置であり、また、営業補助金については、昭和43年の料金改定時における高料金対策補助要件に該当し、地方交付税に算入された経緯があり、事情好転したその後も本市の立地条件にかんがみ、不採算地区補助金として現在に至るまで繰り入れされている、旨の答弁がありました。

さらに、福祉料金については、10月末現在496件の申請に対し405件の減免承認を行い、使用水量の実態についても、一定の係数的な説明がありました。

引き続き、以上のことに対して、厚生省の石綿管布設替え補助金制度創設要望の取り組み状況と合わせて、本市の場合は、当制度の対象となるのか。また、福祉料金制度実施に伴う所要財源見込み額及び減免対象範囲の拡大についての再質問がありました。

まず、第1点目の石綿管の補助金制度については、国において目下、新年度予算に向けての要望段階であり、給水人口5万人以下の小規模事業体を対象に一定の制度が設けられる予定であるが、本市は当面、対象外になろうかと考えられるので、今後とも日本水道協会を通

じ国に対して要望していきたい。

また、2点目の福祉料金減免に伴う所要財源見込み額は、初年度150万円、平年度250万円と推定しており、対象範囲の拡大については、水道会計独自の制度でもあり、随時、申請制と相まって、今後、制度の定着により着実に増加していく見通しなので、当面、静観していきたい、との答弁がありました。

最後に、一般会計からの補助金繰り入れ措置は、市民本位の立場に立って今後柔軟に考え、福祉料金制度のより充実に努めるよう意見、要望があり、審査を終了いたしました。

本決算についてお語りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

引き続き、病院事業会計の収入支出一括して審査に入り、まず、昭和63年度は、財政健全化計画実施の初年度であるが、健全化に向けてどのように努力したのか。また、特別利益として1億1,000万円繰り入れされているが、これがなかった場合、健全化計画はどうなっているか。さらに、この健全化計画の中で、市民サービスを低下させないで合理化を進めることは非常に難しいと思われるが、今後の健全化計画推進に対する基本的な考え方はどうか、との質問がありました。

これに対し、具体的な健全化計画の内容については、まず、収入の増加を図る措置として、病床利用率の悪い診療科へ待機患者の多い診療科を振り分けする。また、待ち時間の短縮を図ることにより外来患者数の増加に努力している。

さらに、支出節減を図る措置として、洗濯業務の外部発注、看護婦宿舎の自主管理、事務局の機構改革などによる職員数の削減及び光熱水費等の経費節減に努めている。

次に、一般会計からの繰入金については、当初予算で3億8,400万円を計上していたが、健全化団体の指定を受ける中、4,600万円を追加補正するとともに、予算の組み替えを行い特別利益として1億1,000万円を計上したもので、これがなければ健全化計画の推進は困難であったと思われる。

また、今後の健全化を進めるに当たっては、地域の基幹病院としての責務を果たすことを基本として健全化推進を図ってまいりたい、旨の答弁がありました。

続いて、医療相談員の活動状況及び相談室の場所の問題について質問があり、これに対し、相談件数は年間205件、月平均17.1件で、その主な内容としては、入院患者に対する指導並びに入院料等の支払い、身体障害者に対する補装具の交付等についての相談であり、相談室の場所については、総合案内及び医事課窓口における対応の中で特に苦情はなかった、との答弁があり、病院事業会計決算の審査を終わりました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

- 議長（出原平男君） ただいま決算委員長より詳細な結果並びに経過の報告がありました。本報告に対し質疑、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、討論はないものと認めます。

お諮りいたします。本決算2件を委員長報告どおり認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第1号及び第2号はそれぞれ認定されました。決算委員の皆さんには大変御苦勞さんでございました。厚く御礼を申し上げます。



- 議長（出原平男君） 次に、日程第16「専決処分の報告について」（市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第6号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成元年10月20日専決

1. 被告となるべき者の住所、氏名

住所 和泉市幸町136番地幸第二団地1棟402号

氏名 藤田 スエ子

2. 請求の要旨

被告に対し、昭和56年1月から平成元年10月までの106ヶ月間、477,000円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭並びに訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。

3. 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

○ 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。

○ 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第19号「専決処分の報告について」、その内容を御説明申し上げます。

幸第二団地1棟402号入居者藤田スエ子氏は、昭和53年9月8日、和泉市住宅地区改良事業により和泉市幸町17番地の共同住宅の立ち退き契約を行いまして、現在、入居中でございます。当時、夫が留守のため妻が夫に代わって立ち退き契約及び入居手続を行い、昭和53年9月11日に入居いたしましたものでございます。

家賃については、昭和53年10月分より55年2月分までは順調に納入されておりましたが、その後、夫藤田光一氏より入居時点の手続等に係る理由で滞納が始まりました。その間、市といたしましては督促及び明け渡しの内容証明を送付する等指導を行う中、10カ月分が納入されましたが、その後、現在まで未納となっているものでございます。

その間、いろいろな方々が仲に入っていただき話し合いをしましてまいりましたが、いずれも実を結ばず、最終手続きとして、法的措置を前提に弁護士名により催告状を送付していただくこととなり、市長の専決事項に関する条例に基づき本年10月20日に専決処分を行い、11月8日付け送付していただきましたところ、弁護士事務所に本人から連絡がありました。話し合いも不調に終わったため、やむなく住宅明け渡し、滞納家賃納付に関する訴訟を行ったものでございます。

なお、第1回の口頭弁論は、1月30日と指定されております。

以上、まことに簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。何とぞよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 7番（赤阪和見君） 参考までにお聞かせ願いたいと思います。

総額で499万8,000円と決算書に出ておりますが、全体的に他の件で今までに最長のものでのぐらいあるのか、住宅使用料、家賃滞納についてですが、お聞かせ願いたい。

○ 議長（出原平男君） 理事者答弁。

○ 建設部次長（赤田儂信君） 住宅課長赤田がお答え申し上げます。

ただいま上程いただきましたものが最長でございます。それ以下につきましては、長いもので5年近くのもので数件ございます。滞納家賃の490万円につきましては、63年度の滞納が大半でございます。それ以外のものは、それ以前のものとなっております。63年度の滞納につきましては、おくれらせながら家賃を納入していただいているものが大半でございます。年度が変わりましてすぐに大半のものが入っております。

○ 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第19号を終わります。



○ 議長（出原平男君） 次に、日程第17「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第20号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第7号

和泉市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例の専決処分について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分する。

平成元年11月18日専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第22号

和泉市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例

(和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正)

第1条 和泉市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「同 和気町100番地」を「同 和気町四丁目9番1号」に改める。

(和泉市立運動施設条例の一部改正)

第2条 和泉市立運動施設条例(昭和59年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「和泉市和気町108番地の2」を「和泉市和気町四丁目5番1号」に改める。

(和泉市民プール条例の一部改正)

第3条 和泉市民プール条例(昭和42年和泉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「和泉市和気町108番地の2」を「和泉市和気町四丁目5番1号」に改める。

(和泉市立老人集会所条例の一部改正)

第4条 和泉市立老人集会所条例(昭和48年和泉市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「和泉市和気町236番地の1」を「和泉市和気町一丁目16番1号」に改める。

(和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部改正)

第5条 和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例(昭和35年和泉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「和気町」を「和気町、同一丁目～四丁目」に、「今福町」を「今福町、同一丁目、同二丁目」に改める。

## 附 則

この条例は、平成元年11月26日から施行する。

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。
- 市長公室理事（稲田順三君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第20号「和泉市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例」を専決させていただきました理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

なお、改正が必要となります条例を所管する部課が多岐にわたりますので、例規を担当しております市長公室の方から御説明を申し上げたいと存じます。

本年第3回定例会におきまして、和気町及び小田町の一部の区域をもって和気町一丁目から四丁目を新設する旨の町の区域及び名称の変更について御議決をいただきましたので、これに基づく届け出により当該処分の効力を発生させるため、大阪府知事による告示が10月27日付大阪府告示第1374号によりなされ、11月26日から町の区域変更と同時に当該区域に係る住居表示を実施しております。このことにより当該区域内にある公の施設の所在地の表示を改める等、関係条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会に御提案するいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいた次第であります。

それでは、和泉市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例の概要を申し上げます。

まず、第1条では、和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正により、和気小学校の所在地の表示を改めるものでございます。

第2条では、市民球場、テニスコートの所在地の表示を、第3条では、市民プールの所在地の表示をそれぞれ改めるものでございます。

第4条では、和泉市立老人集会所条例の一部改正により、和気老人集会所の所在地の表示を改めるものでございます。

第5条では、和泉市農業委員会の選挙による委員の選挙及び各選挙区において選挙する委員の数を改める条例の一部改正により、選挙区の区域の町名を改めるものでございます。

以上が、和泉市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例の専決処分の理由並びに改正条例の概要の御説明でございます。

なお、9ページから11ページにそれぞれ参考資料として新旧対照表を提示させていただいておりますので、何とぞよろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。



す。

- 議長（出原平男君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、報告第20号を承認することに決しました。

○

- 議長（出原平男君） 次に、日程第18「昭和63年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

認定第3号

昭和63年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、昭和63年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和63年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 市 税		13,125,121,000	13,944,188,745	13,325,829,134	17,757,985	600,601,626	200,708,134
	1. 市 民 税	6,646,370,000	7,003,225,794	6,709,355,003	9,463,595	284,407,196	62,985,003
	2. 固定資産税	4,230,352,000	4,515,533,577	4,279,157,315	6,275,333	230,100,929	48,805,315
	3. 軽自動車税	102,273,000	117,008,990	104,529,010	648,210	11,831,770	2,256,010
	4. 市たばこ消費税	612,338,000	635,039,110	635,039,110	0	0	22,701,110
	5. 電 気 税	377,981,000	401,558,342	401,558,342	0	0	23,577,342
	6. ガ ス 税	8,013,000	10,227,438	10,227,438	0	0	2,214,438
	7. 特別土地保有税	110,479,000	139,434,700	131,410,730	0	8,023,970	20,931,730
	8. 都市計画税	1,037,315,000	1,122,160,794	1,054,552,186	1,370,847	66,237,761	17,237,186
2. 地方譲与税		200,300,000	190,721,000	190,721,000	0	0	△ 9,579,000
	1. 自動車重量税	120,000,000	117,137,000	117,137,000	0	0	△ 2,863,000
	2. 地方道路譲与税	80,300,000	73,584,000	73,584,000	0	0	△ 6,716,000
3. 利子割交付金		119,172,000	280,998,000	280,998,000	0	0	161,826,000
	1. 利子割交付金	119,172,000	280,998,000	280,998,000	0	0	161,826,000
4. 自動車取得税交付金		304,319,000	333,067,000	333,067,000	0	0	28,748,000
	1. 自動車取得税交付金	304,319,000	333,067,000	333,067,000	0	0	28,748,000
5. 国有提供施設等所在市町村助成金		241,971,000	243,471,000	243,471,000	0	0	1,500,000
	1. 国有提供施設等所在市町村助成金	241,971,000	243,471,000	243,471,000	0	0	1,500,000

6. 地方交付税		4,561,000,000	4,373,113,000	4,373,113,000	0	0	△ 187,887,000
1. 地方交付税		4,561,000,000	4,373,113,000	4,373,113,000	0	0	△ 187,887,000
7. 交通安全対策特別交付金		32,000,000	27,457,000	27,457,000	0	0	△ 4,543,000
1. 交通安全対策特別交付金		32,000,000	27,457,000	27,457,000	0	0	△ 4,543,000
8. 分担及び負担金		474,201,000	443,880,540	443,880,540	0	0	△ 30,320,460
1. 分担金		19,127,000	17,245,600	17,245,600	0	0	△ 1,881,400
2. 負担金		455,074,000	426,634,940	426,634,940	0	0	△ 28,439,060
9. 使用料及び手数		332,734,000	355,900,229	350,901,729	0	4,998,500	18,167,729
1. 使用料		283,037,000	302,962,274	297,963,774	0	4,998,500	14,926,774
2. 手数		49,697,000	52,937,955	52,937,955	0	0	3,240,955
10. 国庫支出金		4,391,461,000	4,172,186,350	4,172,186,350	0	0	△ 219,274,650
1. 国庫負担金		2,285,252,000	2,259,624,068	2,259,624,068	0	0	△ 25,627,932
2. 国庫補助金		2,053,953,000	1,848,914,058	1,848,914,058	0	0	△ 205,038,942
3. 国庫委託金		52,256,000	63,648,224	63,648,224	0	0	11,392,224
11. 府支出金		3,082,297,000	3,064,968,469	3,064,968,469	0	0	△ 17,328,531
1. 府負担金		241,623,000	237,466,627	237,466,627	0	0	△ 4,156,373
2. 府補助金		2,634,433,000	2,601,376,516	2,601,376,516	0	0	△ 33,056,484
3. 府委託金		191,738,000	210,817,521	210,817,521	0	0	19,079,521
4. 府交付金		14,503,000	15,307,805	15,307,805	0	0	840,805
12. 財産収入		411,020,000	463,612,493	463,612,493	0	0	52,592,493
1. 財産運用収入		140,970,000	189,193,788	189,193,788	0	0	48,223,788
2. 財産売却収入		270,050,000	274,418,705	274,418,705	0	0	4,368,705

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
13. 寄附金		452,503,000	458,736,001	458,736,001	0	0	6,233,001
	1. 寄附金	452,503,000	458,736,001	458,736,001	0	0	6,233,001
14. 繰入金		638,490,000	145,429,084	145,429,084	0	0	△ 493,060,916
	1. 基金繰入金	638,490,000	145,429,084	145,429,084	0	0	△ 493,060,916
15. 諸収入		3,222,681,000	3,228,436,191	3,228,436,191	0	0	5,755,191
	1. 延滞金及び加算	20,000,000	26,130,052	26,130,052	0	0	6,130,052
	2. 市預金利子	20,762,000	28,760,276	28,760,276	0	0	7,998,276
	3. 貸付金元利収入	1,117,824,000	1,116,737,100	1,116,737,100	0	0	△ 1,086,900
	4. 受託事業収入	16,724,000	2,752,091	2,752,091	0	0	△ 13,971,909
	5. 雑収入	2,047,371,000	2,054,056,672	2,054,056,672	0	0	6,685,672
16. 市債		3,254,942,000	3,188,940,200	2,525,274,200	0	663,666,000	△ 729,667,800
	1. 市債	3,254,942,000	3,188,940,200	2,525,274,200	0	663,666,000	△ 729,667,800
17. 繰越金		209,789,000	209,789,047	209,789,047	0	0	47
	1. 繰越金	209,789,000	209,789,047	209,789,047	0	0	47
歳入合計		35,054,001,000	35,124,894,349	33,837,870,238	17,757,985	1,269,266,126	△ 1,216,130,762

(単位円)

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1. 議会 費		323,533,000	318,858,189	0	4,674,811	4,674,811
	1. 議 会 費	323,533,000	318,858,189	0	4,674,811	4,674,811
2. 総 務 費		3,460,547,000	3,426,182,334	0	34,364,666	34,364,666
	1. 総 務 管 理 費	2,205,363,000	2,191,226,221	0	14,136,779	14,136,779
	2. 徴 税 費	521,448,000	515,343,563	0	6,104,437	6,104,437
	3. 戸籍住民基本台帳費	221,546,000	217,363,062	0	4,182,938	4,182,938
3. 民 生 費	4. 選 挙 費	67,223,000	64,531,510	0	2,691,490	2,691,490
	5. 統 計 調 査 費	26,788,000	26,199,182	0	588,818	588,818
	6. 監 査 委 員 費	26,857,000	26,763,032	0	93,968	93,968
	7. 同 和 対 策 費	391,322,000	384,755,764	0	6,566,236	6,566,236
		8,793,738,000	8,588,715,590	0	205,022,410	205,022,410
4. 衛 生 費	1. 社 会 福 祉 費	3,240,756,000	3,127,168,805	0	113,587,195	113,587,195
	2. 児 童 福 祉 費	3,036,563,000	3,020,075,470	0	16,487,530	16,487,530
	3. 生 活 保 護 費	2,509,718,000	2,438,482,472	0	71,235,528	71,235,528
	4. 災 害 救 助 費	6,701,000	2,988,843	0	3,712,157	3,712,157
	3,516,937,000	3,499,416,855	0	17,520,145	17,520,145	
4. 衛 生 費	1. 予 防 衛 生 費	1,904,792,000	1,895,479,696	0	9,312,304	9,312,304
	2. 環 境 衛 生 費	1,529,172,000	1,523,606,456	0	5,565,544	5,565,544
	3. 墓 地 管 理 費	69,825,000	67,182,766	0	2,642,234	2,642,234
	4. 上 水 道 費	13,148,000	13,147,937	0	63	63

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
5. 農林水産業費		354,683,000	337,910,033	0	16,772,967	16,772,967
	1. 農業費	351,003,000	334,233,817	0	16,769,183	16,769,183
6. 商工費	2. 林業費	3,680,000	3,676,216	0	3,784	3,784
	1. 商工費	237,113,000	232,900,876	0	4,212,124	4,212,124
7. 土木費	1. 商工費	237,113,000	232,900,876	0	4,212,124	4,212,124
		6,556,653,000	5,592,041,396	663,713,000	300,898,604	300,898,604
8. 消防費	1. 土木管理費	235,011,000	234,024,462	0	986,538	986,538
	2. 道路橋梁費	1,019,263,000	868,177,110	0	151,085,890	151,085,890
	3. 河川水路費	296,193,000	296,004,183	0	188,817	188,817
	4. 都市計画費	1,891,780,000	1,781,432,146	0	110,347,854	110,347,854
9. 教育費	5. 住宅費	3,114,406,000	2,412,403,495	663,713,000	38,289,505	38,289,505
		904,463,000	902,043,241	0	2,419,759	2,419,759
9. 教育費	1. 消防費	904,463,000	902,043,241	0	2,419,759	2,419,759
		5,346,179,000	5,259,180,692	0	86,998,308	86,998,308
	1. 教育総務費	403,679,000	384,461,584	0	19,217,416	19,217,416
	2. 小学校費	1,575,482,000	1,543,582,446	0	31,899,554	31,899,554
	3. 中学校費	888,687,000	867,232,095	0	21,454,905	21,454,905
	4. 幼稚園費	386,409,000	384,696,410	0	1,712,590	1,712,590
9. 教育費	5. 社会教育費	1,072,249,000	1,062,644,769	0	9,604,231	9,604,231
	6. 保健体育費	1,019,673,000	1,016,563,388	0	3,109,612	3,109,612

10. 公債費		4,125,310,000	4,091,437,807	0	33,872,193	33,872,193
1. 公債費		4,125,310,000	4,091,437,807	0	33,872,193	33,872,193
11. 諸支出金		1,326,028,000	1,321,028,000	0	5,000,000	5,000,000
1. 開発公社貸付金		90,000,000	90,000,000	0	0	0
2. 災害援護資金貸付金		5,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000
3. 基金費		1,231,028,000	1,231,028,000	0	0	0
12. 予備費		31,223,000	0	0	31,223,000	31,223,000
1. 予備費		31,223,000	0	0	31,223,000	31,223,000
13. 災害復旧費		77,594,000	76,710,587	0	883,413	883,413
1. 衛生施設災害復旧費		14,845,000	14,845,000	0	0	0
2. 農林施設災害復旧費		8,583,000	7,901,839	0	681,161	681,161
3. 土木施設災害復旧費		49,666,000	49,663,748	0	2,252	2,252
4. 教育施設災害復旧費		4,500,000	4,300,000	0	200,000	200,000
歳出合計		35,054,001,000	33,646,425,600	663,713,000	743,862,400	743,862,400

歳入歳出差引残額 191,444,638円

平成 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田 忠雄

昭和63年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 国民健康保険料		2,608,670,000	3,084,243,275	2,617,920,651	22,833,883	443,488,741	9,250,651
	1. 国民健康保険料	2,608,670,000	3,084,243,275	2,617,920,651	22,833,883	443,488,741	9,250,651
2. 一部負担金		20,000	0	0	0	0	△ 20,000
	1. 一部負担金	20,000	0	0	0	0	△ 20,000
3. 手数料及び 使用料		500,000	771,450	771,450	0	0	271,450
	1. 手数料	500,000	771,450	771,450	0	0	271,450
4. 国庫支出金		2,678,357,000	2,438,149,368	2,438,149,368	0	0	△ 240,207,632
	1. 国庫負担金	2,128,586,000	1,970,524,368	1,970,524,368	0	0	△ 158,061,632
	2. 国庫補助金	549,771,000	467,625,000	467,625,000	0	0	△ 82,146,000
5. 療養給付費 交		803,305,000	558,416,855	558,416,855	0	0	△ 244,888,145
	1. 療養給付費 交	803,305,000	558,416,855	558,416,855	0	0	△ 244,888,145
6. 府支出金		56,693,000	61,181,598	61,181,598	0	0	4,488,598
	1. 府補助金	56,693,000	61,181,598	61,181,598	0	0	4,488,598
7. 共同事業交付金		64,770,000	56,165,506	56,165,506	0	0	△ 8,604,494
	1. 共同事業交付金	64,770,000	56,165,506	56,165,506	0	0	△ 8,604,494
8. 繰入金		430,602,000	278,300,000	278,300,000	0	0	△ 152,302,000
	1. 一般会計繰入金	278,300,000	278,300,000	278,300,000	0	0	0
	2. 基金繰入金	152,302,000	0	0	0	0	△ 152,302,000



9. 話 収 入		24,480,000	41,415,373	41,415,373	0	0	16,935,373
	1. 延滞金及び過料	80,000	471,878	471,878	0	0	391,878
	2. 預 金 利 子	1,400,000	883,595	883,595	0	0	△ 516,405
	3. 雑 入	23,000,000	40,059,900	40,059,900	0	0	17,059,900
10. 財 産 収 入		14,553,000	14,552,442	14,552,442	0	0	△ 558
	1. 財 産 運 用 収 入	14,553,000	14,552,442	14,552,442	0	0	△ 558
11. 繰 越 金		92,903,000	92,903,603	92,903,603	0	0	603
	1. 繰 越 金	92,903,000	92,903,603	92,903,603	0	0	603
歳 入 合 計		6,774,853,000	6,626,099,470	6,159,776,846	22,833,883	443,488,741	△ 615,076,154

(単位円)

歳 出

款 目	項 目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1. 総 務 費		169,665,000	163,563,686	0	6,101,314	6,101,314
	1. 総 務 管 理 費	54,590,000	52,063,859	0	2,526,141	2,526,141
	2. 徴 収 費	113,198,000	109,962,975	0	3,235,025	3,235,025
	3. 運 営 協 議 会 費	1,377,000	1,056,852	0	320,148	320,148
	4. 趣 旨 普 及 費	500,000	480,000	0	20,000	20,000
2. 保 険 給 付 費		4,823,454,000	4,204,846,879	0	618,607,121	618,607,121
	1. 療 養 諸 費	4,225,455,000	3,787,352,547	0	438,102,453	438,102,453
	2. 高 額 療 養 費	553,099,000	374,304,332	0	178,794,668	178,794,668
	3. 助 産 費	34,610,000	32,900,000	0	1,710,000	1,710,000
	4. 葬 祭 費	10,290,000	10,290,000	0	0	0

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と収入 済額との比較
3. 老人保健拠出金		1,677,992,000	1,623,906,791	0	54,085,209	54,085,209
	1. 老人保健拠出金	1,677,992,000	1,623,906,791	0	54,085,209	54,085,209
4. 共同事業拠出金		45,780,000	40,063,742	0	5,716,258	5,716,258
	1. 共同事業拠出金	45,780,000	40,063,742	0	5,716,258	5,716,258
5. 保健施設費		4,308,000	3,524,310	0	783,690	783,690
	1. 保健施設費	4,308,000	3,524,310	0	783,690	783,690
6. 公債費		6,750,000	4,715,738	0	2,034,262	2,034,262
	1. 一般公債費	6,750,000	4,715,738	0	2,034,262	2,034,262
7. 諸支出金		6,322,000	5,402,075	0	919,925	919,925
	1. 借入金及び 借入金 償還 金 加 算 金	6,322,000	5,402,075	0	919,925	919,925
8. 予備費		26,029,000	0	0	26,029,000	26,029,000
	1. 予備費	26,029,000	0	0	26,029,000	26,029,000
9. 基金積立金		14,553,000	14,552,442	0	558	558
	1. 基金積立金	14,553,000	14,552,442	0	558	558
歳出合計		6,774,853,000	6,060,575,663	0	714,277,337	714,277,337

99,201,183円

歳入歳出差引残高

平成 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和63年度 大府府和京市老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 支払基金交付金		3,873,741,000	3,570,297,408	3,570,297,408	0	0	△ 303,443,592
	1. 支払基金交付金	3,873,741,000	3,570,297,408	3,570,297,408	0	0	△ 303,443,592
2. 国庫支出金		1,102,303,000	1,023,664,000	1,023,664,000	0	0	△ 78,639,000
	1. 国庫負担金	1,102,303,000	1,023,664,000	1,023,664,000	0	0	△ 78,639,000
3. 府支出金		276,418,000	256,722,343	256,722,343	0	0	△ 19,695,657
	1. 府負担金	275,844,000	255,852,477	255,852,477	0	0	△ 19,991,523
	2. 府補助金	574,000	869,866	869,866	0	0	295,866
		279,005,000	255,315,955	255,315,955	0	0	△ 23,689,045
4. 繰入金	1. 一般会計繰入金	279,005,000	255,315,955	255,315,955	0	0	△ 23,689,045
		100,000	12,992,244	12,992,244	0	0	12,892,244
5. 諸収入	1. 雑入	100,000	12,992,244	12,992,244	0	0	12,892,244
	歳入合計	5,531,567,000	5,118,991,950	5,118,991,950	0	0	△ 412,575,050

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 総務費		4,428,000	4,150,135	0	277,865	277,865
	1. 総務管理費	4,428,000	4,150,135	0	277,865	277,865
2. 医療諸費		5,520,377,000	5,070,250,694	0	450,126,306	450,126,306
	1. 医療諸費	5,520,377,000	5,070,250,694	0	450,126,306	450,126,306
3. 諸支出金		4,118,000	4,117,759	0	241	241
	1. 償還金	4,118,000	4,117,759	0	241	241
4. 前年度繰上充金		2,644,000	2,643,354	0	646	646
	1. 前年度繰上充金	2,644,000	2,643,354	0	646	646
歳出合計		5,531,567,000	5,081,161,942	0	450,405,058	450,405,058

歳入歳出差引残額 37,830,008円

平成 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和63年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 財産収入		44,490,000	44,328,536	44,328,536	0	0	△ 161,464
	1. 財産売払収入	44,490,000	44,328,536	44,328,536	0	0	△ 161,464
2. 繰入金		104,353,000	101,433,946	101,433,946	0	0	△ 2,919,054
	1. 一般会計繰入金	104,353,000	101,433,946	101,433,946	0	0	△ 2,919,054
3. 市債		60,000,000	0	0	0	0	△ 60,000,000
	1. 市債	60,000,000	0	0	0	0	△ 60,000,000
歳入合計		208,843,000	145,762,482	145,762,482	0	0	△ 63,080,518

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1. 公共用地先行 取得事業費		60,626,000	0	0	60,626,000	60,626,000
	1. 公共用地先行 取得事業費	60,626,000	0	0	60,626,000	60,626,000
2. 公債費		103,727,000	101,433,946	0	2,293,054	2,293,054
	1. 公債費	103,727,000	101,433,946	0	2,293,054	2,293,054
3. 諸支出金		44,490,000	44,328,536	0	161,464	161,464
	1. 一般会計繰出金	44,490,000	44,328,536	0	161,464	161,464
歳出合計		208,843,000	145,762,482	0	63,080,518	63,080,518

歳入歳出差引残額

0円

平成 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和63年度 大阪府和泉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分租金及び 負担金		9,000,000	16,610,105	16,610,105	0	0	7,610,105
	1. 負担金	9,000,000	16,610,105	16,610,105	0	0	7,610,105
2. 使用料及び 手数料		77,112,000	82,715,341	82,715,341	0	0	5,603,341
	1. 使用料	77,112,000	82,715,341	82,715,341	0	0	5,603,341
3. 国庫支出金		58,660,000	58,635,709	58,635,709	0	0	△ 24,291
	1. 国庫補助金	58,660,000	58,635,709	58,635,709	0	0	△ 24,291
4. 府支出金		6,000,000	6,000,000	6,000,000	0	0	0
	1. 府補助金	6,000,000	6,000,000	6,000,000	0	0	0
5. 繰入金		758,942,000	698,903,649	698,903,649	0	0	△ 60,038,351
	1. 一般会計繰入金	758,942,000	698,903,649	698,903,649	0	0	△ 60,038,351
6. 諸収入		10,000	7,897	7,897	0	0	△ 2,103
	1. 雑入	10,000	7,897	7,897	0	0	△ 2,103
7. 市債		1,260,200,000	1,205,800,000	1,035,326,000	0	170,474,000	△ 224,874,000
	1. 市債	1,260,200,000	1,205,800,000	1,035,326,000	0	170,474,000	△ 224,874,000
8. 繰越金		7,030,000	7,030,000	7,030,000	0	0	0
	1. 繰越金	7,030,000	7,030,000	7,030,000	0	0	0
歳入合計		2,176,954,000	2,075,702,701	1,905,228,701	0	170,474,000	△ 271,725,299

(単位円)

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 下水道事業費		1,891,718,000	1,613,578,156	185,150,880	92,988,964	92,988,964
	1. 下水道総務費	869,149,000	804,576,763	18,002,880	46,569,357	46,569,357
2. 公債費	2. 下水道整備費	1,022,569,000	809,001,393	167,148,000	46,419,607	46,419,607
		284,736,000	276,973,665	0	7,762,335	7,762,335
3. 予備費	1. 公債費	284,736,000	276,973,665	0	7,762,335	7,762,335
		500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計	1. 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
		2,176,954,000	1,890,551,821	185,150,880	101,251,299	101,251,299

歳入歳出差引残額

14,676,880円

平成 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄



- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） それでは、ただいま御上程をいただきました認定第3号「昭和63年度和泉市歳入歳出決算」の認定をお願いするに当たりまして、その内容を御説明申し上げます。

今回、御認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計の5会計でございます。決算報告書につきましては、本市監査委員さんの御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり、審査意見書をちょうだいいたしました。

御承知のとおり、わが国の経済運営は、内需の持続的な拡大を図るとともに、雇用の安定及び地域経済の活性化で国土の均衡ある発展を目指しているところであります。一方、地方財政運営では、一部に富裕論があるものの、高率補助金の削減、公債依存体質等々依然として厳しい状況のもとでございます。

本市の昭和63年度予算は、歳入面で減税の影響で市税の伸びが鈍化したものの、財源補填といたしまして利子割交付金が新設され、歳出面では、義務的経費である医療費等の扶助費及び公債費の減少並びに財政運営の効率化と健全性を期しました結果、普通会計につきましては1億9,100余万円の実質収支黒字決算、また、単年度収支におきましても、400余万円の黒字決算と相なった次第でございます。これはひとえに議員各位の御協力のたまものと感謝をさせていただいております。

まず、一般会計につきましては、歳入総額338億3,700余万円、歳出総額336億4,600余万円、歳入歳出差し引きいたしますと1億9,144万4,000円の形式黒字と相なりますが、既に御承認をいただきました平成元年度への事業費の繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源4万7,000円を差し引きいたしますと、1億9,100余万円の实質黒字と相なる次第であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額61億5,900余万円、歳出総額60億6,000余万円、歳入歳出差し引き9,900余万円の黒字と相なります。

次に、老人保健事業特別会計でございますが、歳入総額51億1,800余万円、歳出総額50億8,100余万円、歳入歳出差し引き3,700余万円の黒字と相なります。

公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入歳出総額とも1億4,500余万円の同額と相なる次第であります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入総額19億500余万円、歳出総額

18億9,000余万円、歳入歳出差し引き1,400余万円の形式的な収支と相なりますが、既に御承認をいただきました平成元年度への事業繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源1,500余万円を差し引きいたしますと、収支均衡と相なる次第でございます。

以上が、今回、認定をお願いいたします各会計の決算状況でございます。よろしく御審議をいただきまして御認定を相賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきますと存じます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について総括質問を行います。
- 23番（原 重樹君） 後で決算委員会が設置されて審議されると思いますので、具体的な面で3点ほどお伺いしておきたいと思います。

一般会計の方ですが、例年聞いております同和関連事業費の額、率、それから国、府、市の財源内訳をお願いしたい。それから、その中で建設事業費の分がどうなっているかも数字でお示し願いたいと思います。

それから、市長の提案説明で減税の影響で市税の伸びが鈍化していると言われましたが、減税による影響額がどの程度と推計されているのか。

それと、これも提案説明の中にありましたが、その補填として利子割交付金が新たに出てきているのですが、これでいくと、当初予算からいたしますと235.8%ということで、結果論ですが決算書ではなっております。その辺では、最初ですから見通しがどうかということもあったと思いますが、予算現額と違うからどうのこうのというのではありませんが、皆さんが事務をされておまして、その見通しがどんどん増えているように思いますので、どうい見通しを持っているのかということをお聞かせ願いたい。

もう1つは、地方交付税が減になっております。特に経常一般財源充当状況でいきますと、62年度に比べ1億3,544万が減になっておりますが、この辺の理由だけお聞かせ願いたい。

個別的な問題としては、以上の3点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、総括質問でありますのでもう1点。決算認定がこの12月の第4回定例会で出されております。これが通常になってきておりますが、実際の決算の大まかな中身というのは既に新聞で発表されたり、現実には10月議会でも議論されることがあります。皆さんは見込みということで答弁されますが、そういう事情等もありますので、決算認定そのものを第3回定例会に出すべきだと思っております。もちろん事務的な問題等が絡むと思いますので、その辺ではどういうふうにお考えなのか伺いたい。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。

○ 財政課長（阪 豊光君） 財政課阪よりただいまの御質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、第1点目の同和事業関連の額、率、内訳でございますが、一般会計総額といたしまして336億4,642万6,000円でございます。そのうち同和関連の経費といたしましては、65億9,723万1,000円でございます。一般会計の財源内訳といたしましては、国庫支出金が41億7,218万6,000円、府支出金30億6,496万9,000円、地方債25億2,527万4,000円、その他の収入といたしまして32億2,134万1,000円、一般財源として206億6,265万6,000円でございます。

同和関連の財源内訳といたしましては、国庫支出金9億5,278万円、府支出金8億8,260万4,000円、地方債10億7,744万円、その他の特定財源1億399万8,000円、一般財源35億8,040万9,000円でございます。率にして19.6%でございます。

建設事業関係につきましては、一般会計の総額といたしまして69億1,271万8,000円。財源内訳としては、国庫支出金13億8,937万3,000円、府支出金14億3,888万8,000円、地方債23億9,514万円、その他の特定財源として1億5,504万9,000円、一般財源15億3,426万8,000円でございます。

その内の同和分といたしましては、総額で26億8,927万6,000円。財源内訳として国庫支出金8億9,840万2,000円、府支出金2億8,519万7,000円、地方債10億7,364万円、その他の特定財源として1万6,000円、一般財源4億3,202万1,000円でございます。率にして38.9%が同和関連の建設事業費でございます。

市税の減税の影響でございますが、確たる金額は見込みがたいところでございますが、4億5,000万円という推計を立てているところでございます。

続きまして、その補填財源の利子割交付金でございます。まず、制度として簡単に説明させていただきます。利子割交付金は御承知のとおり、利子税20%のうちの3%が市町村に交付されるところでございまして、大阪府下に所在する金融機関の利子税を府民税額の各市のシェアに基づきまして配分する制度ということで、63年度に新設されたところでございます。

予算の見積もりそのものにつきましては、われわれといたしましては、新設された中で地方財政計画、つまり国家予算をもとに大阪府下の各市の府民税のシェアを算定いたしました結果、1億1,900万円の予算を組んだところでございますが、特に大都市圏所在の金融機関の取引高が国の予想していた以上になったというのが実態でございます。そういうところから決算額といたしましては、予算に対して235%の率になったという状況でございます。

なお、今後の見通しといたしましては、平成元年度、平成2年度も着実に伸びることがほぼ確定的な状況であると見込んでおります。

続きまして、3点目の地方交付税の減でございますが、御質問の趣旨からいきますと、普通交付税1億3,500万円の減の要因と理解しております。普通交付税制度の趣旨そのものについては、御承知のとおり、地方自治体の行政需要に対応する財源の均衡化を図るということでこの制度が設けられておるところであります。本市の63年度の状況の中の収入面でございますが、減税で市税の伸びが鈍化したとはいうものの、基準財政収入額が全国平均の1.6倍伸びているわけでございます。まず、収入額が増加をしたという状況でございます。それに対して需要額も伸びてはいるところではありますが、収入そのものが1.6倍伸びたところから、1億3,500万円減になったという内容でございます。

4点目の決算認定の10月上程という御指摘でございますが、確かにわれわれといたしましても、早期に皆様方に御上程をさせていただきたいという考えで常に進めているところでございますが、一般会計、特別会計の出納閉鎖が5月31日ということから、地方自治法第233条の規定によりまして、出納閉鎖後3ヶ月以内に収入役さんの方で決算の調整をしていただき、監査委員さんの審査御意見をちょうだいをして今回、議会に認定をお願いしているところでもあります。御案内のとおり、時期的な面につきましても、事務の迅速化を常に念頭に置いて進めているところでございますが、地方行政に対する需要が多種多様化、増大する中、12月定例会に上程をお願いをしている状況でございます。今後とも事務の迅速化、合理性を追求をしてみたいと存じますので、現状、御理解をいただきたくお願いを申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。

- 23番(原 重樹君) 同和関連事業の中身の数字をいただきましたが、これはそういうふうに聞いておきたいと思えます。それぞれの率もほしかったんですが、時間がかかりますので、後に資料でいただければありがたいと思えます。

それから、市税の問題と地方交付税の問題をひっくるめまして意見を述べますが、収入額が減税があったとはいえ、全国平均の1.6倍伸びたということで普通交付税が減ったんだという説明です。私も一般質問の中で中央丘陵の問題を取り上げましたが、幾ら市税が伸びてもよかった、よかったということでは済まない。それが地方交付税に影響してくるわけですからね。そういう点で一般質問で述べた趣旨も含め今後の発言をお願いしておきたいということで、改めてもう1回、お願いをしておきます。

それから、決算認定の提出の時期の問題でございますが、事務局としては、事務の合理性で追求していかなければしょうがないということですが、実際にはそうなるかと思えます。

これはいろいろな問題にかかわってくるんですが、もう一度説明しますと、例えば会派に配られている「自治大阪」の10月号、これは毎月15日の発行ですが、その中に63年度決算の中身が全部書かれています。もちろん、速報ですが、新聞などにも発表されていくわけです。そうなると、議会あたりでもこういう資料をもとにして質問ができますし、当然、議論の対象にもなってくる。一般質問等では、理事者は見込みと言わなければしょうがないという実態になるわけです。

本市としては、今回上程した決算の審議は、決算委員会が1月の終わりか2月初めぐらいですか、そのころは、既に当初予算の編成に四苦八苦の時期なので現実にそぐわず、やりにくくなります。その辺は、事務局にもうちょっと頑張ってや、ということでは済まない。もっと根本的に考えていただかないといけないんじゃないかという意見を申し上げておきたい。

私どもも阪南各市の状況を調べましたが、堺や泉大津は9月の定例会に出しております。本市と同じ12月に出しておる岸和田や貝塚などは、12月議会の開会が早い上、会期を長く取っているのです、その会期内に決算委員会を開いて認定をしてしまうという状況でございます。これは議会運営の問題にかかわりますのでこれ以上は申し上げませんが、そういう実態でございます。その点は根本的な問題として、単に事務局段階の努力だけで済むものかどうか、私も疑問を持ちますので、本当に実態に合ったものにしていただきたいという要望だけにして終わります。

以上です。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件は、その内容からして十分審査をお願いしたいと思いますので、次の日程で特別委員会の設置をお願いし、付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 
- 議長（出原平男君） 次に、日程第19「決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第14号

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

平成元年12月21日提出

和泉市議会議長

出原平男

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和63年度和泉市歳入歳出決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員12名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（出原平男君） 本件は、昭和63年度和泉市一般会計及び特別会計決算を慎重に審査を願うため、本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第14号は原案どおり可決されました。

- 議長（出原平男君） 次に、日程第20「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第15号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

平成元年12月21日提出

和泉市議会議長

出原平男

記

決算審査委員会委員（12名）

- 議長（出原平男君） 本決算委員会委員の選任につきましては、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。決算審査特別委員会委員に藤原正通、早乙女実、坂口敏彦、赤阪和見、中塚新治、森悦造、柳瀬美樹、若浜記久男、木村静雄、勝部津喜枝、飯坂楠次、田中昭一、以上、12名でございます。

- 議長（出原平男君） お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第15号は、朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには、大変御苦勞でございますが、よろしく審査のほどをお願いいたします。

- 
- 議長（出原平男君） 次に、日程第21「泉北環境整備施設組合同約の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第49号

泉北環境整備施設組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、泉北環境整備施設組合同約の変更に関する協議を行うにあたり、議会の議決を求める。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田 忠雄

泉北環境整備施設組合同規約の一部を改正する規約（案）

泉北環境整備施設組合同規約（昭和38年2月1日大阪府知事許可）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び広域下水道」を「、王子川都市下水路及び泉大津・和泉・高石公共下水道」に改める。

第14条第2項第2号のイ中「及び下水道終末処理場」を「及び王子川都市下水路並びに下水道終末処理場」に改め、同条第3項第1号中「各処理場」を「各処理場及び王子川都市下水路」に改め、同項第3号中「及び管渠」を「並びに管渠及び王子川都市下水路」に改める。

附 則

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

理 由

泉北環境整備施設組合を所管する公共下水道のうち、流域関連公共下水道区域を構成市に移管するにあたり、同組合の行政区域を明確にするため、規約を改正する必要がある。

これが、この変更案を提出する理由である。

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第49号「泉北環境整備施設組合同規約の変更について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。付属資料1ページも合わせて御参照願います。  
まず、理由でございますが、泉北環境整備施設組合は御承知のとおり、昭和38年に泉大津市和泉市のし尿及びごみの共同処理を目的として設立された泉大津市和泉市清掃施設組合を母体として、昭和41年に高石市を加え、泉北環境整備施設組合として広域下水道行政をも行ってきたものでありますが、流域下水道の創設により、流域関連公共下水道を構成市に移管すべく関係機関と協議を進めてまいり、去る12月4日には都市計画変更の手続も終え、移管に伴う同組合の行政区域を明確にするため、規約の変更を行うものであります。

この規約の変更にあたりましては、地方自治法第286条及び290条により、関係地方公共団体の協議を行う際、議会の議決を必要とするものであります。

次に、規約の変更内容につきまして御説明を申し上げます。議案書14ページでござい



す。

第3条中、組合の共同処理事務のうち、広域下水道の表示を廃止し、王子川都市下水路及び泉大津・和泉・高石公共下水道に変更をいたすものであります。

次に、第14条中王子川都市下水路につきましては、従来どおり同組合において維持管理を行いますので、それを明確にするため王子川都市下水路という表現を議案書に記載して追加するものであります。

なお、附則といたしまして、本規約の施行日を知事の許可のあった日からといたすものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

- 議長（出原平男君） 次に、日程第22「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉都市計画道路3・3・5和泉中央駅前線の街路事業の直接施行同意について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第50号

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉都市計画道路3・3・5和泉中央駅前線の街路事業の直接施行同意について

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉都市計画道路3・3・5和泉中央駅前線の道路新設工事につき、住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第34条第1項の規定により、住宅・都市整備公団が直接施行することに対し同意するについて、同法第34条第3項の規定に基づき市議会に付議する。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

記

1. 施設の種類及び名称

和泉都市計画道路3・3・5和泉中央駅前線

2. 工事の区間

起点 和泉市池田下町526番地先

終点 和泉市万町747番地先

3. 工事の種類

道路新設工事

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第50号「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉都市計画道路3・3・5和泉中央駅前線の街路事業の直接施行同意について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。別添議案参考資料2ページも合わせて御参照いただきたく存じます。

和泉中央丘陵の開発につきましては、新住宅市街地開発事業として、住宅・都市整備公団が昭和59年12月8日に事業承認を得、平成4年春の町開きに向け現在、造成工事を進めているところであります。今回、同意をしようとする和泉中央駅前線は、本地区の中心ゾーンにあって、泉北高速鉄道の新駅に連絡し、シビックセンター地区の幹線となる重要な路線であります。本路線は、掘割りで通る近畿自動車道松原海南線と橋梁で立体交差する構造となっております。現在、近畿自動車道は、平成4年春の開通を目指して工事を進めておりますので、橋梁部の工事につきましては、近畿自動車道の供用開始までに完了しなければならない関係上早急に事業着手する必要がある、和泉中央線と同様住宅・都市整備公団に施行させるため、公団法第34条第3項により市議会の同意を得ようとするものであります。

工事の内容でございますが、施設の種類及び名称は、和泉都市計画道路3・3・5和泉中央駅前線。工事の区間は、起点池田下町526番地先から終点万町747番地先まで。工事の種類は、道路新設工事でございます。延長992m、幅員23m。工事期間といたしましては、平成2年度から平成6年度までの予定であります。

以上、まことに簡単でございますが、内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案通り可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。



- 議長（出原平男君） 日程第23「工事請負契約締結について」（和泉市公共下水道池田下20-4号線他管布設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第51号

#### 工事請負契約締結について

和泉市公共下水道池田下20-4号線他管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契約の目的 和泉市公共下水道池田下20-4号線他管布設工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入札の方法 見積随意契約
4. 契約金額 176,130,000円
5. 契約の相手方 大阪市北区豊崎五丁目8番17号  
株木建設㈱ 大阪支店  
支店長 山崎 萬造

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。

- 総務部理事（大塚孝之君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第51号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容について、総務部

大塚より御説明申し上げます。

本件は、大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業の一環として、池田下地区において工事を施行するものでございまして、工事の請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしますのでございます。

本件工事は、別紙参考資料図面にお示しいたしましたとおり、近畿自動車道松原海南線の高速度道路の下へ本市の公共下水道の雨水管並びに污水管を布設するものであり、工事の工程及び現場の状況などから、高速度道路の道路築造工事と同時に施行せざるを得ない物理的な状況のもとにあります。そうしたところから、既に日本道路公団が道路工事を発注しております株木建設株式会社大阪支店から見積もりを徴しましたところ、予定価格の範囲内であったところから、地方自治法施行令第164条の規定により随意契約をしようとするものであります。

契約の内容は、工事名池田下20-4号線他管布設工事。請負金額は1億7,613万円。契約の相手方は、大阪市北区豊崎五丁目8番17号株木建設株式会社大阪支店支店長山崎萬造でございます。

工事の概要は、参考資料にお示しいたしましたとおり、工事延長914.8mに管径1,100mm～1,500mmの雨水管及び管径250mm～300mmの污水管を布設するものであります。他にマンホール21カ所設置及び附帯工1式であります。工期は、御議決をいただきました日から平成2年3月24日までを予定しております。

以上、簡単でございますが、議案第51号の御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、原案通り可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 23番（原 重樹君） 所管の委員会協議会でも御意見を申し上げたところがあるんですが、契約そのものは、金額が大きいのですが、高速度道路と一緒にしなくてはならないということで随意契約ということは、一定理解いたします。

、それは別といたしまして、参考資料を見ますと、左の方が近畿自動車道松原海南線、そのあたりが伏屋の自衛隊の演習場のところで、起点が泉山線の方へ行く部分だと思います。もし間違っておれば訂正願いたいんですが、そういうものと思って言いますが、この工事の起点も終点も管がつながっているわけではない。ここにポンと新たに入るわけでしょう。近道の進みぐあいであっていると思いますが、多分、起点の方ですが、この先をこれからどうしていくのかという見通しについて伺っておきたい。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 建設部理事（山崎琢磨君） 市道池田下17号線から下流の側でございますが、既に粉河線から槇尾川までは発注いたしておりまして、今、工事が進行中でございます。その間の区間ににつきましては、できるだけ早い時期にやりたいわけでございますが、一部用地買収が不可能なところがあると聞いておりまして、それが解決次第、工事ができるようになった時点でまたお願いしたい、かように考えております。
- 23番（原 重樹君） ちょっと確認しますが、地図の見方はそれでいいわけですね。
- 建設部理事（山崎琢磨君） はい。
- 23番（原 重樹君） 要するに、起点側から1回になるか2回になるか、泉山線へ向けて近道沿いに入れていく。前の議会で発注した分で泉山線の側道沿いにつなげて川へ放流する、こういうことですね。  
 そこでもう1点、委員会協議会でも聞いた中身ですが、この雨水はそれでいいが、汚水が入っているということと言うたと思いますが、その汚水はどうするのかということをお聞かせ願っておきたい。
- 建設部理事（山崎琢磨君） この参考資料の右の方を見ていただくとわかるわけなんです、どうしても同時施行しないと、後からでは非常に工事がやりにくいということは申し上げたとおりでございます。そのほかには、できましたら暫定供用も含めまして検討できる可能性があるというのが、大きな2つの理由でございます。
- 23番（原 重樹君） 非常に慎重な言い方をされておりますが、ずばり言いまして、このあたりは、粉河線に入ってくる和泉泉大津幹線でやるということですが、都市化の進行も含めまして、と言われましたが、これを中央丘陵の方へ槇尾川を越えて持っていくという発想もしているというふうに理解しているんですが、その辺の確認について。
- 建設部長（浅井隆介君） 本来的には先生が御指摘のとおり、泉大津和泉第一幹線に入るべきものですが、現在、市民病院の上側まで工事が進められております。そこから順次、上へ向かって本管が入っていくわけでございますが、それとは別に、地域については、いわゆる容量の関係から処理能力の問題で今後、どこまでやれるかということも課題でございます。できれば、中央丘陵内にあるポンプ施設を使いまして、父鬼和気線の和泉忠岡幹線の方に暫定供用する道も考えられるのではないかと、ということをお先ほど申し上げたわけでございます。今後、われわれの検討課題の1つであると考えております。
- 23番（原 重樹君） そういうふうに理解もし、委員会協議会で意見も申し上げましたが、これは記憶なんで違うかもわかりませんが、今年10月の議会のときには、先ほど御説

明がありました泉山線の側道部分の工事がされていますが、そのときは、たしか雨水だけだったと思いますが、わかりませんか。そのとき汚水も入れてましたか。

- 建設部理事（山崎琢磨君） 汚水は別でございます。
- 23番（原 重樹君） 入れてないね。
- 建設部理事（山崎琢磨君） はい。
- 23番（原 重樹君） そうすると、今回、近道の高速道路の下ということはありませんが、先行投資の部分があるわけですが、汚水はどういうふうな経路を通るのか知りませんが、先ほどの雨水と一緒にいくとすれば、本来ならば川を越えなければならない。せっかく前回の泉山線のときの雨水をしたときに汚水も一緒に通しておけば工事ができたというものですが、一方ではそうはなっていない。ポンプ施設まで持って行こうとしたら、どこを走っているか知りませんが、今後、どうしていくのが問題になります。今後の投資も含めまして、どういう経路を走って川を越えていくのかということが問題になるが、そこまで考えているのかどうか。

前回の議会では、そこまで考えてなかったのかどうか。当然、そういう経路を通れば、一番早いという気はします。もちろん技術的な問題がありますのでどうなるか、私の早合点かもしれません。しかし、他方でそういうことをしておきながら、今回、ズボンと入れていくというのは、今後の検討課題と言われておりますが、ポンプ場までどうして持って行くのかということがものすごく気がかりです。

- 建設部長（浅井隆介君） 確かに今の説明では、そういう御疑念はあろうかと思えます。ただ、汚水と雨水はルートが違います。現時点では、河川の方の工事は一切されておられません。私どもの方の雨水も川側に出して仮設的なものにとどめておくわけです。現在、あそこで工事がされているのは、側道の橋台だけでございます。したがって今後、ルートはこれとは別でございますので、そういう工事と合わせまして、汚水の方も工事をしていきたいと考えております。
- 23番（原 重樹君） 仮設であろうとなんでであろうと、実際に工事発注をしたわけですので、それでやっつけば一番簡単にいけるのです。今回、また汚水が検討課題になってきっちりやれるかどうかは別にして、近道そのものの工事に合わせて先行投資的にやらざるを得ないことになっているわけです。先ほどの泉山線からすれば、後でどうにでもなるんだという説明だと思います。ただ、この計画でいきますと、泉山線の雨水を入れた逆の側の一部ですが、和田幹線が入ってくるという計画があります。その計画では、地形の問題があるので、それを中央丘陵に持って行くという長期的な計画ですね。一方でこういうものが計画として

あり、他方では、後からであろうとなんでであろうとうまく入れていくということにしている。

委員会協議会でも伏屋や池田下などで都市化が進みまして、と言うておりますが、現実には池田下地域、例えばファミリープラザのあたりを通るんやったら、あれが250mmで取れるのかとなってくる。それでどれぐらいできるのかわかりませんが、ポンプ場の機能の問題もありますから、全部持っていけるのかどうかという問題が出てくる。それでは、一部分だけやるのかという問題も出てきます。幹線が下から上がってくるというのは納得できますが、一部分だけズボット特別な形でやられると、市民にとっては、あそこまで来ているのに、なぜうちはできないのか、という話にもなりますので、その辺は慎重に構えてもらわなくてはあかんということ言ってるわけです。もちろん、取っていけるところからいけばいいんですがね。

先ほどの話では、和田幹線に乗せていくわけでもない。特別にズボット改めてやっていくことになると思います。後からなんぼでも工事ができると言うてますからね。そういう投資が果たしていいかどうかとなりますので、その辺については、慎重に対応していただきたいということで、意見だけ申し上げておきます。

- 議長（出原平男君） 他に。
- 7番（赤阪和見君） 府道と泉富田林線、市道山の谷伏屋線、市道伏屋唐国線が交差しておりますが、近道のそのあたりの状態についてですが、掘割りでいけば、これらの道路はどうなるのか。そこへ幹線を抜けると計画されているんですが、僕は素人ですが、ズボット入れるだけですか。この間は、何も引き込みがないということはないと思いますかね。
- 議長（出原平男君） 答弁。
- 建設部理事（山崎琢磨君） 伏屋唐国線と池田下18号線は近畿自動車道の上を通ります。私どもの入れます管は側道でございますので、これはすべて池田下も含め平面交差でやります。したがって、これから出てくる水は全部受けようと考えております。追って浸水の水量の関係で面的な整備もしていきたいと考えております。
- 7番（赤阪和見君） そうすれば、起点から下も同じような計画で入れるということは間違いないですね。ここで終わってない。17号線から流れていきますわね。
- 建設部理事（山崎琢磨君） 近畿道の側道に若干問題がありまして、今、止まっております。それが施行できる可能性ができた時点で、そこも工事をやらせていただきたいと考えております。延長がかなり長くなりますので、また、その時点で議会の御同意をいただきたいと考えております。
- 7番（赤阪和見君） そうすると、池田下17号線までは側道があるが、それ以降は側道

がまだ計画されていないということですか。

○ 建設部理事（山崎琢磨君） 側道はほぼ全域にわたってございます。一部近畿道に入れる分もありますが、そこにはすべて側道があります。ただ、用地買収が一部終わっていないということを聞いております。

○ 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（出原平男君） 次に、日程第24「工事請負契約締結について」（王子第二団地8棟建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第52号

##### 工事請負契約締結について

王子第二団地8棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 王子第二団地8棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 193,125,000円
5. 契約の相手方 大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号  
株式会社 榎並工務店  
代表取締役 榎並 昭

○ 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。



- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第52号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設する王子第二団地8棟建設工事でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額1億9,312万5,000円。契約の相手方は、大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号株式会社榎並工務店代表取締役榎並昭でございます。

次に、参考資料の説明をさせていただきます。

工事場所は、和泉市王子町409番地の1ほか。敷地面積1,252㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅16戸、延べ床面積1,030㎡、その他付帯工事一式でございます。工期につきましては、御議決をいただいた日から平成2年3月31日までといたしておりますが、工事規模の関係上、実質工期は10ヵ月を要しますので、平成2年度事業として繰り越しをいたします。保証人は、大阪府泉南郡阪南町下出22番地の1株式会社阪井組代表取締役阪井一成でございます。

以上で議案第52号の工事請負契約締結についての提案理由及びその内容並びにそれに伴います参考資料の説明を終わります。

なお、今回建設することにより住宅建設戸数は、昭和63年度までの実績1,568戸、現在工事中16戸、今回発注する分16戸を合わせて1,600戸となります。全体計画の残りとしたしまして42戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 23番（原 重樹君） 簡単に聞いておきたいと思います。

最近は、いつも保留をしてくれているんですが、数の問題は、今、言うていただきましたので、そういうふうに聞いておきたいと思いますが、そこで改めて1点、お聞きをしておきます。

今までの経過からいたしますと、1,642戸がどうなのかということを議会等でも質問をしてきましたが、それに対する答えが非常にあいまいだと指摘をしてきました。それが足りないという分が、前回から大体トントンでいけるという話になりましたので、改めて全体見通しはどうかについてお聞きをしたいと思います。いつも聞いておかないと、変わりますので確認しておきたい。

もう一つ、場所の問題でございますが、これは王子町ということですが、以前、永尾団地との境界の問題が起きましたが、実質的に余り関係がなかったんですが、校区問題を含めまして適性就学審議会が開かれたことがあります。そのときに王子町側の工事をやる際、一時こちらへ入居するとかいう話も聞きましたが、それがこの工事に際して実際にあるのかどうか。また今後、そのあたりはどうなっていくのかも聞かせたい。

○ 議長（出原平男君） 理事者答弁。

○ 改良事業部理事（笠木恒忠君） 改良事業部笠木よりお答えいたします。

第1点目の住宅1,642戸の計画で現在も進んでいるわけでございますが、今後の見通しということにつきましては、前回、ほぼトントンという形を部長の方からしたと思います。その後、住宅の必要戸数につきましては、鋭意検討を重ねておるところでございますが、特に住宅につきましては、入居率のアップ並びに関連道路整備の形で計画街路整備等も行っていく中、全体的には1,642戸は必要であるというふう考えております。

それから、場所の問題で校区問題が出ましたが、王子地区での住宅の供給が確かに不足いたしておることは事実でございます。そのことから今後は、王子地区での建設が主になるわけですが、現時点では、どうしても校区との関係で一時入居させてほしいという方も希望としてはあるのですが、何とか空き家等を利用しながら、その地域での希望に沿うような形で入居事務を行っておる次第でございます。

○ 23番（原 重樹君） よくわかりませんが、住宅等については校区が違ってくるので、王子町内で空き家等に一時的に入居してもらっているということの理解でいいんですか。

○ 改良事業部理事（笠木恒忠君） そうです。

○ 23番（原 重樹君） その件につきましては、そういうふう聞いておきたいと思ます。今後は、王子町の住宅建設で対応していけるという見通しなんですか。

○ 改良事業部長（富田宏之君） 今回、お願いを申しあげました王子団地8棟建設工事でございますが、この敷地と申しますのは、信太第二保育園の跡地でございます。住民がお住いでなかったものですから、それなりに建設ができるわけでございます。あと王子側でもう1棟の建設計画があるわけでございますが、これの買収に入ります時期、次の計画の団地建設時期、それから、ただいまお願いを申し上げている王子8棟建設の竣工時期等を全部噛み合わせて、次の工事の買収も合わせて工事の時期を決めていきたいと考えております。今のところ、今後の買収見込みの中から見まして一時収容というか、校区変更をしながらの変則的な可能性は少ないと考えております。

○ 23番（原 重樹君） その辺は、それなりに聞いておきます。全体計画の話では、最初

に言いましたように、入居して返した分がどのくらいあるか、という話から全体計画が足りないんだという話になり、前回、ほほいけるという答弁がありました。そして今回、1,642戸は必要だという答弁がありました。しかし、われわれは基礎的なところがわかっていないだけに理解しにくいし、本当にどうかなのかというところにつきましては、判断が難しいということで保留をしてきた経過があります。今回も、そういうことで保留ということに態度だけを表明しておきたいと思います。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。



- 議長（出原平男君） 次に、日程第25「工事請負契約締結について」〔丸笠団地改善（二期）工事〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第54号

##### 工事請負契約締結について

丸笠団地改善（二期）工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 丸笠団地改善（二期）工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 566,500,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内博文

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明をお願いします。
- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第54号「工事請負契約締結について」〔丸笠団地改善（二期）工事〕につきまして、提案の理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

市営丸笠団地は、昭和42年に同和向け公営住宅として建設されたものであります。居住面積が31～32㎡と狭く、地元から改善要望が強く出され、市といたしましても、地域改善事業として住宅の今後の有効利用を図る目的で、3期に分けて改善を行っているものでございます。当初の戸数200戸を2戸1改修68戸、増築改修64戸、合計132戸とするものであります。既に第1期工事は、2戸1改修16戸、増築改修32戸、合計48戸の改善が終わり、本年度入居手続を完了いたしました。

今回、御上程をお願いいたしました第2期改善工事は、1棟、2棟、3棟を2戸1改修28戸、増築改修24戸、合計52戸の改善工事及び屋外付帯工事を実施しようとするものであります。その第2期工事でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

その内容は、契約金額5億6,650万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3株式会社竹内建設代表取締役竹内博文でございます。

次に、参考資料の説明をさせていただきます。

工事場所は、和泉市伯太町四丁目7番。敷地面積4,922㎡。構造及び規模につきましては、増改修棟数は3棟であります。まず、増築部分であります。2棟、3棟の1～2階部分の増築を行い、24戸といたします。延べ床面積は4,84㎡となります。

次に、改修部分であります。1棟の全体と2棟、3棟の3～4階部分を2戸1改修をし、28戸といたします。また、増築を行います2棟、3棟の1～2階既設部分につきましては合わせて改修を行い、改修部分の延べ床面積は3,081㎡でございます。その他付帯工事一式でございます。別紙参考資料に丸笠団地改善2期工事の位置図及び配置図、増築平面図及び改修平面図を添付しておりますので、御参照のほどをお願いいたします。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成2年10月31日までといたします。

保証人は、貝塚市窪田289番地中西建設株式会社代表取締役中西義仁でございます。

以上で議案第54号の工事請負契約締結についての提案理由及びその内容並びにそれに伴います参考資料の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（穴瀬克己君） 今回、2期工事ということですが、3期全体の2戸1完了の予定はいつごろになるのか。

それから、最終132戸という形に仕上げるわけですが、現在の入居の実態、何世帯の入居であったのか、その辺のところを教えてください。

また、2戸1にしていけば、家族構成に応じた入居基準はどうなるのか。特に最近、2戸1という形では、雇用促進事業団の伏屋、葛の葉住宅も2戸1施策でやっておりますが、かなり入居基準が厳しくなりました、入居ができないという実態も出てきております。その点の建て替えに伴う入居基準というものをどう考えておられるのか、その点についてお伺いをいたします。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 建設部次長（赤田篤信君） 住宅課赤田が御答弁申し上げます。

3期の完成時期はいつか、ということですが、ただいま御提案申し上げました2期工事は来年10月、3期分の工事は再来年の10月に完成の見込みでございます。

入居の状況でございますが、当初、150戸が入居しておりまして、その中で建て替えに際しまして、入居辞退を申し出る方もたまにございますので、最終132戸でおさまるものと計算しております。

入居基準でございますが、どうしても3階建てということから階段を上がらなければならぬので、60歳以上の方はできるだけ1～2階にお住まいいただき、そして、家族につきましては、3人以上は3～4階の2戸1、それ以下の方及びお年のおめしになった方は1～2階を御利用していただくということで、一応の入居基準を決めさせていただいております。

- 6番（穴瀬克己君） 特に2戸1ということになりますと、3LDKという形になります。従来の改良住宅は2DKが基準ですね。当然、入居基準が違う形になろうかと思えます。その中で丸笠団地の入居者150が132に調整されているというふうに受け取るわけですが、この132の入居者が、皆家族数3人以上になっているのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

- 建設部長（浅井隆介君） 丸笠団地につきましては、3K、2DKと面積が狭いので、いわゆる世帯分離をしておる家庭がございまして、全体で157となっております。今回、2戸1になりますと、改良住宅と同じ入居基準をとらせていただきますので、6人までは1室ということになります。そういうことから、一応、机上計算をいたしますと、132戸でおさまるということで、132戸の計画をさせていただいたということでございます。

- 6番(穴瀬克己君) それでは2人家族の方は入れないという形になりますが、それはどうなりますか。
- 建設部長(浅井隆介君) 当然、現在、1世帯を構成してある。たまたま世帯分離をしているのは、そこで5人とか6人お住まいになっているとか、一応、分離した擬制世帯の方は元へ戻っていただく。今、老人夫婦で1部屋にお住まいの方は、今回の増築部分の1.5倍ぐらいになった3DKのところへ戻るわけです。戻るときの基準は、あくまでも世帯を単位にしておりますので、2人世帯のところへ戻っていただける。ただ、分離していた方は、この際、一緒になって戻っていただくということです。
- 6番(穴瀬克己君) 特に改良事業による住宅あっせんという形の中、一定の改良住宅の中でも結婚予定とか世帯分離等がなされ、かなりの数の住宅戸数が必要になってきております。そういった形で住宅建設がされてきているように思います。この改良事業そのものの経過の中では、至し方なかったという実態だとは思いますが、住宅施策として、今後、空き家が出た場合、2戸1にした丸笠団地と一般の今まで建てた改良住宅の入居基準というものがそのままずっと継続していくのか。今、基準から外れた形で入居している。要するに、改良事業に基づいた入居基準というものを決めておりますが、そもそもの住宅入居基準に相反した形で進めております。基本的な住宅入居基準というものをいつから適用していくのか、その辺について。
- 建設部長(浅井隆介君) 私どもの方と改良の入居基準というものは一緒でございます。たまたま丸笠団地は狭いので、擬制世帯的な取り扱いで2部屋に分けて住まわれていた実態がありました。それが今回の改善によって改良住宅と同じ入居基準に合わせまして、構成世帯員6人までは1つのところに入ってもらうこととなります。ほかの住宅の入居基準は世帯単位でありますので、例えば2人世帯でも1戸となります。
- 6番(穴瀬克己君) そういうふうになってない。事実上、おじいさんなど3世帯がおりまして、立ち退きによって2戸、3戸の住宅をいただいています。となると、住宅の入居基準そのものが、おばあさん1人で入居できないじゃないですか。市営住宅の申し込みができないじゃないですか。今は、改良住宅促進の経過の中で理解はしますが、市営住宅の管理上から基準というものがなければならぬ。いつからの空き家から基準を適用していくのかということを言ってます。

丸笠団地が2戸1になっていく。ところが、同じように伏屋の団地が2戸1施策をやっていますが、1人暮らし老人や2人世帯は基準外ということで放り出されてますよ。だから、改良事業そのものの促進のために一定の考慮をしているという形でのなら、いつの時点か

ら住宅の管理上、それを適用していくのか。どうせ空き家が出てきますので、空き家募集もしなければならぬ。もう一つは、当然、1人暮らしや2人世帯も出てきますよ。こういった公共住宅の施策の中で、なぜこういう施策を取り入れないのか。放り出し施策をつくるのか。独居老人でも2人世帯でも住めるという入居基準の住宅をなぜつくりたくないのか、私は不思議ではない。2戸1にして広いところほしがる人は、2戸1にしてもらった方がいいでしょうが、広くなれば家賃も高くなるならば、今のところをきれいに改良してもらった方がええという人もおります。

丸笠団地は全部合世帯にして入るということですので、そういう問題は出てこないと思いますが、現実に雇用促進住宅では大変な問題になってますよ。全部2戸1にしてもうたからね。こういう住宅施策が進められているのは、きめ細かな配慮がされていない、実態に則していない。広いのも必要なら、狭くて小さいのも1つの実態です。必要な人もいます。2人暮らしで3LDKは必要ない。2DKのままの方がいい。広くなれば、当然、家賃も高くなります。今後の市の住宅建て替え施策の中でも、この辺をきちんと考慮に入れてもらわなければならないと思います。このことは要望として入れておきますが、住宅入居基準をどう考えているのか。改良住宅施策の中での基準というものについてもう1回答弁を願います。

- 建設部長（浅井隆介君） 現時点では、住宅地区改良法に基づく入居でございますので、一般的には、公営住宅の入居基準とは異なりますが、いわゆる改良事業が終わりまして後には、特定目的住宅ではございますが、公営住宅になるわけです。その時点がいつになるか、その経過があらうかと思いますが、当然、公営住宅の基準に適合させていくことになるかと思えます。
- 6番（穴瀬克己君） 最後に。今回の改良住宅の立ち退きだけで入居されているのならいいが、当然、空き家も定かになってきます。ところが、空き家が減っているのやら増えているのやら、いつの間にかふさがったりする入居実態があります。だから、入居実態を明確にせよと言ってるんです。後の入る人はわかっているんでしょう。だから、空き家の数もきちり出てくるわけです。そうすると、平成4年なら4年の時点から、空き家入居を対象にして一般管理の方法にしていけないと、いつまでたっても部落開放の住宅ではないでしょう。最終的には、市の管理する住宅になるわけでしょう。それとも、いつまでも部落の中の住宅ですか。
- 改良事業部理事（笠木恒忠君） 改良住宅につきましては、住宅地区改良法による改良住宅ということで、これは同和地区を中心とした事業をしているわけでございます。丸笠団地につきましても公営住宅ではありますが、その中の特別目的住宅ということで同和向け公営

住宅という形になっております。

○ 6番(穴瀬克己君) それでは、一切同和地域以外の人はいらないと理解していいわけですね。そういう答弁やね。

○ 同和対策部長(堀宏行君) 同和対策部長からお答えさせていただきます。

昨日の原議員さんの御質問の中で、4点の問題点について、今後、2年間にわたって検討していくということを申し上げました。その中には、改良住宅の問題も含まれております。確かに穴瀬議員さんの御指摘の問題等についても、随分以前からわれわれサイドで検討はしてまいりました。これらも含め、この地域をどういうふうに活性化していくかという検討はしてございます。したがって、それらの結論について現段階でどうこうということについては、発言を控えさせていただきたいと思っております。

○ 6番(穴瀬克己君) 発言を控えさせてくれ、と言われても、今の理事の答弁では同和地区内の住宅であり、同和地区対象の住宅です、と言うてるやないか。それやったらそれで結構です。はっきり答弁をいただいたからね。要するに、今後、空き家が出ようと今後、地区内の人しか入らないということやね。間違いないね。

○ 改良事業部長(富田宏之君) 御認識いただいておりますように、現在、まだ事業を実施中でございます。その中で当初目的として、改良住宅の建設については1,642戸の計画で事業を進め、おかげをもちまして1,600戸の建設を見ることができました。ただ、18年前に地区指定を打ちましたときの全体計画といたしましては、不良住宅買取戸数が二千数百戸現実にあったわけでございます。現在までの買取実績が、平成元年度までの見込みとして1,864戸しかできていないという現状でございます。平成2年、3年と事業が継続していくわけでございますが、何分にも平成2年、3年の建設戸数から推計いたしますと、約420戸の未買取の不良住宅があるわけでございます。そういうものも現実に残っております。

和泉市といたしましては、特別措置法の法期限内に何らかの形で今回の事業目的を達成すべく、住環境の整備に重点を置いて事業を進める中では、おおむねこの42haの8割方を住みよい町づくりができるというところまでは最低漕ぎつけなければならないという形で、この地域全体の一定の見直しをしてまいりました。その中で買取戸数は、当初計画しておりました2,292戸よりも約300~350戸減っているにもかかわらず、改良住宅1,642戸の建設をしていく中では、入居率の年々のアップなども含めまして、1,642戸の住宅はぜひとも必要だという現在の見解を持っております。

そういうことで今後、全事業が終結する中で、空き家の戸数もどれぐらいかという見込みが出てくるか推測できませんが、その辺の取り扱いについては、市全体の中で協議をしてい



くことになろうかと思えます。現段階では、直ちに平成4年からの空き家については一般公募していくんだということについては、今しばらくの検討期間をいただきたいということでございます。

○ 6番(穴瀬克己君) 時期が見えてるわけでしょう。あと何戸建てなければならぬということまで決めてあるわけやからね。今の空き家もありますし、その上に当然、自然発生的に空き家も出てきます。現行では世帯分離を認めていないから、子供たちが大きくなって結婚する際、その住宅には入れないでしょう。

○ 改良事業部理事(笠木恒忠君) 現時点では、入居後の世帯分離は認めておりません。

○ 6番(穴瀬克己君) ということは、減っていくということでしょう。だれが考えてもね。学校の児童数が減っているのも、その辺に原因があります。住宅施策がきちんととされないから、今後の地域の町づくり計画もできていない。長期的な改良事業が進んできておりますので、空き家があっても、結婚年齢に達しても出て行かなくてはならない。子供が減るのは当然です。生産する家族が残らないからね。自然発生的に空き家が増えていきますよ。だから、地域の町づくり施策と住宅施策が全然合致していない。ましてや、この改良事業が終結を目前にしながら、それ以後の政策も全く検討されていない。一般公募するとか、世帯分離を認めるとかの施策が全く打ち出されていない。検討もされていない。

もう1つは、きちんとした入居基準の形になっていない。何かその中身ははっきりしていない。だから、空き家がどんどん増えて余っているんやら、埋まっているんやら、残りもきちんとした数なんて出てこないような感じもします。もう最終段階にきているのですから、その辺を明確に位置付けをして、今後の町づくりの住宅管理政策を含めて世帯分離を認めていくとか、空き家については一般公募もしていくとか、具体的な形での施策を推進していかないと、町が死んでしまいますよ。本当の改良事業の形になっていかない。部落差別をなくしていくものにはなっていない。先ほどの答弁を聞いていたら、また部落の人たちを封じ込めるような形になってしまう感じとしか受けてとめられない。もっとも基本的な問題について、総合的な施策をきちんと連動した形で打ち出していただきたい。

丸笠団地の住宅施策にしても気に入らない。全部2戸1にしてしまってます。やはり老人世帯や老人の2人世帯の年金生活者が増えていきますと、3LDKの高い家賃のところに入ると経費もたくさん要ります。やはり2DKの小さい部屋も必要です。独居老人の福祉住宅も必要になってくると思いますが、そういうものを全く配慮されず、すべて2戸1にしてしまってます。こういう面できめ細かな施策を推進してもらわなければ困ります。同時に改良住宅に対する基本的に考え方を改めて再検討していただかないと、それこそ死んだ町になっ

てまいります。このことを意見として要望申し上げておきます。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

- 議長（出原平男君） ここで、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

（正午休憩）

○

（午後1時00分再開）

- 議長（出原平男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第26「和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第53号

和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について

和泉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市下水道条例の一部を改正する条例（案）

和泉市下水道条例（昭和53年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水洗便所のタンク」を「水洗便所のタンク並びに便器」に、「法第12条の10」を「法第12条」に改める。

第3条第3号中「公共下水道の機能」を「公共下水道の施設の機能」に改め、同条第4号中「内径の排水きよ」を「内径の排水管」に改める。

第6条中「実施するときは」を「実施するとき又は市長が必要と認めたときは」に改める。

第7条第2項中「排水工事等」を「排水設備等」に改める。

第9条の見出し中「排水設備」を「排水設備等」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者については、前項の規定にかかわらず次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
- (2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
- (3) 浮遊物質量 1リットルにつき300ミリグラム未満

第13条の見出しを削り、同条第1項中「第5号」を「第5項」に改め、同項第3号中「5日間」を「5日間に」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

同項第9号中「鉛その他化合物」を「鉛及びその化合物」に改める。

第17条第1項中「第9条の7」を「第9条の8」に、「第9条の8」を「第9条の9」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 使用料は、2月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、1月ごとに又は随時に徴収することができる。

同条第3項中「追徴及び還付」を「追徴又は還付」に、「あったときは」を「あったとき」に改める。

第19条第1項の表を次のように改める。

水 量 区 分		使用料
一 般 汚 水	基本料金	8立方メートルまで 400円
	(1立方メートルにつき)	9立方メートル～ 20立方メートルまで 55円
		21立方メートル～ 30立方メートルまで 60円
		31立方メートル～ 50立方メートルまで 65円
		51立方メートル～ 100立方メートルまで 80円
		101立方メートル～ 300立方メートルまで 95円
		301立方メートル～ 500立方メートルまで 115円
		501立方メートル～1,000立方メートルまで 140円
		1,001立方メートル～5,000立方メートルまで 170円
5,001立方メートル以上 180円		
浴場営業用汚水（1立方メートルにつき）		17円

同条第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項第1号中「使用量」を「使用者の使用水量」に改め、同項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の徴収方法等）

第19条の2 水道水を使用した場合、使用料の算定期間及び徴収方法については、当該水道事業者の給水条例の規定を準用することができる。

第22条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改める。

第34条第4号中「第14条」を「第13条」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 改正後の和泉市下水道条例（以下「新条例」という。）第19条第1項の表の規定は、平成2年4月1日以後に使用した使用水量に係る使用料分から適用し、平成2年3月31日までに使用した使用水量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。
- 市境界等の変更により、新条例の適用対象となった区域における新条例に基づく届出、確認及び許認可等（以下「届出等」という。）については、従前の管理者への届出等をもって、新条例の届出等とみなす。

#### 理 由

下水道法改正によるため、及び下水道使用について、受益者負担の原則に基づき負担の公

平を図るとともに下水道財政の収支均衡を図るため、本条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第53号「和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本条例改正は、大きく分けまして使用料改正と、下水道法改正に伴う公共下水道への排水基準の追加または変更及び条例の認証上の意味整合等のための修正等の3点でございます。

まず、第1点目の条例第19条の使用料改正について御説明申し上げます。

本市の下水道事業の現状は、鶴山台を中心とした泉北環境整備施設組合が整備する区域と本市が整備する区域とに分かれており、本市が整備する区域では、泉北処理区として光明台と光明池駅前地区が供用開始しており、本年12月から流域関連公共下水道として和気、小田地区の一部において供用開始を行ってまいりました。泉北処理区につきましては、堺市の泉北処理場で処理されているため、処理業務を堺市へ委託しております。また、泉北環境整備施設組合が整備を進めております流域関連公共下水道区域につきましては、62年度から富秋、幸等の地区におきまして供用開始され、来年度から本市へ移管される予定であります。

下水道使用料金につきましては、去る61年7月に改定いたしましたが、同年から流域関連地区につきましても、流域下水道組合に対する分担金を負担しており、61年度から63年度の維持管理費に対する使用料の充当率は低下してまいっております。今後、流域関連公共地区の整備促進及び来年度から移管を予定しております泉北環境整備施設組合の所管している流域関連地区の諸条件を勘案した場合、充当率はさらに減少するものと予測されます。このため不足分につきましては、多額の一般財源の投入が必要となり、これは負担の公平を欠くものであり、不足する経費につきましては、下水道使用料の改定をお願いいたすものであります。

今回の使用料改定の基本的な方針としましては、一般的には、第5次下水道財政研究委員会の提言によれば、建設投資に係る地方債の利子と資本費を、維持管理費と同様に使用者負担とすることが適当とされておりますが、本市の特殊性を考慮いたしまして資本費に係るのは外し、汚水に係る維持管理費の約85%を使用料として充当しようとするものであります。

算定期間につきましては、平成2年4月から平成6年3月までを推定し、平均改定率を約

16%といたしております。

使用料金改定の内容といたしましては、議案書39ページに記載いたしておりますように、8㎡までの基本料金を400円とし、以後9㎡～20㎡までの1㎡当たり単価を55円、21㎡～30㎡60円、31㎡～50㎡65円、51㎡～100㎡80円、101㎡～300㎡95円に、以後、表にお示しのとおりであります。今回、新たに5,001㎡以上に1ランクを設け、180円といたしたものであります。さらに今回、浴場営業用として1㎡当たり17円の用途区分を設けるものであります。

改定料金の実施時期につきましては、議案書30ページの附則2に規定しておりますように、平成2年4月以降の使用水量に係る使用料分を予定しております。

次に、2点目の下水道法改正に伴う公共下水道への排水基準の追加及び変更でございますが、これは第11条、第13条関係でございます。

第11条につきましては、流域関連公共下水道の供用開始に伴い、製造業に係る特定事業場からの排水基準を定めたものであります。

第13条につきましては、除害施設設置者に対する排水基準を定めたものであります。

その他3点目といたしまして、第2条の用語の定義ほか第3条、第6条、第7条、第9条、第13条、第17条、第18条、第19条、第19条の2及び第22条及び第34条は、文章上の意味の整合等のために修正等を行うものであります。詳細につきましては、議案書32ページ以降に記載しております議案参考資料の下水道条例の一部改正案新旧対照表を御参照願いたいと思います。

なお、本条例案は、附則1に規定しておりますように平成2年4月1日から施行しようとするものであります。また、2、3につきましては、新条例適用に係る経過に対する取り扱いを定めたものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、本案の提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 22番（早乙女実君） 22番・早乙女です。数点について御質問をさせていただきます。

最初に、提案説明でお省きになりましたが、従前の第6条は「市において工事を実施するときは」とありますのを「市において工事を実施するとき又は市長が必要と認めたときは」と「市長が必要と認めたとき」が新たに加わっておりますが、この明確なる理由について御答弁願いたいと思います。

次に、値上げに関しての項目について質問をさせていただきますが、前回の値上げが61年7月と理解しますが、当時は何%お上げになったのか。関連して、前回の泉大津と泉北環境の料金改定はいつ行われて、合わせまして率についてもお聞きしたいと思います。

それから、2点目でございますが、提案理由の御説明のときにお使いになりました第5次下水道財政研究委員会の提言云々と言われたわけでございますが、資本費を使用者負担にすることが適当であるが、今回は、本市の特殊性を考慮し、とありますが、今回は、そういう方向に立たなかったと言われましたが、今後の方向性については、どのようにお考えになっているのでしょうか。今後も資本費の使用者負担は一切考えていないと明言されるのか。それとも最終的には提言どおりにするのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、3点目でございますが、値上げ率の問題ですが、平均16%とお聞きをしておりますが、単価的には、最高の上げ幅は幾らになりますか。それと、使用量からいまして、も似たような数字になると思いますが、最高の値上げは立方メートルでどうなるのか。

この辺についてまず御質問をいたします。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 建設部理事（山崎琢磨君） 建設部山崎らからお答え申し上げます。

まず、第6条関係でございますが、この「市長が必要と認めたとき」ということでございますが、これは排水施設の工事業者の選定の件でございます。今回、泉大津、高石の入り混じった分を泉北環境が引き取るわけでございますが、この分につきましては、水道と同じ業者を使っているところが現実でございます。例えば泉大津の場合でしたら、泉大津の業者にやってもらうこともできる、ということを決めたものでございます。

それから、前回の値上げは、全体としては60%でございます。上の方ほどたくさん上げてまして、一般家庭では、5㎡で26%の値上げをいたしたわけでございます。

また、泉大津は、若干料金体系は違いますが、大体同じでございます。泉大津の値上げは、昨年4月と聞いております。

また、前回の最高の上げ幅は10円でございます。

- 建設部長（浅井隆介君） 資本費の利子を含めて計算せよ、という提言があるわけですが、私どもといたしましては、現時点では、維持管理費のみで算定をしていきたいと考えております。
- 22番（早乙女実君） 今後の方向性は。
- 建設部長（浅井隆介君） 近い将来は考えてございません。当分の間は、これでいきたいと考えております。

- 22番（早乙女実君） 平均で16%とおっしゃったから何%になるのかと聞いたんです。もう結構です。こちらで計算しましたら基本料金が125%です。

第6条の関係でございますが、業者については市長が認めたときという、いわゆる行政上の境界に当たっての問題なんです、このことによるメリットというか、どういう形で行政的に円滑にいくのかというあたりをもう少し立ち入って説明してください。

それから、数字データを出してほしかったんですが、基本料金が125%の値上げ率、50㎡で118.2%、それ以上でやっと平均の16%以下の値上げ率になります。使用量で言えば8㎡で125%、100㎡で117%になり、それ以上でやっと16%以下になるということですね。間違いはないですね。

- 建設部理事（山崎琢磨君） そうです。
- 22番（早乙女実君） 結局、前回の値上げ率が上の方ほど高く、下の方は低かったと言われましたが、本来的には、値上げを認めるわけではありませんが、一般の市民的な負担からいけば、最もたくさん使う部分の立方メートル当たりの値上げ幅をできるだけ抑えるというのが、公共料金の当然の考え方ではないかと思いますが、今回は、そうはなさらなかったことさらの理由があったのかどうか。

合わせまして福祉料金、いわゆる減免制度につきまして、市条例ではどのように位置付けされておりますか。合わせて泉北環境は3市で行われておりますので、近隣市の減免制度はどうなっておりますか、具体的にお聞きしたい。泉大津市と泉北環境の下水道の福祉料金体系はどう規定されているのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

- 建設部長（浅井隆介君） 6条関係について説明が不足しておりました。この泉北処理区というのは、一部分が堺市の水道給水区域もございます。したがって、当該区域については、堺市の公認業者も工事ができるように一応、話し合いもしているわけです。それで今回、条例上でうたい、そういうところでの利便性を保つために1項をあげたということでございます。

もう1つの上げ率の問題でございますが、上にいくほど8%、4%となっておりまして、基本料金が25%、これでは非常に一般の方々の値上げ幅が高いではないか、ということでございますが、率だけをとりますとそのようになってございます。ただ、前回の値上げでは、一番上の方の値上げ幅が最高で3倍になってございます。それが適切かどうかは別にして、大幅な値上げをしていただきました。その時点でも下の方は10円の値上げでとどめております。

今回、泉北環境を引き継ぎ、一般的に流域下水道区域が増えてまいります。そうしますと、



やはり中小の業者といますか、100から1,000ぐらいのところ、多くても3,000ぐらいのところにはたくさんの業者が入ってまいるわけです。したがって、今回は、上の方の値上げ幅を抑えてございます。そういう点から今回、全体の数字が16%という形になったということでございます。是正したわけではございませんが、前は上の方を大幅に値上げしたので、近郊ともバランスがとれているんじゃないかと思えます。

○ 建設部理事（山崎琢磨君） 福祉料金の話でございますが、泉大津と泉北環境は同じようになっております。減免の対象は、母子世帯、独居老人世帯、重度身体障害者世帯、老人夫婦、生活保護世帯、不慮の事故その他となっております。

○ 22番（早乙女実君） 第6条の問題でございますが、そういう便宜的な意味合いで市長の認めたものというようにお決めになったということですが、そういうことに限れば、単に流用的にするのではなく、行政間で今後とも明確にやっていただきたいと思えます。

それから、福祉料金の問題でございますが、本当にこの件でお聞きをしたいんです。今言われた母子世帯などの減免制度は、和泉市ではないと理解していいわけですね。その点で減免額については、泉大津や泉北環境ではどのような規定になっておりますか。資料をお持ちでしたら教えてください。

○ 建設部理事（山崎琢磨君） 本市では、今のところ下水道事業に対して福祉料金制度はやってございませんが、今後、前向きに対応する必要があると考えておるわけでございまして、細部の調整も含め前向きに検討してまいりたいと考えております。

○ 22番（早乙女実君） 泉北環境などの事例をお挙げになったので、それらの減免規定はどうなっているか、ただにしているのか、その具体的な内容についてお聞きをしています。

○ 建設部理事（山崎琢磨君） 泉北環境も泉大津も一緒ですが、10㎡まで母子世帯は無料、10㎡～20㎡は36%の減免、生活保護世帯は30㎡まで無料、不慮の事故の場合は全額となっております。

○ 22番（早乙女実君） なぜ細かく聞いたかと言いますと、泉北環境の鶴山台はこの減免規定の適用をうけますね。それは確かですね。

○ 建設部理事（山崎琢磨君） そうです。

○ 22番（早乙女実君） 小田町、和気町が供用開始になりますが、今回、値上げの提案はございましたが、福祉料金制度については前向きにやっていくとおっしゃいましたが、同時に出不出されていない。同じ市民でありながら、しかも、母子世帯にしても生活保護世帯にしても、鶴山台に住んでいれば減免規定の適用を受けるが、和気や小田町の人は適用を受けられ

ない。既に供用が始まるというのに、これはどう考えても行政上の差別です。先ほど、料金に関しては負担の公平を欠くと言われましたが、これではまさに払う側の方が公平を欠くんじゃないですか。とりわけ問題になってくるのは、生活保護世帯です。同じ市民であり、同じ福祉の所管でありながら、鶴山台の生活保護世帯は適用をうけ、和気、小田町の生活保護世帯は適用されない。一方は、申請が出れば対応するが、和気、小田町の人には対応できないという、ケースワーカー自体がどう対応するのか。聞かれた場合困ると思うんです。このことに関してどうお考えか、明確に御答弁願いたい。

- 建設部長（浅井隆介君） 現在、下水道事業を行っているのは、光明台、光明池駅前、そして、今回の和気、小田地区ですが、和泉市の方は、福祉料金制度はとってごさいません。泉北環境は特別地方公共団体で、われわれとは自治体が違いまして、泉大津と同じような制度が導入されております。来年度から泉北環境も和泉市の方に移管されるに当たりまして、私どもも和泉市の制度見直しを考えております。その基準になりますのは、まず、和泉市で水道部が福祉料金制度を導入してございますので、それに準拠いたしまして検討いたしたい、そのように考えております。
- 2.2番（早乙女実君） 随分おかしな話だと思います。制度的に前進するのなら別ですが、水道の方でやっている福祉料金制度に準拠して検討したい、ということは、水道の減免規定には生活保護世帯は入っておりませんね。泉北環境を移管するに当たっては、まさに福祉の後退をやり、ということを明確におっしゃったような気がしてならない。既に供用を始めるところまで来ていながら、条例や規則などを含めお役所の方々が十分に準備されてお出しになるのに、肝心な部分を抜いてお出しになっているので、これはどう考えても納得できない話です。この辺について福祉の方はどう対応されるのか、御検討されていることはありますか。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 生活保護の基準額の中にこれらの光熱水費等も加算されていると解釈しております。特にこの条例の施行に関しまして、福祉事務所としては、すべて国の基準の中で生活保護をやっておりますので、独自の対策は考えておりません。
- 2.2番（早乙女実君） これは既に鶴山台が泉北環境でやられているものが今まで問題にならなかった。私は前期に泉環議員をしていたとき値上げがあったので勉強し、今回、また母市でこの問題が出てきたので勉強をし直してこの問題を見つけたのですが、行政的には全くの不都合なことなんです。たまたま鶴山台から供用が始まって3市でやっていたので生じた問題かもしれませんが、根本的に不整備なものであると思います。私としては、とてもじゃないが、この条例案を認めるわけにはいきません。一応、これで質問は終わりますが、態

度は別途、表明いたします。

- 議長（出原平男君） 他に。
- 7番（赤坂和見君） 福祉料金の問題もさることながら、建設水道委員会でもそれなりの意見を言ったつもりなのですが、結局、下水道というのは莫大なおカネがかかるので公平な負担ということで、国の指導の中でも資本費の利息分を入れる、ということですが、今回の条例案に入れていない。その分は、市行政で負担しているということでしょう。しかし、その部分は、将来に向かって広がっていく経過がありますので、一概には言えませんが、相当な金額になると思います。

その中で僕は、もっと値上げしろ、とは減多に言いませんが、その点では、下水道を希望しているのはすべての市民ですので、若干、民間デベロッパーの開発地域や今福団地にしても、みずからの組合で下水処理場を設け、維持費を出しているというところもあります。また、汲み取り、簡易水洗という形に分かれます。その点では、不公平を生まない形にするならば、そういうところにも適切な措置をするところから、一定の汲み取りや下水道と見合うとは言いませんが、配慮をしていくべきだということは、建設水道委員会でも述べておりますが、その点でどのように考えておられるか、御見解を伺いたい。

もう1つは、条例には詳しく載っておりませんが、「製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して……」という項目があります。水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質とかがありますが、こういうものを排出する事業所は、一体どのような形で和泉市として把握されているのか、今後の問題点も含めてお聞かせ願いたい。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 建設部理事（山崎琢磨君） 今、この条項の適用される分はございません。将来に向かって大量に排出するという問題がある場合に適用されるということでございます。
- 議長（出原平男君） 次。
- 助役（坂口禮之助君） 建水委員会のお話にございました、いわゆる下水道につきましては、使用料の積算の基礎は非常に低減されておまして、公共的な負担が大きくなるという面、あるいは一般の汲み取り関係につきましても、一定の市からの助成金を出しております。ちょうどその中間にある自家処理をしている地区あるいは開発に伴いまして既に水洗便所化している地域につきましては、それぞれ維持経費をみずから負担しているじゃないか。同じ市民でありながら、公共の利益を受けていない分野に対して何らかの措置をすべきであるという御提言は、建設水道委員会でもいただいております。

その点につきましては、何年も前から議論されているところでございますが、現時点では、

まだ、助成というところまでの方向づけはできてございません。今後、こうした問題の取り扱いにつきましては、御提言がございますように何らかの助成措置をするのかどうか、するとすれば、どの程度の基準においてやるのかどうか、十分検討をしていきたい、かように存じます。

- 7番(赤阪和見君) 東大阪においていろんな事件がありましたが、それ以前から私がしゃべっているような内容です。検討する云々と言われましたが、先ほどの質問に対する答弁にもありましたが、現実には、供給する側が市民に対して公平を期すという中で、建設水道委員会や議会を通じて、これがあるじゃないか、と幾ら言っても本当に検討されているという事実は聞きませんわ。その場逃れの答弁であつたら非常に困ります。全くその気がないというよりも、原課で相談して上がってくるというものもありますが、結局、市理事者のトップクラスの命令権の中で、こういう問題を検討せよ、というところがなければ、なかなかこの厳しい財政状況の中では、莫大なおカネの要ることについては、原課からは言いにくいというのが実態です。すべての市民があまねく享受していけるという考え方が大切です。先ほどの福祉料金の問題にしても、供用開始の時点から差別が出てくるという大きな問題です。その点をしっかり踏まえてこの条例の中身を考えていかなければならないと思います。

先ほどの早乙女さんの答弁にもありましたが、向こうは組合だが、こちらは市なんだ、というような答弁、言葉尻をとらえて言うわけではありませんが、そういう言い方をされたと思います。その点では、大津の区域は2つに分かれているのですか、一本ですか。

- 建設部長(浅井隆介君) 当然、制度としては同じでございますが、泉大津の範囲は泉大津が、泉北環境の処理範囲は泉北環境がそれぞれ下水道管理者であり、泉大津は普通地方公共団体であり、2つに分かれております。
- 7番(赤阪和見君) 泉大津の処理場は泉北環境一本かということですか。
- 建設部長(浅井隆介君) 泉大津の終末処理場は3つに分かれております。1つは、高石処理場、もう1つは独自の汐見処理場、それから流域下水処理場です。
- 7番(赤阪和見君) そこでの福祉料金はどのようになっていますか。
- 建設部長(浅井隆介君) 汐見処理場、忠岡の流域下水処理場は泉大津の区域ですので泉大津の福祉料金の適用を受け、高石処理場に入っている泉北環境の区域については、泉北環境の福祉料金を適用しているということです。
- 7番(赤阪和見君) その金額は別々になっておりますか。
- 建設部長(浅井隆介君) 先ほども御答弁申し上げましたように、泉北環境と泉大津は同じでございます。

- 7番(赤阪和見君) 何か聞き方によっては、組合であればでき、市であったらできないという受け取り方を私はしました。その点ではこの際、和泉市の方も不公平をなくするということから、2つを一本にして出していくべきであると考えますが、その点はどうか。
- 建設部長(浅井隆介君) 先ほども申し上げましたように、地方公共団体の福祉料金に対する考え方だと思えます。福祉事務所長からもお答えがございましたが、私どもは今回、まだ福祉料金制度はとってごさいませんので、光明台地区及び光明池駅前地区については適用がないわけです。今回、この移管に当たりまして福祉料金制度を導入しようということで、これは要項で定めるわけですが、一応、水道部の福祉料金制度を参考にして検討しているわけではあります。
- 7番(赤阪和見君) 提案する際もそういう説明は一切されなかったわけですね。そういう点が、1つの大きな分かれ目になってくるのではないかと。この問題1つを審議するにしても、きっちりした内容でやっていかなければならないと思いますが、この点だけをとりましてもおかしな問題が出てくるわけです。ひとつよろしく願います。
- 議長(出原平男君) 他に質疑、御意見がないようですので、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
- 22番(早乙女実君) 22番・早乙女です。先ほども質問をさせていただいたわけですが、基本的な考え方を申し述べたいと思います。  
市民生活に大きな影響を与える公共料金の値上げ問題は、できるだけ抑制すべきであるということは、皆様方もお認めになるところだと思います。先ほど御質問した中で和泉市の場合、泉大津や泉北環境とは別々の料金体系の中で、絶えず玉突き的な値上げがやられていく。大津が先に上げ、続いて泉北環境が値上げし、その差が開いた時点で和泉市が上げていくという状態がここ数年、続いてきております。値上げ幅の問題でも、当然、一番利用の多い一般家庭の値上げ幅を抑えるのが基本的なことですが、今回は、そうはなっていないという問題。  
さらに、下水道工事には莫大な費用がかかっていることは、国の補助率等にも問題がありますが、下水道そのものが町づくりや環境保全、公害対策など、公共性をものすごく果たしておる面から考えますと、すべて財政研究委員会の報告のように受益者負担によって賄っていくのは決して正しくないと考えております。また、いわゆる下水道法に掲げている目的からいっても納得するものではありません。  
また今回、今までも矛盾があつたにもかかわらず、きちんと条例改正をするという中でありながら、いわゆる低所得者層対策のところできちんと整理をして出してきていないという

問題。さらに、きちんとした本当の意味での福祉料金制度を確立するというをやらず、単に値上げのみを提案しているということで、とても認めることはできませんので、議案第53号「和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について」に対しまして、日本共産党は反対を表明いたします。

- 7番（赤阪和見君） 先ほども言いましたように、下水道事業だけでなく、汲み取りあるいは民間デベロッパーが開発した地域の終末処理施設に対する補助問題、これらの汚物処理という形の中では非常に不公平を生じているという点からも意見を申し上げました。現時点で水道の福祉料金云々ということも言われておりますが、規則で決めるという形であるならば、他市と同じように、また、泉北環境と同じような実態の中で決めていくべきである。堺の終末処理場に流れていく下水処理も、同じように全市一本の福祉料金制度を決めていくべきである、このように意見を申し述べて採決に加わっていきたくと思います。
- 議長（出原平男君） 御異議がありますので、挙手により採決を行います。  
本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（出原平男君） 次に、日程第27「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、日程第28「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第29「平成元年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」は、いずれも給与並びに期末手当に関連する議案でありますので、以上、3件を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第55号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を条例制定について

和泉市職員の給与にかんする条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の140」を「100分の150」に改める。

第26条第2項中「、6月に支給する場合において100分の50、12月に支給する場合においては」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1				146,600	126,300	
2	249,500	212,200	177,800	153,700	132,100	103,400
3	258,900	221,100	185,800	161,000	139,000	106,600
4	268,400	230,000	193,800	169,400	146,600	110,000
5	280,000	239,800	203,000	177,800	153,700	113,500
6	291,500	249,500	212,200	185,800	161,000	117,300
7	303,000	258,900	221,100	193,800	169,400	121,700
8	314,600	268,400	230,000	203,000	177,800	126,300
9	326,300	280,000	239,800	212,200	185,800	132,100
10	338,000	291,500	249,500	221,100	193,800	139,000
11	350,800	303,000	258,900	230,000	202,100	146,600
12	364,000	314,600	268,400	238,900	210,700	153,700
13	377,400	326,300	278,100	247,800	219,100	161,000
14	390,800	338,000	288,000	256,700	227,300	168,400
15	404,700	349,800	297,800	265,600	235,400	175,900
16	418,700	361,600	307,600	274,700	243,200	183,400
17	432,700	373,300	317,400	283,800	250,700	190,600
18	445,700	384,700	327,100	293,000	258,400	197,700
19	457,600	395,500	336,900	302,300	266,100	203,900
20	469,200	406,300	346,600	311,600	273,300	209,800
21	480,000	415,600	356,300	320,600	280,300	215,600
22	489,900	422,900	365,500	329,900	286,600	221,200
23	495,500	430,000	374,500	339,000	292,700	226,800
24	500,200	434,900	381,900	347,400	297,200	231,900
25		439,800	388,800	355,400	301,100	236,800
26		444,100	393,400	362,600	304,800	241,600
27			397,700	368,800	307,700	246,000
28			402,000	374,600	310,400	249,700
29			406,200	379,000	313,100	253,200
30			410,000	383,200	315,900	255,900
31			413,800	387,400	318,700	258,600
32			417,600	391,400	321,400	261,200
33				395,200	324,100	263,800
34				399,000	326,700	266,200
35				402,800	329,100	268,600
36				406,600		271,000
37				410,300		273,300
38						275,500
39						277,700
40						279,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。



別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	496,000	364,900	281,300	—	—
2	508,200	376,900	293,300	245,900	179,900
3	520,300	388,700	305,300	257,500	189,800
4	532,900	400,400	317,200	269,400	200,000
5	545,200	412,000	329,000	281,300	211,400
6	557,800	423,400	340,900	293,200	222,900
7	571,100	434,500	352,900	305,000	234,400
8	584,800	445,300	364,900	316,800	245,900
9	599,000	456,000	376,800	328,500	257,300
10	613,300	466,600	388,500	340,200	268,600
11	627,500	477,200	400,100	351,800	279,600
12	641,400	487,800	411,000	362,000	289,000
13	655,100	498,400	421,800	371,700	297,800
14	668,400	509,000	432,400	381,200	306,500
15	681,600	518,400	442,900	390,400	315,100
16	694,100	527,100	452,900	399,500	323,700
17	706,200	535,200	462,800	408,600	332,300
18	716,800	541,700	472,600	417,600	340,800
19	726,000	547,200	482,400	426,600	348,200
20		552,000	489,700	433,600	353,300
21			497,000	440,300	358,300
22			502,000	446,400	361,400
23			506,800	450,800	
24			511,600	455,100	
25			516,400	459,300	
26			520,700	463,300	
27				467,000	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	146,600	126,300	—
2	212,200	174,800	153,700	132,100	103,400
3	221,100	181,200	161,000	139,000	106,600
4	230,000	187,500	168,400	146,600	110,000
5	239,800	193,800	174,800	153,700	113,500
6	249,500	203,000	181,200	161,000	117,300
7	258,900	212,200	187,500	168,400	121,700
8	268,400	221,100	193,800	174,800	126,300
9	280,000	230,000	203,000	181,200	132,100
10	291,500	239,800	212,200	187,500	139,000
11	303,000	249,500	221,100	193,800	146,600
12	314,600	258,900	230,000	202,100	153,700
13	326,300	268,400	238,900	210,700	161,000
14	338,000	278,100	247,800	219,100	168,400
15	349,800	288,000	256,700	227,300	174,000
16	361,600	297,800	265,600	235,400	179,600
17	373,300	307,600	274,700	243,200	185,100
18	384,700	317,400	283,800	250,700	190,600
19	395,500	327,100	293,000	258,400	197,700
20	406,300	336,900	302,300	266,100	203,900
21	415,600	346,600	311,600	273,300	209,800
22	422,900	356,300	320,600	280,300	215,600
23	430,000	365,500	329,900	286,600	221,200
24	434,900	374,500	339,000	292,700	226,800
25	439,800	381,900	347,400	297,200	231,900
26	444,100	388,800	355,400	301,100	236,800
27		393,400	362,600	304,800	241,600
28		397,700	368,800	307,700	246,000
29		402,000	374,600	310,400	249,700
30		406,200	379,000	313,100	253,200
31		410,000	383,200	315,900	255,900
32		413,800	387,400	318,700	258,600
33		417,600	391,400	321,400	261,200
34			395,200	324,100	263,800
35			399,000	326,700	266,200
36			402,800	329,100	268,600
37			406,600		271,000
38			410,300		273,300
39					275,500
40					277,700
41					279,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

## 附 則

### (旅行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

### (最高号給等の切替等)

- 3 切替日の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。

### (切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けるとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、市長の定めるところによる。

### (給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

### (委 任)

- 6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### (平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の一部改正)

- 7 平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例（平成元年和泉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の140」を「100分の150」に、「100分の149」を「100分の159」に改める。

### (期末手当の内払)

- 8 改正前の平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 理 由

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定の趣旨並びに諸般の情勢を考慮し、本市の一般職の職員の給与について所要の改定をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 議案第56号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)  
和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の210」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の一部改正)

- 2 平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(平成元年和泉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の190」を「100分の210」に、「100分の199」を「100分の219」に改める。

(期末手当の内払)

- 3 改正前の平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 理 由

一般職の職員の給与改定の趣旨にかんがみ、市議会議員の期末手当の額の改定を行う必要

がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 議案第57号

平成元年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について  
平成元年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

平成元年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(案)

(自 的)

第1条 この条例は、平成元年12月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特 例)

第2条 平成元年12月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とする。

2 平成元年12月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とする。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 平成元年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

府下各市の状況その他諸事情にかんがみ、本年12月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（神藤恒治君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第55号、議案第56号、議案第57号につきまして、市長公室神藤から提案理由並びにその内容につきまして順次、御説明を申し上げます。

まず、議案第55号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由でございますが、本年8月4日付の人事院勧告の趣旨並びに諸般の情勢を考慮いたしまして、本市の一般職の職員の給与についても、国と同様の改正をしようとするものでございます。

その内容でございますが、追加議案書4ページの第25条第2項の改正は、6月に支給される期末手当について0.1カ月引き上げようとするものでございまして、第26条第2項の改正は、6月に支給される勤勉手当についても0.1カ月引き上げようとするものでございます。

また、別表第1及び別表第2の改正は、行政職及び医療職の給料表を改めるものでございまして、議案書5ページから7ページのとおりでございます。

次に、8ページでございますが、附則第1項及び第2項は、施行期日、適用日に関する規定でございまして、本条例案は、公布の日から施行いたすこととし、本年4月にさかのぼって適用しようとするものでございます。

また、附則第7項及び第8項は、本条例案第25条第2項の改正に伴いまして、本年6月、同条を読み替えて支給されました期末手当の特例条例につきましても同様に改める必要があることから、その一部改正を行おうとするものでございます。

その他の附則につきましては、本条例案施行に伴い所要の規定整備を図るものでございます。

10ページ以降に記載しております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第56号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本市の一般職の職員の給与改定の趣旨を考慮いたしまして、市議会議員の期末手当についても、同様の改正をしようとするものでございます。

その内容でございますが、議案書20ページの第5条第2項の改正は、6月に支給される期末手当について0.2カ月引き上げようとするものでございます。

次に、附則第1項は、施行期日、適用日に関する規定でございまして、本条例案は、公布

の日から施行いたすこととし、本年4月にさかのぼって適用しようとするものでございます。

また、附則第2項及び第3項は、本条例案第5条第2項の改正に伴いまして、本年6月、同条を読み替えて支給されました期末手当の特例条例につきましても同様に改める必要があることから、その一部改正を行おうとするものでございます。

22ページ以降に記載しております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第57号「平成元年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、職員の勤務意欲並びに府下各市の状況等を勘案する中で、平成元年12月支給分の期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

その内容でございますが、議案書25ページでございます。本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございます。同条第2項中、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とし、給与条例分2.5カ月に一律15,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とし、報酬条例分2.5カ月に一律15,000円を上積みしようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第55号、議案第56号、議案第57号につきましての提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本3件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本3件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号、議案第56号及び議案第57号は原案どおり可決されました。

○ 議長（出原平男君） 次に、日程第30「平成元年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第58号

平成元年度和泉市一般会計補正予算（第3号）

平成元年度和泉市の一般会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,065,868千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,553,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		13,115,833	665,506	13,781,339
	1. 市 民 税	6,697,152	665,506	7,362,658
8. 分 担 金 及 び 負 担 金		608,724	2,989	611,713
	1. 分 担 金	19,855	2,989	22,844
10. 国 庫 支 出 金		4,440,268	20,721	4,460,989
	1. 国 庫 負 担 金	2,435,858	8,721	2,444,579
	2. 国 庫 補 助 金	1,949,925	12,000	1,961,925



款	項	補正前の額	補正額	計
11. 府支出金		2,298,074	34,534	2,332,608
	1. 府負担金	238,172	4,360	242,532
	2. 府補助金	1,810,278	29,942	1,840,220
	3. 府委託金	235,281	232	235,513
13. 寄附金		231,000	4,500	235,500
	1. 寄附金	231,000	4,500	235,500
15. 諸収入		2,416,495	2,161	2,418,656
	5. 雑入	1,331,158	2,161	1,333,319
16. 市債		1,742,983	300,000	2,042,983
	1. 市債	1,742,983	300,000	2,042,983
17. 繰越金		155,940	35,457	191,397
	1. 繰越金	155,940	35,457	191,397
歳入合計		32,487,459	1,065,868	33,553,327

## 2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		323,683	△ 1,454	322,229
	1. 議会費	323,683	△ 1,454	322,229
2. 総務費		3,592,216	332,523	3,924,739
	1. 総務管理費	2,369,748	243,905	2,613,653
	2. 徴税費	528,780	13,642	542,422
	3. 戸籍住民基本台帳費	229,659	16,576	246,235
	4. 選挙費	63,895	526	64,421
	5. 統計調査費	25,375	1,377	26,752
	6. 監査委員費	27,977	510	28,487
	7. 同和対策費	346,782	55,987	402,769
3. 民生費		9,013,152	171,428	9,184,580
	1. 社会福祉費	3,366,655	24,633	3,391,288
	2. 児童福祉費	3,100,166	117,396	3,217,562
	3. 生活保護費	2,539,958	29,399	2,569,357

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		3,725,048	△ 4,353	3,720,695
	1. 予防衛生費	1,940,214	△ 7,525	1,932,689
	2. 環境衛生費	1,714,977	△ 4,753	1,710,224
	3. 墓地管理費	57,991	7,925	65,916
5. 農林水産業費		314,439	7,730	322,169
	1. 農業費	310,338	6,331	316,669
	2. 林業費	4,101	1,399	5,500
6. 商工費		238,548	△ 7,627	230,921
	1. 商工費	238,548	△ 7,627	230,921
7. 土木費		6,000,433	152,022	6,152,455
	1. 土木管理費	249,632	24,564	274,196
	2. 道路橋梁費	848,966	38,917	887,883
	3. 河川水路費	256,895	59,652	316,547
	4. 都市計画費	2,047,228	39,901	2,087,129
	5. 住宅費	2,597,712	△ 11,012	2,586,700
8. 消防費		934,207	28,057	962,264
	1. 消防費	934,207	28,057	962,264
9. 教育費		3,546,291	380,303	3,926,594
	1. 教育総務費	416,989	14,049	431,038
	2. 小学校費	1,297,373	20,357	1,317,730
	3. 中学校費	742,000	5,284	747,284
	4. 幼稚園費	406,445	11,553	417,998
	5. 社会教育費	555,822	320,785	876,607
	6. 保健体育費	127,662	8,275	135,937
13. 災害復旧費		42,460	7,239	49,699
	1. 農林施設 災害復旧費	8,500	7,239	15,739
歳出合計		32,487,459	1,065,868	33,553,327

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
既 設 公 營 住 宅	平成元年度 ～ 平成2年度	409,156	平成元年度 ～ 平成2年度	471,133
改 善 事 業	平成元年度 ～ 平成3年度	245,254	平成元年度 ～ 平成3年度	597,292
都 市 計 画 事 業 等	平成元年度 ～ 平成3年度	元金 1,218,606	平成元年度 ～ 平成3年度	元金 1,570,644
用 地 取 得 事 業	平成元年度 ～ 平成3年度	及びその利子	平成元年度 ～ 平成3年度	及びその利子
和泉市土地開発公社に委託し、 先行取得する上記用地取得事 業資金の元金及びその利子 (債務保証)	平成元年度 ～ 平成3年度	元金 1,218,606	平成元年度 ～ 平成3年度	元金 1,570,644

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後							
	限度額	起債の方法	利率	借入先	借入先	利率	起債の方法	借入先	借入先	利率	起債の方法
史跡池上 曾根遺跡 整備事業							普通貸借 又は 証券発行	300,000	政 府 銀 行 そ の 他	年8.0% 以 内	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくはは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。
計	1,742,983							2,042,983			

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） 総務部大塚でございます。それでは、ただいま御上程をいただきました議案第58号「平成元年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、人事院勧告に伴う給与費及び期末勤勉手当の改定、期末手当の特例措置、職員共済負担金の追加、職員の異動に伴う給与費調整などの人件費及び道路、水路等の維持費、補助金の確定に伴う事業費並びに事業費の増に伴います債務負担行為の限度額の変更などが主な内容でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明をいたします。29ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億6,586万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335億5,332万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございます。事業費等の増に伴い、既設公営住宅改善事業及び都市計画事業等用地取得事業並びに同用地取得事業に伴う土地開発公社に対する債務保証等の限度額を変更するものでございます。内容につきましては、「第2表債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条は、地方債の追加でございます。史跡池上曾根遺跡整備事業債でございます。内容につきましては、「第3表地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。42ページをお願いいたします。

まず、議会費でございますが、議員期末手当の追加及び職員給与費の更正減145万4,000円の減額計上でございます。

次に、総務費3億3,252万3,000円の追加計上でございますが、職員の給与費及び共済組合負担金の追加、臨時職員の賃金、防犯灯設置費補助金及び王子町会館整備工事費1,797万5,000円がその主な内容でございます。

次に、民生費でございますが、1億7,142万8,000円の追加計上でございます。職員給与費、産休等の代替臨時保母賃金及び国の基準改定による民間保育所措置費負担金並びに生活保護の電算システム導入に伴う経費などがその内容でございます。

続きまして、衛生費435万3,000円の減額計上でございますが、職員の給与費の更正

減及び診療所における医療機器備品購入費212万円がその内容でございます。

次に、農林水産業費でございますが、773万円の追加計上でございます。職員給与費及び農地費で675万円、林業費で139万9,000円の追加計上をいたしました。

次に、商工費762万7,000円の減額につきましては、職員給与費の減額によるものでございます。

次に、土木費でございますが、職員の給与費、事業費等の追加で1億5,202万2,000円の計上でございます。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、道路維持補修費3,600万円、河川維持費500万円、水路費5,500万円、公共下水道事業特別会計繰出金590万3,000円、住宅管理費900万円等でございます。

消防費につきましては、2,805万7,000円の追加計上でございます。職員給与費並びに消防団員退職報償費等でございます。

次に、教育費といたしましては、3億8,030万3,000円の追加計上でございます。主な内容といたしましては、職員給与費、教育相談員報酬、臨時職員等賃金、光明台中学校校用備品購入費350万円、池上曽根遺跡用地購入費3億50万円、図書館用自動車文庫車購入費1,133万円等でございます。

終わりに、災害復旧費といたしまして723万9,000円を追加計上いたしました。これにつきましては、農林施設の災害復旧工事費でございます。国費等の補助採択によるものでございます。

以上が、歳出予算の主な内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。38ページをお願いいたします。

まず、市税でございますが、6億6,550万6,000円を追加計上いたしました。これにつきましては、実績を勘案し計上いたしましたものでございます。

分担金及び負担金、国庫支出金、府支出金、寄附金、諸収入につきましては、歳出予算と関連する特定財源でございます。

市債につきましては、史跡池上曽根遺跡用地取得事業債3億円を計上いたしましたものでございます。

最後に、繰越金でございますが、前年度繰越金追加として3,545万7,000円を計上いたしました。

以上が、今回、御上程をいただきました議案第58号「平成元年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいた

だきますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（若浜記久男君） 49ページの生活保護費に係る電算システム作成の件でございますが、これについては、当初予算にはなかったと思うんですが、導入に至った経過と完成時期、また、その機種は何かについてお尋ねいたします。
- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 福祉課長（金谷宗守君） 生活保護に係る電算システムについて、福祉課金谷よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の導入に至る経過でございますが、御指摘のとおり、本年度当初予算には計上いたしておらなかったものでございます。昭和63年度より本システムの導入について検討を進めてまいりました。本年においても先進都市の視察を行うなど、導入に向けて検討を進めてまいりましたが、このほど、歳入の方でも計上させていただいておりますが、国庫補助も付きましたので、本年度に導入をいたしたいということでございます。

その目的とするところは、まず、第1点目には、デスクワークというか一般事務処理業務を簡素化することによりまして、ケースワークとしての面談、調査、指導等を充実いたしまして、各家庭に合った自立の道を探り、より綿密に指導等を行ってまいりたいということでございます。これが主な目的でございます。

それと、導入の時期でございますが、これにつきましては、明年3月中に導入、稼動するように行ってまいりたいと考えております。

それから、3点目の機種でございますが、現在、まだ選定作業中でございます。数社からこのようにやってはどうか、という提案を求めて、検討中でございます。まだ、機種については決めておりません。

以上です。

- 18番（若浜記久男君） 機種については選定中ということですが、この中では、ソフトウェアを含めてきっちり600万円計上されてますね。これほどこのメーカーとも、あるいは配線工事なども全くやられていないということですか。
- 福祉課長（金谷宗守君） さようでございます。
- 18番（若浜記久男君） ということは、現在、入っている企業、富士通もあればIBM、日本電気もあると思いますが、今、引き合いに来ている企業名を挙げていただけますか。
- 福祉課長（金谷宗守君） 現在、検討いたしておりますのは、ハードウェアの企業としては富士通の機械を使ったものあるいはNEC、カシオの3社についてでございますが、電算

システムについては、それぞれソフト会社のパッケージを持っておりますので、数社の提案を取って検討をいたしておるところでございます。

なお、この金額については各、市の状況等を勘案しこの程度であろうということで計上させていただいているものでございます。

- 18番(若浜記久男君) 一帯数なども含めてインプットしていくわけですが、例えば医療の面とか、多くの企業の中には、それぞれ分野に優れたものを持っているとか、いろいろあるかと思えます。この近辺の自治体の中で、生活保護に基づくソフトウェアを導入されているところも参考にして検討されておるわけですか。
- 福祉課長(金谷宗守君) 現在、大阪府下ですべての生活保護業務に関して電算処理をしているのは7市、一部電算処理をしているのは9市でございます。この7市にその他の府県も加えて検討いたしました、それぞれに一長一短がございます。さらに、価格も含めた中で検討しておるところでございます。
- 18番(若浜記久男君) 仄聞で申しわけないんですが、既に機種選定が終わっているんじゃないかというふう聞いております。日本電気ということは絶対ないですね。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) 現在、補正予算を本会議に提案中でございます。まだ、機種選定の決定には至っておりません。決定するのは、年明けではないかと考えております。先ほど、課長が申し上げましたように、3社からソフトを含めて提出をいただいている段階でございます。
- 18番(若浜記久男君) その辺のことで、管財の方は全く相談を受けておられませんか。
- 総務部次長(奥村富彦君) 契約課の方では、正直言って、こういうものをやりたいというお話はございますが、具体的に購入を決めたわけではございません。機種をどうするかについては、まず、それぞれの業務をやるところで研究をしてもらっている段階でございます。私どもの方へは、まだ手続としては一切ございません。
- 18番(若浜記久男君) この議会在ら終われば、ハード、ソフトも含めて業者委託となれば、当然、委託されたところの機械が入るということになっていきますわね。ということは、今、本庁内はすべて日本電気ですが、教育委員会の図書館でやっているのは富士通ですか。
- 社会教育部次長(北野喜平君) はい、富士通です。
- 18番(若浜記久男君) 水道は。
- 総務課長(城前伊佐雄君) NECです。
- 18番(若浜記久男君) その辺では、どの分野が一番優れているかとかについては、十分に検討してやっていただければ結構だと思います。



それと、別の観点からお聞きしますが、いわゆる生活保護世帯に関しては、市民課のものがベースになってインプットされていくと思いますが、どういうスタイルのものでやられるのか。それはもう検討されてますか。

- 福祉課長（金谷宗守君） 現在、考えておりますのは、情報管理課で担当しております住民基本台帳が入っている汎用コンピューターとは直接連結をするものではありません。生活保護行政だけを担当する独自のものがございます。
- 18番（若浜記久男君） もう1つお聞きをしておきたいのは、大事なことだと思うんですが、プライバシー保護の問題については、どのような見解をお持ちなのか。それも十分に検討されたのかどうか、御答弁を願いたい。
- 福祉課長（金谷宗守君） 汎用コンピューターに連結しないという大きな理由の1つには、経済的な面もございますが、プライバシーの問題も考えてございます。汎用コンピューターであれば、よそに見られるということがあってはいけませんので、単独型にしたものがございます。
- 18番（若浜記久男君） 恐らくあなたの職場に取り付けられるわけでしょう。だから、これが100%漏れないという保証はないと思うんです。皆さん方も御承知でしょうが、警察の内部からも漏れているんです。その点では信用したいんですが、そういうケースもあります。直接情報管理課のコンピューターにつながらずに単独型にしたということであっても、この機械そのものはテープもコピーも取れますので、いろんな形で漏れると思うんです。停電したり操作ミスをした場合、いろんな問題が生じてくると思います。あるいはその事故等に対応して当然、富士通なら富士通の人や関連会社の人が、あるいはNECならその本社の人間や子会社の人が来るわけです。幾ら単独でやっても、漏れることはあると思うんですよ。その辺で絶対漏れないという確信がございましたら、再度御答弁を願いたいと思います。
- 福祉課長（金谷宗守君） 全く漏れないという自信があるか、というお尋ねでございますが、電算業務全体にわたることであろうかと存じます。したがって、私どもが検討するに際しましても、情報管理課とも連携をとりながら、プライバシー保護について十分に配慮しておるところでございます。汎用コンピューターの運用に準じて、プライバシー保護についても十分に留意してまいりたいと考えておるところでございます。
- 議長（出原平男君） 他に。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。まず、中身に入る前にお聞かせを願いたいんですが、今回、追加議案書が19日付で提案をされました。それぞれ工事請負関係とか組合

との交渉関係の結末の段階とか、時期的な関係があるので、その点では、それぞれ条例改正その他ではやむを得ない面はあろうかと思えます。ただ、補正予算については、議会運営委員会でも申し上げましたが、なぜ最初からわかっている分を出さないのかというところ辺をお聞かせ願いたい。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 総務部理事（大塚孝之君） 今回、追加議案の形をとらせていただかなければならない議案が多ございましたので、追加議案の扱いをお願いをしたところでございます。確かに当初から予定されている分もこの中にはございますけれども、基本的には、予算は一本化しなければならない。特に補正予算は、1つの会計の中では一本化して計上させていただき、御審議をいただくという建前をとってございますので、追加議案の扱いの中に全部を一元化して提出させていただいたところでございます。
- 25番（天堀 博君） たびたびで議会事務局長さんには申しわけないんですが、御答弁願いたい。

12月12日付で出原平男議長さんから「平成元年和泉市議会第4回定例会招集告知について」ということで、市長から12月19日に定例会を開くという告示がありましたので午前10時に集まってください、という通知が各議員あてに来てますね。同時にそれぞれの議案書が配付されているんですが、なぜこれが1週間前に配付されているのか、理由を言ってください。

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 事務局北野からお答え申し上げます。  
議会招集告知の日に従前どおり、議案書が配付されるわけでございますが、結果的には、追加議案があったわけでございます。本市の場合、1週間前の招集告知の日議案書を配付することを通例としておるわけでございます。ただ、その時点では、追加議案があるようにはお聞きをしておったわけでございます。
- 25番（天堀 博君） 他の議案書が先に配付されているでしょう。それが1週間前に議案を配付するということは、熟知、熟読の期間が必要だからでしょう。だから、1週間前に出しているんでしょう。そうでなかったら、19日に出したらよろしい。それができないじゃないですか、というのが私の言いたい本旨なんです。補正予算は一本化して出すということはわかりますけれども、先ほどの若浜議員さんの生活保護の電算機の導入について質問がありました。それ以外にも説明の中でありましたように、共済組合の負担金追加、王子町会館の修繕、それから道路維持補修、水路維持等、皆大きいですよ。図書バスの購入、教育相談員、地方債追加も大きいし、債務負担行為の限度額の補正もありますね。こういうものが

19日の開会日に配付されても、熟知、熟読し、研究する時間がありません。管轄の委員会協議会あたりで説明がされたのかもしれませんが、他の議員にしてみたらわかりませんよ。電算機問題にしても、あわてて他市がどないなっているのか調べなければならない。あるいは情報管理課へ行って聞かなければならない。これは例えばの話ですが、非常に困るわけです。

答弁はわかっていますからこちらから言いますが、それでは、また補正予算を出さなければいかんと言うのでしょうか。2回も出せないというのなら、差し替えをしたらよろしい。それをお断りしておいたらよろしい。昨日の赤阪議員さんの資源問題の質問ではないが、有効に生かせるならば紙は使ってよろしい。こんなにあわてて調べなければならないようなことでは困ります。どないしても差し替えが出せないという特別な理由があれば、答弁してください。

- 総務部理事（大塚孝之君） 御意見をいただいている意味については、よく承知しております。1つの会期内に二度補正予算を出すということは、異例の事態でございます。つまり、最初に補正予算を提出させていただき、御審議をいただいている間にまた補正をしなければいけないという特別な事情が起こった場合には、法制上適用されるものであると解釈しております。つまり、例を挙げますと、災害復旧などの緊急事態が起きれば修正することもございますが、やはり予算は一元化をして対応せざるを得ないという事情を御理解いただきたいと思いますところでございます。

なおかつ、おっしゃいますように、この中にも当初というか、告示時にわかっている分があるというご意見でございますが、2つの補正予算を同時に上程できないことと合わせ、一元化して御審議をいただきましたという1つの建前でございますので、ひとつよろしく御理解をいただきたいと思います。

- 25番（天堀 博君） 差し替えは。
- 総務部理事（大塚孝之君） 予算でございますので、一度上程して差し替えをさせていただくということになりますれば、数字全体が変わってまいりますので、非常に重要な別の意味が起こってまいるということでございます。現在のところ、差し替えは考えておらないということでございます。
- 25番（天堀 博君） あなたの言っている意味もわからんではない。しかし、議員の側からすれば、決まっていない案件が1つあれば補正予算の予算書が提出できないとなれば、今回のように全般にわたって給与改定とかの問題が出てきますからね。その他にも大きな問題がいっぱいある。そのうちの一部でもそうなった場合でもできないということですか。

せやから、そのことについてはやむを得ない事情はわかりますが、それはそれで2回予算を出せないとすれば、差し替えもできないんやったら、もう少し工夫をして仮のものでも出すとか、もっと議員にわかるようにしてください。議会運営委員会でも要求し、事務局長も厳重に言います、という話しやっただけど、なんぼ言うたかてあきませんわ。どうですか、市長。

○ 総務部理事（大塚孝之君） これは原則論を申し上げておりますので、その点は御理解をいただきたいと思うわけです。何かの工夫、ということですが、一応、内部でもいろいろ討議をしてみたいと思うわけでございます。

○ 25番（天堀 博君） こんなことで頭にくるのはいやなんです、余りにもそんなことばかり言うからね。他市の例なども研究していただいて、できるだけ議員の皆さんに事前に熟知、熟読をしていただけるような方法をとるべきだと考えますので、十分検討していただきたいと思います。

そこで、中身に入らせていただきますが、62ページの社会教育費ですが、昨日も管理公社のコミュニティ体育館等の職員採用問題について質問をいたしました、ここでの職員採用によっていろいろ給与の問題とか出てきますね。この人員配置その他も含めて人事担当あるいは職員団体との事前の協議はあるのかどうかという点が1つ。

それから、例えば来年4月なら4月からの管理公社における職員採用となってくると、今、来年度予算のヒアリングをやってますが、この中では、今まではアルバイトですが、正規職員となっていくわけですから、金額的な問題もありますが、同時にそういう点での正規職員とアルバイトとの関係を含めての協議があるはずですが、それがいいのかどうかの2点についてお聞きをしたい。

○ 議長（出原平男君） 理事者答弁。

○ 社会教育部次長（中辻寿夫君） 社会教育部中辻よりお答えいたします。

各管理公社における人員配分の問題でございますが、これにつきましては、管理公社が管理している各施設、例えば体育施設なら社会体育課という、各原課との協議のもとに人数的なものあるいは施設的内容的なものについて予算査定をさせていただきます。その上で最終的に財政課と協議し、各施設の人員の割り振り等をしてございます。今後、アルバイトと正規職員との差額分といったものもいろいろございます。普通は、必要に応じて必要なものはきちんと正規職員として採用すべきですが、臨時的な受け付け業務的なものにつきましては、臨時職員という形でアルバイト賃金の計上という格好にさせていただきます。

○ 25番（天堀 博君） 人事について協議をしているんですか。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） 鹿島からお答えいたします。

御承知のように、職員定数の決定及び配当に関する事項は、管理運営事項でございまして、交渉の議題とはならないところでございますけれども、労働組合の方は、人員要求という形で毎年、要求書等が私どもに届けられているところでございます。人間の問題は非常に難しいでございますが、交渉をすべき立場で受けておるところでございまして、全体的に昭和50年代後半から現在に至るまで職員定数問題が非常に厳しい中、なかなか配当に乗せ得ないというのが現状でございます。

○ 25番(天堀 博君) もちろん、今の体育館には正規の職員がおります。それを辞めさせるとか、あるいは何かの理由でほかへ転勤なって、その補充に管理公社の職員がいくとなると、これは大変で組合の方からいろいろ問題が出てくるとは思います。しかし、その場合でなく、新しくコミュニティ体育館のような施設ができた場合は、いろんな事情で議題に乗せにくいとかいろいろあるとは思いますが、いろんな経過や事情の中で交渉の対象になっているのかどうか。そういう新しい施設というか、管理公社で管理をしているところですね。

○ 市長公室理事(神藤恒治君) 神藤からお答えいたします。

御質問の趣旨は、新しい施設、いわゆる外郭団体が管理運営をしている施設の人事問題について協議があるのかどうか、また、協議を受けているのかどうかと理解しておりますが、それでよろしいですか。

○ 25番(天堀 博君) 結構です。

○ 市長公室理事(神藤恒治君) 実態といたしましては、新しく法人格を持った施設につきましては、交渉は持ってございません。ただ、労働組合の方からの要望として人員の要求等はございますが、原則としては、新しい施設については持ってございません。理由といたしましては、現在の職員の勤務労働条件に著しい支障を来さないという観点から、原則的には持っておらないというのが実態でございます。

○ 25番(天堀 博君) この施設については、市の職員が張り付いているところもあればまちまちなんですが、そういう点からすれば、今後の課題として非常に難しい問題がありますし、その危険性もはらんでいると思います。しかし、これは大きな問題はありますが、時間が経過するばかりですので、別の機会で行います。

今回の補正予算は、さきに指摘をしたように非常に大きなものもありますが、同時に全般にわたっての給与改定とか、これはさきの議案で可決されて出てきていることですからね。昨日、採用委員会に労働組合の代表を参加させてはどうか、ということについては、人事課長から、これは任命権者の責任で行うものやからその考えはない、と突き放されました。

となると、市長が任命をして職員として採用するということは、全般にわたる問題ですか

らね。私が昨日質問をして尻切れとんぼになっているので続きをやるわけではないんですが、給与とか職員採用問題全般にわたる問題ですので、市民の間から不正が行われているんじゃないかとか言われているわけですから、この点のはっきりさせなければいけないと思います。その1つは、管理公社の問題について、昨日の理事長の答弁では、そのまま採用する方針やということですが、これは理事長個人の考えではなく、理事会でそういう方針が決定されたと受け取っていいんですか。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 昨日、御答弁申し上げましたのは、採用していきたいということにつきましては、既に理事会に報告事項として報告申し上げた次第でございます。

○ 25番（天堀 博君） そこでは、理事さんから恐らく異論がなかったのもそういう答弁をされたと思うんです。報告したが、各理事からぐあいが悪いとかの意見が出れば、個人的に言わないはずですからね。恐らく理事会の意思、方針ということになっているだろうと思うんです。そこで市長、正規職員に採用するとなれば、給料は市から支給してるんですよ。この辺は、われわれ議員も理事者の皆さんも再認識しておいてもらわなければ困ります。

今、予算のヒアリングをしていますが、不必要なものは財政がチェックして省くわけですが、必要なものは全額お渡しし、最終的に余れば返していただくという、一部事務組合の泉北水道などがやっている方式と同じでして、市から給料を渡しているんです。形は管理公社ですが、市が雇用しているのと何ら変わらない。御承知ない方もおられるかもしれないので言うときですが、すべて国家公務員並みのボーナスその他も支給されているわけです。ただ、正規職員に比べ給料表のスタートが低い。しかし、毎年、上がっていきますからね。最初が多少安いから正規の職員を雇うよりは安上がりになるというだけで、それ以外の待遇はほとんど同じなんです。

使用料は全部市にいただき、そこからまた払うということですので、これは管理公社の理事長や理事会だけの問題ではありません。だから、はっきりしておかなければいかんと言ってるんです。報告事項として報告申し上げた、という理事長のお答えですが、まだ、採用を予定している今回の人は、理事会には報告してあるけれども、来年度の4月1日なら4月1日から正式に採用が決定していないわけですね。恐らくこのままいけば、予算のヒアリング段階ですから、今回、私が問題にしなればいつわからんままに、暗がりの中でうっと理事会で決定されると思いますが、その正式な決定はいつごろになるんですか。こんな問題が起こらなかつたとしたら。

○ 社会教育部次長（中辻寿夫君） コミ体の4名につきましては、一応、年度当初から財政当局とも調整がございました。ただ、雇用条件としては、高卒初任給という位置付けを

してございます。コミ体だけでなく、他の光明池運動施設にも、長期にわたって臨時職員として採用を前提とした条件の職員もでございます。そういったこともございまして、そのまま当初4月の採用時点では、10月に本採用ということで私も聞いてございました。ただ、予算的にそのままいくと、12月のボーナス等の支給ができなくなるという日程的な問題がございまして、年内はちょっと無理、新年1月には何とか採用の方向でいきますと、人件費にもそう影響はないだろうということで理事長とも御相談申し上げていたところでございます。ですから、本件職員につきましては、当初から既に正規の職員にしてくれるものということで勤務してございます。

- 25番(天堀 博君) 次の理事会はいつですか。
- 社会教育部長(生田 稔君) 今、次長がお答え申し上げましたが、内容につきましては、理事会という場の中で今後、十二分に検討、御意見をちょうだいをしていきたい、かように存ずる次第でございます。そういったもろもろの未解決の問題についても、理事会において十分に御趣旨を体しながらか御相談申し上げたいと存じておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。
- 25番(天堀 博君) 正式に初めから決まっていたとしても、どこかで決めなければいけないんでしょう。そのような方針できたから、すうっといつってしまうんですか。決めるんやったらいつやるのかと聞いてるんです。
- 社会教育部長(生田 稔君) 現在のところ、日時まで明確なお答えはできませんが、来年早々にもこの件について十分に検討したいと存じますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。
- 25番(天堀 博君) 先ほどの中辻さんは事務局として御答弁を願ったと思います。その答弁を聞いていると、これはますます他の議員さんも、一体これはどないなってるんや、と思われるに違いない。最初から約束して入ってもらうてるんやったら市長、これはいかんですよ。中身については昨日も言ってますので繰り返したくはないんですが、次の理事会を来年早々に開くということですから、ひとつその理事会で御協議を願いたい。  
今回、私が指摘した問題は管理公社だけにとどまらず、市職員採用の全般にわたる問題です。しかも、おカネはすべて市から出しているんです。単に理事長の責任だけではなく、市長、あんたの責任なんですよ。あるいは教育委員会に限れば、教育長の責任でもあります。非常に重大な問題ですので、よくその点を次の理事会で説明し、もう一度御検討願いたいということで提起をすると解釈してよろしいですか。
- 社会教育部長(生田 稔君) そのとおりでございます。

○ 25番(天堀 博君) 理事の皆さんは昨日からの論議の内容を聞いていただきたい。幸か不幸か、役員の名簿をいただいているんですが、理事は全部市の職員ですね。理事長は社会教育部長の生田さん、議長が産業部長の松村さん、理事が数人おられますが、総務部長の橋本さん、都市整備部長の萩本さん、総務部理事の大塚さん、産業部次長兼商工課長の高三さん、総務部総務課長の池辺さん、社会教育課長の西岡さん、社会体育課長の田丸さん、都市整備部公園課長の樋渡さんなど、ここにおられなくても3階の会議室で聞いておられると思いますので、よく聞いておいてほしい。理事の皆さんがどういう結論を出されるか、私はみものだと思うんです。

先ほど、事務局から最初から、というような話も出ておりますが、そんなことは絶対にあってはならないという結論を出していただきたい。それで次の議会が、臨時がなければ3月議会ですが、そこで予算委員会もありますので、その中ではっきりと結末については確認をしていきたいと思います。

ここで言うのは何ですが、私どもの調査では市長、正職として採用されているあなたの方、これは退職をされておられるので、そういう人たちを問題にしているではありません。別にあなたにこびを売るわけでも何でもありません。そういう人たちは、3年なり5年なり年金にさわらない程度におカネをいただいて頑張っておられるんですからね。いいか悪いかは別としてね。

しかし、正職として採用されている今の6名、それから、非常勤が1名、臨時職員が8名という人たちを含め、私どもが調査した範囲では、かなり縁故関係を通じて入っている方々が多分にいるんです。だから、市民からすれば、市の職員にしても公社の職員にしても、公園にしても同じなんです。市役所は1つ、公務員は1つです。そんなところへアルバイトにいったら、最初から正規職員になることを約束してもらったとしたら、これは大変なことですよ。市長、理事の皆さんもよく聞いておいてほしい。

ここでは、今まで関連でかなり言うていきますので終わりますが、これは非常に重大な問題ですので、心を決めてやっていただきたいと申し上げておきます。

○ 議長(出原平男君) 他に。

○ 21番(勝部津喜枝君) 2点ほどお尋ねいたします。

第1点は、39ページの生涯学習施設ネットワーク推進事業補助金の内容について、まず、御説明を願いたいと思います

それから、43ページの防犯灯設置補助金追加ですが、先ほどの63年度決算が上程されましたが、これにつきましては、63年度の防犯灯設置補助金の総額と何カ所になるのか。



それと、今回の防犯灯の補正で当該年度の総額と何カ所になるのか、お尋ねいたします。

○ 議長（出原平男君） 理事者答弁。

○ 社会教育課長（西岡政徳君） 生涯学習施設ネットワーク推進事業補助金の御質問でございますので、社会教育課の西岡からお答えいたします。

生涯学習施設ネットワーク推進事業と申しますのは、国庫補助金の中で生涯学習振興費補助金というのがございまして、その一部でございます。これは本年度に初めてできました補助制度でございます。要旨にございますが、人々の多様化、高度化する学習要求にこたえるため、社会教育施設、学校、職業訓練施設事業、その関連施設事業等が相互に連絡を図りながら、地域の学習施設を総合的に整備充実をすることになっております。

事業内容がございまして、特に今回、その補助金を受けることになりましたのは、巡回サービスといたしまして、公民館や図書館を置かない地域に学習サービスを行うための巡回文庫用自動車の整備や、巡回相談事業を行うための文庫車自動車の購入をするということで補助申請をしたものでございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） もう一度だけ。

学校その他の施設名をおっしゃいましたが、いわゆる本市の持っているいろんな施設の中で、生涯学習施設というのはどういうものになるのでしょうか。

○ 社会教育課長（西岡政徳君） 生涯学習施設と申しますと、例えば図書館や美術館、青少年の家、体育館、コミセンその他サンライフなどが生涯学習施設と位置付けております。

○ 21番（勝部津喜枝君） 先般の産業文教委員会協議会でお尋ねいたしました折、横尾山の青年の家については目的施設である、ということをおっしゃいましたが、その意味では、先ほどの一連の施設は、生涯学習という意味での目的施設ということになるのでしょうか。

○ 社会教育課長（西岡政徳君） 青少年の家につきましては、社会教育法には特別の具体的な規定はございません。補助要項の中には、青少年の健全育成等を行う施設であり、また、広くは社会教育振興のために、という観点から青少年の家の建設を行ったわけでございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 生涯学習施設という施設名ですが、お尋ねしておりますのは、いわゆる法的な位置付けの中での施設になるんですか。その点だけ教えていただく意味でお尋ねいたします。

○ 社会教育課長（西岡政徳君） 生涯学習施設という名称そのものは、確たる法的な規定はございません。ただ、生涯学習とは先生も御承知だと思いますが、生まれてから長い間、人々が学習場所として使用できる施設について、われわれとしては、生涯学習施設という観点

でとらえているわけでございます。

- 21番(勝部津喜枝君) 再度、お尋ねいたしますが、それでは法的に補助金獲得等のための目的施設ではないと理解してよろしゅうございますね。
- 社会教育課長(西岡政徳君) 一応、生涯学習施設ネットワーク推進事業といいますのは、今回、初めてできた補助要項でございまして、特に図書館で自動車文庫が必要だということで、その中で巡回サービスを行うものでございます。
- 21番(勝部津喜枝君) ですから、図書館なら図書館法の中で補助金等が付いてくるわけですが、そういう施設につきましては、特別に法的に生涯学習施設という位置付けはないと理解してよろしいですかということです。
- 社会教育課長(西岡政徳君) 特別にそういう位置付けはありません。
- 21番(勝部津喜枝君) 結構です。次の答弁をお願いいたします。
- 議長(出原平男君) 次。
- 広報広聴課長(池辺一三君) 防犯灯の補助金につきまして、広報広聴課池辺よりお答えいたします。

63年度は116灯、122万244円の補助をいたしてございます。本年度につきましては当初が90万円、今回30万円の追加補正でございまして、合計120万円でございます。

- 21番(勝部津喜枝君) あえて金額的にはそれほどでもない中で御質問をさせていただきましたのは、維持管理費については町会が持つということは間違いのないですね。
- 広報広聴課長(池辺一三君) そのとおりでございます。
- 21番(勝部津喜枝君) 明確に町会が維持管理をされている場所の防犯灯はいいんですが、どこが維持管理しているかわからないという部分も若干はあるのではないかと思います。その辺につきましては、当該課ではどのように把握されておるのでしょうか。町会長の申請によって補助金を出しているんでしょう。
- 市長公室長(杉本弘文君) そのとおりでございます。防犯灯の補助を出しているのは、町会長あるいは自治会長の申請に基づいて補助金を交付しております。
- 21番(勝部津喜枝君) その意味では、古くなるかもわかりませんが、記録としては残っているということですね。
- 市長公室長(杉本弘文君) その辺につきましては、以前にも整理させていただいた経過がございます。町会長さん、自治会長さんに維持管理していただいている防犯灯については、台帳等はお持ちだと理解しております。

- 21番(勝部津喜枝君) いいえ、役所の方ではどうなっているかということです。
- 市長公室長(杉本弘文君) 私の方では、毎年、出しておりますのはわかりますが、台帳的には持っていないということです。
- 21番(勝部津喜枝君) 私が街頭宣伝をしていたとき、ある市民から、3本ほど街灯が長く切れておるのでぜひ市役所の方をお願いしてほしい、ということでしたので、10月23日に広報をお願いに行きました。たまたまその個所の街灯は、どこの町会に該当するかわからないということでしたので、調べておきます、ということでした。何回か足を運んだ結果、ある町会の方をお願いをした、ということでしたが、昨晚に見に行きましてもいまだに付いておりません。今朝、その係の方にどうなっているのか、と申し上げましたら、おたくの町会に該当するのではないかと問い合わせをしたということなんです。

それならそれでもいいんですが、2カ月もかかって何回も足を運んだにもかかわらず、これぐらいのことが機敏に対処できないのかということをお願いしたいんです。私も議員も職員さんも、市民の身近な問題については機敏に措置しなければならないという同じ立場にあると思います。ましてや最近、町会の防犯協会の回覧では、歳末を控えて町を明るく、というものも回ってきています。

今回、問題になっております場所は、絶えずパトカーが止まり、子供たちが徘徊する大変危ないところだということで、地域の皆さんも困っておられるんです。その具体的な場所も担当の方に指摘をした上でお願いしている話なんです。それが2カ月もたっているにもかかわらず、そういう態度であるということは、私は職務怠慢と言わざるを得ないと思います。指揮監督の立場にある方の明確なる御答弁をお願いしたいと思います。

- 市長公室長(杉本弘文君) 御指摘、まことに痛み入ります。私も先生から初めてお聞きをするわけで、担当からそのような報告は受けておらないわけでございます。一応、調査をいたしまして、早速対応するようにいたします。
- 21番(勝部津喜枝君) お忙しい公室長さんあたりにまでこのようなお話がいかなくても、担当の方ですぐ対処できることだと思います。その点ひとつ御理解をいただきまして、頑張っておられる職員さんですので指名はしておりませんが、あえて取り上げさせていただきましたのは、こういう身近な問題につきましては、議員も職員も一体になって市民に奉仕する立場でいくことは同じだと思います。その点を御理解いただきまして、年末も控えておりますので、早急に改善を要望して終わります。

以上です。

- 議長(出原平男君) 他にございませんか。

- 6番(穴瀬克己君) 自動車文庫車購入についてですが、今までの自動車は何年経過したのか。それから、自動車文庫の利用について、年度的にどのぐらいの成果が上がっているのか、その辺の実態について御報告願いたい。

それから、開放総合センターの中の図書館の位置付けはどうなっているのか、お聞かせ願いたい。

- 議長(出原平男君) 理事者答弁。
- 社会教育部次長(北野喜平君) 図書館の巡回自動車購入について、図書館館長北野から御説明申し上げます。

御案内のとおり図書館では、本館から遠い地域の市民皆様に図書館サービスを提供するため、市内に43カ所の駐車場を設定いたしまして、常時2台の巡回文庫車を運行いたしております。そのうち「くすのき号」という車は、昭和49年に購入以来15年間運行しております。そのうち「くすのき号」という車は、昭和49年に購入以来15年間運行しております。老朽化による故障あるいは運行上の危険が心配されるということで今回、新規に買い替えをお願いするものでございます。

それから、年間の利用実態ということでございますが、図書館全体で約33万人、そのうち巡回文庫車の分が約16万人ということでございます。

以上でございます。

- 6番(穴瀬克己君) 過去5年間ぐらいにさかのぼってはどれぐらい。
- 社会教育部次長(北野喜平君) 過去5年間の中では資料の持ち合わせがございませんが、大まかに申し上げまして、ほぼ横ばいというところでございます。
- 6番(穴瀬克己君) 当然、老朽化していく中、車の安全運行の形の中で図書館文庫車の運営ということは理解するところであります。しかし、生涯学習の中から引き出しておりますので、生涯学習という形で図書館の運営等を考えていく中では、今のままの自動車文庫の実態でいいのかどうか。そのために5年間ぐらいさかのぼった利用実態を知りたかったわけです。ほぼ横ばいということですが、本来ならば人口増もありますし、生涯学習も盛んに言われるようになってきておりますので、利用実態ももっと増えているのではないかという気がしたんです。

そういう観点から考えますと、市民皆様方の身近なところで学習の教材を与えていく形の中で考えますとき、自動車文庫の移動図書館だけで事足りるということよりも、もう一歩進んだ考え方が必要ではないか。今の図書館を本館とすれば、分館を設置していこうという考え方がないのかどうか。当然、公民館施設が充実していく中では、そこに併設できるわけですが、公民館施設は計画を立てたままで少しも進んでおられないし、整備もできておりません。

なんぼ言うても始まらないと思います。

そこで、何回か提言をしましてまいりましたが、学校施設や町会、自治会館を活用させていただくとか、特に住民皆さんの協力をいただきながら、生涯学習教育をさらに進めていくという形が理想的だとよく言われておるわけなんです。それを実施しているところもたくさんありますし、また、こういった公民館や学校、町会施設を使わなくても、図書館を各地に建設していつているところもたくさんあります。その意味では、いつまでも自動車文庫に頼っている形ではなく、一步前進した方向がとれないものかどうか。また、コミュニティセンター等にも図書併設をすとか、いろいろなことが考えられると思います。公共施設の管理運営等の問題もあろうかと思いますが、そういう形でのさらに生涯学習を深めていく意味からも、図書館の分館建設、公共施設をお借りして運用していくなどの考え方があるかどうか、お聞かせ願いたい。

- 社会教育部次長（北野喜平君） 図書館の分館、分室につきましては、当然必要であろうと考えております。当面は、中央丘陵のシビックセンター内にぜひとも分館を設置してほしいという要望もいたしておるところでございます。

巡回文庫車の効用でございますが、もちろん、それなりに効果はあろうかと思えます。何分、3週間に1回の巡回でございますので、小さくても、あるいは若干距離が遠くても、分館、分室の方が利用価値があろうと言うことは十分に承知しております。しかし、予算その他いろんな面もございますので、それらが実現するまでの過渡的な措置ということで、巡回文庫車でカバーしてまいりたいと考えております。

- 議長（出原平男君） 次。
- 解放総合センター総務課長（戸口泰明君） 解放センターの戸口からお答え申し上げます。解放センターの図書室は、開設当時から1つは、同和問題の科学的認識を深め、一般教養の向上を目的とするものであります。もう1つは、市民が生活課題を自主的に学び、また、余暇時間を有効に使うこと。さらに、図書の閲覧だけでなく、学生などの学習の場として現在、活用を願っております。現在の登録者数は468名ですが、ほとんど学生さんが大半でございます。図書数は7,427冊、ほとんどが自学自習の場になっておりますので貸し出し数は少ないですが677冊、木曜日以外に開館しております。
- 6番（穴瀬克己君） 解放センターの図書室は、市民全部に開放しておりますか。
- 解放総合センター総務課長（戸口泰明君） そのとおりでございます。
- 6番（穴瀬克己君） こういった形で図書館はどんどん利用されていつてます。生涯学習の中で使われております。解放センター内の図書室には注文があります。きちんと解放セン

ター内の図書館として案内を出すべきである。聞き伝えだけでもそれだけの利用実態があるんです。当初は、支部の学習のために図書館を置いてあるのかと思っておりました。ところが、地域の人たちや地域の学生の人たちが幅広く利用しているわけです。すごい利用実態になっています。図書館は、単に図書を貸し出すだけではありません。その意味から現在、政府の大きな教育の面において生涯学習の流れにありますので、行政としてもそれを受け入れ推進していかなければならない。

図書館の分室の設置については大きな予算が必要ですので、図書館長さんは必要であるとお考えになってもなかなか言えませんが、中央丘陵のシビックセンター内につくっていかうという目標を実現していかなければなりません。そして、今ある公民館も整備、新しくつくるだけでなく、そういう形の図書施設を増設していく。あるいは自治会館などの古いところでも地域の皆さん方の御要望にこたえられるよう御協力もいただき、移動文庫と合わせながら分室的なものを強化し、生涯学習の推進を図っていく形でぜひとも取り組んでいただきたい。特に生涯学習という観点からすれば、図書館だけでなく社会教育全般について、それに携わっておられる管理者の方々にその辺の考え方並びにこれからの方向をお聞かせ願いたいと思います。

- 教育長（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと思います。

生涯学習と申しますと、非常に幅広い内容でございます。特に叫ばれております国際社会あるいは21世紀を目前に控える中、生涯学習が強く叫ばれてまいっております。生涯学習と申しますのは、一定の教育を経て社会に出たが、それだけでは国際社会に対応できないという中から、それぞれがみずから学習、研修をしていこうというのが、生涯学習の目的でございます。したがって、私どもも生涯学習につきましては、それぞれ各種団体との会合の中でも強く申し上げておるところでございます。先ほど、御意見がございましたけれども、今後は図書館のみならず、広く社会教育施設全般の充実につきまして、今まで以上に目を向けながら努力をしまいたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

- 6番（穴瀬克己君） 解放総合センターの中の図書館がいい例です。看板が上がってないのでだれも知らない。だけど、近隣の小中学生や高校生、青年が集まり学習もしております。支部の人だけと違いますよ。だから、器さえあり、設備さえつくってあげれば十分に活用するわけです。コミセンもつくったのにやってない。シビックセンターも言うてますが、いつでもやらわかれへん。図書室もその一環ですが、そういうところからでも、生涯学習のためにきちんとカリキュラムを組んでいくのが行政としての姿勢です。これだけ事足りるという、現状で回転していけばいいという考え方で満足しては決して前に進んで行かないし、

国際社会に対応できない。それこそ施策の中で言葉だけが先行しているが、実態が伴っていない。前向きの形で1つ1つの施策を築き上げていただきたい。このことを強く要望しておきます。

- 議長（出原平男君） 他にございませんか。
- 2番（早乙女実君） 長くなっておりますので簡単に聞きます。先ほど、若浜議員さんもお聞きになりましたので、だぶるところは全部外しまして、準備していた残っている問題だけについてお聞かせ願いたいと思います。

生活保護費の中の電算システム化の問題ですが、このことによりまして当然、業務内容は変わるわけですが、この導入によるメリット、デメリットはどういうところにあるのか、端的に答えていただきたい。

もう1つは、プライバシー保護問題ですが、ホストコンピューターの方で具体的な要項についてやられていると思いますが、国の方の制度的な問題も含め以前の議会でもお聞きしましたが、プライバシー保護条例について、市として具体的に作成公布すべき時期だと思っております。その辺のところについてどうお考えですか。

以上、2点について伺いをいたします。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 福祉課長（金谷宗守君） 生活保護の電算システム化による改良点について端的に申し上げますと、先ほども申し上げましたが、事務処理の効率化によりましてケースワークを充実させることができ、そのことによりてより各ケースに応じたケースワークができるということでございます。さらに、市の窓口事務におきましては当然、電算業務で医療券等の交付もいたしますので、従来の手書きに比べ迅速に対応できるというものでございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 情報管理課長（山本 襄君） 第2点目の情報処理関係の条例制定について、情報管理課長山本からお答えいたします。

昨年12月、国におきまして法律が制定、公布され、本年10月1日より施行されております。このような国の動きに基づいて、われわれといたしましても、条例の原案は既に作成いたしております。今後は、各課と意見調整をいたしまして、早急に条例制定の方向に持っていきたいと考えております。

以上です。

- 2番（早乙女実君） 事務的に余力ができるので、それでケースワーク等を充実させるということですが、実際に保護を受ける側からすれば、面談を充実させるということは、逆

に恐怖感がわくとか威圧感を感じます。何をもちて面談を充実させるのかという問題も含めて、自立化を促進するということですが、逆に言えば、保護打ち切りという極めて冷たい行政に転嫁することも考えられます。ちょっと独断かもしれませんが、そういうことのないよう、具体的な事務合理化に伴ってのきちんとした人員の余力を、福祉切り捨てではなくより福祉の充実になるように電算化をやっていただきたいと思います。

合わせて、昨日の事前の協議の中で、どこがやっているのか、と聞いた際、京都があります、ということだったので、たまたま私の友人が京都市の職員でケースワーカーをやっておりますので、夜中の10時に電話をかけました。天堀議員さんの事前に議案を出していただくということは非常に重要なんです。調査する時間もなく、夜中に友人に迷惑をかけたわけです。その中で出てきた問題として、京都市の場合、1年間、試行しています。もちろん、それぞれの区で1戸ずつモデルをつくり、その中でデータの的にやってみて問題点を明らかにし、本年4月から本格実施に入ったというぐらゐ慎重な態度でやっているのが1点。

また、デメリットも出てきたということです。どんなことか。手作業ではトラブルがすぐわかったのに、機械的に入力することによってバックデータも含めて見直し作業に2時間もかかってしまったという問題も起きております。年度途中でかなり慎重に審議されて持ってきたということですが、導入に当たっては、本当の意味で他市の事例も御検討したと思いますが、トラブルのないようにきちんとやっていただきたい。

合わせて京都市の場合、それに伴って保護費の振り込み制度も実施したわけです。このことは以前、この議会の中でも他の議員さんから質問が出ておりましたが、そうしたことも含め御検討される気はないのかどうか、その点だけちょっと聞いておきます。

- 福祉課長(金谷宗守君) 現在のところ、実際に振り込みを行うことはまだ考えておりませんが、電算を導入することによって振り込みの業務を行うことは可能でございます。
- 22番(早乙女実君) 要望にとどめますが、先ほどの情報管理部長の回答にもありましたように、プライバシー保護の観点に位置付けるための大前提としての条例化を早急にやっていただきたいと思います。合わせて振り込みの問題も前向きに検討をお願いしたいと思います。

最後に、時間があれば、市の中でどれだけ電算業務がやられているかを出していただくつもりだったんです。年度途中でこういう形で民生の中の生活保護の分で急に出てくるということでは、今、税務や水道、病院など市の大半の部門で電算業務が導入されております。ところが、市民的にもきちんとした導入問題も含めて検討し、チェックする審議会的な組織が和泉市にはありません。堺市はやってます。光明台の水道や下水道の話ではないが、光明台



でのデータを和泉市からもらうがよろしいか、逆に堺市のデータを和泉市に渡すがよろしいか、ということがその審議会に出されて論議されております。これが本当の意味でのプライバシー保護だと思います。行政的にきちんとチェック機能が入ってこそ、本当の意味でそうした条例も生きてくるだろうと思います。その意味では、全市民的な観点から条例で何かこの中だけでやってしまうということではなく、審議会の設置も合わせて御検討いただく要望いたします。

○ 議長（出原平男君） 他に。

○ 28番（友田博文君） 28番・友田です。まず、31ページの歳入に関してですが、歳入の市税6億6,500万円の追加でございますが、市の歳入の5%余が補正予算で入っているんですけど、なぜこのように大きな額が補正計上されたのかの理由についてお聞きしたいと思います。

それから、38ページの農業施設災害復旧事業分担金とありますが、私のところは横山という山に囲まれ、今回、水害等で大変現場の方々には御苦勞をおかけしたんですが、今回、国、府の分担金を獲得して事業費予算を計上していただいているわけです。こちらから上げた額に対してどのぐらいの率の補助金をいただけたのか、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

それから、49ページの生活保護の電算システム作成委託料600万円でございますが、まだ、委託していないということです。また、次のページに電算機器購入費とありますが、これはそう簡単にはできないと思うんです。結局、システムをだれがつくるのか。先ほどの説明では、実際にまだできていない、これからつくんだということですが、それならシステム化だけを先にすればいいのではないかと考えますが、その辺について。どれだけ賢明な方々がおられてすぐ電算機器の購入につながるのかどうかわかりませんが、私もここまで電算関係について議論されますと黙っておられませんので、お伺いをいたします。

それから、39ページ府支出金の府補助金の中で隣保館整備事業補助金でございますが、額が大きいので教えてください。

それから、職員関係でございますが、今回の補正は給与関係が多いのですが、本庁の職員約500人で結構ですが、主査、係長以上の一般職員に占める比率を教えてください。また、職員の仕事の関係でやる気とか士気の向上はどうやっておられるのか、あるいはそれをどう査定をしているのかということです。今回、ボーナス等で幾らか支払われますが、一律でいいのかどうか、ちょっと疑問に思いますので、合わせてお願いいたします。

○ 議長（出原平男君） 理事者答弁。

- 総務部次長（森 利治君） それでは、歳入に係ります市税の補正額6億6000余万円でございますが、当初予算の見積もりにつきましては、税全般に係る過去の実績あるいは税務署等関係機関からの情報収集によりまして、当初に適正な見積もりを期するわけでございます。たまたま、本年度におきましては、われわれも若干、驚いている状況でございます。特に個人所得に係る土地建物等の売買に係る税金ですが、当初、過去の実績その他の資料によりまして見込みを立てました件数に比べが非常に多うございます。件数にして約170件、1件あたりの税も90万～100万円多うございます。そのため当初に比して歳入が非常に多くなったという見通しが現時点で立てられる状況でございます。さらに、その他の特別徴収に係る給与所得、営業所得がともども若干、伸びる傾向にございまして、現在、決算見込み等の作業を行っているところでございます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 産業部次長（松林 保君） 農林施設災害復旧費分担金につきまして、農林課松林からお答えいたします。

これにつきましては、平成元年9月の集中豪雨の復旧事業でございまして、全体で18カ所、総金額が約2,000万円でございます。そのうち補助金が436万円でございますが、それが今回、お願いをしております池、水路、林道の復旧補助金でございまして、あとは1,161万6,000円、分担金が408万3,000円でございます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 福祉課長（金谷宗守君） 電算課の導入についてお答え申し上げます。

先生の御指摘ではございますが、今回、導入を予定しておりますのは、ソフトウェアパッケージでございます。これのソフト委託料でございます。したがって、既に基本ソフトはでき上がっておりまして、あとは部分的に本市の様式等に合わせるだけのものがございますので、ソフトの開発には、それほど時間を要しないものでございます。そういうことで数社のソフトをただいま検討中でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 老人解放センター所長（堀田正治郎君） 府補助金の隣保館整備事業補助金でございますが、これは今回、王子町の王子町会館の建設改良整備事業工事費として補正をお願いしたものでございます。これが隣保館工事に係る整備事業ということでございます。

隣保館というのは、厚生省で1地区1隣保館と決められておりまして、地域の人たちが研

修、学習を行う場として設置されておるわけでございます。現在、幸地区では幸会館、王子町地区では王子町会館、それから、解放総合センターが隣保館として位置付けられ、各種の講習講座等に頻繁に利用しておるところでございます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） 人事に関して鹿島からお答えいたします。

係長級以上が何名か、ということでございますが、355人でございます。全職員1,742人でございますので、約20%ということになります。

次に、やる気、意識の向上という問題でございます。常に議会でも御指摘を受けているわけでございますけれども、やはり職員研修でそれらの意識を高めていくことであろうと考えます。職員1人1人の資質と職務遂行能力を高め、もって組織の活性化を図ることを目的に絶えず研修を行っておるわけでございます。職員研修には、経験者が行う研修と各職場の長が行うものなどさまざまあると思いますが、それらにしっかりと取り組んでいく以外にはないのではないかと考えております。

それから、一時金等について一律でいいのかどうかという問題がございます。地方公務員法等では、給与等については職務給でいきなさい、ということに根本原則はなっておりますが、一時金については、勤勉手当、期末手当ということになっておりまして、成績評価で配分する方式はやっておりません。

以上です。

○ 議長（出原平男君） ここで、暫時休憩をいたします。

（午後3時35分休憩）

（午後3時55分再開）

○ 議長（出原平男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。友田君。

○ 28番（友田博文君） できるだけ簡単にやります。

まず、市税関係ですが、当初予算を組むときには、率的には、補正予算を組まなくてもいけるように予算を組んでいるのかどうかということをお聞きしたい。

○ 総務部次長（森 利治君） 税関係につきましてはお答え申し上げます。

税全般にわたりましては、当初見積もりのをいたします場合には、御指摘のようなことは一切ございません。適正な歳入見込みを立てまして、当初予算に計上させていただく次第でございます。

○ 28番（友田博文君） 私も大きな金額ではないですが、歳入歳出等をやってきたんです

が、当初は、回避率何%という格好でやっているの大体わかるんですが、今回の市税の補正が6億6,000万円、約5%というのは、余りにも高いような気がします。できるだけ当初予算の中で組んでもらえるよう、要望だけしておきます。

次に、災害復旧の関係ですが、当初に何件あって、分担金をいただいた率ほどのぐらいかということをお聞きしたんですが、その点をお願いいたします。

○ 産業部次長（松林 保君） 全体に出てきたのは相当数ありましたが、採択基準の30万円以上という件につきましては18カ所でございます。さきの9月補正で一応11カ所、850万円の20%を分担金としていただき、それと予備費の流用をさせていただきましてのが432万円、それに今回、国費の採択を受けた個所が3カ所で723万9,000円の分担金が151万9,000円になっておるところでございます。

○ 28番（友田博文君） お伺いすると、要望申し出のあったところが100%できているような感じを受けましたが、そうですか。

○ 産業部次長（松林 保君） 先ほど申し上げましたように、30万円以上の分につきましては、100%やっていると思います。

○ 28番（友田博文君） ありがとうございます。横山などの山手に住む者にとっては、農林関係の水害が特に多いので、これからもできるだけ農家に助成をしていただけるようお願いを申し上げます。

それから、電算システムの関係ですが、パッケージだけ購入するというのであれば、電算システムパッケージ購入とすればいいんじゃないですか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 従来からも生活保護行政に限らず、他の分についてもパッケージを購入しておりますが、業者がつくったパッケージをそのまま使用することはできません。やはり各市独自の福祉行政の制度に合わせる作業が必要でございます。そのために既成のシステムをわれわれの業務に合わせる作業も含め、システム作成委託料という考えをもって計上させていただいた次第でございます。

○ 28番（友田博文君） システム化というのは、もともとのソフトがあったとしても、それに組み込むとなれば、そう簡単にできるものなんですか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 先ほども申し上げましたが、各ハードメーカーにそれぞれ別々のソフト会社があって、そのメーカーの機器を使ってソフトをつくっております。いずれにしても、生活保護行政はかなりの部分が全国共通の部分がございまして、医療券なども国で定まっておりますので、その部分については、さわることはできません。そこで、各市独自のものについて、ソフトに修正を加える部分が極めて少ないということがございますので、

ほとんど基本ソフトパッケージのごく一部の帳票のレイアウトを変えるだけでございます。パッケージ購入の場合でも、さほど実用に至るまでに長期間を要しないということでございます。

- 28番(友田博文君) 先ほどの御回答の中では、まだどのメーカーのものとも決まっていないとおっしゃいましたが、どのものとも決まっていないのに、そう簡単にできるんですか。
  - 福祉課長(金谷宗守君) 先ほども申し上げましたが、ハードメーカーは3社ですが、ソフト会社は、あちこちのメーカーの機器を使ってソフトをつくっているわけではございません。特定のハードメーカーの機械を専門に使っております。そういうことでございますので、われわれが業務の分析をして業者を決めれば、国と違うシステムの部分については、そのソフト会社のシステムエンジニアと協議をし、市独自のものに合わせる作業を行います。したがって、NECにはNECの何社かのソフト会社があり、富士通、カシオも同じでございますので、そのソフト会社に直接当たっているわけではございません。そのソフト会社も含めどのメーカーの機種にするかは、年明けに決定していきたいということでございます。
  - 28番(友田博文君) 情報管理課長から答えてください。そう簡単にシステムパッケージが変更できるんですか。
  - 情報管理課長(山本襄君) 今、動かしているホストについては、昭和59年から60年3月にかけて、各メーカーがそれぞれパッケージをつくり、コンピューターのソフトウェア開発を幾らかでもしやすいようにやっております。その意味では今回、福祉課が導入、利用しようとするパッケージ開発も、できるだけ短い期間に押さえるということで委託料を計上しているのだらうと思います。しかし、パッケージの修正の度合いによりまして、3カ月かかるか6カ月かかる場合もございますが、その辺は、業務の主管課がどのようにやろうとしているかで変わってまいります。
- 以上です。
- 28番(友田博文君) そんなおかしなことを言うたらあかんよ。業務の主管課といいますが、あんたとこの情報管理課が主管課と違うんですか。片方は一般の職種でしょう。情報管理のところももっとしっかりせなあかんじゃないですか。どうシステムをつくっていくかは、あんたところが指導してやるのと違うの。今、3カ月とか6カ月とか言うたやろう。そんなに簡単にできるものとは違うと思います。
  - 情報管理課長(山本襄君) 今回の生活保護システムにつきましては、冒頭にも申し上げておりますように分散処理ということですので、ホストではやらないということでございます。

す。福祉の業務内容につきましては、ほとんど門外漢でございます。やはり業務に精通した職員がシステムの開発に当たることが一番大事だと思います。

- 28番(友田博文君) 電算処理ということは、和泉市の場合でしたらホストを持っているので、それで全部処理するというを前提にものを言うてるわけです。分散するんやったら、皆分散したらよろしい。なぜホストを持っているかということについて、もうちょっと考えてやらなければいけないんじゃないですか。

- 福祉課長(金谷宗守君) 福祉課の方からお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、ホストコンピューターで生活保護システムをやるとなると、開発費用も時間もかかります。多分、1～2年はかかるでしょう。全国的にもホストコンピューターで生活保護業務をしている市は、ごくまれでございます。10市もございません。ところが、パーソナルコンピューターあるいはオフィスコンピューターで処理している市は、数百に上ります。したがって、ソフトもたくさん利用されれば、1つの開発費用が高くて押しなべて安くなり、開発の時間も短くなる等のメリットもございます。同時にプライバシーの問題も考え合わせまして、ホストコンピューターでなくオフィスコンピューターで処理しようというものでございます。

- 28番(友田博文君) 時間も経費もかかると言いますが、時間も経費もかけたらいいのと違いますか。あんたとこの課だけで終わるのならそれでもいいが、将来にわたる電算化の中で処理をしなければならぬ。プライバシーの問題にしても、フロッピーを抜いて持って行かれたら終わりですよ。しかし、ホストコンピューターを設置してあるところは、きちんとした組織を持っていると思います。全くプライバシー保護の問題については、課長と反対の意見を持ちます。

あんたが考えているほどプライバシーは安全ではありませんよ。持って帰ってコピーされたらおしまいです。なんぼガードをしても皆コピーできます。できるだけホストコンピューターで処理をする方向で考えていただきたい。ここへ出てきているのもうどうこう言いませんが、できるだけホストと一体化できる方向で考えていただきたい。私は、それを専門にしなければいけませんので、今後、この問題については忘れないように言うていきます。プライバシー保護について誤解されたら困ると思いますので言うておきますが、できるだけ大きなところに入れたほうが管理がしやすいのです。1つ1つの課でパソコンを持って管理することになると、ファイルでもなんぼでもコピーできますからね。ガードは不可能です。その辺をよく御賢察いただき、今後の行政に反映していただくことを要望して、この件は終わります。

先ほど、監督者が20%と言われましたが、20%というのは、他の市と比べてこういう格好でええのかどうか。現状、20%という監督者は多いのか少ないのか。それから、聞き漏らしましたが、ボーナスとか勤勉手当は査定に入るのかどうか、もう一度お願いします。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） お答えいたします。

先ほどの先生のお尋ねは、係長級以上ということでお答えいたしましたが、監督者という言葉が中に入っております。大阪府下の管理職の一般職員に占める割合は、平均36%ぐらいでございます。和泉市の管理職についてそういうことで除しますと、大体33%ございまして、府下平均より幾らかは少ないという資料があるところでございます。

それから、夏季一時金あるいは年末一時金は、本条例にも出ておりますとおり、いわゆる期末勤勉手当につきまして、業務に対する評価は、民間レベルのような査定は行われておりません。

以上です。

○ 28番（友田博文君） 管理者と係長、主査級以上を入れて33%ということですか。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） 管理職でございます。ただし、先ほどの係長級以上の場合は、全職員数で除したわけでございますが、今、私が申し上げました数字は、いわゆる府下全体の一般行政職についてのみに限った数字でございます。

○ 28番（友田博文君） 率的にはわかりませんが、これでいくと、係長級以上が45%前後になるのと違うかなと思います。これは一般質問でもたくさん出ましたが、組合関係とかについては、今回、別組合がつけられたということで、組合に従事する人も今まで以上に増えてくると思うんです。もう1点は、先ほどもいろいろありましたアルバイト関係も90数名という格好になっております。こういう中では、労使関係をよくするためには、組合従事者が職務中でも出たり入ったりするのは仕方ないかもしれませんが、そうすれば、残った者は、その人の仕事までやるわけです。2人の職場では1人で2人分の業務をこなさなければならぬ。そのような人はどうなるんですか。給料も2倍やるということなんですか。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） 組合役員の点につきましては、一昨日の若浜先生の御質問に対しまして、一般の組合員と組合の役員については、役員はいろいろの仕事を持っているので、各職場においては多少の配慮をしておるのではないかと推測いたします、とお答えしたところであります。職員団体との関係は、極めて微妙なところが多くございます。1つは、良好な労使関係を打ち立てなければならない。もう1つは、御質問のように、あるいは若浜先生からも質問がございましたように、地公法の趣旨と申しますか、35条の職務専念の義務ということも重く受けとめなければならない。今後、そういった2つの方向をしっかりと見

極めながら対処していきたい、とお答え申し上げたところでございますので、よろしく御理解願いたいと存じます。

- 28番(友田博文君) 理解が得られないところですので、質問を変えますが、大変市の職員というのは、言葉は悪いんですが、一般の人たちから見て仕事をしないとか遊んでいるとか言われます。私らもそういう観念で入ってきたんですが、本当によくやっていますよ。私も帰りが遅い方ですが、本当に私が灯を消して帰るときに、もう残業を2時間ぐらいもしておられる方もいます。本当にすごいというほかありません。そこで、どのぐらいの人まで残業手当が出るんですか。
- 市長公室次長(鹿島賢昌君) 管理職員で、管理職手当を受けている者以外です。
- 28番(友田博文君) 管理職以外とは。
- 市長公室次長(鹿島賢昌君) 役職で申し上げますと、係長以下ということになります。
- 28番(友田博文君) 私もそう思います。係長以下の人が残業をしておられるとき、残っているのはだれかということです。管理職の方は、膨大な管理職手当をもらっていると思うんですが、しかし、自分の胸に手を当てて考えてみてください。嫁さんが家で待っているが、自分の部下が仕事をしておれば帰れまへんよ。どこまでが管理職の業務範囲か、ちょっと教えてください。
- 市長公室次長(鹿島賢昌君) 難しい質問でございますけれども、私が思いますには、職員と管轄の業務を指揮監督することであろうと考えております。
- 28番(友田博文君) どう言うていいのかわかりませんが、時間の関係で要望だけ言うて終わります。

一応、特別職は別にして、管理職の皆さんも御家庭を持ち、大変やろうと思います。市長さんの方で、幾ら夜寝ないで仕事をやっていることに対して、それだけの手当を払っているとなれば別ですが、一般的に残業をしているよりも低いと思います。その事業部門においては、本当に昼夜を問わず一生懸命にやっておられます。また、議会関係については、家へ帰って帰ってからでもやっておられる方もおられます。市長も職員ばかりに目を向けず、管理職は自分の部下やから好きなように使ってええんや、ということではなく、管理職の人も一生懸命にやってもらうたら、それだけのものを報いてやるということで、次の平成2年度の予算の中でも、その辺のところを配慮していただきたいと要望して終わります。

- 議長(出原平男君) 他にございませんか。
- 7番(赤坂和見君) 2点だけ。

電算システム作成委託料と電算機購入の件でございますが、例えばAというハードと1と



いうソフトはセットですね。表裏一体ですね。そこで最近、1円入札が問題になっておりますが、もし、そのようなことが和泉市であれば、どう対処されますか。

もう一つは、似通った点として商法的に大きな行政等が主体だと思っておりますが、ゼロックスがコピーの機械を無料で置いて1枚の単価の中で商売をし、無競争的な形になっていると思っておりますが、どうお考えですか。

この2点についてお聞かせ願いたいと思っております。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 総務部次長（奥村富彦君） 契約を担当いたしております奥村から答弁をさせていただきます。

広島で起こりました1円入札の件ですが、現行の自治法なりのもとでは、われわれ役所が契約をする際、広島がとられた措置もそうでありますが、競争入札によって落札をした場合、例えば工事のように現場でつくるものについては最低責任価格を設けます。1円入札といえますと、ただ一緒にだと思っておりますが、仮にそれで落札をしても有額である以上は、それで契約を履行していただくのが、ほぼそのまま解釈をすれば、そういうことになります。

ただそこで、広島の場合も富士通に対して契約履行を迫りましたが、社会的に問題となり、公正取引委員会の勧告が出るとかいうことで、契約を辞退したいという申し出がありました。が、広島側はあくまでも契約の履行を迫る、一方はあくまでも辞退をする中で、指名停止というペナルティーを課すということで契約を破棄したという形になっております。したがって、1円入札があった場合、現行法上では、そうならざるを得ないと考えます。

次に、コピー機の問題についても触れられましたが、この問題につきましても、湿式コピーを使っていた時代から当初、契約を担当する側あるいはその機械を導入する側のそれぞれの担当課で委託契約を結び、あるいはメンテナンス契約を結び、枚数の計算をするということで契約が大変複雑になってまいりました。富士ゼロックスが入る前は、リコーやキヤノンも入り、富士通も入ってくるという状況のもと、それぞれのメーカーから条件を提示させる中、現在、富士ゼロックスを中心に庁内に配置しております。しかし、それでは未来永劫そのままがいいのかということにはならないわけでございまして、一定期間ごとにそれぞれのメーカーについて研究し、改善をしていくことになると思っております。

以上です。

- 7番（赤阪和見君） そこで、1つ大きな問題点があると思っております。結局、ただの機械やから、極論すればなんぼでも取れる。そこに手軽に機械があるからコピーできるということから、使用量が膨大になる。私のところでもそうですよ。本来ならば、そこまで行か

なければ取れないから辛抱しとこうか、10円いるから3枚にしておこうか、となります。ところが、家に機械があると、5枚でも10枚でも、必要でないものまで取ってしまうという現象があるわけです。コピーの使用については、各原課でもそうですし、僕自身も気をつけなくてはいかんと思います。コピーの節減といったら何ですが、それが実際に必要なのかということを考えなければいけないと思います。ただの機械であるという安易さ、向こうは商法ですから、いかに便利よくして多くの枚数を取っていただくかということまでペイできるかを計算しますから、その点は十分に考えてもらいたい。

それと、この電算システムについては、A、B、Cという3つがあるとすると、そのソフトはイコールひも付きですね。

- 福祉課長（金谷宗守君） 全くのひも付きではありません。そういうことではない部分もございます。単に特約店であるとかの場合もございます。ハードのA社に対して、ソフトはAとイが付いていることもあります。
- 7番（赤阪和見君） そういう意味ではなく、Aという機械を選ぶか、Bという機械を選ぶか、選ぶメーカーによってソフトの1、2、3が決まってくる。逆にソフトを選ぶことによってハードが決まってくるということですね。
- 福祉課長（金谷宗守君） まず、われわれはハードでなく、ソフトを選ぶことによってハードの会社が決まってくると考えます。
- 7番（赤阪和見君） そこで、入札によっていくのか、随意契約でいくのかわかりませんが、結局、こういう点は、個々の使いやすさやメンテの問題など非常に難しい問題があります。そして、ソフトの場合は、特に技術ですからよけい難しい問題があると思います。だから、ソフトの部分で損をしても、ハードの部分で満額というか、1,100万円なら1,100万円を買ってくれば、ということになりますので、その点の考え方をきっちりしておかなければならない。毎回言いますように、1つのものに限定されてくるというのが現況じゃないかと思います。

その点では、先ほど、山本さんがおっしゃっていましたが、あまり相談を受けていないと言われました。しかし、やはり現在の和泉市の中で一番コンピューターのノウハウを持つ情報管理部が、その選定に当たってそのノウハウを教えないのか、あるいは聞きにいかないのか。そこら辺の縦の構造が横に結び付いていないと思いますが、その点でいかがお考えですか。

- 福祉課長（金谷宗守君） 先ほど、情報管理課長から答弁がありましたが、具体的に導入しようということに内定をいたしまして、現在、ソフトを中心に検討しておりますが、先進

都市の視察も含め情報管理課の方も一緒に入っていただいております。

- 7番(赤阪和見君) 先ほどの答弁と違うがな。先ほど、私は聞いてない、と言うてますよ。議長、こんな歴然と違う答弁をされているわけですからね。はっきりしてください。
- 情報管理課長(山本 襄君) 誤解をされていると思います。われわれが全然タッチしていないというわけではありません。ただ、導入に当たっての決定とかは、もちろん業務の主管課がその業務について一番詳しいわけですから、その点では、主管課でやっていただくということでございます。ただ、システムの内容とか先進都市の視察、調査の場合には、われわれの方も一緒に行ってお互いに研究をしていく方法はとっております。
- 7番(赤阪和見君) 先ほどの答弁の内容はどうなりますか。余り関係がないということでしたよ。ですから、しっかりとした内容でやっていかなければならない。原課ということではありますが、友田議員も質問をしていたように、原課でそれだけのことをやれる人がいるのかを心配しているんです。なるほど原課の仕事は原課でなければできないが、しかし、それをプログラム化していく場合、その専門家が要る。それは向こうのプログラムの専門家と電算室の優れた人しかできないことは事実です。これは言葉足らずでは済みませんよ。言葉が足っていたら時間をかけてやることはないわけです。  
その点では、先ほどから言いますように表裏一体のもので、一般競争入札になるのか、どういう形態をとろうとしているのか、お願いしたい。  
この600万円の作成委託料だけで終わるものなのかどうか。あとは自前で処理ができるのかです。もっと言えば、今後の開発の変更などはこちらの電算室でできるのかどうか。  
先ほどの1円入札というのは、1円で入札することによって、その次からの仕事がどんどん確実に自分らの手で取れるという思惑があるからです。コピー機をただで置くのも後のメリットがあるからだと思います。その点で600万円でどこまでのものができるのか。それですべて動くのかどうか。今後の変更の場合には、向こうのエンジニアの指導を仰ぎながらうちの情報管理課の関係でいらいらうことができるのかどうか。その点についてお伺いをしたい。
- 福祉課長(金谷宗守君) 第1点目の契約の方法でございますが、現在、検討中でございます。その結果によりまして随意契約になるか、指名競争入札になるかは、今のところ決定してございません。これだけが優れている、値段もそこそこということであれば随意契約ということになりましょうし、持っているソフトが長短いずれとも選び難いとなれば競争入札になろうかと思えます。

2点目のソフトの変更は、その内容によると思います。軽微な変更であれば当市の中でやれますが、大きな法の改正等がございますれば、やはりソフトメーカーの力を借りざるを得

ないと考えております。

- 7番(赤阪和見君) 確かに基本ソフトがありまして、今言われる基本的な国の法律が変わった場合には、基本が変わるということで即変更はできる可能性があると思います、無料ですね。そうでなければ基本ソフトを買う意味がない。違いますか。法律は、毎年変わりますよ。
- 福祉課長(金谷宗守君) 現在、検討しておりますソフトメーカーによりまして差がございます。毎年、一定の金額でその変更を請け負うという業者もあれば、法律の変更度合いによって変更料に差が出るという業者もあります。生活保護基準の改定は別といたしまして、それ以外の分について無料というところはありません。
- 7番(赤阪和見君) トータルグロスで今後、われわれがなるほどと思うような契約方法をやってもらいたいのと、今後、電算機の導入という大きな1つの問題点というよりは、利便性と逆の問題もあろうかと思えます。その点では、しっかり心して表裏一体のものであるという考え方で指導検討を要望しておきます。
- 議長(出原平男君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認めます。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。



- 議長(出原平男君) 次に、日程第31「平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
(市議会事務局長朗読)

#### 議案第59号

##### 平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成元年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

##### (歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,541,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰越金		979	9,530	10,509
	1. 繰越金	979	9,530	10,509
歳入合計		6,532,221	9,530	6,541,751

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		169,060	9,530	178,590
	1. 総務管理費	53,420	5,478	58,898
	2. 徴収費	113,668	4,052	117,720
歳出合計		6,532,221	9,530	6,541,751

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） 総務部大塚でございます。それでは、ただいま御上程をいただきました議案第59号「平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

内容につきましては、職員の給与改定等による給与費等の補正でございます。

まず、予算第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ953万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ65億4,175万1,000円といたすものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からその内容を御説明申し上げます。77ページをお願いいたします。

職員の給与改定による追加計上でございますが、総務管理費で547万8,000円、徴収

費で405万2,000円、合計953万円を追加計上いたしましたものであります。

また、これに充当いたします財源といたしましては、前年度繰越金を同額計上いたしてございます。

以上、簡単でございますが、今回、御上程をいただきました「和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号は原案どおり可決されました。



- 議長（出原平男君） 日程第32「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第60号

##### 平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成元年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,024,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分 担 金 及 金		13,400	7,157	20,557
	1. 負 担 金	13,400	7,157	20,557
5. 繰 入 金		671,822	5,903	677,725
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	671,822	5,903	677,725
7. 市 債		1,180,400	18,800	1,199,200
	1. 市 債	1,180,400	18,800	1,199,200
歳入合計		1,993,045	31,860	2,024,905

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下 水 道 事 業 費		1,675,912	31,860	1,707,772
	1. 下 水 道 総 務 費	718,016	4,346	722,362
	2. 下 水 道 整 備 費	957,896	27,514	985,410
歳出合計		1,993,045	31,860	2,024,905

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率 借入先	限度額	起債の方法	利率 借入先
公共下水道 整備事業	1,180,400	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内 府行他 政銀そ	1,199,200	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内 府行他 政銀そ
						30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。



- 議長（出原平男君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第60号「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、給与改定等による人件費並びに下水道整備事業費の追加でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明をいたします。83ページをお願いいたします。

まず、予算第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,186万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,490万5,000円としたものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございますが、内容は、「第2表地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき内容を御説明申し上げます。87ページをお願いいたします。

まず、歳出予算でございますが、下水道総務費で434万6,000円を追加計上いたしました。内容といたしましては、職員給与費及び公共下水道管理工事費追加でございます。次に、下水道整備工事費といたしまして2,751万4,000円を追加計上いたしました。これは主に公共下水道整備工事費の追加でございます。

これらに充当いたします歳入予算でございますが、分担金及び負担金715万7,000円、一般会計繰入金590万3,000円、市債1,880万円を追加計上いたしましたものでございます。

以上が、今回、御上程いただきました「和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願いいたします。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

- 議長（出原平男君） 日程第33「平成元年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

### 議案第61号

#### 平成元年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成元年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成元年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「168,135千円」を「168,869千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 水道事業収益	2,095,592千円	72,000千円	2,167,592千円	
第1項 営業収益	1,940,302千円	72,000千円	2,012,302千円	
		支 出		
第1款 水道事業費用	2,188,914千円	86,212千円	2,275,126千円	
第1項 営業費用	1,868,365千円	86,212千円	1,954,577千円	
第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「193,619千円」を「196,411千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。				

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		支	出	
第1款 資本的支出	588,629千円	2,792千円	591,421千円	
第1項 建設改良費	420,922千円	2,792千円	423,714千円	
第5条 予算第7条中職員給与費「648,181千円」を「675,385千円」に改める。				
第6条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額「141,098千円」を「161,098千円」に改める。				

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明をお願いします。
- 水道部長（岩井益一君） それでは、お許しを得まして自席より、議案第61号「平成元年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回、補正いたします理由といたしましては、一般会計と同様、人事院勧告実施に伴う給与改定及び期末手当特例措置の実施並びに共済組合特例負担金の納付等職員給与と関連費の所要経費の計上と、下水道工事量増加に伴う配水管移設工事費用をそれぞれ追加補正いたしますのであります。

その主な内容といたしましては、まず、第2条において、当該職員給与費の増額に伴い、予算第2条に定めた業務量の関連部分を補正するものであります。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収益的収入について、受託工事収益として水道事業収益中、営業収益において7,200万円を追加計上し、補正後の水道事業収益額を21億6,759万2,000円といたすものであります。

また、収益的支出については、損益勘定支弁職員に係る給与と関連費2,441万2,000円と合わせて、受託工事量の増加に伴う受託工事費を水道事業費用中営業費用において8,621万2,000円を追加計上し、補正後の水道事業費用額を22億7,512万6,000円といたすものであります。

さらに、第4条におきましても、予算第4条に定めた資本的支出の予定額のうち、資本勘定支弁職員に係る給与と関連費を建設改良費において279万2,000円を追加計上し、補正後の資本的支出額を5億9,142万1,000円といたすものであります。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これらの詳細につきましては、96ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

- 議長（出原平男君） 日程第34「平成元年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第62号

平成元年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成元年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成元年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	【支 出】		
第1款 病院事業費用	4,568,509千円	102,866千円	4,671,375千円
第1項 医業費用	4,369,689千円	102,866千円	4,472,555千円
第3条 予算第8条中、職員給与費「2,469,789千円」を「2,572,655千円」に改める。			

平成元年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第62号「平成元年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

御説明に入ります前に一言、おわびを申し上げたいと存じます。まことに恐れ入りますが、本追加議案書最終ページに製本漏れがありました。お手元に本日配付いたしました補正予算説明書127ページを追加させていただきたく存じますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、御説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど御議決賜りました和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び平成元年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の制定並びに特例法によ

る保留分の共済組合負担金の追加等により、病院事業費用中の給与費の補正が必要と相なったものでございます。

それでは、補正予算各条につきまして御説明申し上げます。

予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用45億6,850万9,000円に1億2,86万6,000円を追加し、補正後の病院事業費用を46億7,137万5,000円と定めるものでございます。

次に、第3条でございます。第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額24億6,978万9,000円を25億7,265万5,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を114ページから127ページに添付してございますので、御参照賜りたくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第62号の提案理由並びにその内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（若浜記久男君） 非常に密度の濃い議会の中で申しわけないんですが、端的にお答えいただきたい。

決算委員会で申し上げるタイミングをなくしましたのでお聞きをしたいんですが、いつも議会で問題になっておりますが、今、非常に患者さんが来院されるときに駐車場の問題でございます。私どもの方にもたくさんの要望をいただいているのですが、現在の駐車場のスペースを改造されて、有料の2階建てあるいは3階建ての立体的なものに考えられないかどうか。他市の公立病院では有料の駐車場が多いらしいのですが、その辺での検討される余地があるかどうか第1点。

それから、先ほどからコンピューターの導入による電算化が問題になっておりますが、たしか市立病院は富士通だったと思いますが、導入の経過について、覚えていらっしゃればお答えください。

- 議長（出原平男君） 答弁。
- 病院事務局長（藤原光夫君） 駐車場の件につきましてお答えさせていただきます。

いつも病院の駐車場の件につきましては御指摘をいただいております。われわれといたしましても駐車場問題につきましては、非常に来院される方に御迷惑をかけていることも十分に承知をしているわけでございます。その点につきまして、いわゆる遮断式の計画を持っている見積もりも取りましたが、二千数百万円というような多額の経費が

かかるということでございます。御案内のとおり、現在、市立病院の方も昭和63年度より財政再建計画の途上にありますので、その辺も踏まえた中、今後、さらに検討してまいりたいと存じます。

また、2階建てという御提言もございましたが、この件につきましても敷地の狭小という面で、どうしても美観上あるいは入院患者の採光ということも配慮しなければならないということで難しいのではないかと考えております。

2点目の電算の問題でございますが、ちょっと記憶で申しわけないんですが、昭和56年ごろに電算の導入ということで検討してまいった経過がございます。富士通、NECあるいは他の業者さんから見積もりや使用方法等について、コンピューター購入検討委員会なるものを設けて種々検討してまいりました。そこでは、記憶でございますが、値段的なものとか、また、富士通の電算につきましては、端末とは対話式で入力できるというところ辺のメリットを大きく評価して導入したという経過でございます。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

- 議長（出原平男君） この際、お願いを申し上げます。

審議の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思っておりますので、よろしく御了承のほどをお願い申し上げます。

○

- 議長（出原平男君） 日程第35「長期営農継続農地制度等の堅持に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第7号

長期営農継続農地制度等の堅持に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成元年12月21日

提出者

和泉市議会議員

並 河 道 雄  
若 浜 記久男  
森 悦 造  
木 村 静 雄  
須 藤 洋之進  
早乙女 実  
穴 瀬 克 己  
天 堀 博  
中 塚 新 治  
飯 坂 楠 次  
柳 瀬 美 樹  
田 中 昭 一

#### 長期営農継続農地制度等の堅持に関する意見書

大都市地域における地価対策や宅地供給の促進等の名のもとに、市街化区域農地に対する課税強化の動きが活発化している。

市街化区域は、将来にわたり宅地化を進める地域ではあるが、これまで計画的に宅地化が進んでいない状況のもとで、長期営農継続農地制度や相続税納税猶予制度の見直しによる課税強化は、農業を崩壊させるばかりでなく、市街化区域内にあっても多数存在する営農意欲の高い農家を中心とした地域社会の歴史的・文化的関係をも破壊させることとなる。

また、課税強化は、宅地の量的確保には必ずしも結びつかず、計画的な町づくりをむしろ阻害するものといわざるを得ない。

よって政府は、市街化区域の農地が果たしてきた機能を都市計画に位置づける施策を講じるとともに、農業の用に供されている農地については、現行の長期営農継続農地制度や相続税納税猶予制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年12月21日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案の趣旨説明を願います。
- 5番（並河道雄君） 自民税調で東京23区について検討されたみたいですが、全国的に

市街化区域の農地に対する宅地並み課税をされる懸念も残っておりますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第7号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。



- 議長（出原平男君） 日程第36「在日韓国人の法的地位向上に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第8号

在日韓国人の法的地位向上に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成元年12月21日

提出者

和泉市議会議員

松尾孝明

中塚新治

須藤洋之進

木村静雄

並河道雄

柳瀬美樹

田中昭一

在日韓国人の法的地位向上に関する意見書

1965年に締結された在日韓国人の法的地位協定は、日本の飛躍的な経済発展や社会保



障制度の充実等により、今日ではその適合性が乏しくなっている。

この間、政府においては国際人権規約や難民条約を通じて、待遇面において若干の改善はなされているものの、その施策は万全とはいえない。

今日の様に国際的にも日本の占める役割が高くなり、世界に貢献する日本を目指すためには、単に経済的な面にとどまらず、世界の平和と安全に寄与することはもとより、人権尊重の精神を貫くことが肝要である。

今、在日韓国人は1991年の再協議を目指して、その待遇改善に大いなる期待を抱いているところである。

よって政府は、在日韓国人の果たされてきた実績を十分に認識し、法的地位向上に努力されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年12月21日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案の趣旨説明を願います。
- 12番（松尾孝明君） ただいま朗読どおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。
- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、意見第8号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（出原平男君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。  
それでは、閉会に当たりまして市長のごあいさつをお願いいたします。  
（市長登壇、あいさつ）
  - 市長（池田忠雄君） 一言、ごあいさつを申し上げます。  
去る19日に平成元年第4回定例会をお願いを申し上げ、多数の重要議案を御提案をいた

しましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわらず慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

なお、昭和63年度歳入歳出決算につきましては、決算審査特別委員会に御審議を願うことに相なりました。委員の皆様方には、大変御苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いを申し上げます。

本議会を通じ、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重させていただき、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後なお一層の御支援、御協力をお寄せを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

いよいよ本年も残すところ10日余と相なりました。これから寒さも一段と加わってまいります。議員皆様方には、くれぐれも御自愛をいただきまして、平成2年の輝かしい、よりよいお年をお迎えくださいますようひたすらお祈りを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。長時間、本当にありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

○ 議長(出原平男君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

本年最後の定例会も本日をもって閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。本定例会を通じ、議事運営に格別の御協力をいただき、終始円満に終了できましたことは、改めて議員各位の御支援のたまものと衷心より重ねて厚く御礼を申し上げます。

最後に、本年もあとわずかとなりました。寒さも一段と厳しくなる折から健康に御留意をされ、よいお年をお迎えくださるようお祈りを申し上げます。

それでは、これをもって平成元年第4回定例会を閉会いたします。どうも本当にありがとうございました。

(午後5時07分閉会)

○  
会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 出 原 平 男

同 副 議 長 西 口 秀 光

同 署 名 議 員 勝 部 津 喜 枝

同 署 名 議 員 早 乙 女 実

同 署 名 議 員 原 重 樹

